

国際戦略総合特別区域計画

作成主体の名称： 愛知県、岐阜県、三重県、長野県、静岡県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、豊山町、大口町、蟹江町、飛島村、岐阜市、大垣市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市、海津市、笠松町、垂井町、神戸町、安八町、坂祝町、川辺町、御嵩町、津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、いなべ市、木曾岬町、飯田市、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、浜松市、名古屋港管理組合、三菱重工業株式会社、川崎重工業株式会社、富士重工業株式会社、東レ株式会社、中部航空宇宙部品生産協同組合、川崎岐阜協同組合、天龍エアロコンポーネント株式会社、アイコクアルファ株式会社、株式会社青山製作所、曙工業株式会社、旭精機工業株式会社、熱田起業株式会社、株式会社石川精工、株式会社磯村製作所、伊藤鉄工株式会社、株式会社エアリス・エンタープライズ、株式会社エアロ、尾張精機株式会社、株式会社カマタ製作所、木下精密工業株式会社、株式会社銀星、株式会社グローバル・アシスト、株式会社小池製作所、株式会社弘和鉄工所、株式会社小坂鉄工所、株式会社近藤機械製作所、株式会社最新レーザ技術研究センター、株式会社三技、株式会社三光製作所、三洋機工株式会社、株式会社真功社、シンフォニアテクノロジー株式会社、株式会社杉浦機械、株式会社関山、株式会社高木化学研究所、高木工業株式会社、高砂電気工業株式会社、高須工業株式会社、玉川工業株式会社、株式会社タマリ工業、株式会社TEKNIA、株式会社テックササキ、東南精機株式会社、東陽工業株式会社、東洋航空電子株式会社、東レハイブリッドコード株式会社、トーカロ株式会社、中村鉄工株式会社、株式会社西村製作所、ピーページー・ジャパン株式会社、株式会社フジワラ、株式会社放電精密加工研究所、株式会社松江鉄工所、マツダ化工株式会社、株式会社松原製作所、株式会社瑞木製作所、株式会社名光精機、株式会社山下工作所、輸送機工業株式会社、株式会社吉見製作所、菱輝金型工業株式会社、株式会社和田製作所、渡辺精密工業株式会社、葵工機株式会社、旭金属工業株式会社、株式会社天野工業、今井航空機器工業株式会社、岩戸工業株式会社、イワキ工業株式会社、APCエアロスペシャルティ株式会社、恵那機器株式会社、榎本ビーエー株式会社、株式会社オイダ製作所、株式会社大橋鉄工所、有限会社大堀研磨工業所、偕行産業株式会社、株式会社加藤製作所、株式会社郡上螺子、有限会社ケーテクニカ、近藤技研株式会社、株式会社佐々木製作所、株式会社信立、誠和工業株式会社、株式会社太平洋久世製作所、榎屋ティスコ株式会社、天龍コンポジット株式会社、東邦テナックス株式会社、徳田工業株式会社、鳥羽工産株式会社、有限会社名古屋路鉄工所、ナブテス

コ株式会社、株式会社ナベヤ精機、日本プレス工業株式会社、株式会社服部精工、早川工業株式会社、早川精機工業株式会社、株式会社光製作所、有限会社フジワテック、株式会社マルケン工業、瑞浪精機株式会社、株式会社水野鉄工所、名北工業株式会社、メイラ株式会社、株式会社ヤシマ、株式会社和興、NTN株式会社、キクカワエンタープライズ株式会社、大起産業株式会社、株式会社トピア、株式会社南条製作所、株式会社光機械製作所、扶桑工機株式会社、三重樹脂株式会社、有限会社愛光電子、アイビーテクノクリエーション株式会社、株式会社赤羽製作所、株式会社アップルハイテック、飯田精機株式会社、飯田精密株式会社、株式会社エヌ・イー、有限会社大島電子、株式会社乾光精機製作所、株式会社協電社、株式会社協和精工、クロダ精機株式会社、コーエー精機株式会社、山京インテック株式会社、三洋工具株式会社、三和ロボティクス株式会社、株式会社しなの工業、株式会社タカモリ、多摩川航空電装機器株式会社、多摩川精機株式会社、多摩川テクノクリエーション株式会社、多摩川パーツマニュファクチャリング株式会社、多摩川マイクロテック株式会社、株式会社ティーエー・システム、有限会社野中製作所、株式会社浜島精機、株式会社林精機、株式会社ピーエーイー、株式会社マルヒ、株式会社丸宝計器、有限会社森脇精機、有限会社矢崎製作所、有限会社ユーズテック、株式会社ヨシカズ、アイティーオー株式会社、株式会社オリオン工具製作所、株式会社桜井製作所、庄田鉄工株式会社、富士工業株式会社、株式会社平安コーポレーション、マシン・テック・ヤマシタ有限会社、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社八十二銀行、株式会社静岡銀行、株式会社清水銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社十六銀行、株式会社三重銀行、株式会社百五銀行、株式会社長野銀行、株式会社愛知銀行、株式会社名古屋銀行、株式会社第三銀行、飯田信用金庫、アルプス中央信用金庫、浜松信用金庫、岐阜信用金庫、大垣信用金庫、東濃信用金庫、関信用金庫、岡崎信用金庫、碧海信用金庫、中日信用金庫、桑名信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、長野県信用組合、株式会社日本政策投資銀行、一般社団法人中部経済連合会、名古屋商工会議所、一般社団法人中部航空宇宙産業技術センター、国立大学法人名古屋大学、中部国際空港株式会社

1 国際戦略総合特別区域の名称

アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区

2 国際戦略総合特別区域計画の実施が国際戦略総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターを形成する

アジアをはじめとする世界的な航空旅客需要の拡大が見込まれる中で、日本の航空機・部品生産額の約5割、航空機体部品では7割以上を生産している中部地域では、航空宇宙関連産業の一大集積地の形成を図り、米ボーイング社の最新中型旅客機787「ドリームライナー」の量産化への対応や、YS-11以来40年ぶりに国産旅客機としての事業化が決定されたMRJ（三菱リージョナルジェット）の生産・販売の拡大などにより、航空宇宙産業の世界シェアの拡大を目指している。

一方で、新興国であるアジア各国において、韓国で、慶尚南道をコア拠点に、国内数カ所に有望拠点を定め、インフラ造成事業等関係企業のさらなる国際競争力確保に資する政策支援を行い、集積促進を進めており、また、台湾では、北部、中部、南部の3地域で集積形成を図り、企業競争力に資する集中的な政策資源の投入を実施している。また、中国においては、天津にエアバス社の小型旅客機320の最終組立工場が立ち上がったほか、欧米エンジン、装備品メーカーとの共同開発、部品製造拠点が各地に整備されるなど、海外企業の積極的な取り込みと自国企業の高度化を後押しする政策支援が行われており、国・地域を挙げた航空宇宙関連産業の振興、シェア拡大に取り組んでいる。

こうした状況下、産・学・官を挙げた「航空宇宙産業フォーラム」をはじめとするこれまでの地域の取組を基盤に、アジア等新興国の追随を許さない欧米先進地域と肩を並べるような航空宇宙関連産業の一大集積地の形成を図るため、今回、総合特別区域法により「特定国際戦略事業」の一つとして位置づけられている「複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業」を展開する地区について総合特区としての指定を受け、関税のフリーゾーン化及び輸出規制の緩和を進め、機体メーカー及びそれらを支える関連中小部品メーカー等の国際競争力を確保し、市場拡大の後押しを行う。

また、機体メーカーが、今後、国際共同開発事業において主導的地位を確立するため、立地・新規設備投資がしやすい環境を整備し、加えて我が国主導の民間機開発を進めるとともに、中小企業が協働し、航空機部品の一貫生産を可能とする我が国初の工場アパートを整備、多工程をワンストップで行う新たなビジネスモデルを構築、高付加価値の部品供給を可能とし、海外からの直接受注の道を開くとともに、サプライチェーン全体の高度化、国際競争力の強化を図り、地域の総合的なものづくり力の強化につなげる。

さらに、航空宇宙関連産業のシェア拡大、利益率の高いMRO（Maintenance Repair and Overhaul：保守・点検、修理・整備、重整備）サービスまで展開するため、材料を含む研究開発から、設計・開発、飛行試験、製造・販売、保守管理までの一貫したソリューションを提供する体制が整備されたアジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターの形成に向け、研究開発拠点の整備等に係る取組を加速・先導する。そして、多くの部品製造を担う、他産業を含めた優れた中小

企業の新規参入や販路開拓を促進し、産業を支える人材の育成・確保等、厚みを持った総合的な取組を行うことにより、これまでの日本の強みであった“モノづくり”の頂点に立つ先端技術集約型産業である「航空宇宙産業」の振興により、自動車に続く次世代産業として育成し、「技術立国・日本」の成長・発展を牽引していく。

【解説】

(航空機産業は中長期的に確実に拡大する成長産業)

- 航空旅客輸送量は、今後 20 年間に於いて、世界全体で約 2.7 倍に拡大 (年平均 5.1% の伸び)、特にアジア・太平洋地域では、年平均 6 % を超える大きな伸びが見込まれ、世界最大の市場に成長することが見込まれている。また、こうした航空旅客需要の伸びに従い、今後 20 年間で、世界の航空機 (ジェット機) 需要は 2 倍以上 (新規に約 3 万 1,000 機、約 300 兆円の市場規模)、アジア・太平洋地域では、約 3 倍となる見込みである。また、そのうち、MR J が参入を目指すリージョナルジェット機市場は、今後 20 年間、世界で約 5,000 機の新規需要が見込まれている ((財)日本航空機開発協会「平成 22 年度 民間輸送機に関する調査研究」)。
- このように、世界的に航空機需要の拡大が見込まれる中で、我が国の航空機産業の生産額は約 1.2 兆円、GDP に対する比率では航空機先進国の 5 分の 1 程度にとどまっており、逆に見れば、我が国の航空機産業が伸びる余地は大きい。

(航空宇宙産業は日本の強みを発揮でき、国際競争の最前線で伍していける分野)

- 米ボーイング社の航空機国際共同開発において、日本の生産分担比率は、15% (ボーイング 767)、21% (777) と着実に拡大し、最新中型旅客機 787 では 35% (すべて愛知・岐阜地域で生産) と、ボーイング社と同率となるまで高まっている。同機は、初飛行前の段階ですでに 800 機以上という史上最大の大量受注を獲得しているが、愛知・岐阜地域に製造拠点を有する日本の企業が、その高い技術力によって売上げの増大に大きく寄与している。
- また、機体の軽量化や燃費の向上のため、複合材の使用範囲が拡大しており、その主なものが CFRP (carbon fiber reinforced plastics : 炭素繊維複合材) である。例えば、ボーイング 787 では、主翼や尾翼、胴体が CFRP 製で、使用比率は約 50% に達している。この CFRP をボーイング社に独占的に供給しているのが東レ㈱である。また、日本の航空機エンジンメーカーは国際共同開発に参画して重要部位を担当し、装備品などでも日本企業は優れた技術を保有している。
- さらに、国産初の小型ジェット旅客機として事業化が決定された MR J は、平成 24 年の初飛行、平成 26 年の初号機納入を目指して、試作機の生産が進められている。これを機に、我が国の航空機に係る総合システム産業としての発展が期待されている。

(航空宇宙産業は、裾野が広く、技術波及効果が大きい先端技術集約型産業)

- 航空機の部品点数は、自動車の100倍以上(自動車1台当たり2~3万点に対し、航空機1機は300万点)であり、大手重工メーカーの一次下請けが約1,200社、従業員約2万人に上るなど、航空宇宙産業は、裾野が広く、機械・電気・部品・素材など広範多岐にわたる産業分野を集約する総合産業である。
- 構成部品や素材に対して、信頼性・安全性・軽量化・高性能化等の観点から、非常に厳しい技術的要求(例えば、低温・高温等の極限環境でも自動車の100分の1の故障率など)がなされ、それにより、多くの産業の技術進歩が促進されてきた。また、航空機産業の技術波及効果は、自動車の3倍、産業波及効果の9倍と言われるなど、航空機産業で培われた技術は、幅広い産業に波及することとなる。当地域かつ我が国の主要産業でもある自動車、機械、素材産業との関係で具体的な例を挙げれば、自動車産業におけるエンジンの電子制御、ターボチャージャー、ディスクブレーキ、機械産業における難切削材の加工技術、アクチュエーター技術、素材産業における軽量・高強度複合材料、軽量、耐熱合金等があり、航空宇宙産業の振興は、当地域における他の主要産業の活性化につながっている。
- このように航空宇宙産業は、国の全産業の頂点に立つ技術先端型産業であり、国の経済社会の活力の向上や持続的発展に大きく寄与するものである。先進国における工業力の象徴として、アメリカ、ヨーロッパなどでは、国策として、その振興に力が入れられており、近年、小型・中型ジェット旅客機に関しては、日本だけでなく、中国やロシアも国家事業として市場参入を目指している。

(航空輸送システムの根幹を海外に大きく依存すべきではない)

- 我が国の航空輸送規模は世界的にも上位に位置しながら、そのシステムの根幹を我が国の技術・産業が提供しておらず、海外の巨大企業に独占されることは国家安全保障上も問題となる。

以上のような様々な理由から、「航空宇宙産業」を我が国経済の成長エンジンとなる産業と位置づけ、重要な国家戦略として、その振興に取り組むことが必要となっている。経済産業省(産業構造審議会産業競争力部会)が平成22年3月に公表した「産業構造ビジョン2010」では、特に有望な10の先端分野の中に「航空機」、「宇宙」を掲げ、積極的に支援していくことが提言されているが、とりわけ、我が国企業が、従来の欧米メーカーからの受託生産から自立した完成機メーカーとして脱皮する重要な段階を迎えている今、省庁横断的な支援・協力体制を構築し、国を挙げた取組が求められる。

そうした中で、我が国最大の航空宇宙産業集積地である愛知・岐阜地域において、国際戦略総合特区の指定を契機として、航空機産業に関する生産機能(とりわけマザー工場)を維持・強化するとともに、先進的な航空輸送システムの研究開発が行われる一大拠点を形成し、我が国の産業構造の転換・高度化に向けた中核的・先導的役割を果たし、また、日本の総合技術システム産

業の国際的地位の向上にも大きく貢献することにより、日本全体の成長・発展につなげていく。

② 評価指標及び数値目標

評価指標（１）：我が国（中部地域（愛知県・岐阜県を中心とした５県））の航空宇宙産業の
国際市場シェア

数値目標（１）：３％（１.５％）（平成２２年）→ ４％（２％）（平成２７年）

評価指標（２）：中部地域における航空宇宙産業の生産高

数値目標（２）：７千億円（平成２２年）→ ９.２千億円（平成２７年）

評価指標（３）：中部地域における航空宇宙産業雇用者数

数値目標（３）：１５千人（平成２２年）→ ２０.５千人（平成２７年）

評価指標（４）：中部地域における航空宇宙関連輸出額

数値目標（４）：１８百億円（平成２２年）→ ２４.６百億円（平成２７年）

評価指標（５）：愛知・岐阜・三重・長野・静岡地域における航空宇宙関連の工場等の新增設
件数

数値目標（５）：平成２４年から平成２７年までの４年間で２５件

３ 特定国際戦略事業の名称

アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターを形成し、先端技術集約型産業である「航空宇宙産業」を振興するとともに、自動車に続く次世代産業として育成し、「技術立国・日本」の成長・発展を牽引するため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、製造コスト低減による国際競争力アップ、企業が新規立地・設備投資しやすい環境整備、産・学・官挙げたMR Jプロジェクトの成功に向けた取組の推進、中小企業の新規参入・販路開拓支援、専門的人材の育成・確保の推進、航空機イノベーション拠点の整備に係る取組を行っていく。

- ① ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業）、別紙 1-1）
- ② ボーイング 787 等量産事業（国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙 1-2）
- ③ 関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業（国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙 1-2）
- ④ MR J プロジェクト事業（国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙 1-2）
- ⑤ ボーイング 787 等量産事業（国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙 1-5）

- ⑥ 関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業（国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1－5）
- ⑦ MRJプロジェクト事業（国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1－5）

4 その他国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化のために必要な事項

i) 一般国際戦略事業について

総合特区の目指す目標を達成するため、特定国際戦略総合特区事業とも連携しながら、以下の取組を行っていく。

- ① <<次世代航空機開発促進事業>>、<<地域発！国際戦略総合特区支援事業>>（<<地域新産業戦略推進事業（地域新産業集積戦略推進事業）>>、別紙1－4）

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙1－9）

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

- ・航空機の部分品等の免税（関税暫定措置法第4条）手続きの事務負担の軽減を図るため、免税手続きに必要となる「減免税物品に関する帳簿」について、関税暫定措置法基本通達に定める様式（P-1000）にかかわらず、関税暫定措置法施行令で求めている事項が記載された社内帳簿等の利用を可能とする措置について平成24年6月29日付けで関税暫定措置法基本通達が改正された。
- ・生産能力の抜本的拡充を図るため、増築部分が現行基準に適合し、既存部分が新耐震基準に適合する場合に、既存不適格建築物のまま増築可能な部分の既存部分に対する比率の上限である1/2を超えて増築可能となるとする措置について平成24年9月20日付けで建築基準法施行令が改正された。
- ・国との協議の結果、国際戦略総合特区計画の中に盛り込むことにより認定市町村が条例で重複緑地の算入率を独自に定めることや、地方公共団体が個別に規則等を制定することにより、壁面緑地の面積算定方法を独自に定めることが実現可能であることを確認できたことから、名古屋市、半田市及び各務原市において条例で重複緑地の算入率を独自に定めるとともに、名古屋市において個別に規則等を制定することにより、壁面緑地の面積算定方法を独自に定めた。

iii) 目標に対する評価の実施体制

以下の取組による国際戦略総合特別区域計画に位置つけた事業等の評価・検証を踏まえ、新たな規制の特例措置等の提案を行うなど、目標の実現に向けた取組を行っていく。

ア) 数値目標の評価の計画

目標年の翌年に当たる平成28年度に評価を実施

(これに加え、毎年度、単年度ごとの実績（生産高等）と数値目標までのトレンドとの乖離を把握、国際戦略総合特別区域計画に位置づけた事業等の進捗状況と併せて愛知県のホームページ上で公開)

イ) 評価における地域協議会の意見の反映方法

数値目標に対する達成度のほか、国際戦略総合特別区域計画に位置づけた事業等の進捗状況や効果の評価を地域協議会の構成員全員で共有し、今後の課題と取組の方向性等について協議を行う。

ウ) 評価における地域住民の意見の反映方法

イ) の地域協議会における協議に先立ち、数値目標に対する達成度、国際戦略総合特別区域計画に位置づけた事業等の進捗状況等を愛知県のホームページ上で公開し、県民の意見聴取（パブリック・コメント）を実施する。聴取した県民からの意見は、県ホームページ上で公開するとともに、地域協議会の構成員全員で共有し、今後の取組の方向性等についての協議の際に参考とする。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）>【1 / 10】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

各務原市

3 特定国際戦略事業の内容

①事業概要

今後、月産 10 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を川崎重工業(株)岐阜工場において整備し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を各務原市の条例により制定する。

②事業に関与する主体

各務原市、川崎重工業(株)

③事業が行われる区域

岐阜県各務原市川崎町 1 番地を代表する地番とする事業所（川崎重工業(株)岐阜工場）内

④事業の実施期間

総合特区計画認定後、各務原市議会への条例案上程、議決を経て、平成 24 年 10 月から事業実施予定

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、川崎重工業(株)岐阜工場敷地区域では「工場立地に関する準則」による緑地面積率が適用されている。本事業により、各務原市による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

（整備される施設等）

複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング 787 中胴の製造等）

4 当該特別の措置の内容

各務原市総合特別区域法第 23 条第 1 項に基づく準則を定める条例（以下「特区条例」という。）を制定し、現在適用されている工場立地法による準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

各務原市川崎町 1 番地を代表する地番とする川崎重工業株式会社岐阜工場敷地区域（別添地図）

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準（特別の措置）の内容

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	5%以上
環境施設面積率	25%以上	10%以上
重複緑地（※）の緑地への算入率	25%以内	50%以内

※工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

(3) 各務原市における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

① 緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれに関しての具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は1%となっている。総合特区制度の趣旨に鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新増設の際の自由度を高める必要があり、この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

なお、川崎重工業(株)岐阜工場は、工場立地法施行（昭和49年）以前に設置されていた工場にかかる特例の対象工場であり、現在適用されている緑地面積率等の基準のもとでの生産施設の新増設ができないため、特定国際戦略事業の実施に際して整備を予定している複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備の新増設計画並びに今後のボーイング社等の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性を総合的に考慮すると、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上とする必要がある。

イ 工場立地に際しての周辺環境との調和の確保（一定規模の緑地等の確保による環境保全）川崎重工業(株)岐阜工場の境界総延長の30%程度は、住宅や商業施設など環境保全の必要性が高い区域と隣接しているが、以下の理由から緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上としても、これらの区域との調和を図ることが可能である。

- ・同工場の現状としては、工場境界付近の緑地の割合が高くなっているが、今後の施設整備に際しては、工場境界のうち住宅や商業施設と隣接している部分については、既存の緑地を削減しないことに加え、できる限り新たな緑化も進めていく方針を有しており、境界総延長の30%程度に相当する環境保全の必要性が高い隣接区域に配慮していくこと。
- ・同工場の南側及び南西方向は航空自衛隊岐阜基地の敷地となっており、飛行場の滑走路及びそれを取り囲む広大な緑地が広がっているほか、さらにその南部には相当の山林部分があること。また、北側は山林などの緑地部分もあること。

②重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え方

以下により、本算入率に係る基準を50%以内とすることが可能と判断した。

ア 現行の算入率(25%以内)を制定した当時(平成16年度)と比較して屋上緑化の技術が向上したこと。

イ 川崎重工業(株)岐阜工場においては、周辺での新たな土地の確保が困難となっており、多様な緑地整備を進めることが同工場における緑化を実現するために重要であること。

③結論

以上により、各務原市としては、総合的に市の健全な発展につなげていくためには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率を上記(2)のように設定することが適切と判断した。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）>【2 / 10】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

名古屋市

3 特定国際戦略事業の内容

①事業概要

今後、月産 10 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を三菱重工業㈱大江工場、東レ㈱名古屋事業場、その他の特区内において複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業を実施する事業者において構築し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を名古屋市の条例により制定する。

②事業に関与する主体

名古屋市、三菱重工業㈱、東レ㈱、その他の特区内において複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業を実施する事業者

③事業が行われる区域

三菱重工業㈱大江工場周辺地区（愛知県名古屋市の区域のうち名鉄常滑線、山崎川、名古屋港、大江川で囲まれた区域）

④事業の実施期間

国際戦略総合特別区域計画認定後、名古屋市会への条例案上程、議決を経て、平成 25 年 4 月から事業実施予定

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、三菱重工業㈱大江工場周辺地区では、「工場立地に関する準則」（平成 10 年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第 1 号。以下「立地法準則」という。）による緑地面積率及び環境施設面積率が適用されている。本事業により、名古屋市による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

（整備される施設等）

- ①複合材料を使用した航空機の機体等の製造に関する設備（ボーイング 787 主翼の製造及び MR J 部品など航空宇宙部品等）
- ②複合材料を使用した航空機の機体の製造及び航空機部材に使用される複合材料素材に係わる研究開発に関する設備（ボーイング 787 の機体向け中間基材強化材の製造やその他航空機向け部材用素材の研究・開発）
- ③その他複合材料を使用した航空機の機体の研究開発又は製造に関する設備

4 当該特別の措置の内容

国際戦略総合特区緑地面積率等緩和条例（以下「特区条例」という。）を制定し、立地法準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

三菱重工業(株)大江工場周辺地区（愛知県名古屋市の区域のうち名鉄常滑線、山崎川、名古屋港、大江川で囲まれた区域）（別添地図）

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準（特別の措置）の内容

適用の対象は、当該特別の措置を適用する区域において、三菱重工業(株)、東レ(株)、その他の複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業を実施する事業者が設置する工場立地法第6条に規定する特定工場の敷地とする。

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	5%以上
環境施設面積率	25%以上	5%以上
重複緑地（※1）の緑地への算入率	25%以内	100%以内（※2）

※1 工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

※2 すべての重複緑地を緑地へ算入することができるものとする。

(3) 名古屋市における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への参入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

① 緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれに関しての具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率及び環境施設面積率を5%以上とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化
国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は1%となっている。総合特区制度の趣旨に鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新増設の際の自由度を高める必要があり、この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

また、当該特別の措置を適用する区域における、工場立地法施行（昭和49年）以前に設置された工場では、現在適用されている緑地面積率及び環境施設面積率の基準のもとでは、生産施設の新増設が困難となっているため、複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備の新増設計画並びに今後のボーイング社等の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性に対応できなくなっている。

さらに、当該特別の措置を適用する区域において取り組もうとする「関連中小企業の効

率的な生産・供給体制構築事業（航空宇宙部品の一貫受注システムの構築、工場アパートの整備）」や「未利用国有地を活用した航空宇宙関連産業集積強化事業（契約方式の特例）」を実現していくためには、航空宇宙関連企業が当該特別の措置を適用する区域内に立地するにあたってのインセンティブとなる立地条件を整備する必要がある。

以上のような状況を考慮すると、緑地面積率及び環境施設面積率の下限を5%以上とする必要がある。

イ 工場立地に際しての周辺環境との調和の確保（独自緑化の推進による環境保全）

名古屋市においては、平成20年10月より都市緑地法及び緑のまちづくり条例に基づく「緑化地域制度」を導入しており、市域の全域において建ぺい率の最高限度に応じて10%～20%の範囲内の緑化率の最低限度を定めている。当該特別の措置を適用する区域においては、工業地域及び工業専用地域で建ぺい率は60%であるため、求められる緑化率は15%となっている。

また、名古屋市においては、市内工場の流出を防止し、市内での再投資を促進することを目的として、市の区域の全域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号による準工業地域、工業地域及び工業専用地域に限る。以下同じ。）を対象として、立地法準則に代えて適用すべき準則（以下「地域準則」という。）を次表のとおり定める条例の制定を予定している。

【工場立地法第4条の2に基づく地域準則（案）の内容】

	準工業地域	工業・工業専用地域
緑地面積率	10%以上	10%以上
環境施設面積率	15%以上	10%以上
重複緑地の緑地への算入率	50%以内	

以上のような状況を考慮した上で、以下の理由から緑地面積率及び環境施設面積率を5%以上としても、周辺環境との調和を図ることが可能である。

- ・当該特別の措置を適用する区域の周囲のうち、南側境界は大江川、北側境界は山崎川、西側境界は名古屋港となっており、区域外における住宅地とは分断されており、50m以上の距離がある。

また、名鉄常滑線の線路が境界となっている東側境界では線路をはさんだ反対側に住宅地があるものの、隣接する緩和対象となる工場においては、住宅地に面する東側に緑地を重点的に整備してあり、緑地面積率等の緩和後においても、工場立地法の趣旨を鑑みて、現在隣接部に整備してある緑地を維持していく予定とのことである。その他、工場立地法が適用される場合は、工場立地法第4条の2に基づく地域準則に従う。

- ・一方で、行政・市民・事業者のすべてが協働して緑を創出するという緑化地域制度の趣旨を考慮して、当該緑地面積率等の緩和の適用を受ける事業者並びに地域準則の適用を受ける事業者においては、別途、名古屋市における独自項目による緑化推進に取り組むこととする。

②重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え方

以下により、本算入率に係る基準を100%、すなわちすべての重複緑地を緑地に算入できることとすることが適切だと判断した。

ア 現行の算入率（25%以内）を制定した平成16年当時と比較して、屋上緑化や壁面緑化、駐車場緑化に関する技術が向上していること。

イ 当該特別の措置を適用する区域における既立地工場においては、限られた敷地内で生産体制を構築しているため、新たな緑地を設置することが困難である工場もみられるが、多様な緑地整備を進めることがそうした工場における緑化を実現するために重要であること。

ウ なお、上記ア、イの状況を勘案し、壁面緑化に関する技術の向上により緑の質的な確保が可能となっていること、限られた敷地をより有効に生産能力の維持・増強に活用する必要があることから、重複緑地面積の算定にあたっては、植栽基盤の整備など一定の要件を満たす場合、工場立地法運用例規集により示されている「水平延長に1.0mを乗じた面積」によらず、実際に緑化されていると認められる部分の「垂直投影面積」により緑地面積を算定することとする。

③結論

以上により、名古屋市としては、国際戦略総合特区の目標達成に向けた有効性及び名古屋市域における工場立地のあり方を総合的に勘案した結果、市の経済社会の発展につなげていくためには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率を上記(2)のとおり設定することが適切と判断した。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）>【3 / 10】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

半田市

3 特定国際戦略事業の内容

①事業概要

今後、月産 10 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を富士重工業(株)半田工場及び半田西工場において整備し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を半田市の条例により制定する。

②事業に関与する主体

半田市、富士重工業(株)、輸送機工業(株)

③事業が行われる区域

- ・富士重工業(株)半田工場地区
- ・富士重工業(株)半田西工場地区

④事業の実施期間

総合特区計画認定後、半田市議会への条例案上程、議決を経て、平成 25 年 4 月から事業実施予定

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、富士重工業(株)半田工場及び半田西工場敷地区域では、本事業により、半田市による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

（整備される施設等）

複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング 787 中央翼の製造組立等）

4 当該特別の措置の内容

半田市総合特別区域法第 23 条第 1 項に基づく準則を定める条例（以下「特区条例」という。）を制定し、現在適用されている工場立地法による準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

- ①半田市潮干町 1 番地の 27 を代表する地番とする富士重工業(株)半田工場敷地区域（別添地図）
- ②半田市上浜町 102 番を代表する地番とする富士重工業(株)半田西工場敷地区域（別添地図）

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準（特別の措置）の内容

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	1%以上
環境施設面積率	25%以上	1%以上
重複緑地（※）の緑地への算入率	25%以内	50%以内

※工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

(3) 半田市における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

①緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれに関しての具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率を1%以上、環境施設面積率を1%以上とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は1%となっている。総合特区制度の趣旨に鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新増設の際の自由度を高める必要があり、この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

民間航空機は製品の製造が開始すると約30年以上長期的に製造が続き、航空機製造（部品含む）は機種毎に専用の製造ラインを設置する必要があるため、航空機製造（部品含む）の機種を増すには、機種の数だけ製造工場（専用設備、専用生産ライン）が必要となる。

現在、富士重工業㈱の総合特区内での航空機製造拠点は半田工場（組立工場）と半田西工場（部品製造工場）の2工場のみである。

富士重工業㈱半田工場においては、ボーイング787と777中央翼の組立を実施している。

これは、ボーイング787と777中央翼が大物構造部品であり、製品の輸送状況を考慮し製造拠点を極力臨海部に近づけたためである。

しかし、半田工場は、今後、事業を拡大していくためには、敷地に余裕がないため、このままでは今後の生産施設の増設は不可能である。

また、富士重工業㈱半田西工場においては、現状、ボーイング787の中央翼部品の製造を実施している。複合材は金属材と異なり各部品を一体化した大物となる傾向にある。そのため、生産設備も大型化していくとともに、大型部品の搬出のためには幅広い通路を敷地内に確保しなければならないことから、広い敷地が必要となる。

今後、現行機種の増産や製造機種増加が見込まれており、それらを半田地区で実現させるためには、半田工場と半田西工場を拡張し、製造能力を増強させる必要がある。具体的には半田地区に新たな製造工場（専用設備、専用生産ラインを用いた部品製造、組立工場）が必要となるため、緑地面積率の緩和が必要である。

したがって、これらの工場敷地内において、特定国際戦略事業の実施に際して整備を予定している複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備の新增設計画並びに今後のボーイング社等の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性を総合的に考慮すると、緑地面積率を1%以上、環境施設面積率を1%以上とすることで生産力を最大限に引き上げる必要がある。

イ 工場立地に際しての周辺環境との調和の確保

(ア) 富士重工業(株)半田工場

半田工場が立地する潮干町地区は、臨海部に埋立造成された四方を海に囲まれている人工島である。工業専用地域であり、地域内には住宅や商業施設など、環境保全の観点から配慮を要する施設はない。また、地域内には一定の緑地公園が整備されている。

(イ) 富士重工業(株)半田西工場

半田西工場の境界は、南側は市街化調整区域と接している部分もあるが、その部分の土地利用の現況は緑地であり、今後も緑地を確保する予定である。西側、東側は工業専用地域であり、北側の準工業地域とも用水路及び幅員31mの国道247号線により隔てられている。

このことから、緑地面積率を1%以上、環境施設面積率を1%以上としても、環境上の影響を与えるとは考えにくく、これらの区域との調和を図ることが可能である。

② 重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え方

以下により、本算入率に係る基準を50%以内とすることが可能と判断した。

ア 現行の算入率(25%以内)を制定した当時(平成16年度)と比較して屋上緑化の技術が向上したこと。

イ 富士重工業(株)半田工場、半田西工場においては、周辺での新たな土地の確保が困難となっており、多様な緑地整備を進めることが同工場における緑化を実現するために重要であること。

③ 結論

以上により、半田市としては、一層の航空宇宙産業の集積を図り、市の健全な発展につなげていくためには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率を上記(2)のように設定することが適切と判断した。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）>【4 / 10】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

関市

3 特定国際戦略事業の内容

①事業概要

今後、月産 10 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を㈱水野鉄工所本社・油機工場、桐谷工場、組立工場、㈱ヤシマ関工場、㈱光製作所関工場、メイラ(株)関工場、メイラ(株)関第二工場及びメイラ(株)関第三工場、イワキ工業(株)において整備し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を関市の条例により制定する。

②事業に関与する主体

関市、㈱水野鉄工所、㈱ヤシマ、㈱光製作所、メイラ(株)、イワキ工業(株)

③事業が行われる区域

- ・岐阜県関市倉知 4397 番 3 を代表地番とする事業所（㈱水野鉄工所組立工場）内
- ・岐阜県関市倉知 4539 番 10 を代表地番とする事業所（㈱水野鉄工所本社・油機工場、桐谷工場）内
- ・岐阜県関市倉知 2535 番 15 を代表地番とする事業所（㈱ヤシマ関工場）内
- ・岐阜県関市迫間台二丁目 18 番 1 を代表地番とする事業所（㈱光製作所関工場）内
- ・岐阜県関市新迫間 65 番 1 を代表地番とする事業所（メイラ(株)関第二工場）内
- ・岐阜県関市新迫間 81 番 1 を代表地番とする事業所（メイラ(株)関工場）内
- ・岐阜県関市のぞみヶ丘 6 番 1 を代表地番とする事業所（メイラ(株)関第三工場）内
- ・岐阜県関市明生町五丁目 1 番 13 を代表地番とする事業所（イワキ工業(株)）内

④事業の実施期間

総合特区計画認定後、関市議会への条例案上程、議決を経て、平成 26 年 4 月から事業実施予定

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、㈱水野鉄工所本社・油機工場、桐谷工場、組立工場、㈱光製作所関工場、メイラ(株)関工場、メイラ(株)関第二工場及びメイラ(株)関第三工場の敷地区域では「工場立地に関する準則」（以下、「準則」という。）による緑地面積率が適用されている。また、㈱ヤシマ関工場及びイワキ工業(株)の敷地区域では、現在、準則による緑地面積率は適用されていないが、今後、工場の増設等により準則による緑地面積率が適用される可能性がある。本事業により、関市による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等

に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

(整備される施設等)

複合材料を使用した航空機の機体等の製造に関する設備（ボーイング 787 胴体・主翼・尾翼の製造、MR J 部品など航空宇宙部品の製造等）

4 当該特別の措置の内容

関市総合特別区域法第 23 条第 1 項に基づく準則を定める条例（以下「特区条例」という。）を制定し、現在適用されている工場立地法による準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

- ① 岐阜県関市倉知 4397 番地 3 を代表地番とする(株)水野鉄工所組立工場敷地区域（別添地図）
- ② 岐阜県関市倉知 4539 番地 10 を代表地番とする(株)水野鉄工所本社・油機工場、桐谷工場敷地区域（別添地図）
- ③ 岐阜県関市倉知 2535 番 15 を代表地番とする(株)ヤマ関工場敷地区域（別添地図）
- ④ 岐阜県関市迫間台二丁目 18 番地 1 を代表地番とする(株)光製作所関工場敷地区域（別添地図）
- ⑤ 岐阜県関市新迫間 65 番地 1 を代表地番とするメイラ(株)関第二工場敷地区域（別添地図）
- ⑥ 岐阜県関市新迫間 81 番地 1 を代表地番とするメイラ(株)関工場敷地区域（別添地図）
- ⑦ 岐阜県関市のぞみヶ丘 6 番地 1 を代表地番とするメイラ(株)関第三工場敷地区域（別添地図）
- ⑧ 岐阜県関市明生町五丁目 1 番 13 を代表地番とするイワキ工業(株)関工場敷地区域（別添地図）

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準（特別の措置）の内容

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	5%以上
環境施設面積率	25%以上	10%以上
重複緑地（※）の緑地への算入率	25%以内	50%以内

※工場立地法施行規則第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第 1 号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

(3) 関市における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

① 緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれに関しての具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率を 5%以上、環境施設面積率を 10%以上とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限

値は1%となっている。総合特区制度の趣旨に鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新増設の際の自由度を高める必要があり、この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

なお、当該特別の措置を適用する区域における工場では、ボーイング787の胴体部分、主翼部分、尾翼部分の製造や、MRJ部品の製造を行っている。今後これらの航空機の増産が予想され、それに対応するためには、同じ敷地内での増強が効率的であり、特に部品製造を行う工場においては、同じ製造ラインを集約して増強することが効率的であるといえる。現在の敷地内での生産施設の新増設促進のため、特定国際戦略事業の実施に際して整備を予定している複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備の新増設計画並びに今後のボーイング社等の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性を総合的に考慮すると、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上とする必要がある。

イ 工場立地の際しての周辺環境との調和の確保(一定規模の緑地等の確保による環境保全)

(ア) 株水野鉄工所組立工場

株水野鉄工所組立工場敷地の北側は、道路をはさんで中高層住居専用地域と接しているが、敷地の周辺部を中心に緑地を配置する予定であり、周辺環境との調和を図っていく。敷地の東側、西側、および南側は山林などの緑地部分が広がっている。

(イ) 株水野鉄工所本社・油機工場、桐谷工場

株水野鉄工所本社・油機工場、桐谷工場の周辺は南側、東側を中心に山林などの緑地部分が広がっている。また、敷地内にも周辺部を中心に緑地を配置し、周辺環境との調和を図っている。

(ウ) 株ヤシマ関工場

株ヤシマ関工場が立地している地域は、準工業地域であり、敷地周辺は工場が集積している。敷地内には周辺部を中心に緑地を配置し、周辺環境との調和を図っている。また、地域の北側には山林などの緑地部分が広がっている。

(エ) 株光製作所関工場

株光製作所関工場敷地の南西部は低層住居専用地域と接しているが、隣接部を中心に緑地を整備しており、緑地面積率等の緩和後においても、工場立地法の趣旨を鑑み専用地域の生活環境との調和を図っていく。また、当該地域の北部には山林などの緑地部分が広がっている。

(オ) メイラ株関工場及び関第二工場敷地区域

メイラ株関工場及び関第二工場が立地している関工業団地は、工業専用地域であり、敷地周辺は工場が集積している。敷地内には周辺部を中心に緑地を配置し、周辺環境との調和を図っている。また、地域周辺には敷地の北側をはじめとして、山林などの緑地部分が広がっている。

(カ) メイラ株関第三工場

メイラ株関第三工場が立地している関テクノハイランドは、工業地域であり、敷地周辺は工場が集積している。敷地内には周辺部を中心に緑地を配置し、周辺環境との調和を図っている。また、地域周辺には山林などの緑地部分が広がっている。

(キ) イワキ工業㈱

イワキ工業㈱敷地の北側は道路、水路をはさんで中高層住居専用地域と接しているが、水路周辺に緑地が整備されている。また、南側には河川が流れており、河川敷には緑地が広がっている。

②重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え方

以下により、本算入率に係る基準を50%以内とすることが可能と判断した。

ア 現行の算入率(25%以内)を制定した当時(平成16年度)と比較して屋上緑化の技術が向上したこと。

イ 当該特別の措置を適用する区域における既立地工場においては、限られた敷地内で生産体制を構築しており、多様な緑地整備を進めることが同工場における緑化を実現するために重要であること。

③結論

以上により、関市としては、総合的に市の健全な発展につなげていくためには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率を上記(2)のように設定することが適切と判断した。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）>【5 / 10】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

瑞浪市

3 特定国際戦略事業の内容

①事業概要

今後、月産 10 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を瑞浪精機(株)本社工場及び稲津工場において整備し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を瑞浪市の条例により制定する。

②事業に関与する主体

瑞浪市、瑞浪精機(株)

③事業が行われる区域

- ・岐阜県瑞浪市寺河戸町 1040 番を代表地番とする事業所（瑞浪精機(株)本社工場）内
- ・岐阜県瑞浪市稲津町小里 1935 番 1 を代表地番とする事業所（瑞浪精機(株)稲津工場）内

④事業の実施期間

総合特区計画認定後、瑞浪市議会への条例案上程、議決を経て、平成 26 年 4 月から事業実施予定

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、瑞浪精機(株)本社工場及び稲津工場敷地区域では、本事業により、瑞浪市による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

（整備される施設等）

複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング 787 主翼及び胴体に係る機械加工部品の製造や MR J 胴体に係る機械加工部品の製造）

4 当該特別の措置の内容

国際戦略総合特区緑地面積率等緩和条例（以下「特区条例」という。）を制定し、現在適用されている工場立地法による準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

- ①瑞浪市寺河戸町 1040 番を代表地番とする瑞浪精機(株)本社工場敷地区域（別添地図）

②瑞浪市稲津町小里 1935 番 1 を代表地番とする瑞浪精機(株)稲津工場敷地区域（別添地図）

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準（特別の措置）の内容

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	1%以上
環境施設面積率	25%以上	1%以上
重複緑地（※1）の緑地への算入率	25%以内	100%以内(※2)

※1 工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

※2 すべての重複緑地を緑地へ参入することができるものとする。

(3) 瑞浪市における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

①緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれに関しての具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率を1%以上、環境施設面積率を1%以上とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は1%となっている。総合特区制度の趣旨に鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新増設の際の自由度を高める必要があり、この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

現在、瑞浪精機(株)の総合特区内での航空機部品製造拠点は本社工場と稲津工場の2工場のみである。

瑞浪精機(株)本社工場において今後、事業を拡大していくためには、敷地に余裕がないため、このままでは今後の生産施設の増設は不可能である。

また、瑞浪精機(株)稲津工場においては、現在自動車部品の製造を実施している。今後航空機部品などの部品の増産などが見込まれており、それらを実現させるためには、生産設備の大型化・大型部品の搬出のための広い通路が必要となる。

今後、以上の工場を拡張し、製造能力を増強させる必要がある。具体的には新たな製造工場（専用設備、専用生産ラインを用いた部品製造、組立工場）が必要となるため、緑地面積率の緩和が必要である。

したがって、これらの工場敷地内において、特定国際戦略事業の実施に際して整備を予定している複合材料を使用した航空機の機体部品の製造に関する設備の新増設計画並びに今後のボーイング社等の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性を総合的に考慮すると、緑地面積率を1%以上、環境施設面積率を1%以上とすることで生産力を最大限に引き上げる必要がある。

イ 工場立地に際しての周辺環境との調和の確保（一定規模の緑地等の確保による環境保全）

(ア) 瑞浪精機(株)本社工場

本社工場が立地する寺河戸地区は、地域内には住宅や商業施設などがあり、環境保全の観点から配慮が必要である。周辺環境との調和を図るということは、工場内における生産活動から生じる騒音の防止や視覚的な緑量の確保等、周辺住環境との調和が考えられる。現状においては、近隣住宅等と良好な関係を保っている。今後は、道路や住宅に面する部分を植込み化することや、駐車場や屋上の一部を緑化するなど、利用できる空間を活用し、更なる周辺環境の改善を図る。

(イ) 瑞浪精機(株)稲津工場

稲津工場の境界は、南西部の一部を住宅等と接しているが、高度が異なり、実際の境界は緑地となっている。また、今後も緑地を確保する予定である。その他は山地、または道路を挟んでの山地である。

このことから、緑地面積率を1%以上、環境施設面積率を1%以上としても、環境上の影響を与えるとは考えにくく、これらの区域との調和を図ることが可能である。

② 重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え方

以下により、本算入率に係る基準を100%以内とすることが可能と判断した。

ア 現行の算入率(25%以内)を制定した平成16年度当時と比較して、屋上緑化に関する技術が向上していること。

イ 瑞浪精機(株)本社工場、稲津工場においては、周辺での新たな土地の確保が困難となっており、多様な緑地整備を進めることが同工場における緑化を実現するために重要であること。

③ 結論

以上により、瑞浪市としては、総合的に市の健全な発展につなげていくためには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率を上記(2)のように設定することが適切と判断した。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）>【6 / 10】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

笠松町

3 特定国際戦略事業の内容

①事業概要

今後、月産 10 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を(株)光製作所笠松南（門間）工場、旧カット工場、本社工場、江川工場において整備し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を笠松町の条例により制定する。

②事業に関与する主体

笠松町、(株)光製作所

③事業が行われる区域

- ・岐阜県羽島郡笠松町門間字村前 1883 番 2 を代表地番とする事業所（(株)光製作所笠松南（門間）工場）内
- ・岐阜県羽島郡笠松町中野字村内 197 番を代表地番とする事業所（(株)光製作所旧カット工場）内
- ・岐阜県羽島郡笠松町中野 248 番 3 を代表地番とする事業所（(株)光製作所本社工場）内
- ・岐阜県羽島郡笠松町江川字村西 192 番を代表地番とする事業所（(株)光製作所江川工場）内

④事業の実施期間

総合特区計画認定後、笠松町議会への条例案上程、議決を経て、平成 26 年 4 月から事業実施

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、(株)光製作所本社工場敷地区域では「工場立地に関する準則」による緑地面積率が適用されている。本事業により、笠松町による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

本事業により、笠松町による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となるため、現在工場立地法の特例措置を適用しており緑地面積率が 1.2%程度の事業所に対し、明確な基準を示し、地域の環境保全に対する配慮を求めることが可能となる。事業所としても、笠松町と協議して定めた方針により今後の整備を進めることができ、笠松町と事業所の双方の意向に配慮した工場立地が可能となる。

(整備される施設等)

複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング 787 機体部品の製造等）

4 当該特別の措置の内容

笠松総合特別区域法第 23 条第 1 項に基づく準則を定める条例（以下「特区条例」という。）を制定し、現在適用されている工場立地法による準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

- ① 岐阜県羽島郡笠松町門間字村前 1883 番 2 を代表地番とする(株)光製作所笠松南（門間）工場敷地区域（別添地図）
- ② 岐阜県羽島郡笠松町中野字村内 197 番を代表地番とする(株)光製作所旧カット工場敷地区域（別添地図）
- ③ 岐阜県羽島郡笠松町中野 248 番 3 を代表地番とする(株)光製作所本社工場敷地区域（別添地図）
- ④ 岐阜県羽島郡笠松町江川字村西 192 番を代表地番とする(株)光製作所江川工場敷地区域（別添地図）

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準（特別の措置）の内容

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	5%以上
環境施設面積率	25%以上	10%以上
重複緑地（※）の緑地への算入率	25%以内	50%以内

※工場立地法施行規則第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第 1 号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

(3) 笠松町における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

① 緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれに関しての具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率を 5%以上、環境施設面積率を 10%以上とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は 1%となっている。総合特区制度の趣旨に鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新増設の際の自由度を高める必要があり、この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

なお、(株)光製作所本社工場は、工場立地法施行（昭和 49 年）以前に設置されていた工場にかかる特例の対象工場であり、現在適用されている緑地面積率等の基準のもとでの生産

施設の新增設が困難である。また、工場の周囲は小学校や公共施設、住宅に囲まれているため、敷地を拡大することも難しいため、特定国際戦略事業の実施に際して整備を予定している航空機の機体部品製造に関する設備の新增設計画並びに今後のボーイング社等の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性に対応できなくなっている。さらに、工場立地の特例を適用している(株)光製作所の本社工場の緑地面積率が約1.2%であり、笠松町内における他の工場においても同様に限られた土地を利用し効率的な整備を行う必要がある立地条件である現状を考慮すると、周囲の環境に配慮した必要最低限の緑地面積を確保しつつ、工場の生産力向上を図り、かつ特例措置に依ることなく明確な基準を定め、今後の施設整備を行いやすくするため、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上とする必要がある。

イ 工場立地に際しての周辺環境との調和の確保(一定規模の緑地等の確保による環境保全)

(ア) (株)光製作所笠松南(門間)工場

住宅が密集する地域に立地しており周囲を神社や住宅に囲まれているが、東側の社内には竹やぶがあり、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上としても周辺環境との調和を図ることが可能である。

(イ) (株)光製作所旧カット工場

本社付近に立地する工場であり、町の主要道路である県道と住宅、駐在所に隣接しているが、隣接する本社工場と同様に、周辺にある河川敷は自然豊かな場所であり、事業所の緑地面積の増減が地域の環境に与える影響は小さいと考えられる。

(ウ) (株)光製作所本社工場

(株)光製作所の本社工場周辺には住宅や小学校、公共施設など環境保全性が高い区域に隣接しているため、工場は敷地内の緑化に配慮しており、特に工場境界付近の緑地の割合が高くなっている。今後の整備に関しても、配慮すべき区域と隣接する部分の緑地の維持管理を行い、出来る限り周辺環境との調和を図る方針である。

(株)光製作所の本社工場周辺は小学校や公共施設、住宅など環境保全性が高い区域と隣接しており、緑地の確保を必要とする。しかし現在工場は工場立地法の特例を適用しているため、緑地の割合は少なく設定されている。今後の整備では現在の緑地を維持しつつ、敷地面積の約36%を占める駐車場などの空地を活用し出来る限り緑地面積の確保に努める方針を有している。

また、(株)光製作所本社工場が立地する中野地区は一級河川である木曾川に隣接する地区であり、周辺には多目的運動場や岐阜の名水に選出され、周辺を草むら、やぶ、木立などに覆われた池が整備されていることから、地域内の一定の緑地確保はなされており事業所の緑地面積の増減が地域の環境に与える影響は小さいと考えられる。

(エ) (株)光製作所江川工場

準工業地域内にありながら、工場の周囲は田畑と神社に囲まれている。また、隣接する本社工場と同様に、周辺にある河川敷は自然豊かな場所であり、事業所の緑地面積の増減が地域の環境に与える影響は小さいと考えられる。

②重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え方

以下により、本算入率に係る基準を50%以内とすることが可能と判断した。

ア 現行の算入率（25%以内）を制定した当時（平成16年度）と比較して屋上緑化の技術が向上したこと。

イ 当該特別の措置を適用する区域の工場においては、周辺での新たな土地の確保が困難となっており、多様な緑地整備を進めることが同工場における緑化を実現するために重要であること。

③結論

以上により、笠松町としては、総合的に市の健全な発展につなげていくためには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率を上記(2)のように設定することが適切と判断した。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）>【7 / 10】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

稲沢市

3 特定国際戦略事業の内容

①事業概要

今後、月産 10 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を菱輝金型工業(株)稲沢工場、菱輝金型工業(株)稲沢第 2 工場及びアイコクアルファ(株)において整備し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を稲沢市の条例により制定する。

②事業に関与する主体

稲沢市、菱輝金型工業(株)、アイコクアルファ(株)

③事業が行われる区域

- ・愛知県稲沢市赤池広畑町 1 番を代表する地番とする事業所（菱輝金型工業(株)稲沢工場）内
- ・愛知県稲沢市赤池坂畑町 3 2 番 1 を代表する地番とする事業所（菱輝金型工業(株)稲沢第 2 工場）内
- ・愛知県稲沢市祖父江町森上本郷十一 4 番 1 を代表する地番とする事業所（アイコクアルファ(株)）内

④事業の実施期間

総合特区計画認定後、稲沢市議会への条例案上程、議決を経て、平成 27 年 1 月から事業実施予定

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、菱輝金型工業(株)稲沢工場及びアイコクアルファ(株)の敷地区域では「工場立地に関する準則」（以下「準則」という。）による緑地面積率が適用されている。また、菱輝金型工業(株)稲沢第 2 工場の敷地区域では準則による緑地面積率が適用されていないが、今後、工場の増設等により準則による緑地面積率が適用される可能性がある。本事業により、稲沢市による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

（整備される施設等）

複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング 787 等の機体部品及び MRJ 機体部品等）

4 当該特別の措置の内容

稲沢市総合特別区域法第 23 条第 1 項に基づく準則を定める条例（以下「特区条例」という。）を制定し、現在適用されている工場立地法による準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

- ①稲沢市赤池広畑町1番を代表する地番とする菱輝金型工業(株)稲沢工場敷地区域（別添地図）
- ②稲沢市赤池坂畑町32番1を代表する地番とする菱輝金型工業(株)稲沢第2工場敷地区域（別添地図）
- ③稲沢市祖父江町森上本郷十一4番1を代表する地番とするアイコクアルファ(株)敷地区域（別添地図）

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準（特別の措置）の内容

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	10%以上
環境施設面積率	25%以上	15%以上

(3) 稲沢市における緑地面積率、環境施設面積率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

①緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれに関しての具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率を10%以上、環境施設面積率を15%以上とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化

国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は1%となっている。総合特区制度の趣旨に鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新増設の際の自由度を高める必要があり、この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

菱輝金型工業(株)稲沢工場においては、ボーイング787等の機体部品（前部胴体、中央翼など）及び複合材部品生産に使用する炭素繊維成形用治工具の製造、また、菱輝金型工業(株)稲沢第2工場においては、これら炭素繊維成形用治工具の最終品質検査を行っている。機体部品及び複合材部品生産に使用する炭素繊維成形用治工具は大物となる傾向にある。そのため、機体部品及び治工具の搬出のためには幅広い通路を敷地内に確保しなければならないことから、広い敷地が必要となる。

菱輝金型工業(株)稲沢工場では、今後、ボーイング787等の増産に対応するため工場を拡張し、製造能力を増強させる必要があるが、現在の敷地に余裕がないことから緑地面積率、環境施設面積率の緩和が必要である。

菱輝金型工業(株)稲沢第2工場では、現在は準則による緑地面積率が適用されていないが、今後、工場の増設等により準則による緑地面積率が適用される可能性があるため、緑地面積率、環境施設面積率の緩和が必要である。

アイコクアルファ(株)においては、ボーイング787等の機体部品（主翼部分）、MRJなどの機体部品と787用エンジンなどの生産に係る部品、治工具の製造を行っている。今後、航空機部品の増産などが見込まれるため、工場を拡張し、製造能力を増強させる必要がある。それらに対応するためには、同じ敷地内での増強が効率的である。また、生産施設の大型化・大型部品を搬出する通路確保には、広い面積を要するため緑地面積率、環境面積率の緩和が必要である。

現在の敷地での新增設促進のため、特定国際戦略事業の実施に際し整備を予定している複合材料を使用した航空機の製造に関する設備の新增設計画並びに今後のボーイング社等の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性を総合的に考慮すると、緑地面積率を10%以上、環境施設面積率を15%以上とする必要がある。

イ 工場立地に際しての周辺環境との調和の確保（一定規模の緑地等の確保による環境保全）

（ア）菱輝金型工業㈱稲沢工場

菱輝金型工業㈱稲沢工場が立地している地域は、市街化調整区域で、環境保全の観点から配慮が必要である。このため、工場内における生産活動から生じる騒音の防止や視覚的な緑量の確保等、周辺住環境との調和が必要であるが、現状においては、近隣住宅等と良好な関係を保っている。今後の施設整備は、工場境界の既存の緑地を削減しない方針であり、環境保全の必要性が高い住宅などが存在する隣接区域に配慮する。工場境界部に緑地及び環境施設を確保するため、緑地面積の減少が地域の環境に与える影響は小さいと考えられる。

（イ）菱輝金型工業㈱稲沢第2工場

菱輝金型工業㈱稲沢第2工場が立地している地域は、市街化調整区域で、住宅や病院など環境保全の必要性が高い区域と隣接しているが、工場内はボーイング787等の機体部品（前部胴体、中央翼など）及び複合材部品生産に使用する炭素繊維成形用治工具の最終品質検査を行っており騒音等の発生が少なく、現状においては、近隣住宅等と良好な関係を保っている。今後の施設整備は、工場境界の既存の緑地を削減しない方針であり、環境保全の必要性が高い住宅などが存在する隣接区域に配慮する。工場境界部に緑地及び環境施設を確保するため、緑地面積の減少が地域の環境に与える影響は小さいと考えられる。

（ウ）アイコクアルファ㈱

アイコクアルファ㈱が立地している地域は、工業地域で、住宅や病院など環境保全の必要性が高い区域と隣接しており、敷地境界部に緑地や環境施設を確保しているため境界付近の緑地の割合が高くなっている。現状においては、近隣住宅等と良好な関係を保っている。今後の施設整備は、工場境界にある既存の緑地を削減しない方針を有しており、環境保全の必要性が高い住宅や病院などが存在する隣接区域においては、緑地面積の減少が地域の環境に与える影響は小さいと考えられる。

②結論

以上により、稲沢市としては、総合的に市の健全な発展につなげていくためには、緑地面積率、環境施設面積率を上記(2)のように設定することが適切と判断した。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）>【8 / 10】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

郡上市

3 特定国際戦略事業の内容

①事業概要

今後、月産 10 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を(株)郡上螺子第一工場、第二工場及び第三工場（建設予定地）において整備し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を郡上市の条例により制定する。

②事業に関与する主体

郡上市、(株)郡上螺子

③事業が行われる区域

- ・岐阜県郡上市八幡町有穂字東前 1530 番 1 を代表地番とする事業所（(株)郡上螺子第一工場）内
- ・岐阜県郡上市八幡町有穂字東前 1541 番 1 を代表地番とする事業所（(株)郡上螺子第二工場）内
- ・岐阜県郡上市八幡町有穂字東前 1550 番 2 を代表地番とする事業所（(株)郡上螺子第三工場（建設予定地））内

④事業の実施期間

総合特区計画認定後、郡上市議会への条例案上程、議決を経て、平成 27 年 4 月から事業実施予定

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、(株)郡上螺子第一工場、第二工場、第三工場（建設予定地）の敷地区域では、「工場立地に関する準則」による緑地面積率は適用されている。本事業により、郡上市による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来緑地面積率等に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

（整備される施設等）

複合材料を使用した航空機の機体等の製造に関する設備（ボーイング 787 等の機体に係る部品の製造等）

4 当該特別の措置の内容

郡上市総合特別区域法第 23 条第 1 項に基づく準則を定める条例（以下「特区条例」という。）を制定し、現在適用されている工場立地法による準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

- ①郡上市八幡町有穂字東前 1530 番 1 を代表地番とする(株)郡上螺子第一工場敷地区域 (別添地図)
- ②郡上市八幡町有穂字東前 1541 番 1 を代表地番とする(株)郡上螺子第二工場敷地区域 (別添地図)
- ③郡上市八幡町有穂字東前 1550 番 2 を代表地番とする(株)郡上螺子第三工場 (建設予定地) 敷地区域 (別添地図)

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準 (特別の措置) の内容

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	5%以上
環境施設面積率	25%以上	10%以上
重複緑地 (※) の緑地への算入率	25%以内	50%以内

※工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

(3) 郡上市における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

①緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれに関しての具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は1%となっている。総合特区制度の趣旨に鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新増設の際の自由度を高める必要があり、この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

なお、当該特別の措置を適用する区域における工場では、ボーイング787等の機体に係る部品の製造を行っている。今後これらの航空機の増産が予想され、それに対応するためには、同じ敷地内での増強が効率的であり、特に部品製造を行う工場においては、同じ製造ラインを集約して増強することが効率的であるといえる。現在の敷地内での生産施設の新増設促進のため、特定国際戦略事業の実施に際して整備を予定している複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備の新増設計画並びに今後のボーイング社等の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性を総合的に考慮すると、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上とする必要がある。

イ 工場立地に際しての周辺環境との調和の確保(一定規模の緑地等の確保による環境保全)

(株)郡上螺子第一工場、第二工場及び第三工場（建設予定地）敷地の東側は、長良川の支流である吉田川が流れており、西側は山林などの緑地部分が広がっている。敷地の周辺部を中心に緑地を配置する予定であり、周辺環境との調和を図っていく。

②重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え方

以下により、本算入率に係る基準を50%以内とすることが可能と判断した。

ア 現行の算入率（25%以内）を制定した当時（平成16年度）と比較して屋上緑化の技術が向上したこと。

イ 当該特別の措置を適用する区域における既立地工場においては、限られた敷地内で生産体制を構築しており、多様な緑地整備を進めることが同工場における緑化を実現するために重要であること。

③結論

以上により、郡上市としては、総合的に市の健全な発展につなげていくためには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率を上記(2)のように設定することが適切と判断した。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）>【9 / 10】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

垂井町

3 特定国際戦略事業の内容

①事業概要

今後、月産 10 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制をナブテスコ(株)岐阜工場において整備し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を垂井町の条例により制定する。

②事業に関与する主体

垂井町、ナブテスコ(株)

③事業が行われる区域

・岐阜県不破郡垂井町宮代 1110 番 1 を代表地番とする事業所（ナブテスコ(株)岐阜工場）内

④事業の実施期間

総合特区計画認定後、垂井町議会への条例案上程、議決を経て、平成 27 年 1 月から事業実施予定

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、ナブテスコ(株)岐阜工場の敷地内区域では、本事業により、垂井町による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

（整備される施設等）

複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング 787、ボーイング 737MAX、ボーイング 777-X、MR J 等の各翼部分の生産に係る高電圧配電装置およびフライトコントロールアクチュエーションシステムの製造）

4 当該特別の措置の内容

国際戦略総合特区緑地面積率等緩和条例（以下「特区条例」という。）を制定し、現在適用されている工場立地法による準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

不破郡垂井町宮代 1110 番 1 を代表地番とするナブテスコ(株)岐阜工場敷地区域（別添地図）

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準（特別の措置）の内容

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	5%以上
環境施設面積率	25%以上	10%以上
重複緑地（※1）の緑地への算入率	25%以内	100%以内（※2）

※1 工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

※2 すべての重複緑地を緑地へ算入することができるものとする。

(3) 垂井町における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

① 緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれに関しての具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は1%となっている。総合特区制度の趣旨に鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新增設の際の自由度を高める必要があり、この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

ナブテスコ(株)岐阜工場において今後、事業を拡大していくためには、敷地に余裕がないため、このままでは今後の生産施設の増設は不可能である。特定国際戦略事業の実施に際して、整備を予定している航空機の機体部品製造に関する設備の新增設計画並びに、今後のボーイング社等の生産動向や、国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性に対応できなくなっている。

今後、製造能力を増強させる必要があり、具体的には新たな製造工場（専用設備、専用生産ラインを用いた部品製造、組立工場）が必要となるため、緑地面積率の緩和が必要である。

したがって、工場敷地内において、特定国際戦略事業の実施に際して整備を予定している複合材料を使用した航空機の機体部品の製造に関する設備の新增設計画並びに今後のボーイング社等の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性を総合的に考慮すると、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上とすることで生産力を最大限に引き上げる必要がある。

イ 工場立地に際しての周辺環境との調和の確保（一定規模の緑地等の確保による環境保全）

ナブテスコ(株)岐阜工場が立地している地域は、市街化調整区域で、環境保全の観点から配慮が必要である。このため、工場内における生産活動から生じる騒音の防止や視覚的な緑量の確保等、周辺住環境との調和が必要であるが、現状においては、近隣住宅等と良好な関係を保っている。今後の施設整備は、工場境界の既存の緑地を削減しない方針であり、

環境保全の必要性が高い住宅などが存在する隣接区域に配慮する。工場境界部に緑地及び環境施設を確保するため、緑地面積の減少が地域の環境に与える影響は小さいと考えられる。

②重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え方

以下により、本算入率に係る基準を100%以内とすることが可能と判断した。

ア 現行の算入率(25%以内)を制定した当時(平成16年度)と比較して、屋上緑化に関する技術が向上していること。

イ ナブテスコ(株)岐阜工場においては、周辺での新たな土地の確保が困難となっており、多様な緑地整備を進めることが同工場における緑化を実現するために重要であること。

③結論

以上より、垂井町としては、総合的に町の健全な発展につなげていくには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率を上記(2)のように設定することが適切と判断した。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）>【10 / 10】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

坂祝町

3 特定国際戦略事業の内容

①事業概要

今後、月産 10 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を日本プレス工業㈱第二工場において整備し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を坂祝町の条例により制定する。

②事業に関与する主体

坂祝町、日本プレス工業㈱

③事業が行われる区域

・岐阜県加茂郡坂祝町取組 45 番 1 を代表地番とする事業所（日本プレス工業㈱第二工場）内

④事業の実施期間

総合特区計画認定後、坂祝町議会への条例案上程、議決を経て、平成 27 年 4 月から事業実施予定

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、日本プレス工業㈱第二工場敷地区域では、本事業により、坂祝町による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

（整備される施設等）

複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング 787 等の機体に係る部品の製造等）

4 当該特別の措置の内容

国際戦略総合特区緑地面積率等緩和条例（以下「特区条例」という。）を制定し、現在適用されている工場立地法による準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

加茂郡坂祝町取組 45 番 1 を代表地番とする日本プレス工業㈱第二工場敷地区域（別添地図）

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準（特別の措置）の内容

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	1%以上
環境施設面積率	25%以上	1%以上
重複緑地（※1）の緑地への算入率	25%以内	100%以内（※2）

※1 工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

※2 すべての重複緑地を緑地へ参入することができるものとする。

(3) 坂祝町における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

①緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれに関しての具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率を1%以上、環境施設面積率を1%以上とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は1%となっている。総合特区制度の趣旨に鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新増設の際の自由度を高める必要があり、この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

日本プレス工業(株)第二工場において今後、ボーイング787等の増産に対応するため工場を拡張し、製造能力を増強させる必要があるが、現在の敷地に余裕がないことから緑地面積率、環境施設面積率の緩和が必要である。

したがって、工場敷地内において、特定国際戦略事業の実施に際して整備を予定している複合材料を使用した航空機の機体部品の製造に関する設備の新増設計画並びに今後のボーイング社等の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性を総合的に考慮すると、緑地面積率を1%以上、環境施設面積率を1%以上とすることで生産力を最大限に引き上げる必要がある。

イ 工場立地に際しての周辺環境との調和の確保（一定規模の緑地等の確保による環境保全）

日本プレス工業(株)第二工場の南側は、線路及び道路をはさんで第一種住居地域と接しているが、敷地の周辺部を中心に緑地が配置されており、周辺環境との調和を図っている。敷地の北側、東側は山林などの緑地部分が広がっている。

このことから、緑地面積率を1%以上、環境施設面積率を1%以上としても、環境上の影響を与えとは考えにくく、これらの区域との調和を図ることが可能である。

②重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え方

以下により、本算入率に係る基準を100%以内とすることが可能と判断した。

ア 現行の算入率（25%以内）を制定した当時（平成16年度）と比較して、屋上緑化に関す

る技術が向上していること。

イ 日本プレス工業(株)第二工場においては、周辺での新たな土地の確保が困難となっており、多様な緑地整備を進めることが同工場における緑化を実現するために重要であること。

③結論

以上により、坂祝町としては、総合的に町の健全な発展につなげていくためには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率を上記(2)のように設定することが適切と判断した。

別紙 1 - 2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制> 【1 / 3】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

2 当該特別の措置を受けようとする者

三菱重工業(株)、川崎重工業(株)、富士重工業(株)、東レ(株)その他の特区内において複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業を実施する事業者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) **当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容**
複合材料を使用した航空機の機体の研究開発及び製造

b) **施行規則第 1 条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号**

第 3 項第 2 号 複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業

c) **当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性**

世界的な航空旅客拡大が見込まれる中で、ボーイング社の最新中型旅客機 787 の量産への対応を図ることなどにより、当地域の航空宇宙産業の生産高増加とそれによる国際市場における市場シェア拡大、先端技術の蓄積・向上に貢献することを目標としている。

これまで、愛知・岐阜県内に立地する企業を中心に我が国の航空機産業は、国際共同開発で重要な地位を高めてきたが、ボーイング 787 をはじめとして、今後、民間機の生産拡大が見込まれる中で、アジア No. 1 の航空宇宙産業クラスターを形成するためには、その基幹的な役割を果たす生産機能、とりわけマザー工場としての機能を維持・強化していくことが先の目標の達成のため不可欠である。

d) **当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要**

①複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング 787 中胴の製造）

②複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング 787 中央翼の製造）

③複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング 787 主翼の製造）

④複合材料を使用した航空機の機体の製造及び航空機部材に使用される複合材料素材に係わる研究開発に関する設備（ボーイング 787 の機体向け中間基材強化材の製造やその他航空機向け部材用素材の研究・開発）

⑤その他複合材料を使用した航空機の機体の研究開発又は製造に関する設備

e) **当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者**

上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) **当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域**

- ・愛知県弥富市楠3丁目11番地に所在する事業所（川崎重工業㈱名古屋第一工場）内（上記d）①関係）
 - ・愛知県半田市潮干町1番地の27に所在する事業所（富士重工業㈱半田工場）内（上記d）②関係）
 - ・愛知県半田市上浜町102番地に所在する事業所（富士重工業㈱半田西工場）内（上記d）②関係）
 - ・愛知県名古屋港区大江町10番地に所在する事業所（三菱重工業㈱名古屋航空宇宙システム製作所大江工場）内（上記d）③関係）
 - ・愛知県名古屋市港区大江町9-1に所在する事業所（東レ㈱名古屋事業場）内（上記d）④関係）
 - ・愛知県西春日井郡豊山町大字豊場1に所在する事業所（三菱重工業㈱名古屋航空宇宙システム製作所小牧南工場）内（上記d）⑤関係）
- 及び 別添地図のとおり

g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

平成24年3月から事業実施予定（平成24年3月以降順次設備取得予定）

別紙 1 - 2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【2 / 3】

1 特定国際戦略事業の名称

関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

2 当該特別の措置を受けようとする者

天龍エアロコンポーネント㈱、川崎岐阜協同組合その他の特区内において複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業を実施する事業者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) **当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容**
主に関連中小企業が連携して実施する複合材料を使用した航空機の機体の研究開発及び製造

b) **施行規則第 1 条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号**

第 3 項第 2 号 複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業

c) **当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性**

関連中小企業の高度な技術力・品質の強みを連結させ、効率的な生産・供給体制を構築することにより、当地域の航空宇宙産業の生産高増加と国際競争力強化、それによる国際市場におけるシェア拡大、先端技術の蓄積・向上に貢献することを目標としている。

これまで、愛知・岐阜県内に立地する我が国の航空機産業、とりわけ中小企業では、その優れた技術力や品質を強みとして、国際共同開発旅客機等の製造で重要な地位を占めてきたが、ボーイング 787 をはじめとする複合材料からなる航空機部品が使用される旅客機の生産拡大において中国や韓国、東南アジア諸国等の航空宇宙産業への参入が進む中、アジア No. 1 の航空宇宙産業クラスターを形成するためには、国際競争に打ち勝つための効率的な生産・供給体制を関連中小企業において構築することが、先の目標達成のため不可欠である。

d) **当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要**

複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（関連中小企業の効率的な生産・供給体制の構築のために必要な設備）

e) **当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者**

上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) **当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域**

・岐阜県各務原市蘇原興亜町 1 丁目 1 番地に所在する事業所（天龍エアロコンポーネント㈱）内及び 別添地図のとおり

g) **当該特定国際戦略事業の実施時期**

平成 25 年 7 月から事業実施予定（平成 25 年 7 月以降順次設備取得予定）

別紙 1 - 2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制> 【3 / 3】

1 特定国際戦略事業の名称

MR J プロジェクト事業（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

2 当該特別の措置を受けようとする者

三菱重工業(株)、東レ(株)その他の特区内において複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業を実施する事業者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) **当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容**
複合材料を使用した航空機の機体の研究開発及び製造

b) **施行規則第 1 条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号**

第 3 項第 2 号 複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業

c) **当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性**

世界的な航空旅客拡大が見込まれる中で、国産初のジェット旅客機の開発として進められている三菱リージョナルジェット（MR J）プロジェクトの推進などにより、当地域の航空宇宙産業の生産高増加とそれによる国際市場における市場シェア拡大、先端技術の蓄積・向上に貢献することを目標としている。

今後、民間機の生産拡大が見込まれる中で、MR Jをはじめとして、我が国の強みである部品・素材技術を活かした機体の全機開発・製造を着実に成功させることが先の目標を達成し、アジア No. 1 の航空宇宙産業クラスターを形成するために不可欠である。

d) **当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要**

- ①複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（MR J 向け部品の製造）
- ②複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（MR J の機体の構造組立）
- ③複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（MR J の機体の最終組立、修理及び飛行試験）
- ④複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（MR J 尾翼）
- ⑤複合材料を使用した航空機の機体の製造及び航空機エンジンに使用される燃焼器に係わる研究開発に関する設備（MR J に搭載するジェットエンジンの燃焼器の研究・開発及び製造並びにジェットエンジンの最終組立及び領収試験）
- ⑥複合材料を使用した航空機の機体の製造及び航空機部材に使用される複合材料素材に係わる研究開発に関する設備（MR J の機体向け中間基材強化材の製造やその他航空機向け部材用素材の研究・開発）

⑦その他複合材料を使用した航空機の機体の研究開発又は製造に関する設備

e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

- ・愛知県名古屋港区大江町 10 番地に所在する事業所（三菱重工業(株)名古屋航空宇宙システム製作所大江工場）内（上記 d）①関係）
- ・愛知県海部郡飛島村金岡 5 に所在する事業所（三菱重工業(株)名古屋航空宇宙システム製作所飛島工場）内（上記 d）②関係）
- ・愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 1 に所在する事業所（三菱重工業(株)名古屋航空宇宙システム製作所小牧南工場）内（上記 d）③関係）
- ・愛知県名古屋市港区大江町 9 - 1 に所在する事業所（東レ(株)名古屋事業場）内（上記 d）④⑥関係）
- ・愛知県小牧市大字東田中 1200 に所在する事業所（三菱重工業(株)名古屋誘導推進システム製作所）内（上記 d）⑤関係）
及び 別添地図のとおり

g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

平成 25 年 7 月から事業実施予定（平成 25 年 7 月以降順次設備取得予定）

別紙 1 - 4 <地域新産業戦略推進事業（地域新産業集積戦略推進事業）> 【1 / 1】

1 一般国際戦略事業の名称

<<次世代航空機開発促進事業>>、<<地域発！国際戦略総合特区支援事業>>
(<<地域新産業戦略推進事業（地域新産業集積戦略推進事業）>>)

2 一般国際戦略事業の内容

① 事業概要

中長期的に確実な拡大が見込まれる航空機産業において、欧米先進地域と肩を並べる一大集積地を愛知・岐阜・三重地域に形成するため、先進的海外クラスターにおける当該産業及び同産業に対する支援機能の調査・分析や航空機の研究開発等で必要となる大型風洞等の試験研究施設の仕様調査（次世代航空機開発促進事業）を実施するとともに、アジア地域の市場開拓を目的として、主に中堅・中小サプライヤーを対象としシンガポール・エアショーへの出展支援（地域発！国際戦略総合特区支援事業）を行う。

② 支援措置の内容

アメリカのシアトルやフランスのツールーズにキャッチアップするための先進地域調査費用及び開発拠点機能の整備の一環として行う大型風洞等の仕様調査に係る費用及びシンガポール・エアショーへの出展支援に係る費用

③ 事業実施主体

事業実施主体は透明性・公平性を担保した方法により選定

④ 事業が行われる区域

愛知・岐阜・三重地域

⑤ 事業の実施期間

平成 25 年度

⑥ その他

特になし

別紙 1 - 5 <国際戦略総合特区支援利子補給金> 【1 / 3】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング787等量産事業（国際戦略総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社みずほ銀行

株式会社三菱東京UFJ銀行

株式会社三井住友銀行

株式会社八十二銀行

株式会社静岡銀行

株式会社清水銀行

株式会社大垣共立銀行

株式会社十六銀行

株式会社三重銀行

株式会社百五銀行

株式会社長野銀行

株式会社愛知銀行

株式会社名古屋銀行

株式会社第三銀行

飯田信用金庫

アルプス中央信用金庫

浜松信用金庫

岐阜信用金庫

大垣信用金庫

東濃信用金庫

関信用金庫

岡崎信用金庫

碧海信用金庫

中日信用金庫

桑名信用金庫

株式会社商工組合中央金庫

長野県信用組合

株式会社日本政策投資銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、今後月産10機以上の量産が見込まれるボーイング787をはじめとする国際共同開発航空機の生産に対応できる体制を整備する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

ボーイング787をはじめとする国際共同開発航空機の生産に対応できる体制を整備する取組については、当特区の政策課題「生産能力の抜本的拡充」及びその解決策である「企業が新規立地・設備投資しやすい環境整備」とも整合している。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる対象事業項目）

第3号 国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における当該事業又は新たな事業の拠点を形成する事業

第4号 新技術の研究開発又はその成果の企業化等を行うための拠点を形成する事業

第9号 その他内閣総理大臣が産業の国際競争力の強化に資すると認める事業

別紙 1 - 5 <国際戦略総合特区支援利子補給金>【2 / 3】

1 特定国際戦略事業の名称

関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業（国際戦略総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社みずほ銀行

株式会社三菱東京UFJ銀行

株式会社三井住友銀行

株式会社八十二銀行

株式会社静岡銀行

株式会社清水銀行

株式会社大垣共立銀行

株式会社十六銀行

株式会社三重銀行

株式会社百五銀行

株式会社長野銀行

株式会社愛知銀行

株式会社名古屋銀行

株式会社第三銀行

飯田信用金庫

アルプス中央信用金庫

浜松信用金庫

岐阜信用金庫

大垣信用金庫

東濃信用金庫

関信用金庫

岡崎信用金庫

碧海信用金庫

中日信用金庫

桑名信用金庫

株式会社商工組合中央金庫

長野県信用組合

株式会社日本政策投資銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、航空宇宙関連の中小企業が共同で、あるいは、航空宇宙関連の事業協同組合が、航空宇宙部品のユニット型受注に適応した情報システムなどの一貫受注システムを構築・導入する取組をはじめ、材料調達・管理の共同化や工場アパートの整備などを行う取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

航空宇宙関連の中小企業が共同で、あるいは、航空宇宙関連の事業協同組合が行う航空宇宙部品の一貫受注システムの構築、材料調達・管理の共同化、工場アパートの整備などの取組については、当特区の政策課題「国際競争力の強化」及びその解決策である「一貫受注・生産システム構築等による競争力アップ」とも整合している。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる対象事業項目）

第3号 国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における当該事業又は新たな事業の拠点を形成する事業

第4号 新技術の研究開発又はその成果の企業化等を行うための拠点を形成する事業

第9号 その他内閣総理大臣が産業の国際競争力の強化に資すると認める事業

別紙 1 - 5 <国際戦略総合特区支援利子補給金> 【3 / 3】

1 特定国際戦略事業の名称

MR J プロジェクト事業（国際戦略総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社みずほ銀行

株式会社三菱東京UFJ銀行

株式会社三井住友銀行

株式会社八十二銀行

株式会社静岡銀行

株式会社清水銀行

株式会社大垣共立銀行

株式会社十六銀行

株式会社三重銀行

株式会社百五銀行

株式会社長野銀行

株式会社愛知銀行

株式会社名古屋銀行

株式会社第三銀行

飯田信用金庫

アルプス中央信用金庫

浜松信用金庫

岐阜信用金庫

大垣信用金庫

東濃信用金庫

関信用金庫

岡崎信用金庫

碧海信用金庫

中日信用金庫

桑名信用金庫

株式会社商工組合中央金庫

長野県信用組合

株式会社日本政策投資銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、我が国初の国産ジェット旅客機である三菱リージョナルジェット（MR J）の開発、生産に対応できる体制を整備する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

MR Jの開発、生産に対応できる体制を整備する取組については、当特区の政策課題「我が国主導の民間機開発の実現」及び「生産能力の抜本的拡充」並びにそれらの解決策である「産・学・官挙げたMR Jプロジェクトの成功に向けた取組の推進」及び「企業が新規立地・設備投資しやすい環境整備」とも整合している。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる対象事業項目）

第3号 国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における当該事業又は新たな事業の拠点を形成する事業

第4号 新技術の研究開発又はその成果の企業化等を行うための拠点を形成する事業

第9号 その他内閣総理大臣が産業の国際競争力の強化に資すると認める事業

別紙 1 - 9 <地域において講ずる措置>

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

【地方税の減免】

- 産業立地促進税制（愛知県／平成 14 年度から（平成 25 年度に制度を拡充））
 - ・企業が事業の用に供するために、新たに取得等した土地・家屋に係る不動産取得税を軽減
 - ・企業が航空宇宙関連産業の製造業の用に供するために、新たに取得した土地・家屋に係る不動産取得税を免除
- 法人市民税の 5%減税（名古屋市）
 - ・平成 24 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分から適用
- 瑞浪市固定資産税の特例に関する条例（平成 26 年 1 月から）
 - ・瑞浪市内の産業集積区域内において、企業立地の用に供するために取得した土地・家屋等に係る固定資産税（土地・家屋・償却資産）を 3 年間免除
- 信州ものづくり産業投資応援条例（長野県／平成 17 年度から）
 - ・製造業等の企業が、事業の用に供するために取得した土地・家屋に係る不動産取得税を免除
- 高森町工場等誘致条例（昭和 60 年 9 月から）
 - ・高森町内の地域指定地区内において工場等を新增設し、一定数以上の雇用を行った場合、取得した土地及び家屋等に係る固定資産税、新設した工場等に関わる町民税を新たに課税されることとなった年度より 3 年間免除
- 喬木村工場誘致条例（平成 19 年度から）
 - ・喬木村内において、製造業等の事業者が工場等を新增設した場合、新設、取得又は増設部分に対する固定資産税を 3 年間免除
- 豊丘村商工業振興条例（昭和 54 年度から）
 - ・豊丘村内において、製造業等の事業者が工場等を新增設した場合、取得した土地、家屋及び償却資産（固定資産税評価額の合計が 1,000 万円以上）に係る固定資産税を 3 年間免除

【補助金・助成措置】

- 法人県民税 10%相当額を原資とする「産業空洞化対策減税基金」による補助制度（愛知県／平成 24 年度から）
 - ・21 世紀高度先端産業立地補助金
愛知県内に航空宇宙関連分野など高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造又は研究を行う工場等を新增設する大型投資を行う場合に、補助金の限度額を大幅に引き上げ、交付
 - ・新あいち創造産業立地補助金

愛知県内に航空宇宙関連分野などの企業で工場等を新增設する中小規模の投資を行う場合に、補助金を交付

・新あいち創造研究開発補助金

愛知県内で航空宇宙関連など成長が期待できる分野において、研究開発・実証実験を行う企業に、補助金を交付

○名古屋市航空宇宙産業設備投資促進補助金（平成 25 年度から）

・名古屋市内で航空宇宙産業に関する認証等を受けている中小企業が機械設備や設計システムの購入などを行う場合に補助金を交付

○名古屋市産業立地促進補助金（平成 17 年度から）

・名古屋市内に航空宇宙関連含む先端分野産業等に該当する企業が工場や研究施設等を新增設した場合に補助金を交付

○名古屋市内企業再投資促進補助金交付制度（平成 24 年 7 月から）

・愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象で、20 年以上市内に立地する先端分野産業等の工場、研究所の新增設等を行う場合に補助金を交付

○豊橋市立地奨励金（平成 7 年度から）

・豊橋市内の指定地区に立地した産業業務施設、工場等、倉庫等の土地・家屋・償却資産に係る固定資産税・都市計画税相当額を 3 年度間又は 5 年度間交付

・家屋・償却資産に係る投下固定資産額の 10%又は 20%を交付

○豊橋市事業促進奨励金（平成 7 年度から）

・豊橋市内の指定地区に立地した産業業務施設、工場等、倉庫等の事業所税相当額を 3 年度間又は 5 年度間交付

○豊橋市雇用促進奨励金（平成 12 年度から）

・立地奨励金の交付対象者が、操業に伴い新規雇用常用従業員を雇用した場合に一人につき 40 万円を交付

○豊橋市環境推進奨励金（平成 15 年度から）

・立地奨励金の交付対象者が、操業に伴い環境施設（太陽光発電施設、雨水活用施設、緑地）を設置した場合に設置経費の 3 分の 1 相当額又は 2 分の 1 相当額を交付

○豊橋市再投資促進奨励金

・愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象者等が、豊橋市内で次世代成長分野等に係る工場、研究所の新增設等を行う場合に奨励金を交付

○豊橋市中小企業 21 世紀高度先端産業立地奨励金

・愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金の交付対象者（中小企業）が、豊橋市内で高度先端技術に係る工場の新增設を行う場合に奨励金を交付

○岡崎市工場等建設奨励金（平成 10 年度から（平成 24 年 4 月に制度を拡充））

・岡崎市内に新增築を行う企業に対して、事業所税資産割相当額を 5 年間交付

- ・岡崎市内の工業団地又は工場適地において、新增築を行う企業に対して事業所税の資産割相当額を5年間及び固定資産税相当額を3年間交付
- 岡崎市高度先端産業立地奨励金（平成12年度から（平成24年10月に制度を拡充））
 - ・愛知県21世紀高度先端産業立地補助金の交付対象の企業等が、岡崎市内に航空宇宙関連分野など高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造又は研究を行う工場等の新增築や設備投資を行う場合に奨励金を交付
- 岡崎市企業再投資促進奨励金（平成24年10月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象の企業等が、岡崎市内に工場等を新增築や設備投資を行う場合に奨励金を交付
- 一宮市立地促進奨励金（平成14年度から）
 - ・一宮市内に物品の製造や流通事業などの事業に係る工場等を新增設する事業者の固定資産取得費用に対して奨励金を交付
- 一宮市高度先端産業立地促進奨励金（平成14年度から）
 - ・一宮市内に航空宇宙関連分野など高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造又は研究を行う工場等を新增設する場合に奨励金を交付
- 一宮市企業再投資促進補助金（平成24年度から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地促進補助金の交付対象で、航空宇宙関連分野などの企業等が工場等の新增設又は既設工場の建物内に新たに機械設備を設置する場合に補助金を交付
- 半田市高度先端産業立地促進条例に基づく奨励措置（平成24年度から）
 - ・半田市内に航空宇宙関連分野など高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造又は研究を行う工場等を新增設する場合に奨励金を交付
- 半田市企業再投資促進補助金交付制度（平成25年4月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象で、航空宇宙関連分野などの産業集積の形成及び活性化につながる工場、研究所の新增設等を行う場合に補助金を交付
- 春日井市創造産業立地事業助成金（平成24年6月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象で高付加価値の成長分野の企業等が、工場等を新設、拡張又は既設工場の建物内に新たに機械設備を設置する場合に助成金を交付
- 春日井市インフラ整備事業助成金（平成24年6月から）
 - ・工場新增設・移転事業に伴い、産業誘導ゾーン内で道路・水路の新設・改修や水道施設の設置を行う場合に助成金を交付
- 春日井市高度先端産業立地事業助成金（平成21年度から）
 - ・春日井市内に航空宇宙関連分野など高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造又は研究を行う工場等を新增設する場合に助成金を交付
- 春日井市事業所等拡大事業助成金（平成22年度から）
 - ・高度先端産業立地促進事業等の助成対象企業に対し、課税された事業所税相当額を助成

- 安城市企業投資促進事業補助金（平成 24 年 7 月から）
 - ・愛知県の「21 世紀高度先端産業立地補助金」又は「新あいち創造産業立地補助金」に採択された航空宇宙関連分野などの工場等を新增設する事業者に対し、補助金を交付
- 安城市信用保証料補助事業補助金（平成 17 年度から）
 - ・愛知県の融資制度の経済環境適応資金（パワーアップ資金）の融資及び保証制度を受けた際に支払う信用保証料について補助金を交付
- 西尾市工場等建設奨励金（平成 19 年 1 月から）
 - ・西尾市内に工場等（物品の製造及び流通業務の用に供される施設）を新增設する企業の投下固定資産に対して、固定資産税相当額を奨励金として 3 年間交付
- 西尾市企業再投資促進補助金（平成 24 年 10 月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象で、航空宇宙関連分野等の企業等が、西尾市内に工場、研究所の新增設等を行う場合に補助金を交付
- 西尾市中小企業投資促進奨励金（平成 26 年 4 月から）
 - ・西尾市内に工場等（物品の製造及び流通業務の用に供される施設）を新增設する企業の投下固定資産に対して、固定資産税相当額を奨励金として 3 年間交付
- 犬山市企業再投資促進補助金（平成 24 年 9 月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地促進補助金の交付対象で、航空宇宙関連分野を含む指定される分野及び業種の企業について、工場の新設又は増設を行う企業について補助金を交付
- 犬山市企業立地支援条例に基づく奨励措置（平成 25 年 7 月 2 日から）
 - ・特定区域で 3 年度の間における各年度の土地・家屋・償却資産に課税される固定資産税の納付額に相当する額を奨励金として交付
- 常滑市高度先端産業立地促進条例に基づく奨励措置（平成 22 年度から）
 - ・常滑市内に高度先端産業に係る工場等を新增設する中小企業者の固定資産取得費用に対して奨励金を交付
- 小牧市高度先端産業立地促進補助金（平成 22 年度から）
 - ・小牧市内に高度先端産業に係る工場等を新增設する中小企業者の固定資産取得費用に対して補助金を交付
- 小牧市企業立地促進補助金（平成 23 年 9 月から（平成 26 年 7 月に制度を拡充））
 - ・小牧市内に物品の製造又はその研究開発の事業に係る一定規模以上の工場等を新增設した事業者及び一定規模以上の既存工場等に入居した事業者の固定資産取得費用に対して補助金を交付
- 小牧市市内企業再投資促進補助金（平成 24 年 5 月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地促進補助金の交付対象で、航空宇宙関連分野などの企業等が工場等の新增設等を行う場合に補助金を交付
- 小牧市企業立地インフラ整備支援補助金（平成 26 年 7 月から）
 - ・小牧市企業立地促進補助金、小牧市高度先端産業立地促進補助金又は小牧市市内企業再投資促

進補助金の対象となる事業を行う事業者が、工場等の新增設に伴い、道路、水路、水道施設の新設・改修を行う場合に費用の一部を補助

○小牧市中小企業次世代成長産業設備等導入補助金（平成 26 年 7 月から）

・中小企業の次世代成長産業（航空宇宙関連など）分野における新たな設備導入費用の一部を補助

○小牧市航空宇宙産業販路開拓支援補助金（平成 26 年 7 月から）

・航空宇宙関連の展示会等に出展する事業者に対し、その経費の一部を補助

○小牧市航空機部品製造認証取得支援補助金（平成 26 年 7 月から）

・航空機固有の認証（JISQ9100・Nadcap）を取得する事業者に対して、取得費用の一部を補助

○稲沢市 21 世紀高度先端産業立地補助金（平成 24 年 10 月から）

・愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金の交付対象で、稲沢市内に航空宇宙関連分野など高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造又は研究を行う工場等を新增設する場合に補助金を交付

○稲沢市内企業再投資促進補助金（平成 24 年 8 月から）

・愛知県新あいち創造産業立地促進補助金の交付対象で、稲沢市内に航空宇宙関連分野などの企業等が工場等の新增設等を行う場合に補助金を交付

○稲沢市企業立地促進条例に基づく奨励金（平成 24 年度から）

・稲沢市内に一定規模の製造業に係る事業所及びそれに関連する研究開発施設等を新設した場合に固定資産税（家屋・償却資産）相当額を交付

○東海市立地交付金の検討・創設（平成 27 年度から（予定））

・東海市に一定の条件を満たして立地する企業に対し、固定資産税相当額を 3 年間交付

○大府市工場等立地促進奨励金（平成 18 年度から）

・大府市の指定地域内に工場等を新增設する場合に奨励金を交付

○大府市高度先端産業立地促進奨励金（平成 18 年度から）

・大府市の指定地域内に高度先端産業に係る工場等を新增設する中小企業者に奨励金を交付

○大府市工場等緑化促進奨励金（平成 18 年度から）

・立地促進奨励金の交付対象者が、操業に伴い敷地内に緑地を整備した場合に奨励金を交付

○大府市透水性舗装等促進奨励金（平成 18 年度から）

・立地促進奨励金の交付対象者が、操業に伴い透水性舗装等の設備を整備した場合に奨励金を交付

○大府市雇用促進奨励金（平成 18 年度から）

・立地促進奨励金の交付対象者が、操業に伴い新規雇用常用従業員を雇用した場合に奨励金を交付

○大府市企業再投資促進補助金（平成 25 年 7 月から）

・愛知県新あいち創造産業立地促進補助金の交付対象で、航空宇宙関連分野などの企業等が工場等の新增設等を行う場合に補助金を交付

○知多市産業立地促進条例に基づく奨励金（平成 19 年 4 月から）

・知多市内に一定の条件を満たす工場等を新增設する企業に対し、固定資産税及び都市計画税相当額を奨励金として 5 年間交付

- ・航空宇宙分野などの工場等を新增設する高度先端企業（中小企業）に対し、固定資産取得費用の10%を交付
- 豊明市信用保証料助成制度
 - ・小規模企業等振興資金・愛知県経済環境適応資金融資制度の一部の融資を受けた者に対し、信用保証料の一部を助成
- 愛西市小規模企業等振興資金
 - ・小規模企業等振興資金（小口資金）の融資を受けた者に対し、信用保証料の一部を助成。
- 清須市高度先端産業立地奨励条例に基づく奨励措置（平成21年度から）
 - ・清須市内に高度先端産業に係る工場等を新增設する中小企業者の固定資産取得費用に対して奨励金を交付
- 清須市内企業再投資促進奨励金（平成24年7月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地促進補助金の交付対象で、航空宇宙関連分野などの企業等が工場等の新增設等を行う場合に奨励金を交付
- 北名古屋市高度先端産業立地促進奨励金（平成21年度から）
 - ・北名古屋市内に航空宇宙関連分野など高度かつ先端的な技術を利用する物品の製造を新增設する場合に、工場の新増設に係る補助対象経費の10%や固定資産税・都市計画税の50%相当額（5年間）を奨励金として交付
- 北名古屋市企業立地促進奨励金（平成24年度から）
 - ・北名古屋市内に航空宇宙関連分野など物品の製造及び研究を行う工場等を新增設する場合に、工場の新増設に係る補助対象経費の10%や航空機産業国際認証（JISQ9100・Nadcap）の取得・更新経費の50%（5年間）等を奨励金として交付
- 弥富市企業立地の促進に関する条例に基づく奨励措置（平成16年度から）
 - ・弥富市内の指定地域に3,000平方メートル以上の事業所を新設又は増設した場合に奨励金を交付
※平成26年9月末に新規交付対象事業所の指定は終了、既存対象事業所には平成32年度まで交付
- みよし市高度先端産業及び新規成長産業立地奨励金制度（平成11年12月から）
 - ・みよし市内に高度先端産業又は新規成長産業の工場等を新增設した場合に奨励金を交付
- あま市高度先端産業立地奨励（平成22年3月から）
 - ・あま市内に航空宇宙関連分野など高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造を行う工場等を新增設する中小企業者に対し奨励金を交付
- 大口町内企業再投資促進補助金（平成24年9月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助の交付対象で、大口町内に長年立地する事業者に対し、工場等の新增設等の再投資を行う場合に補助金を交付
- 大口町企業立地促進事業奨励金（平成25年10月から（平成30年1月1日までに取得した固定資産

が対象))

・大口町内で工場等を新設した場合、その固定資産に対して賦課される固定資産相当額を3年度分、増設した場合は2年度分を奨励金として交付。また償却資産取得の場合は初年度分を交付。

○岐阜県企業立地促進事業補助金（平成17年度から（平成23年12月に制度を拡充））

・岐阜県内で航空宇宙関連を含む高度な技術を有する企業（新規立地企業のみ）が土地・家屋・償却資産を取得した場合に補助金を交付。既に立地している企業が敷地内に家屋を新設、償却資産を取得した場合等についても、航空宇宙関連をはじめとする対象企業に補助金を交付できるよう、平成23年度に制度を拡充

○岐阜市施設設置助成金（昭和62年度から）

・岐阜市内に製造業等の事業にかかる工場等の新增設を行う場合に、当該新增設部分にかかる固定資産税、都市計画税及び事業所税相当額を5年間交付

○岐阜市雇用促進助成金（昭和62年度から）

・操業開始に伴い新規雇用され、引き続き1年以上常用雇用された岐阜市民1人につき50万円とし、5,000万円を上限に助成金を交付

○大垣市工場等設置奨励金（平成6年度から（平成23年10月に制度を拡充））

・大垣市内での工場等の新設・増設・移設に係る固定資産税（土地・家屋・償却資産）相当額を5年間交付

○大垣市雇用促進奨励金（平成6年度から（平成23年10月に制度を拡充））

・操業開始に伴い新規雇用した従業員のうち、操業開始日に大垣市に居住し、引き続き1年間雇用した従業員1人につき50万円とし、5,000万円を上限に奨励金を交付

○関市企業立地促進奨励金（平成14年10月から（平成25年4月に制度を拡充））

・関市内に工場等を新設・増設・移設した企業に対し、工場等の投資額が一定規模以上の場合、工場等に係る固定資産税相当額を限度として5年間交付

○美濃市工場誘致奨励金制度（昭和63年度から）

・美濃市内における工場等の新設・増設・移設に係る固定資産税相当額を上限に3年間助成

○瑞浪市事業所等設置奨励金（平成13年度から）

・瑞浪市内での事業所等の新設・増設・移設に係る固定資産税・都市計画税相当額を5年間交付

○瑞浪市事業所等賃借設置奨励金（平成13年度から）

・瑞浪市内で賃借する土地及び家屋、土地又は家屋に係る固定資産税・都市計画税相当額を5年間交付

○瑞浪市雇用促進奨励金（平成13年度から）

・操業開始に伴い新規雇用した従業員のうち、操業開始の日に瑞浪市民であり、引き続き1年以上常時雇用する従業員1人につき1年間のみ15万円を交付

○恵那市企業等立地奨励金（平成18年度から）

- ・ 恵那市内で事業所の新增設を行った事業者に対し、投下固定資産の 10%（上限 5000 万円）を奨励金として交付
 - ・ 恵那市内で事業所の新增設を行った事業者に対し、投下固定資産に賦課された固定資産税（土地・家屋・償却資産）相当額を 5 年間交付
- 恵那市企業等立地雇用奨励金（平成 18 年度から）
- ・ 操業開始に伴い新規雇用した従業員のうち、操業開始の日から翌年まで恵那市に居住し、かつ雇用されている従業員 1 人につき 1 年間のみ 30 万円とし、3,000 万円を上限に交付
- 美濃加茂市事業所設置奨励金（昭和 55 年度から（平成 25 年度に制度を拡充））
- ・ 美濃加茂市内での事業所等の新設・増設・移設に係る固定資産税相当額を 10 年間交付、償却資産は 5 年間交付
- 美濃加茂市雇用促進奨励金（平成 14 年度から（平成 23 年度に制度を拡充））
- ・ 操業開始に伴い新規雇用した従業員のうち、美濃加茂市民であり、引き続き 1 年以上常時雇用する従業員 1 人につき 5 万円を 10 年間交付
- 美濃加茂市工業用水奨励金（平成 24 年度から（平成 25 年度に制度を拡充））
- ・ 操業開始に伴い可茂工業用水の契約水量のうち、日量 100 立方メートルを超える部分に対し 1 立方メートル当たり 20 円、500 立方メートルを超える部分に対しては 1 立方メートル当たり 10 円を 20 年間交付
- 各務原市企業立地助成金（平成 7 年度から）
- ・ 各務原市内工業団地での新規操業に係る固定資産税（土地・家屋・償却資産）相当額の 2 分の 1 を上限に 3 年間助成
- 各務原市テクノプラザ 2 期企業立地助成金（平成 16 年から）
- ・ テクノプラザ 2 期区域内の新規操業に係る固定資産税（土地・家屋・償却資産）相当額を上限に 3 年間助成
- 各務原市企業設備投資促進事業助成金（平成 25 年 1 月から）
- ・ 岐阜県企業立地促進事業補助金の交付事業における各務原市内の事業者で、「研究開発事業に係る設備」及び「先端技術産業、航空宇宙産業その他の製造業に係る設備」のいずれかに該当する家屋及び償却資産に対して賦課された固定資産税の額の 4 分の 1 を上限とする。ただし、対象設備に初めて固定資産税が賦課された年度の翌年度に限り交付
- 可児市企業立地促進事業奨励金（平成 13 年度から）
- ・ 可児市内で事業所の新增設を行った事業者に対し、投下固定資産に賦課された固定資産税（土地・家屋・償却資産）相当額を 5 年間交付
- 可児市雇用促進奨励金（平成 13 年度から）
- ・ 操業開始に伴い新規雇用した従業員のうち、操業開始の日から操業開始の翌々年まで可児市に居住し、かつ雇用されている従業員 1 人につき 1 年間のみ 30 万円を交付とし、3,000 万円を上限に

交付

○郡上市工場等設置奨励金（平成 16 年度から）

- ・郡上市内に工場等を新設・増設・移設した企業に対し、工場等の投資額が一定規模以上の場合、工場等に係る固定資産税相当額を 3 年間交付。ただし、固定資産税評価額の合計が、1 億円以上の場合、固定資産税の 100 分の 70 に相当される額を交付

○郡上市雇用拡大支援奨励金（平成 24 年度から）

- ・従業員の雇用を拡大した郡上市内の事業者に対して、従業員 1 人につき 15 万円（新規学卒者 20 万円）を交付

○郡上市障害者雇用奨励金（平成 24 年度から）

- ・国の特定就職困難者雇用開発奨励金の交付を受けた郡上市内の障がい者の方を、支給期間満了後も引き続き同条件で雇用される事業者に対し、1 ヶ月 2 万円（上限 12 ヶ月）を交付

○海津市工場等設置奨励金（平成 18 年度から）

- ・海津市内で工場を新設若しくは増設し、一定の投資額及び新規雇用常用従業員数を満たす場合、初期投下固定資産に賦課された固定資産税を限度とし、3 年間奨励金を交付

○海津市雇用促進奨励金（平成 18 年度から）

- ・操業開始に伴い新たに雇用した者のうち、操業開始の日に海津市に居住し、かつ、引き続き 1 年以上常用雇用する従業員 1 人につき 16 万円とし、160 万円を上限に奨励金を交付

○笠松町産業振興支援制度（平成 21 年から平成 28 年度まで（平成 29 年 1 月 1 日までに取得した投下固定資産が対象））

- ・笠松町内に事業所を有する事業者が総額 1 千万円以上の投下固定資産を取得した場合に、その投下固定資産に対して賦課される固定資産税相当額を 3 年間助成

○垂井町工場等設置奨励金（平成 14 年度から）

- ・垂井町内の工場等を新設・増設・移設した場合において、投下固定資産に対して賦課された固定資産税額を限度とし、操業開始後初めて賦課された年度から 3 年間の奨励金を交付

○垂井町雇用促進奨励金（平成 14 年度から）

- ・操業開始に伴い新たに雇用した者のうち、操業開始の日に垂井町に居住し、かつ、引き続き 1 年以上常用雇用する従業員 1 人につき 5 万円とし、500 万円を上限に奨励金を交付

○神戸町工場等設置奨励金（平成 19 年度から）

- ・神戸町内に工場等を新設・増設・移設した場合において、投下固定資産に対して賦課された固定資産税額を限度とし、操業開始後初めて賦課された年度から、新設の場合は 5 年間とし、増設・移設した場合は 3 年間の奨励金を交付

○神戸町雇用促進奨励金（平成 19 年度から）

- ・操業開始に伴い新たに雇用した者のうち、操業開始の日から神戸町に居住しており、かつ、引き続き 1 年以上常時雇用された従業員 1 人につき 10 万円とし、1,000 万円を上限に奨励金を交付。

ただし、交付は操業開始の翌年 1 回限り

○安八町工業等設置奨励金（平成 16 年度から）

- ・安八町内での新設・増設・移設に係る固定資産税（土地・家屋・償却資産）相当額を上限に 3 年間奨励金を交付

○安八町雇用促進奨励金（平成 16 年度から）

- ・操業開始に伴い新たに雇用した者のうち、操業開始の日から安八町に居住しており、かつ、引き続き 1 年以上常時雇用された従業員 1 人につき 5 万円とし、500 万円を上限に奨励金を交付。ただし、交付は操業開始の翌年 1 回限り。

○川辺町企業立地促進事業奨励金（平成 20 年 1 月から）

- ・川辺町内で工場等を新設・増設・移設した場合において、操業開始に伴い当該事業所のために新たに取得した土地・家屋・償却資産に対して賦課される固定資産税を年度 1,000 万円を上限に 5 年間交付

○御嵩町工場誘致条例（平成 10 年度から）

- ・御嵩町内に工場を新設・増設・移設した事業者に対し、投下固定資産額等の適用要件を満たした場合、投下固定資産に対する固定資産税（土地・家屋・償却資産）相当額を限度として 3 年間の奨励金を交付

○三重県企業立地促進条例に基づく補助金（平成 15 年度から（平成 25 年度に制度を拡充））

- ・成長産業立地補助金
クリーンエネルギー、ライフイノベーション等の成長産業及び高度部材産業を対象とした投資に対し補助金を交付
- ・マザー工場型拠点立地補助金
製造業を対象として、マザー工場化につながる投資に対し補助金を交付
- ・研究開発施設等立地補助金
研究開発施設や試験認証機関を対象とした投資に対し補助金を交付

○中小企業高付加価値化投資促進補助金（三重県／平成 24 年度から）

- ・三重県内の中小企業が「高付加価値の成長分野における生産拠点」等を新增設する場合に補助金を交付

○津市企業立地促進条例に基づく奨励措置（平成 18 年度から）

- ・企業立地奨励金
津市内の指定地域において、工場等を新設、増設又は移設し、一定の投資額及び常時雇用従業員数を満たす場合、土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税相当額を 3 年間交付（1 年目は 100/100、2 年目は 75/100、3 年目は 50/100）
- ・研究開発施設立地奨励金
津市内の指定地域において、研究開発施設を新設又は増設し、一定の投資額及び常時雇用従業員

数を満たす場合、家屋及び償却資産に係る固定資産税相当額を3年間交付

・用地取得費助成奨励金

津市内の指定地域において、9,000m²以上の用地を取得し、一定の常時雇用従業員数を満たす場合、用地取得費相当額の20/100を5年間で分割交付（限度額3億円）

○伊勢市工場等立地促進奨励金制度（昭和60年度から（平成23年度に制度を拡充））

- ・製造業、研究開発施設、情報通信産業等の指定業種で、市内に一定の投資額及び新規常時雇用従業員数等各種条件を満たし、工場等を新設・増設・移設する場合に設備投資奨励金、雇用奨励金を、また、同指定業種で、指定地域の土地を本市から取得した場合、用地取得奨励金を交付

○松阪市企業立地促進奨励金（平成16年度から）

- ・松阪市内に製造、研究、新エネルギー関連施設及び流通分野の事業を営む施設を新設し、一定の要件を満たす場合、用地取得費または不動産鑑定評価額のいずれか低いほうの額の25%（研究及び流通分野の施設は20%）に相当する額を5年分割で交付

○桑名市企業誘致奨励金（平成16年度から）

- ・指定地域内において、環境保全等適切な措置を講じた特定の施設を設置し、一定の投資額及び新規雇用常用従業員数を満たす場合に奨励金を交付

○鈴鹿市工業振興条例に基づく奨励措置（平成17年度から）

- ・鈴鹿市内の特定地域内で工場を新設若しくは増設し、一定の投資額及び新規雇用常用従業員数を満たす場合、固定資産取得費用に対し奨励金を交付。また、奨励措置を受けた企業で、金融機関から資金の借り入れがある場合、その借り入れの利子に対して奨励金を交付

○いなべ市商工業小規模事業者資金利子補給金（平成15年度から）

- ・いなべ市内において、経営の改善及び合理化を図るために、資金融資制度による融資を受け事業を営む小規模事業者に対し、利子補給金を交付

○長野県ものづくり産業応援助成金（平成17年度から（平成26年度に制度を拡充））

- ・長野県内で、製造業等の企業が工場や研究所等を新增設する場合に助成金を交付。国際戦略総合特別区域への立地や航空宇宙関連分野の企業は助成率を加算

○飯田市企業立地（振興）促進事業補助金（平成19年度から（平成26年度に制度を拡充））

- ・飯田市内で、航空宇宙関連分野など物品の製造及び研究を行う工場を、特定区域内で新設若しくは増設し、一定の投資額及び新規雇用常用従業員数を満たす場合、固定資産取得費用に対し補助金を交付

○松川町工場等設置事業補助金（平成20年度から）

- ・松川町内において、工場等の新設及び増設に伴う建物、土地の取得に対し、3年度分の固定資産税年税額相当額を補助金にて交付
- ・新規企業又は既存企業が新たに償却資産（機械及び装置に限る。）を取得し、松川町内に設置する場合に、初年度分の固定資産税年税額相当額を300万円を限度として補助金にて交付

- 松川町展示商談会等出展事業補助金（平成 25 年度から）
 - ・展示商談会等に出展する中小企業に対し、出展小間料の 2 分の 1 を補助金にて交付
- 高森町工場等設置事業補助金（平成 26 年度から）
 - ・高森町内において、工場等を新設、移設、増設した場合、土地、建物、償却資産の固定資産税相当額の 2 分の 1 を補助。ただし、土地、建物の場合は課税標準額 1,000 万円以上が対象で補助 2 年、生産のための機械等償却資産の場合は課税標準額 500 万円以上が対象で補助 1 年
- 新規産業立地事業費補助金（静岡県／平成 7 年度から）
 - ・成長産業を始めとした製造業などにかかる工場、研究所等を新設又は増設する際の設備投資に対し、補助金を交付
- 地域産業立地事業費補助金（静岡県／平成 8 年度から）
 - ・成長産業を始めとした製造業などにかかる工場、研究所等を新設又は増設する際の用地取得費と新規雇用に補助金を交付
- 新成長産業研究開発助成金（静岡県／平成 22 年度から）
 - ・成長産業分野における中小企業の試作品開発等に対し、補助金を交付
- 航空機産業認証取得助成金（静岡県／平成 25 年度から）
 - ・「JISQ9100」や「Nadcap」の認証取得にかかる経費に対し、補助金を交付
- 浜松市企業立地促進事業費補助金（平成 19 年度から）
 - ・製造業、研究所、データセンター、高度な物流施設で、一定以上の用地を取得した場合に用地取得費に対する補助金を交付。また、用地取得後に新規雇用をした場合、新規雇用に対する補助金を交付。さらに、取得した用地において一定の設備投資を行った場合、設備投資費に対する補助金を交付
- 浜松市企業立地奨励費補助金（平成 19 年度から）
 - ・浜松市企業立地促進事業費補助金の対象となった土地及び対象となった土地の上にある家屋に係る固定資産税、都市計画税、事業所税（資産割）に対し、3 年間補助金を交付
- 浜松市新産業創出事業費補助金（平成 23 年度から）
 - ・浜松市において戦略的に支援すべき産業分野として位置づけている成長 6 分野について、新技術、新製品等の研究開発費に対し補助金を交付

【融資制度】

- パワーアップ資金「企業立地」貸付制度（愛知県／平成 8 年度から（平成 24 年度に制度を拡充））
 - ・工場適地等に工場等を立地しようとする製造業等を営む中小企業者に対し、工場等の立地に必要な設備資金及び運転資金を貸付。平成 24 年度からは、新たに融資期間 15 年の設備資金を設定
- 産業活性化資金貸付制度（岐阜県／平成 18 年度から）
 - ・航空機関連などのハイテク産業が生産の増強、事業拡大、研究開発を行う場合に必要な設備資金

及び運転資金を貸付

○事業所建設等促進資金融資制度（岐阜市／平成9年度から）

- ・適切な計画の下に事業所の岐阜市内適地への移転もしくは建設又は現在事業地での事業所の建替・増改築を行おうとする中小企業者に対し、必要な設備資金を貸付し、1.5億円を限度額とし、融資期間15年以内で貸付

○企業誘致融資制度（木曾岬町／平成21年度から）

- ・木曾岬町内において、新規産業の創出に1億円以上投資し、事業所を設置しようとする事業者に対し、必要な設備資金等を4千万円まで無利子で貸付

○新事業活性化資金（次世代産業向け）（長野県／平成23年度から）

- ・航空宇宙関連など成長産業分野への参入又は事業転換を行う中小企業者等に対し、必要な設備資金及び運転資金を貸付

○静岡県特別政策資金融資制度（平成14年度から（平成25年度に制度を拡充））

- ・静岡県内で営む又は営もうとする事業に必要な設備資金及び運転資金を貸付。平成25年度からは、航空機産業分野を含んだ成長産業分野に対する優遇利率を設定

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

○総合特区法に基づく条例による緑地面積率の緩和（20%以上→1%以上：半田市／平成25年4月1日から、瑞浪市／平成26年4月1日から）

○総合特区法に基づく条例による緑地面積率の緩和（20%以上→5%以上：名古屋市／平成25年4月1日から、各務原市／平成24年10月1日から、関市、笠松町／いずれも平成26年4月1日から）

○総合特区法に基づく条例による緑地面積率の緩和（20%以上→10%以上：稲沢市／平成26年10月2日から）

○国際戦略総合特区緑地面積率等条例の検討・制定（垂井町／平成27年1月から条例施行予定、郡上市、坂祝町／平成27年4月から条例施行予定、豊橋市、岡崎市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、小牧市、尾張旭市、北名古屋市、みよし市、あま市、大垣市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、海津市、神戸町、安八町、川辺町、御嵩町、飯田市、高森町、豊丘村、浜松市／いずれも平成27年度以降）

○地域産業集積形成法に基づく条例による緑地面積率の緩和（20%以上→3%以上：海津市／平成20年4月1日から）

○地域産業集積形成法に基づく条例による緑地面積率の緩和（20%以上→5%以上：弥富市／平成24年4月1日から、豊山町／平成20年7月1日から）

○地域産業集積形成法に基づく条例による緑地面積率の緩和（20%以上→5%以上又は10%以上：西尾市／平成23年10月1日から、各務原市／平成25年7月1日から）

- 地域産業集積形成法に基づく条例による緑地面積率の緩和（20%以上→10%以上：飛島村／平成 23 年 4 月 1 日から）
- 工場立地法に基づく条例による緑地面積率の緩和（20%以上→5%以上：知多市／平成 25 年 4 月 1 日から、大口町／平成 26 年 6 月 27 日から）
- 工場立地法に基づく条例による緑地面積率の緩和（20%以上→5%以上又は 10%以上：岡崎市、大府市／いずれも平成 26 年 4 月 1 日から、春日井市／平成 25 年 7 月 8 日から、津島市／平成 24 年 4 月 1 日から、小牧市／平成 26 年 7 月 1 日から）
- 工場立地法に基づく条例による緑地面積率の緩和（20%以上→10%以上：名古屋市／平成 25 年 4 月 1 日から）
- 工場立地法に基づく緑地面積率等条例の検討・制定（岐阜市／平成 27 年 4 月から条例施行予定、恵那市／平成 27 年度以降）
- 中部国際空港島内での超大型貨物輸送に係る許可手続について、複数の許可権者が連携した手続の合理化・期間の短縮化等の検討（愛知県、愛知県企業庁、常滑市、中部国際空港株式会社等）
 - ・中部国際空港島内の超大型貨物輸送に必要な手続情報をまとめた「超大型貨物輸送の各種手続きに関する手引き」及び「一括申請フォーマット」の作成・公開（平成 24 年 10 月から）
- 都市計画法（第 12 条の 5）に基づく地区計画の策定
 - ・県営名古屋空港及びその隣接地において、空港機能を活用した民間航空機の整備・生産拠点の整備に向けた地区計画の作成（平成 26 年 3 月 28 日都市計画決定告示：豊山町）

3. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- 県営名古屋空港及びその隣接地における空港機能を活用した民間航空機の整備・生産拠点の誘致（愛知県／平成 25 年 4 月から）
- 独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）名古屋空港飛行研究拠点が入居する愛知県飛行研究センターの管理・運営（愛知県／平成 23 年 4 月から）
- 独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）と締結した航空分野に係る連携協力協定に基づく情報発信、技術相談などの連携事業の実施（愛知県／平成 24 年 2 月から）
- 「エアロマート名古屋 2014」の開催及び中堅・中小企業の販路開拓支援
 - ・「エアロマート名古屋 2014」の開催（名古屋商工会議所等／平成 26 年 9 月）
 - ・「エアロマート名古屋 2014」において、中堅・中小企業の販路開拓支援を実施（愛知県、名古屋市、一般社団法人中部航空宇宙産業技術センター、一般社団法人中部経済連合会、公益財団法人あいち産業振興機構、公益財団法人名古屋産業振興公社、公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー／平成 26 年 9 月）
 - ・「エアロマート名古屋 2014」において、岐阜県内中小企業等の出展支援を実施（岐阜県、各務原

市／平成 26 年 9 月)

- 「第 29 回宇宙技術および科学の国際シンポジウム（第 29 回 ISTS）」の開催支援を実施（愛知県、名古屋市、一般社団法人中部経済連合会、名古屋商工会議所、一般社団法人中部航空宇宙産業技術センター、国立大学法人名古屋大学等／平成 25 年 6 月）
- 中堅・中小企業の海外展開支援を実施（平成 25 年度／愛知県、名古屋市、一般社団法人中部航空宇宙産業技術センター）
- 「2012 年国際航空宇宙展（JA2012）」の開催及び中堅・中小企業の販路開拓支援
 - ・「JA2012 愛知・名古屋支援会議」等による開催支援を実施（愛知県、名古屋市、常滑市、一般社団法人中部経済連合会、名古屋商工会議所、社団法人中部航空宇宙技術センター、中部国際空港株式会社等／平成 24 年 10 月）
 - ・JA2012 において、地域団体出展及び中堅・中小企業の販路開拓支援を実施（愛知県、岐阜県、名古屋市、各務原市、一般社団法人中部経済連合会、名古屋商工会議所、社団法人中部航空宇宙技術センター等／平成 24 年 10 月）
- ボーイング 787 型機部位保管庫「ドリームリフター・オペレーションズ・センター」に供する施設の整備（中部国際空港株式会社／平成 25 年度運用開始）
- 航空宇宙産業における特殊工程を行うための「航空宇宙産業クラスター拠点工場」の整備（長野県、飯田市、公益財団法人南信州・飯田産業センター／平成 26 年度運用開始）
- 航空宇宙産業分野に携わる、中小企業の中核人材育成講座の開催（飯田市、公益財団法人南信州・飯田産業センター／平成 24 年度から）
- 航空宇宙関連機器の開発における、電磁波測定・試験評価施設「飯田 EMC センター」の設備拡充（飯田市、公益財団法人南信州・飯田産業センター／平成 26 年度運用開始）
- 中核人材の育成研修（静岡県／平成 25 年度から）
 - ・航空宇宙生産技術の中核人材を育成するための研修会を開催
- 販路開拓支援（静岡県）
 - ・重工メーカー O B 等を活用し、航空宇宙分野の地域企業の受注活動を支援（平成 23 年度から）
 - ・展示会への出展を支援（平成 21 年度から）

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—1関係
名称	各務原市
住所	〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1-69 TEL: 058-383-1111
概要	設 立: 昭和38年4月1日 業 種: 地方自治体 業務概要: 自治事務、法定受託事務等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—1関係
名称	名古屋市
住所	〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 TEL: 052-961-1111
概要	設 立: 明治22年10月1日 業 種: 地方自治体 業務概要: 自治事務、法定受託事務等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—1関係
名称	半田市
住所	〒475-8666 愛知県半田市東洋町2-1 TEL: 0569-21-3111
概要	設立: 昭和12年10月1日 業種: 地方自治体 業務概要: 自治事務、法定受託事務等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—1関係
名称	関市
住所	〒501-3894 岐阜県関市若草通三丁目1番 TEL: 0575-22-3131
概要	設立: 昭和25年10月15日 業種: 地方自治体 業務概要: 自治事務、法定受託事務等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-1関係
名称	瑞浪市
住所	〒509-6195 岐阜県瑞浪市上平町1-1 TEL：0572-68-2111
概要	設 立：昭和29年4月1日 業 種：地方自治体 業務概要：自治事務、法定受託事務等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—1関係
名称	笠松町
住所	〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1 TEL: 058-388-1111
概要	設 立: 昭和30年4月1日 業 種: 地方自治体 業務概要: 自治事務、法定受託事務等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-1関係
名称	稲沢市
住所	〒492-8269 愛知県稲沢市稲府町1 TEL: 0587-32-1111
概要	設 立: 昭和33年11月1日 業 種: 地方自治体 業務概要: 自治事務、法定受託事務等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—1関係
名称	郡上市
住所	〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 TEL: 0575-67-1121
概要	設 立: 平成16年3月1日 業 種: 地方自治体 業務概要: 自治事務、法定受託事務等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—1関係
名称	垂井町
住所	〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町1532-1 TEL: 0584-22-1151
概要	設 立: 昭和29年9月10日 業 種: 地方自治体 業務概要: 自治事務、法定受託事務等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—1関係
名称	坂祝町
住所	〒505-8501 岐阜県加茂郡坂祝町取組46-18 TEL: 0574-26-7111
概要	設 立: 昭和43年10月1日 業 種: 地方自治体 業務概要: 自治事務、法定受託事務等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1-2関係
名称	三菱重工業株式会社
住所	〒108-8215 東京都港区港南2-16-5（三菱重工ビル） TEL：03-6716-3111（大代表）
概要	設 立：昭和25年1月11日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	川崎重工業株式会社
住所	〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号 TEL：078-682-5001（大代表）
概要	設 立：明治29年10月9日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	富士重工業株式会社
住所	〒150-8554 東京都渋谷区恵比寿1-20-8 TEL: 03-6447-8000
概要	設 立: 昭和28年7月17日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	東レ株式会社
住所	〒103-8666 東京都中央区日本橋室町2-1-1 日本橋三井タワー TEL: 03-3245-5111
概要	設 立: 大正15年1月12日 業 種: 製造業 業務概要: 炭素繊維複合材料事業 (炭素繊維・同複合材料及び同成形品等) 等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業》別紙1—2関係
名称	天龍エアロコンポーネント株式会社
住所	〒504-0814 岐阜県各務原市蘇原興亜町1丁目1番地 TEL：058-382-6431（代表）
概要	設 立：平成21年10月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業》別紙1—2関係
名称	川崎岐阜協同組合
住所	〒504-0814 岐阜県各務原市蘇原興亜町1丁目17番地1 TEL: 058-382-2175 (代表)
概要	設 立: 昭和28年12月8日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	アイコクアルファ株式会社
住所	〒495-8501 愛知県稲沢市祖父江町森上本郷十一番地1 TEL: 0587-97-1111
概要	設 立: 昭和18年8月18日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《MR Jプロジェクト事業》別紙1ー2関係
名称	株式会社青山製作所
住所	〒480-0198 愛知県丹羽郡大口町高橋一丁目8番地 TEL: 0587-95-1151
概要	設 立: 昭和27年7月8日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添 3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1-2関係
名称	曙工業株式会社
住所	〒446-0001 愛知県安城市里町南歌口55番地1 TEL：0566-97-0677
概要	設 立：昭和57年11月2日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	旭精機工業株式会社
住所	〒488-8655 愛知県尾張旭市旭前町新田洞5050-1 TEL: 0561-52-5313
概要	設 立: 昭和28年8月11日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1-2関係
名称	熱田起業株式会社
住所	〒454-0836 愛知県名古屋市中川区福船町四丁目1番地1 TEL: 052-355-8038
概要	設 立: 昭和31年11月16日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	株式会社磯村製作所
住所	〒452-0837 愛知県名古屋市西区十方町6番地 TEL：052-501-8826
概要	設 立：昭和30年1月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	伊藤鉄工株式会社
住所	〒496-0801 愛知県津島市藤浪町1丁目39番地 TEL：0567-26-2187
概要	設 立：昭和24年1月12日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	株式会社エアリス・エンタープライズ
住所	〒455-0066 愛知県名古屋市港区寛政町三丁目36番地 TEL：052-659-1045
概要	設 立：平成19年2月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1-2関係
名称	株式会社エアロ
住所	〒498-0066 愛知県弥富市楠二丁目65番地27 TEL: 0567-66-3501
概要	設 立: 平成9年10月16日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	尾張精機株式会社
住所	〒461-8678 愛知県名古屋市東区矢田三丁目16番85号 TEL：052-721-3674
概要	設 立：明治39年5月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	株式会社小池製作所
住所	〒459-8004 愛知県名古屋市緑区有松南103番地 TEL：052-621-5391
概要	設 立：昭和31年4月2日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	株式会社小坂鉄工所
住所	〒457-0802 愛知県名古屋市南区要町四丁目26番地 TEL：052-611-5456
概要	設 立：昭和33年5月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社近藤機械製作所
住所	〒467-0011 愛知県名古屋市長徳区萩山町2丁目70-1 TEL: 0567-95-1343
概要	設 立: 昭和22年2月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社三技
住所	〒481-0037 愛知県北名古屋市鍛冶ケ一色東2丁目115番 TEL: 0568-24-1770
概要	設 立: 昭和47年7月22日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	高木工業株式会社
住所	〒456-0058 愛知県名古屋市熱田区六番二丁目3番6号 TEL：052-661-6246
概要	設 立：昭和26年1月12日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	高砂電気工業株式会社
住所	〒458-8522 愛知県名古屋市緑区鳴海町杜若66番地1 TEL: 052-891-2301
概要	設 立: 昭和38年1月24日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	株式会社TEKNI A
住所	〒454-0954 愛知県名古屋市中川区江松三丁目459番地 TEL：052-303-3347
概要	設 立：昭和40年5月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	株式会社テックササキ
住所	〒456-0031 愛知県名古屋市熱田区神宮四丁目9番21号 TEL：052-678-7811
概要	設 立：昭和39年10月7日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添 3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2 《MRJプロジェクト事業》別紙1-2
名称	東南精機株式会社
住所	〒444-1211 愛知県安城市根崎町東新切33-1 TEL：0566-92-6431
概要	設 立：昭和32年8月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	東陽工業株式会社
住所	〒470-1161 愛知県豊明市栄町新左山1番794 TEL: 0562-97-3145
概要	設 立: 昭和36年12月20日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	東洋航空電子株式会社
住所	〒484-0901 愛知県犬山市字柿畑63番地の1 TEL：0568-67-2160
概要	設 立：昭和42年6月21日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	東レハイブリッドコード株式会社
住所	〒444-0394 愛知県西尾市上矢田町神明寺3番地 TEL: 0563-59-4000
概要	設 立: 昭和36年12月14日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1-2関係
名称	トーカロ株式会社
住所	〒658-0013 兵庫県神戸市東灘区深江北町4-13-4 TEL：078-411-5561
概要	設 立：昭和26年7月26日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	株式会社西村製作所
住所	〒455-0066 愛知県名古屋市港区寛政町三丁目36番地 TEL：052-651-2135
概要	設 立：昭和42年3月28日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社フジワラ
住所	〒481-8505 愛知県北名古屋市六ツ師女夫越1番地 TEL: 0568-21-2311
概要	設 立: 昭和20年10月15日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	株式会社放電精密加工研究所
住所	〒243-0213 神奈川県厚木市飯山3110 TEL：046-250-3951
概要	設 立：昭和36年12月21日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1-2関係
名称	株式会社松原製作所
住所	〒458-0847 愛知県名古屋市緑区浦里二丁目111番地 TEL：052-891-2084
概要	設 立：昭和44年8月4日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	株式会社瑞木製作所
住所	〒488-0826 愛知県尾張旭市大塚町二丁目1番地の3 TEL：052-771-8410
概要	設 立：昭和36年10月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1-2関係
名称	株式会社山下工作所
住所	〒465-0071 愛知県名古屋市熱田区明野町10-4 TEL: 052-682-1281
概要	設 立: 昭和39年9月7日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機(ボーイング787等及びMRJ)の機体(ボーイング787: 主翼、MRJ: 胴体)の部品生産に係る治具の設計・製造及び開発に向けた試験治具や部品生産(MRJ: 胴体、主翼、尾翼)に係る治具の設計・製造を担い、当社はJISQ9100の認証を受け、設計から完成品までの多種多様な機械設備による自社工場での一貫製造ができるほか、溶接加工ではJIS認定の他、三菱重工業㈱の認定を受け高度な溶接技術を要する吊り具(スリング)の製造が可能である。また、荷重試験を実施する設備を自社工場内に所有しているため、自社スリング製品の荷重試験のみならず多様な製品の荷重試験が可能である。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	輸送機工業株式会社
住所	〒475-0804 愛知県半田市上浜町102番地 TEL: 0569-21-3311
概要	設 立: 昭和25年7月15日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機(ボーイング787等)の中央翼等の部品(上下面パネル、翼胴リブ材、ブラケット等)の製造(加工、組立)を担い、高い気密性を要求される構造組立に必要なボーイング社スペックに基づく特殊加工技術(穿孔ファスニング及びシーリング認定技術)を保有する。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	菱輝金型工業株式会社
住所	〒491-0837 愛知県一宮市多加木2-8-21 TEL: 0586-71-6792
概要	設 立: 昭和42年6月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	渡辺精密工業株式会社
住所	〒455-0831 名古屋市港区十一屋一丁目59番地の1 TEL:052-383-8282
概要	設 立：昭和41年4月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品製造に係る治工具の製造等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	旭金属工業株式会社
住所	〒602-8176 京都市上京区下立売通智恵光院西入ル TEL：075-801-0151
概要	設 立：昭和23年6月26日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《MR Jプロジェクト事業》別紙1ー2関係
名称	株式会社天野工業
住所	〒501-3753 岐阜県美濃市松森字382番地の1 TEL: 0575-33-4604
概要	設 立: 平成2年1月31日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	今井航空機器工業株式会社
住所	〒504-0957 岐阜県各務原市金属団地128番地 TEL: 058-389-2011
概要	設 立: 昭和51年3月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	岩戸工業株式会社
住所	〒509-0147 岐阜県各務原市鵜沼川崎町二丁目10番地 TEL: 058-383-8111
概要	設 立: 昭和32年7月15日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	イワキ工業株式会社
住所	〒500-8381 岐阜県岐阜市市橋三丁目14番地11 TEL: 058-276-7155
概要	設 立: 昭和39年6月16日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1-2関係
名称	A P CエアロスPECIALティ株式会社
住所	〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-8-15 TEL：03-5820-1831
概要	設 立：昭和32年12月27日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	恵那機器株式会社
住所	〒509-7403 岐阜県恵那市岩村町字矢坪2453番地の22 TEL: 0573-43-0025
概要	設 立: 昭和42年10月20日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	榎本ビーエー株式会社
住所	〒504-8551 岐阜県各務原市蘇原興亜町五丁目10番 TEL：058-389-7433
概要	設 立：昭和26年6月26日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社大橋鉄工所
住所	〒503-0945 岐阜県大垣市浅西三丁目22番13 TEL: 0584-89-6890
概要	設 立: 昭和30年3月31日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	偕行産業株式会社
住所	〒509-0249 岐阜県可児市姫ヶ丘二丁目10番 TEL：0574-62-3220
概要	設 立：昭和55年8月23日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	株式会社加藤製作所
住所	〒509-0103 岐阜県各務原市各務東町五丁目82番20 TEL: 058-379-0111
概要	設 立: 昭和22年4月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社郡上螺子
住所	〒501-4201 岐阜県郡上市八幡町有穂字東前1530番1 TEL: 0575-62-2230
概要	設 立: 昭和62年4月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	有限会社ケーテクニカ
住所	〒505-0055 岐阜県美濃加茂市加茂野町稲辺字東野396番2 TEL：0574-28-1887
概要	設 立：平成7年3月17日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	近藤技研株式会社
住所	〒503-0645 岐阜県海津市海津町五町字道下335番1 TEL：0584-53-0936
概要	設 立：昭和55年5月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社佐々木製作所
住所	〒504-0927 岐阜県各務原市上戸町七丁目1番24 TEL: 058-383-6351
概要	設 立: 昭和46年11月19日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社信立
住所	〒500-8236 岐阜県岐阜市手力町3番1号 TEL: 058-247-4337
概要	設 立: 昭和59年6月18日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	誠和工業株式会社
住所	〒504-0927 岐阜県各務原市上戸町七丁目1番12 TEL：058-389-1680
概要	設 立：昭和59年7月10日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《MR Jプロジェクト事業》別紙1ー2関係
名称	槌屋ティスコ株式会社
住所	〒472-0007 愛知県知立市牛田町裏新切43番1 TEL: 0566-82-0831
概要	設 立: 昭和45年11月6日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	天龍コンポジット株式会社
住所	〒509-0304 岐阜県加茂郡川辺町中川辺1430番1 TEL: 0574-53-2351
概要	設 立: 平成21年10月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	東邦テナックス株式会社
住所	〒100-8585 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 霞が関コモンゲート西館 TEL: 03-3506-6800 (代)
概要	設 立: 昭和25年7月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	徳田工業株式会社
住所	〒504-0957 岐阜県各務原市金属団地209番地 TEL：058-380-0003
概要	設 立：昭和44年6月2日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	鳥羽工産株式会社
住所	〒509-0104 岐阜県各務原市各務おがせ町九丁目260番 TEL：058-384-1225
概要	設 立：昭和33年9月26日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	有限会社名古屋鉄工所
住所	〒505-0051 岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣字四ツ田1887番1 TEL: 0574-25-8007
概要	設 立: 平成2年8月3日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	ナブテスコ株式会社
住所	〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目7番9号 JA共済ビル TEL：03-5213-1133
概要	設 立：平成15年9月29日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添 3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	株式会社ナベヤ精機
住所	〒504-0928 岐阜県各務原市山脇町七丁目131 TEL: 058-383-6831
概要	設 立: 昭和45年10月20日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	日本プレス工業株式会社
住所	〒505-0074 岐阜県加茂郡坂祝町酒倉2145番地の5 TEL: 0574-26-0171
概要	設 立: 昭和22年6月9日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	株式会社服部精工
住所	〒503-2121 岐阜県不破郡垂井町1463番地 TEL：0584-22-2155（代）
概要	設 立：昭和28年9月7日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	早川工業株式会社
住所	〒509-0108 岐阜県各務原市須衛町二丁目446番 TEL: 058-384-1148
概要	設 立: 昭和31年10月18日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	早川精機工業株式会社
住所	〒500-8357 岐阜県岐阜市六条大溝一丁目13番1号 TEL：058-276-7555
概要	設 立：昭和38年3月20日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	株式会社光製作所
住所	〒501-6034 岐阜県羽島郡笠松町中野248番地3 TEL：058-387-4361
概要	設 立：昭和37年12月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	有限会社フジワテック
住所	〒509-7506 岐阜県恵那市上矢作町1878番地 TEL: 0573-47-2856
概要	設 立: 平成9年11月28日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社マルケン工業
住所	〒505-0051 岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣字字見1738番2 TEL: 0574-26-6223
概要	設 立: 昭和55年12月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	瑞浪精機株式会社
住所	〒509-6121 岐阜県瑞浪市寺河戸町1040番 TEL：0572-68-2101
概要	設 立：昭和26年6月20日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	株式会社水野鉄工所
住所	〒501-3146 岐阜県岐阜市芥見嵯峨1丁目150番地 TEL：0575-21-5511
概要	設 立：昭和33年10月2日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	名北工業株式会社
住所	〒505-0039 岐阜県美濃加茂市蜂屋台一丁目8番1 TEL: 0574-24-0622
概要	設 立: 昭和22年10月11日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品材料の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	メイラ株式会社
住所	〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町17番15号 TEL：052-459-1276
概要	設 立：昭和11年3月8日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社ヤマ
住所	〒504-0801 岐阜県各務原市蘇原北山町一丁目15番6 TEL: 058-382-1151 (代表)
概要	設 立: 昭和48年9月21日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社和興
住所	〒509-0109 岐阜県各務原市テクノプラザ二丁目33番 TEL: 058-322-3135
概要	設 立: 昭和47年12月18日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	シンフォニアテクノロジー株式会社
住所	〒105-8564 東京都港区芝大門1-1-30 芝NBFタワー TEL: 03-5473-1803
概要	設 立: 昭和24年8月18日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《MR J プロジェクト事業》別紙1-2 関係
名称	大起産業株式会社
住所	〒511-0251 三重県員弁郡東員町大字山田3725番地の1 TEL: 0594-76-2201
概要	設 立: 昭和36年4月13日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社トピア
住所	〒513-0031 三重県鈴鹿市一ノ宮町1477番1 TEL: 059-383-7322 (代表)
概要	設 立: 昭和48年8月16日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に係る治工具の製造等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社南条製作所
住所	〒513-0001 三重県鈴鹿市広瀬町877 TEL: 059-378-3052
概要	設 立: 昭和54年2月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に係る治工具の製造等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社光機械製作所
住所	〒514-0112 三重県津市一身田中野8番の1 TEL: 059-227-5511
概要	設 立: 昭和34年9月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に係る治工具の製造等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	扶桑工機株式会社
住所	〒511-8558 三重県桑名市大字増田500 TEL：0594-24-5050
概要	設 立：昭和28年6月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造及び部品検査に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	三重樹脂株式会社
住所	〒510-0201 三重県鈴鹿市稲生町8687-3 TEL：059-389-5440
概要	設 立：平成3年12月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社赤羽製作所
住所	〒399-2565 長野県飯田市桐林2254番地293 TEL: 0265-26-1320
概要	設 立: 昭和43年8月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社アップルハイテック
住所	〒395-3103 長野県下伊那郡高森町下市田3111番地1 TEL: 0265-48-8822
概要	設 立: 平成6年2月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	飯田精密株式会社
住所	〒395-3103 長野県下伊那郡高森町下市田3111番地1 TEL: 0265-48-8800
概要	設 立: 昭和45年12月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社協和精工
住所	〒399-3103 長野県下伊那郡高森町下市田1514番地1 TEL: 0265-35-8288
概要	設 立: 昭和41年7月26日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	コーエー精機株式会社
住所	〒399-3101 長野県下伊那郡高森町山吹1646番地11 TEL: 0265-35-7795
概要	設 立: 昭和57年7月14日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	三洋工具株式会社
住所	〒141-0032 東京都品川区大崎3丁目6番21号 TEL: 03-3490-6821
概要	設 立: 昭和40年4月15日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品製造に係る切削工具の製造等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	三和ロボティクス株式会社
住所	〒399-2431 長野県飯田市川路7576番地3 TEL：0265-48-6555
概要	設 立：昭和44年5月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社しなの工業
住所	〒395-3103 長野県下伊那郡高森町下市田3111番地1 TEL: 0265-48-8833
概要	設 立: 昭和45年11月6日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	多摩川精機株式会社
住所	〒395-8515 長野県飯田市大休1879番地 TEL：0265-21-1800
概要	設 立：昭和13年3月3日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	多摩川パーツマニュファクチャリング株式会社
住所	〒395-0823 長野県飯田市大休1879番地 TEL：0265-48-6488
概要	設 立：平成25年11月21日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	多摩川マイクロテック株式会社
住所	〒395-0813 長野県飯田市毛賀1020番地 TEL：0265-23-3500
概要	設 立：平成23年3月21日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	有限会社野中製作所
住所	〒399-2565 長野県飯田市桐林2660番地1 TEL：0265-26-1077
概要	設 立：昭和53年1月20日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	株式会社林精機
住所	〒395-0151 長野県飯田市北方1605番地1 TEL：0265-56-3201
概要	設 立：昭和39年10月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	株式会社ピーエーイー
住所	〒395-0813 長野県飯田市毛賀240番地2 TEL：0265-22-7808
概要	設 立：昭和48年2月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	株式会社丸宝計器
住所	〒395-0805 長野県飯田市鼎一色303番地1 TEL：0265-23-3094
概要	設 立：昭和45年4月2日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	有限会社森脇精機
住所	〒395-0048 長野県飯田市滝の沢5827番地7 TEL：0265-23-0680
概要	設 立：昭和45年1月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	有限会社矢崎製作所
住所	〒395-0067 長野県飯田市羽場権現1172番地 TEL: 0265-22-6564
概要	設 立: 昭和48年10月9日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《MR J プロジェクト事業》別紙1-2 関係
名称	有限会社ユーズテック
住所	〒395-0807 長野県飯田市上郷黒田3318番地 TEL: 0265-56-1210
概要	設 立: 平成3年11月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社ヨシカズ
住所	〒399-2561 長野県飯田市駄科1872番地1 TEL: 0265-26-7878
概要	設 立: 昭和57年9月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《MRJプロジェクト事業》別紙1—2関係
名称	アイティーオー株式会社
住所	〒434-0041 静岡県浜松市浜北区平口5480番地 TEL：053-584-1115
概要	設 立：昭和38年11月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社 平安コーポレーション
住所	〒431-2103 静岡県浜松市北区新都田1丁目5番2号 TEL: 053-428-5321
概要	設 立: 昭和14年2月14日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に係る工作機械の製造等

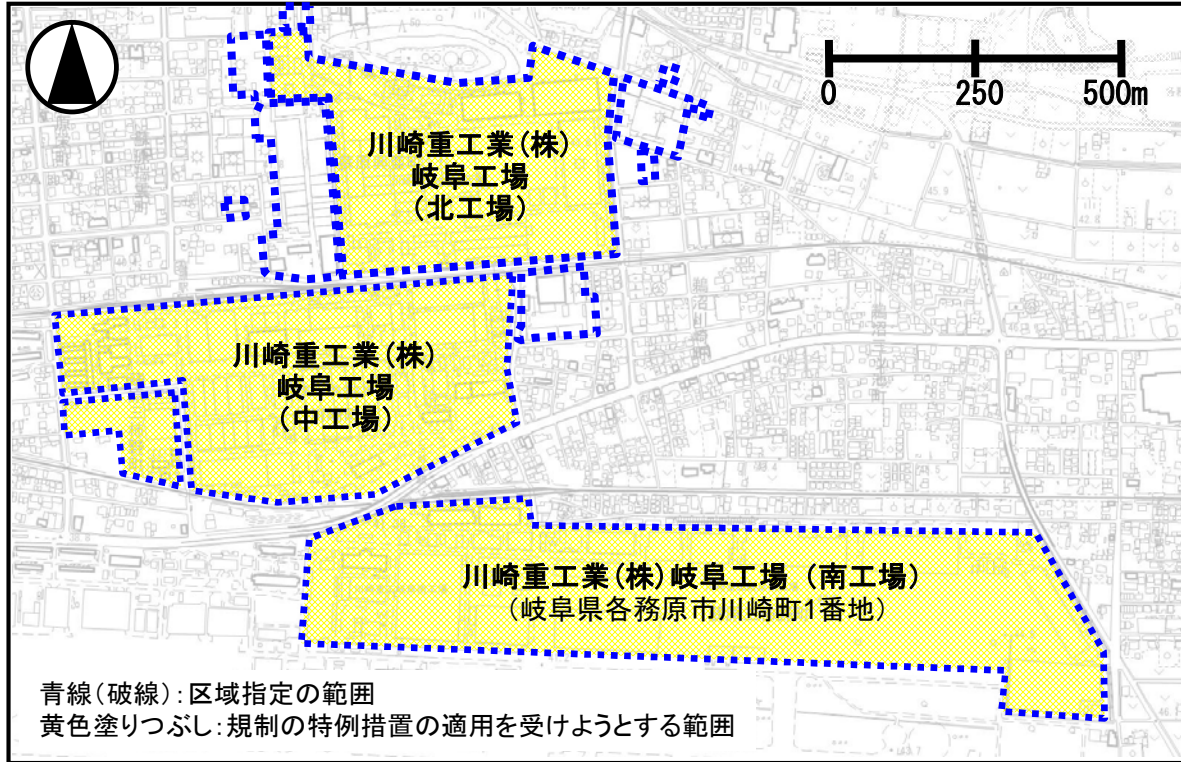
別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月9日
地域協議会の構成員	<p>愛知県、岐阜県、三重県、長野県、静岡県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、豊山町、大口町、蟹江町、飛島村、岐阜市、大垣市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市、海津市、笠松町、垂井町、神戸町、安八町、坂祝町、川辺町、御嵩町、津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、いなべ市、木曽岬町、飯田市、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、浜松市、名古屋港管理組合、三菱重工業株式会社、川崎重工業株式会社、富士重工業株式会社、東レ株式会社、中部航空宇宙部品生産協同組合、川崎岐阜協同組合、天龍エアロコンポーネント株式会社、アイコクアルファ株式会社、株式会社青山製作所、曙工業株式会社、旭精機工業株式会社、熱田起業株式会社、株式会社石川精工、株式会社磯村製作所、伊藤鉄工株式会社、株式会社エアリス・エンタープライズ、株式会社エアロ、尾張精機株式会社、株式会社カマタ製作所、木下精密工業株式会社、株式会社銀星、株式会社グローバル・アシスト、株式会社小池製作所、株式会社弘和鉄工所、株式会社小坂鉄工所、株式会社近藤機械製作所、株式会社最新レーザ技術研究センター、株式会社三技、株式会社三光製作所、三洋機工株式会社、株式会社真功社、シンフォニアテクノロジー株式会社、株式会社杉浦機械、株式会社関山、株式会社高木化学研究所、高木工業株式会社、高砂電気工業株式会社、高須工業株式会社、玉川工業株式会社、株式会社タマリ工業、株式会社TEKNI A、株式会社テックササキ、東南精機株式会社、東陽工業株式会社、東洋航空電子株式会社、東レハイブリッドコード株式会社、トーカロ株式会社、中村鉄工株式会社、株式会社西村製作所、ピーピージー・ジャパン株式会社、株式会社フジワラ、株式会社放電精密加工研究所、株式会社松江鉄工所、マツダ化工株式会社、株式会社松原製作所、株式会社瑞木製作所、株式会社名光精機、株式会社山下工作所、輸送機工業株式会社、株式会社吉見製作所、菱輝金型工業株式会社、株式会社和田製作所、渡辺精密工業株式会社、葵工機株式会社、旭金属工業株式会社、株式会社天野工業、今井航空機器工業株式会社、岩戸工業株式会社、イワキ工業株式会社、APCエアロスペシャルティ株式会社、恵那機器株式会社、榎本ビーエー株式会社、株式会社オイダ製作所、株式会社大橋鉄工所、有限会社大堀研磨工業所、偕行産業株式会社、株式会社加藤製作所、株式会社郡上螺子、有限会社ケーテクニカ、近藤技研株式会社、株式会社佐々木製作所、株式会社信立、誠和工業株式会社、株式会社太平洋久世製作所、榎屋ティスコ株式会社、天龍コンポジット株式会社、東邦テナックス株式会社、徳田工業株式会社、鳥羽工産株式会社、有限会社名古屋鉄工所、ナブテスコ</p>

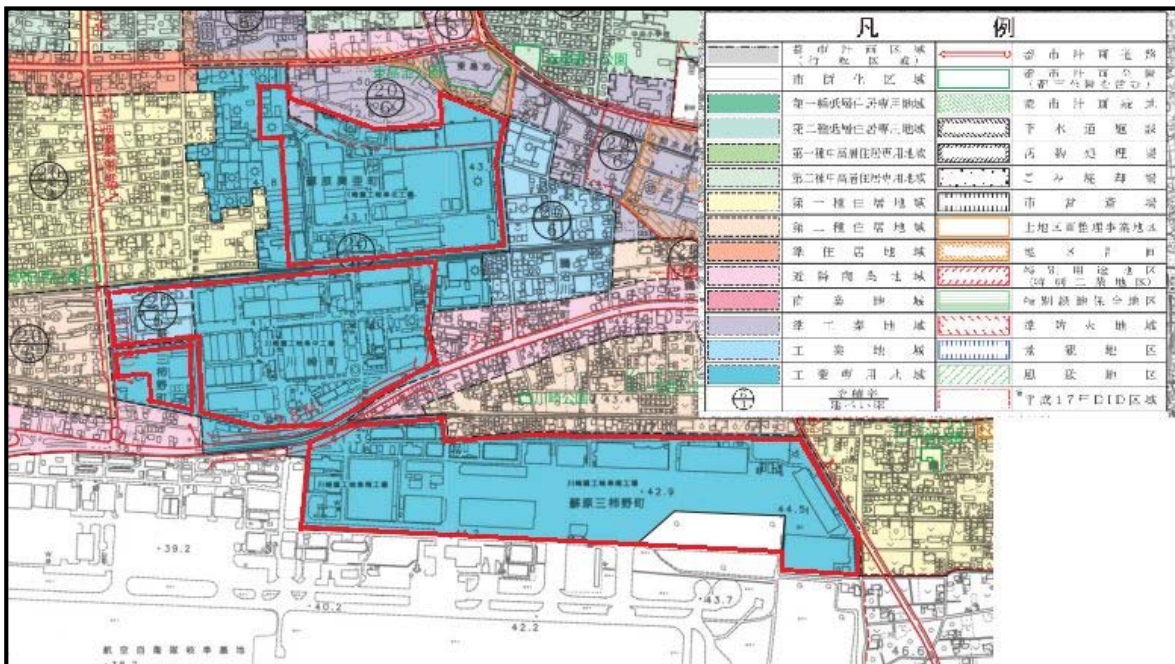
	<p>株式会社、株式会社ナベヤ精機、日本プレス工業株式会社、株式会社服部精工、早川工業株式会社、早川精機工業株式会社、株式会社光製作所、有限会社フジワテック、株式会社マルケン工業、瑞浪精機株式会社、株式会社水野鉄工所、名北工業株式会社、メイラ株式会社、株式会社ヤシマ、株式会社和興、NTN株式会社、キクカワエンタープライズ株式会社、大起産業株式会社、株式会社トピア、株式会社南条製作所、株式会社光機械製作所、扶桑工機株式会社、三重樹脂株式会社、有限会社愛光電子、アイビーテクノクリエイション株式会社、株式会社赤羽製作所、株式会社アップルハイテック、飯田精機株式会社、飯田精密株式会社、株式会社エヌ・イー、有限会社大島電子、株式会社乾光精機製作所、株式会社協電社、株式会社協和精工、クロダ精機株式会社、コーエー精機株式会社、山京インテック株式会社、三洋工具株式会社、三和ロボティクス株式会社、株式会社しなの工業、株式会社タカモリ、多摩川航空電装機器株式会社、多摩川精機株式会社、多摩川テクノクリエイション株式会社、多摩川パーツマニュファクチャリング株式会社、多摩川マイクロテック株式会社、株式会社ティーエー・システム、有限会社野中製作所、株式会社浜島精機、株式会社林精機、株式会社ピーエーイー、株式会社マルヒ、株式会社丸宝計器、有限会社森脇精機、有限会社矢崎製作所、有限会社ユーズテック、株式会社ヨシカズ、アイティーオー株式会社、株式会社オリオン工具製作所、株式会社桜井製作所、庄田鉄工株式会社、富士工業株式会社、株式会社平安コーポレーション、マシン・テック・ヤマシタ有限会社、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社八十二銀行、株式会社静岡銀行、株式会社清水銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社十六銀行、株式会社三重銀行、株式会社百五銀行、株式会社長野銀行、株式会社愛知銀行、株式会社名古屋銀行、株式会社第三銀行、飯田信用金庫、アルプス中央信用金庫、浜松信用金庫、岐阜信用金庫、大垣信用金庫、東濃信用金庫、関信用金庫、岡崎信用金庫、碧海信用金庫、中日信用金庫、桑名信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、長野県信用組合、株式会社日本政策投資銀行、一般社団法人中部経済連合会、名古屋商工会議所、一般社団法人中部航空宇宙産業技術センター、国立大学法人名古屋大学、中部国際空港株式会社</p>
協議を行った日	ICTの活用による最終合意（平成26年10月10日）
協議会の意見の概要	意見なし
意見に対する対応	該当なし

別添地図（別紙1-1関係）（その1）

川崎重工業(株)岐阜工場

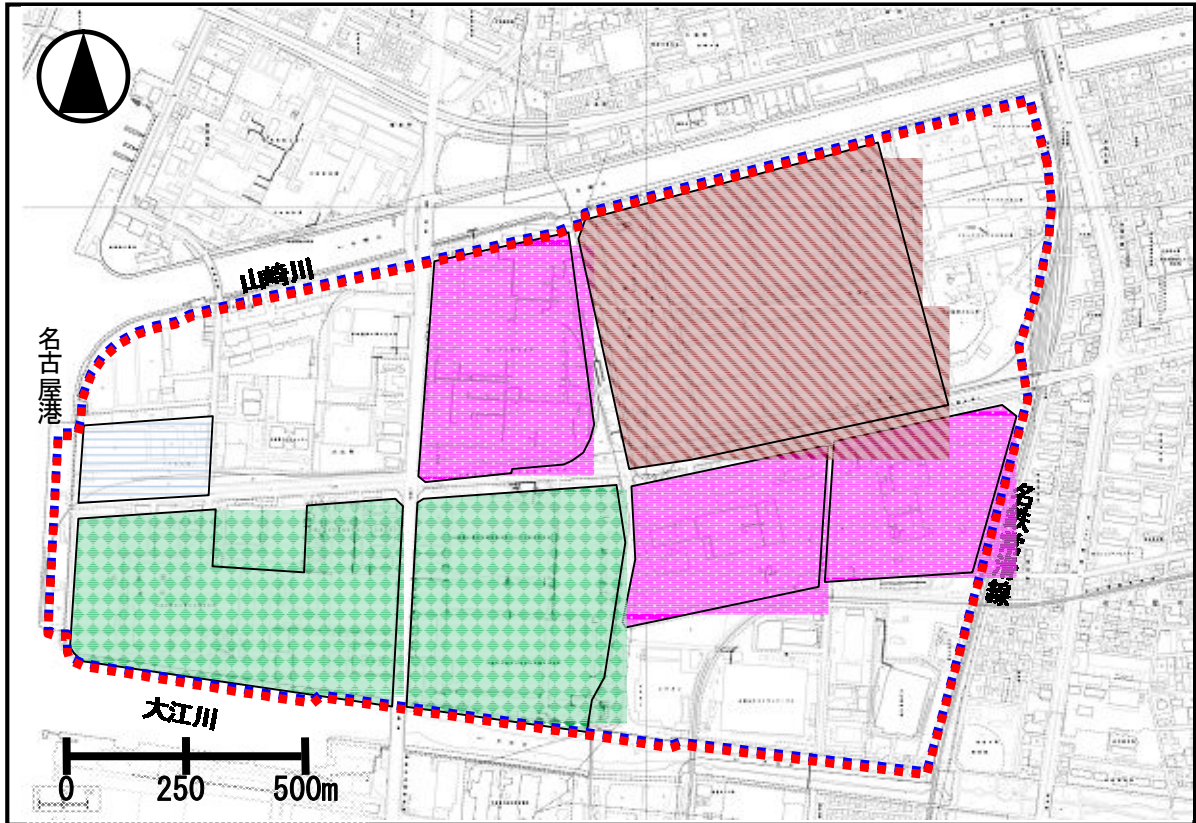


(参考) 当該特別の措置を適用する区域及びその周辺における都市計画法に規定する用途地域



別添地図（別紙1-1関係）（その2）

三菱重工業㈱名古屋航空宇宙システム製作所大江工場
東レ㈱名古屋事業場 等



青線（破線）：区域指定の範囲

赤線（破線）：規制の特例措置の適用を受けようとする範囲



三菱重工業㈱名古屋航空宇宙システム製作所大江工場



東レ㈱名古屋事業場

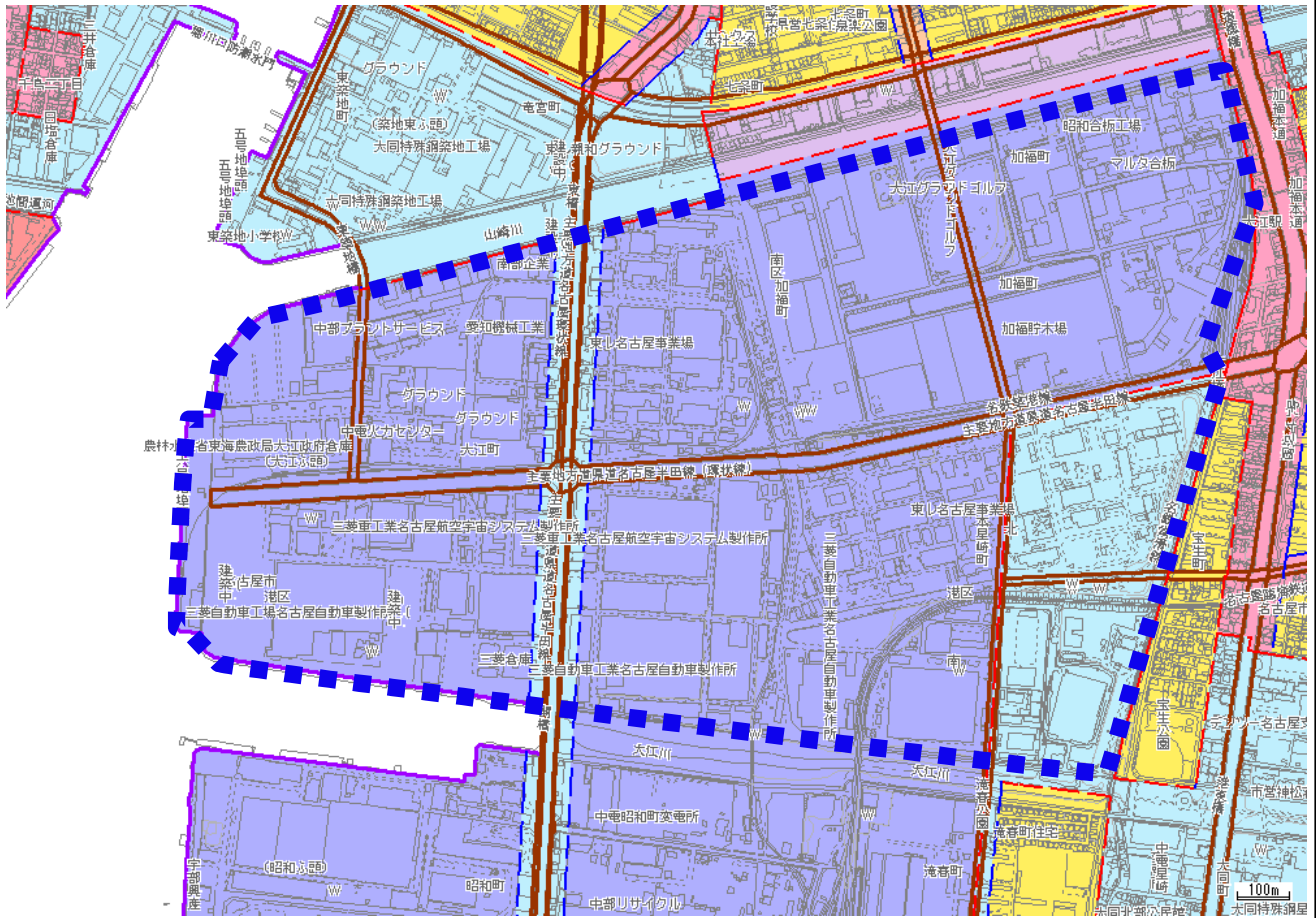


東海農政局大江政府倉庫敷地及び周辺区域



中小企業集団化・共同化予定地

(参考) 当該特別の措置を適用する区域及びその周辺における都市計画法に規定する用途地域

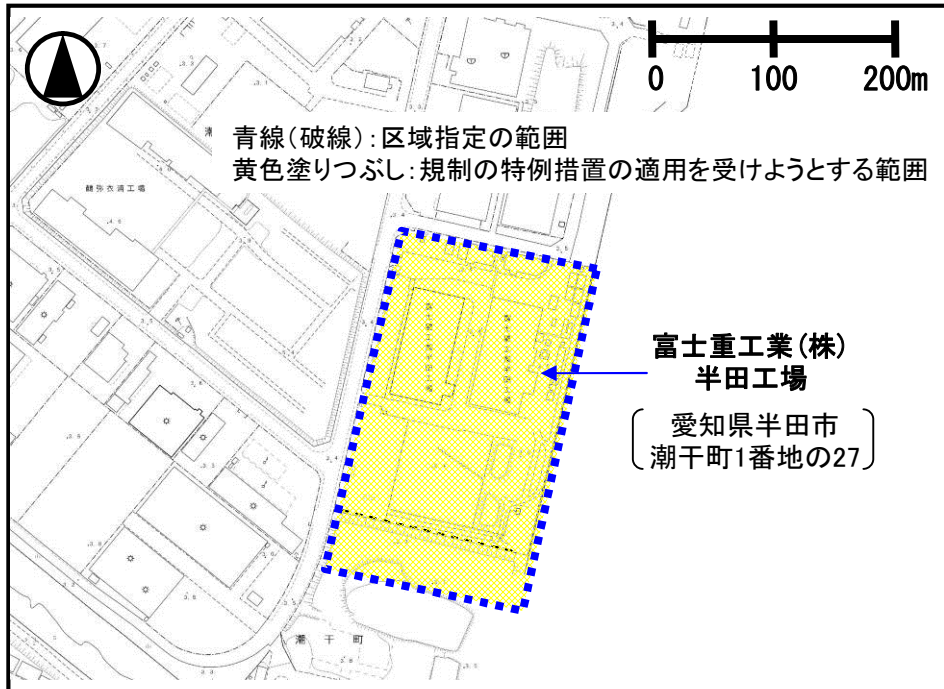


凡例

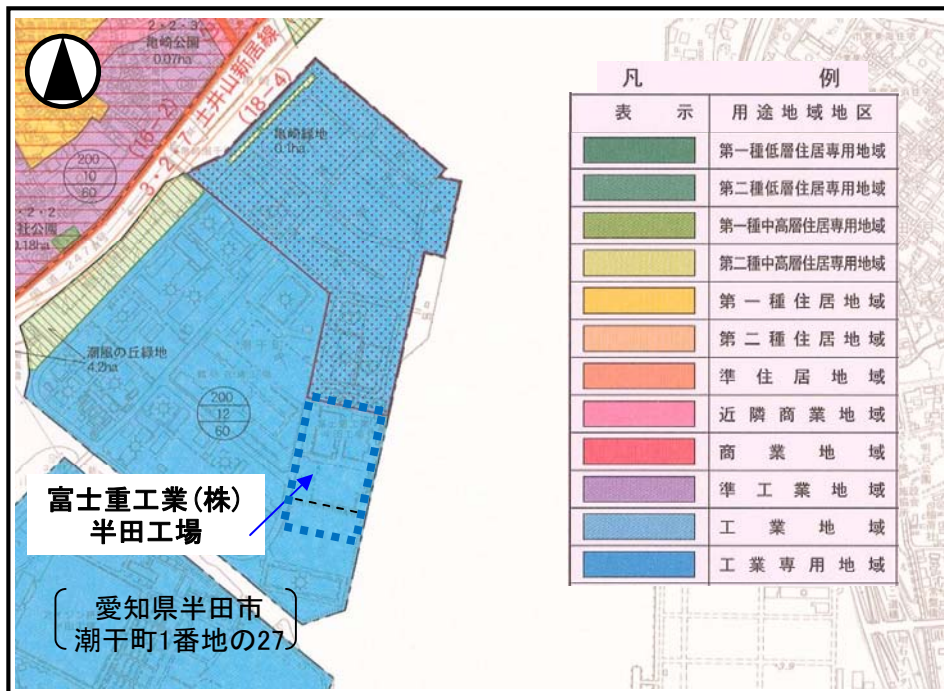
	第一種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	都市計画道路
	区分線(道路などの中心)
	区分線(その他)

別添地図（別紙1-1関係）（その3）

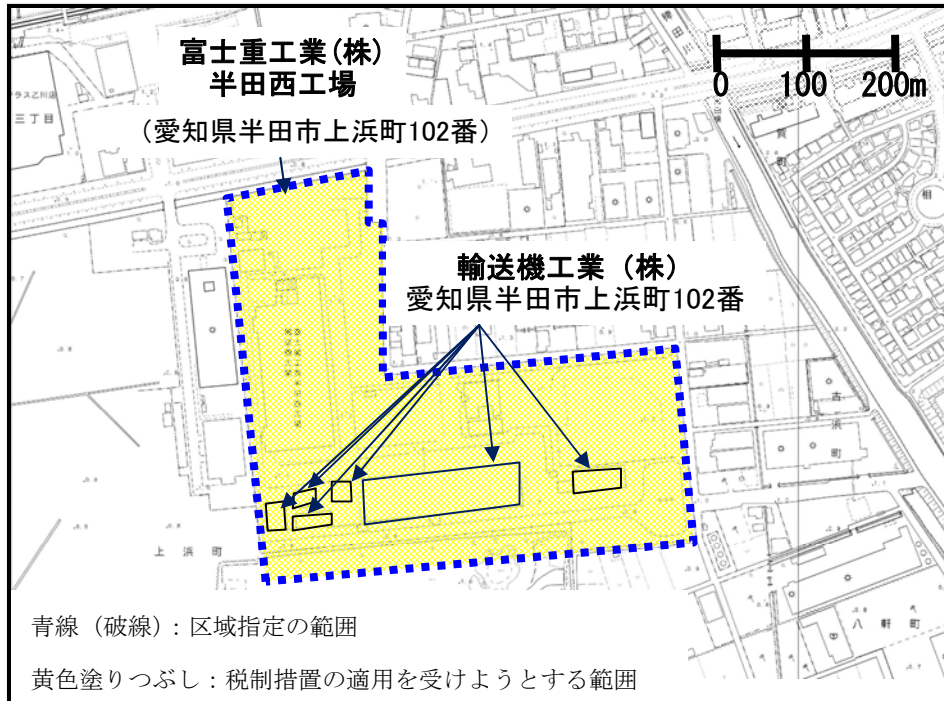
富士重工業(株)半田工場



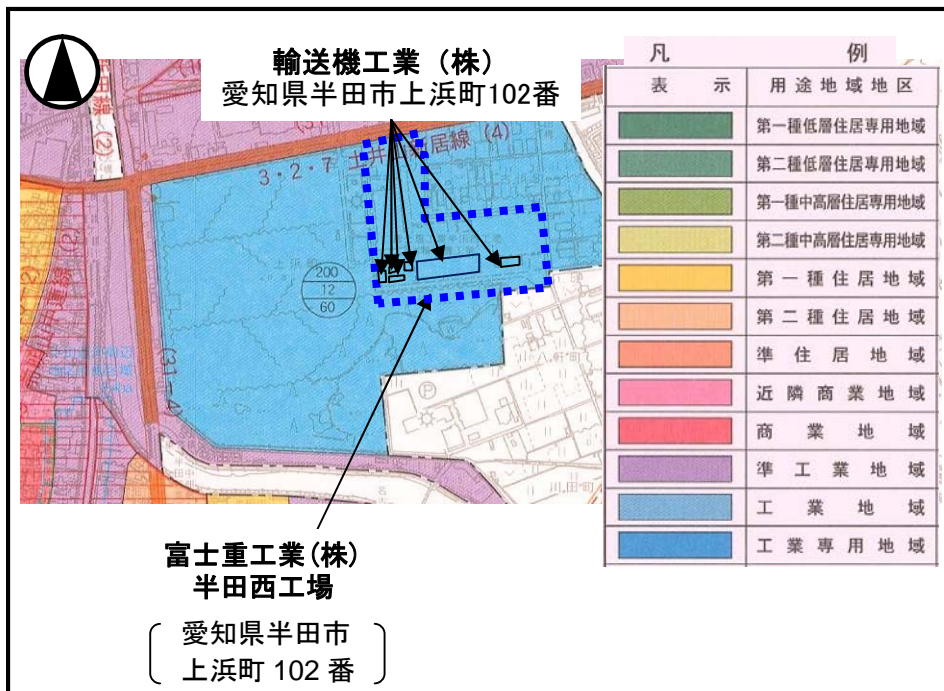
(参考) 当該特別の措置を適用する区域及びその周辺における都市計画法に規定する用途地域



富士重工業(株)半田西工場

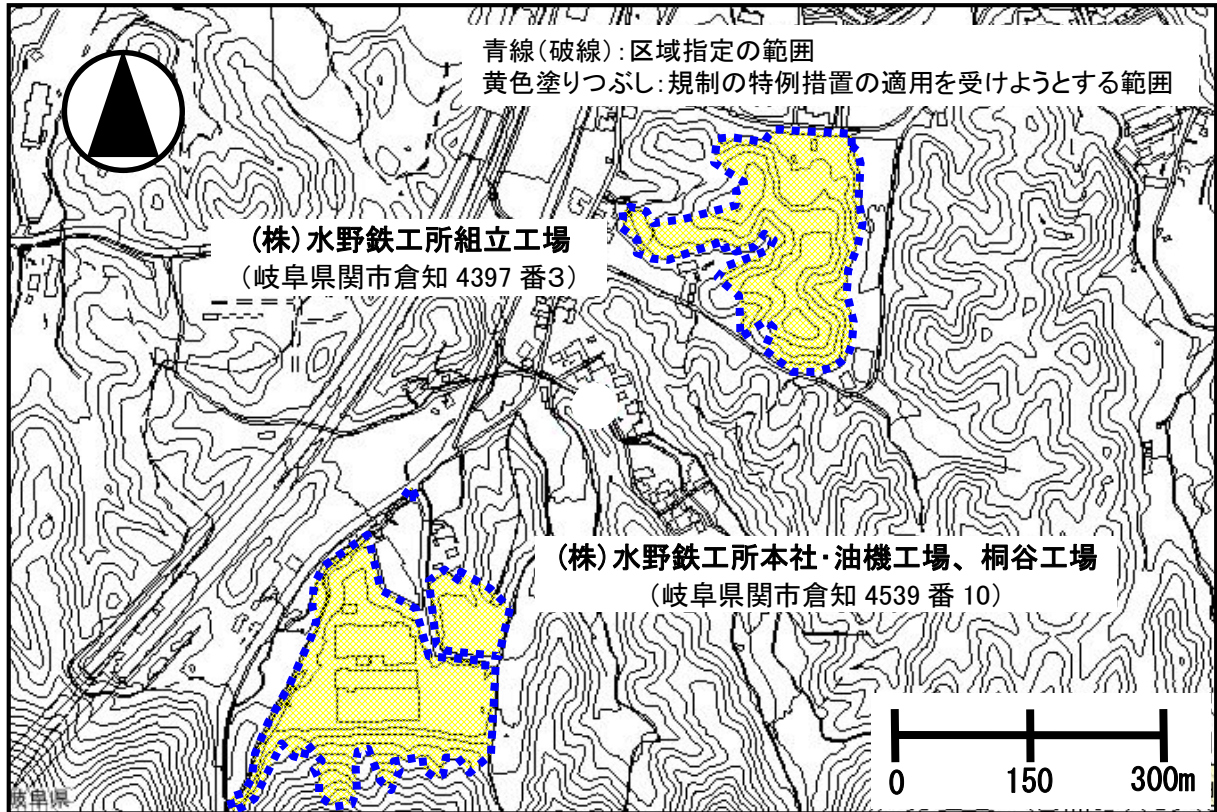


(参考) 当該特別の措置を適用する区域及びその周辺における都市計画法に規定する用途地域

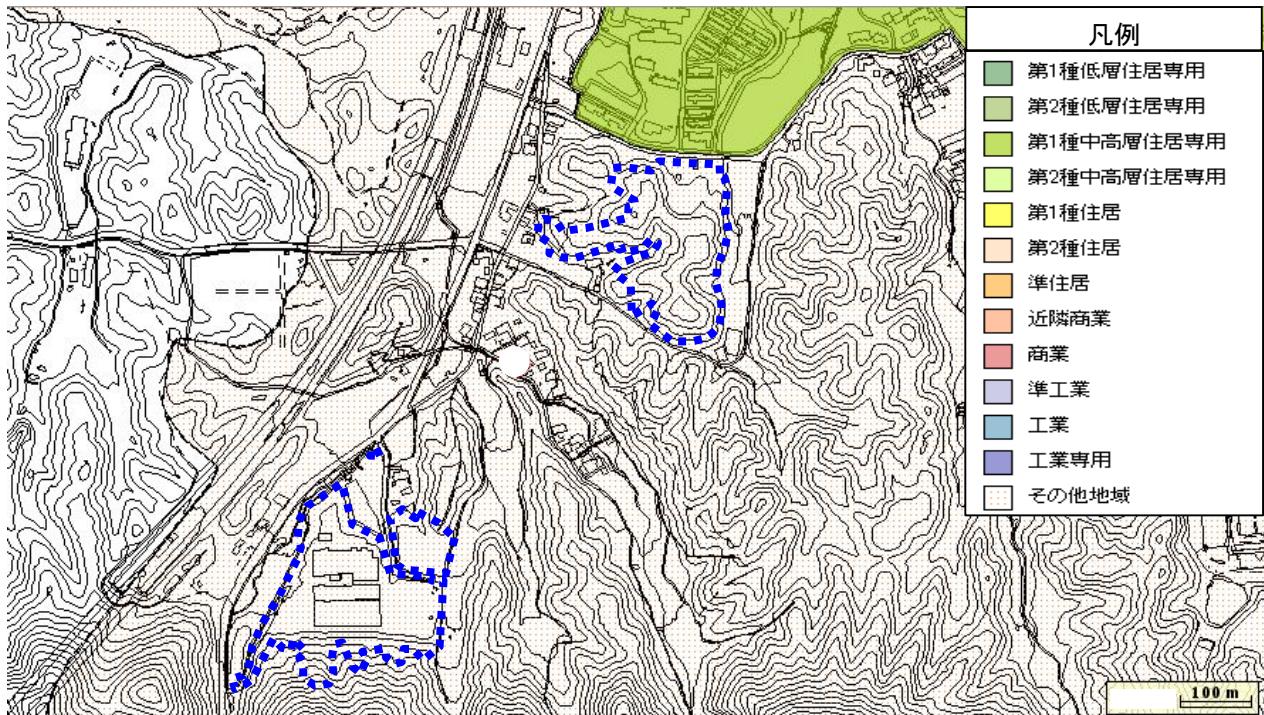


別添地図（別紙1-1関係）（その4）

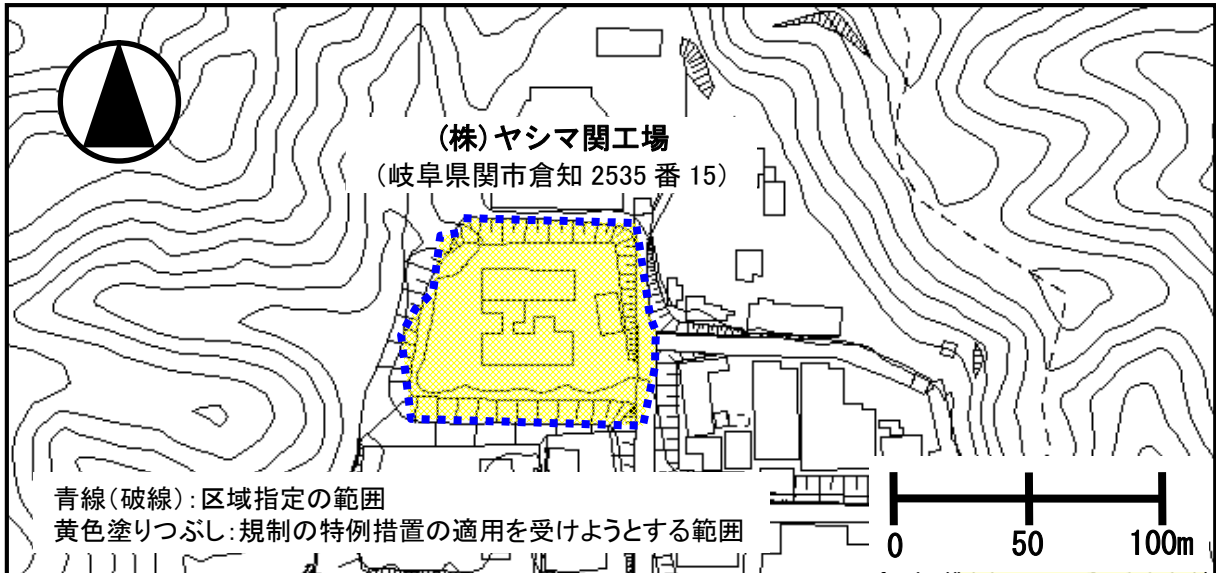
関市内地区（その1）



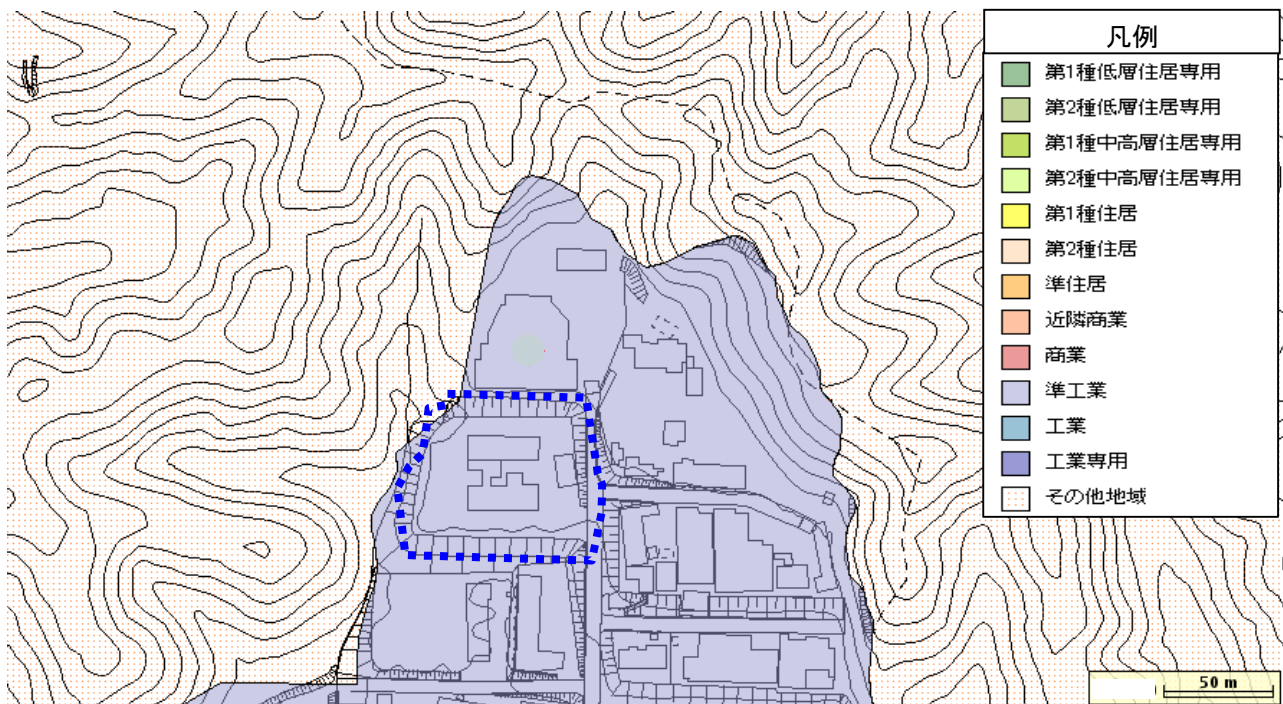
(参考) 当該特別の措置を適用する区域及びその周辺における都市計画法に規定する用途地域



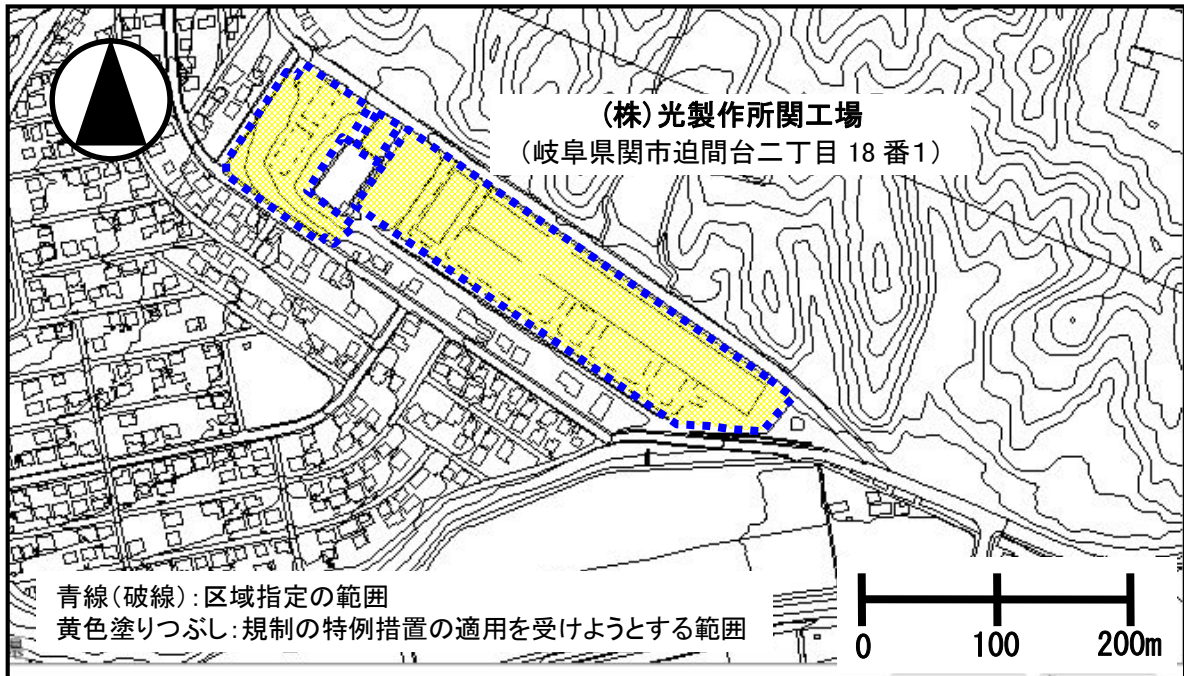
関市内地区（その2）



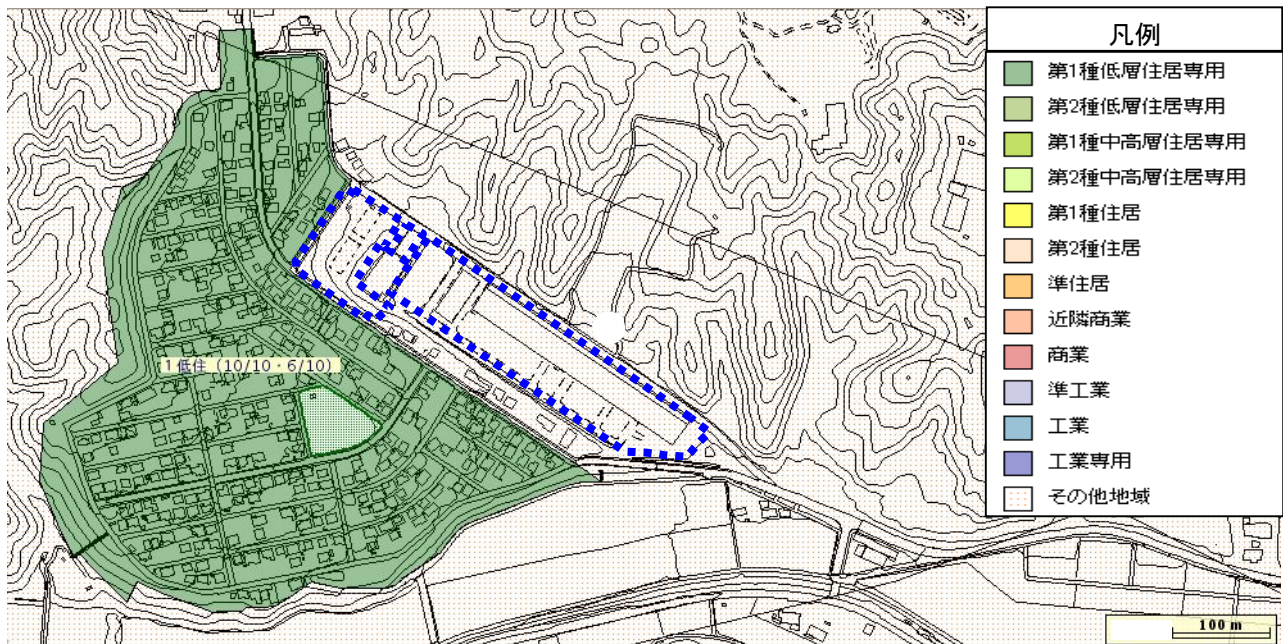
(参考) 当該特別の措置を適用する区域及びその周辺における都市計画法に規定する用途地域



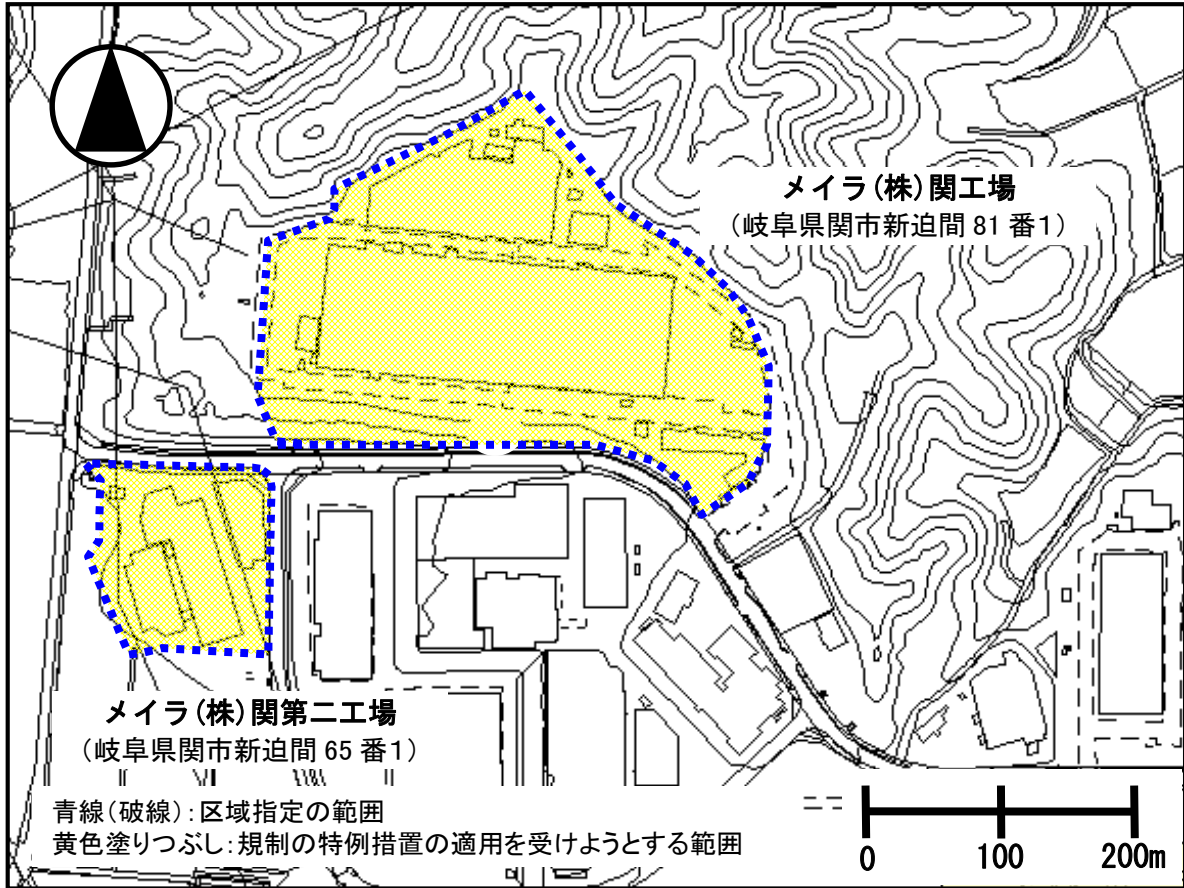
関市内地区（その3）



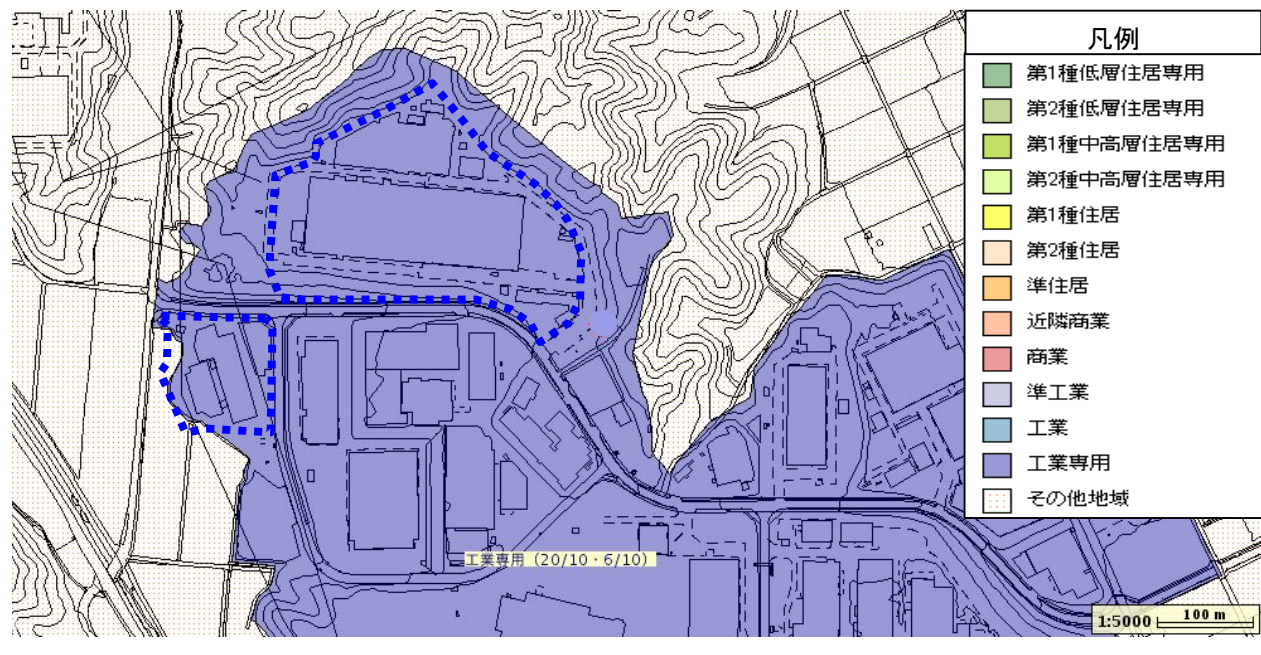
(参考) 当該特別の措置を適用する区域及びその周辺における都市計画法に規定する用途地域



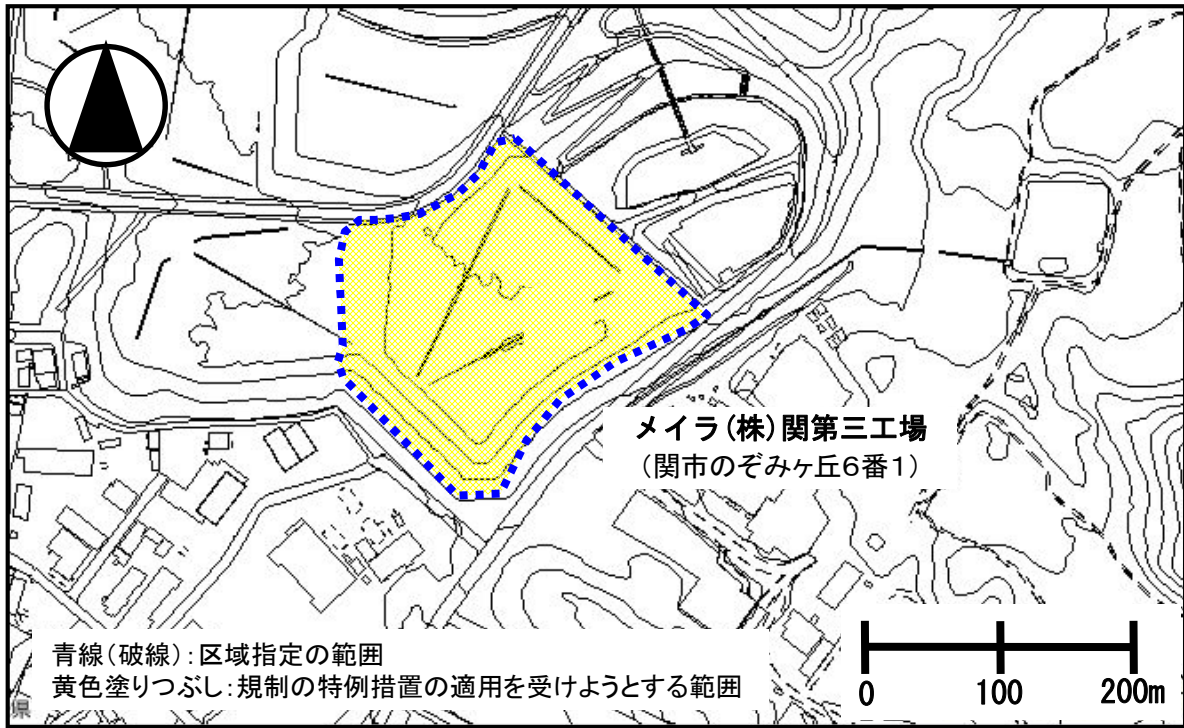
関市内地区（その4）



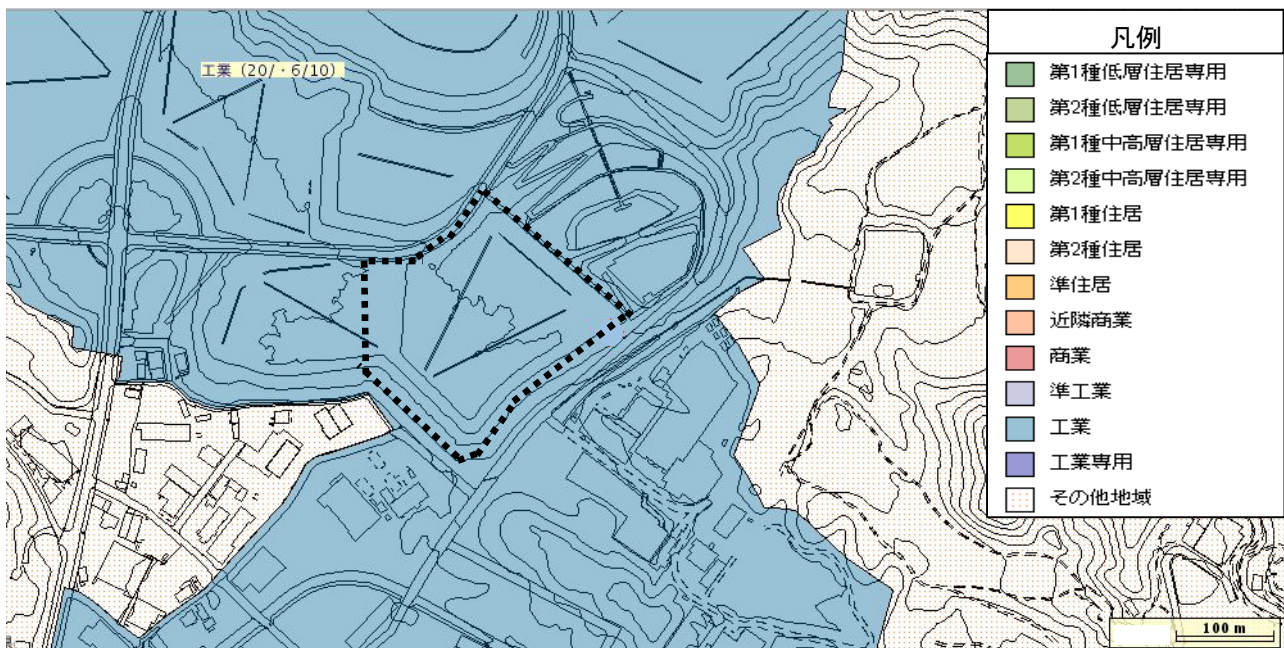
(参考) 当該特別の措置を適用する区域及びその周辺における都市計画法に規定する用途地域



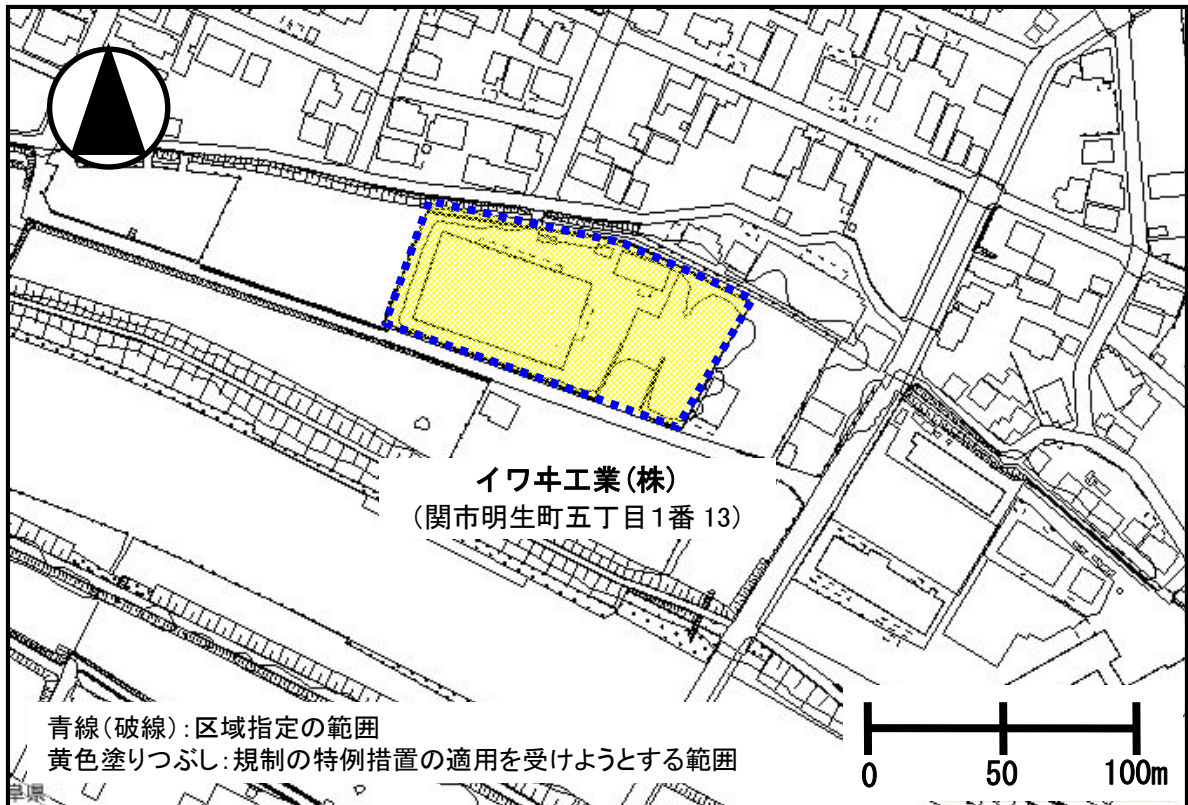
関市内地区（その5）



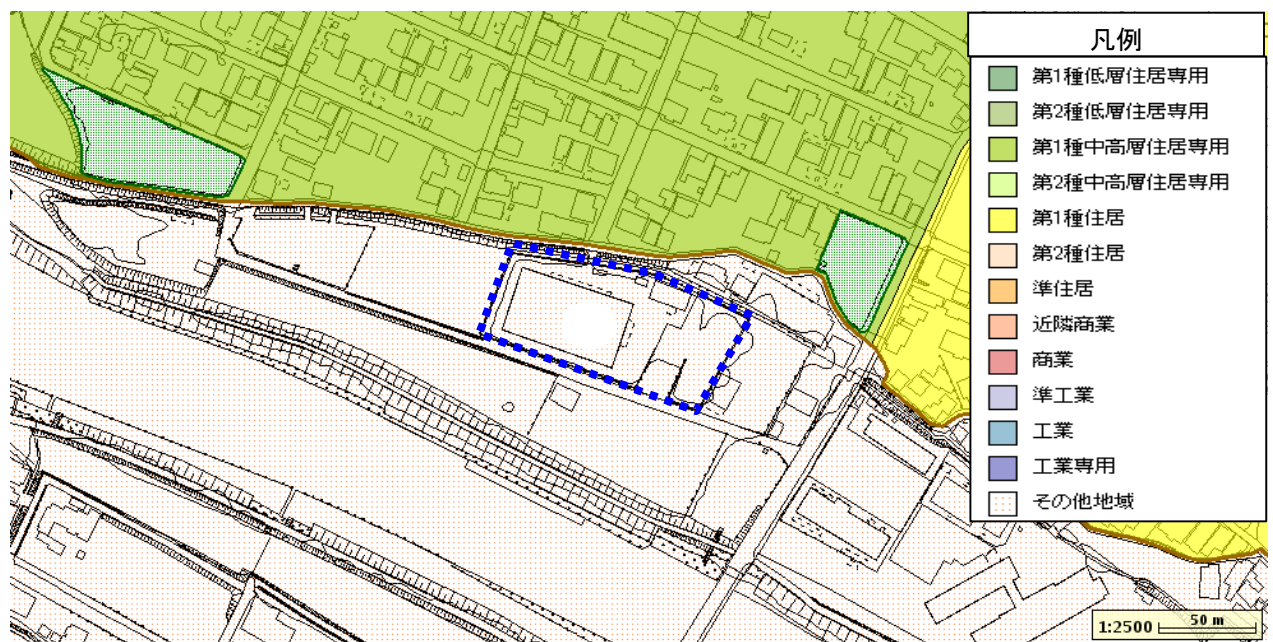
(参考) 当該特別の措置を適用する区域及びその周辺における都市計画法に規定する用途地域



関市内地区（その6）

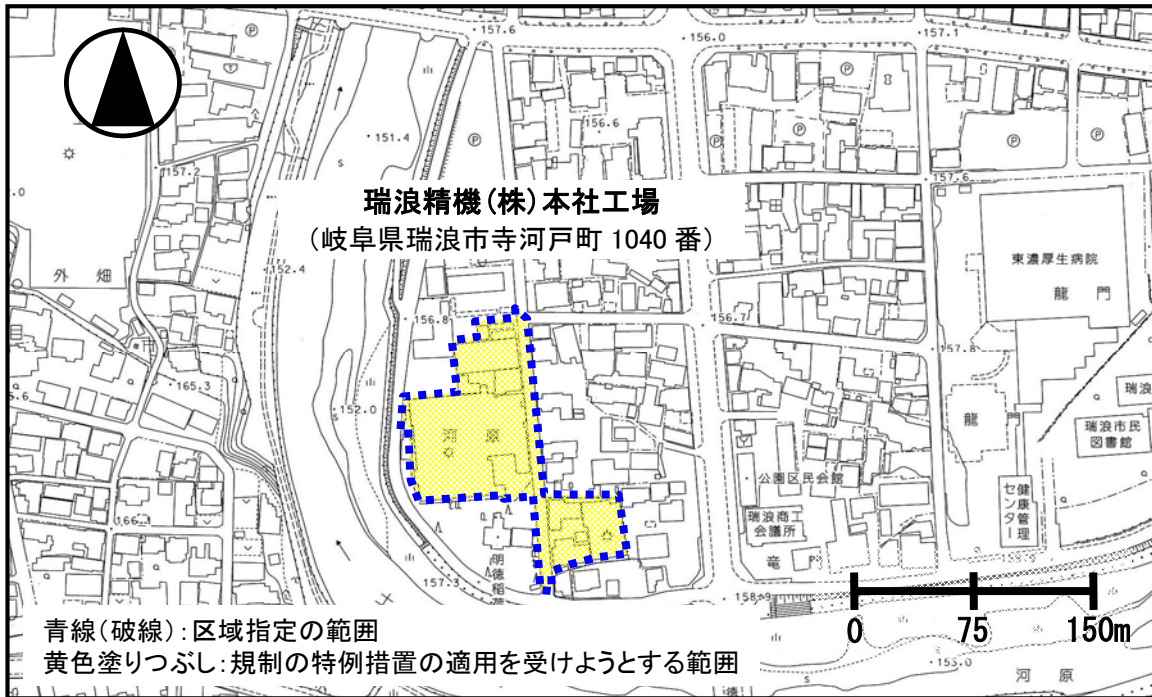


(参考) 当該特別の措置を適用する区域及びその周辺における都市計画法に規定する用途地域

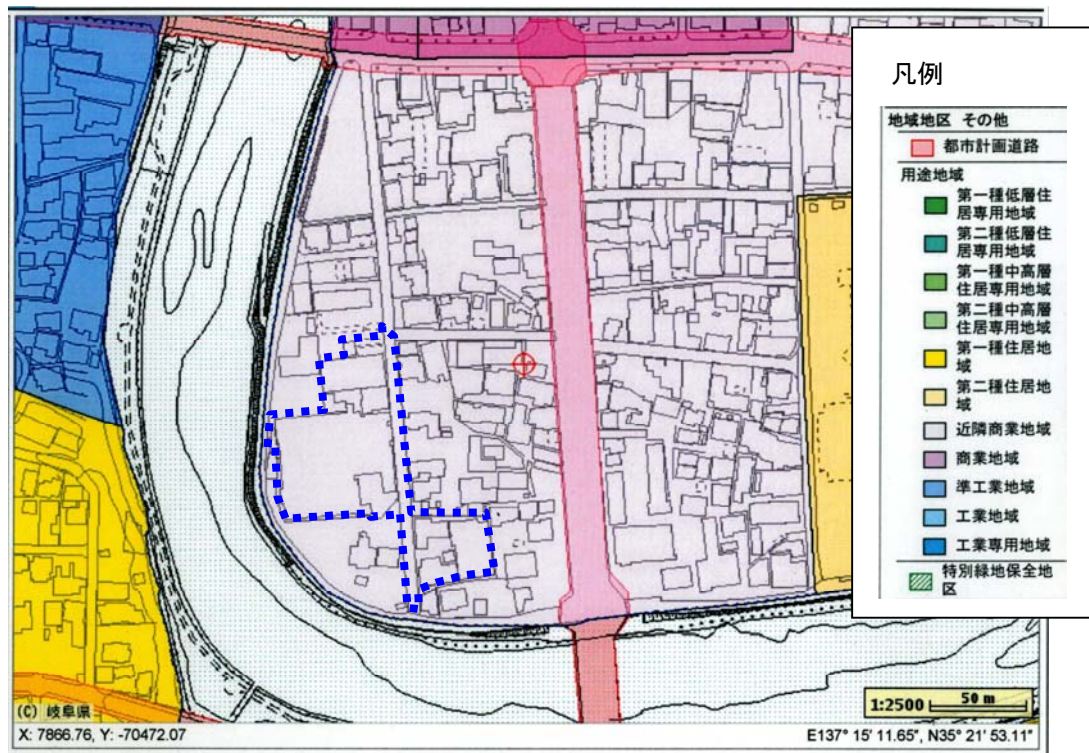


別添地図（別紙1-1関係）（その5）

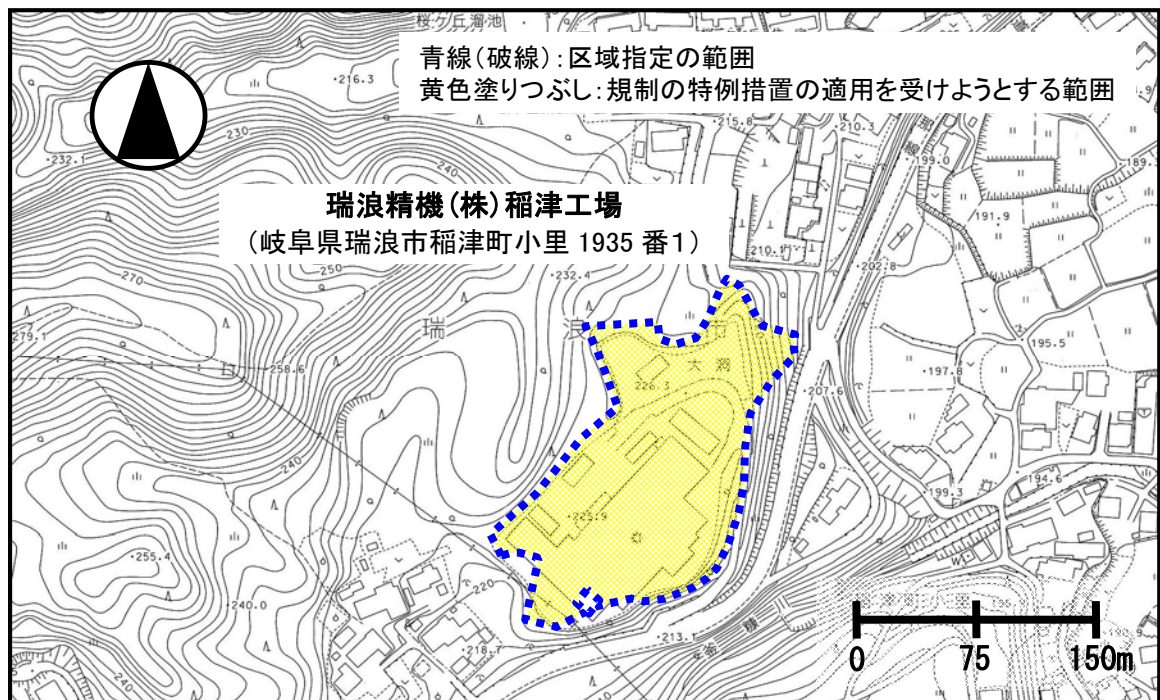
瑞浪市内地区（その1）



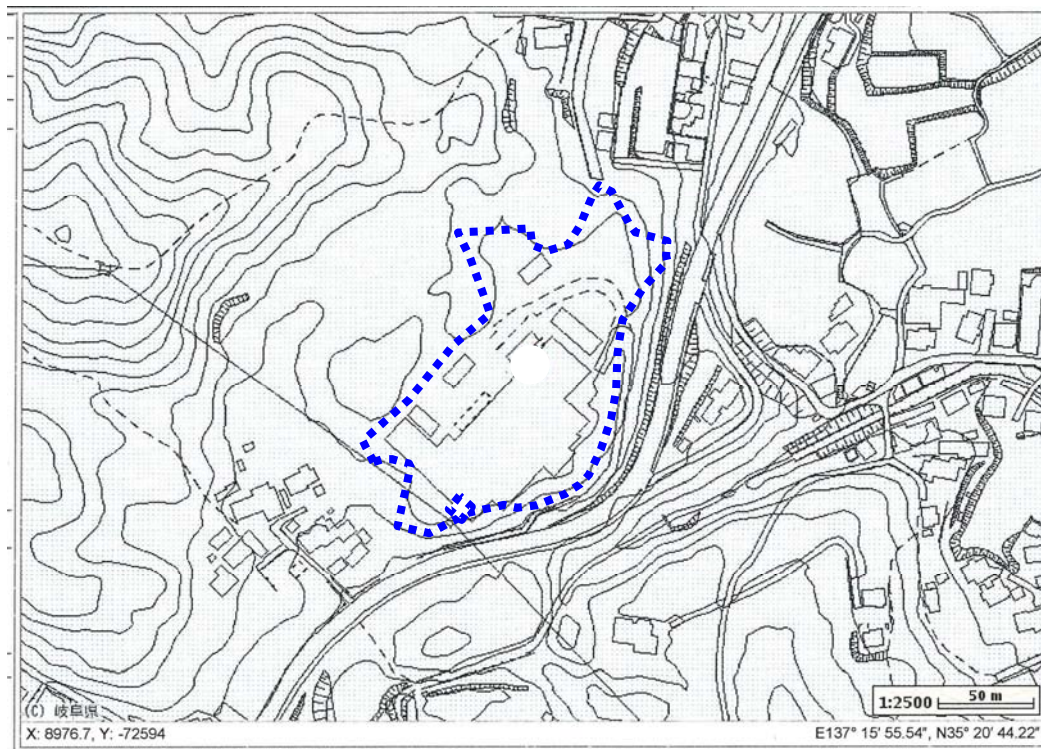
(参考) 当該特別の措置を適用する区域及びその周辺における都市計画法に規定する用途地域



瑞浪市内地区（その2）

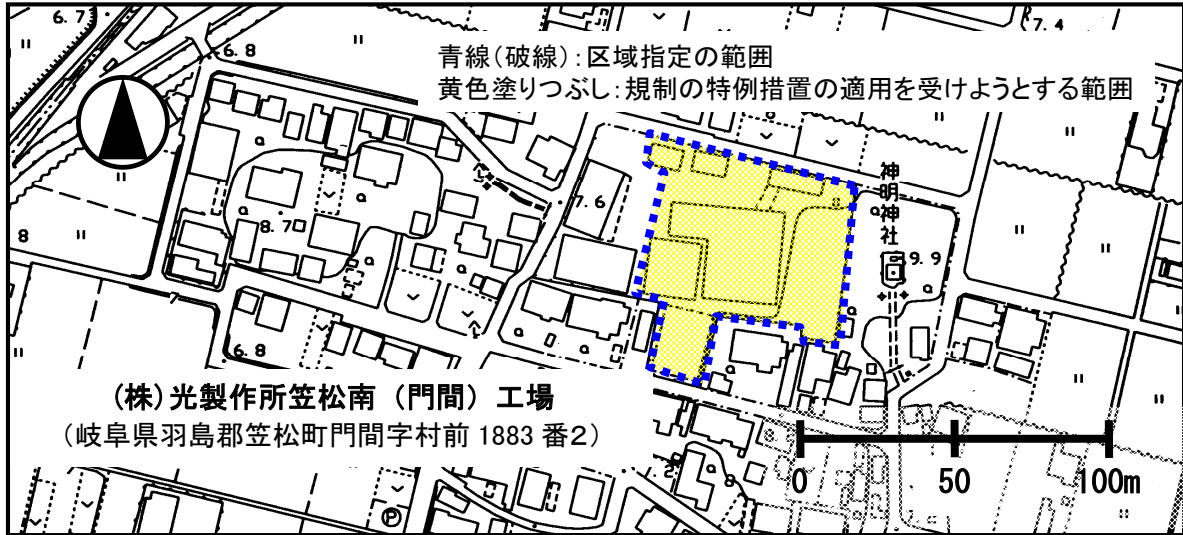


(参考) 瑞浪精機(株)稲津工場については、都市計画法に規定する用途地域の指定なし

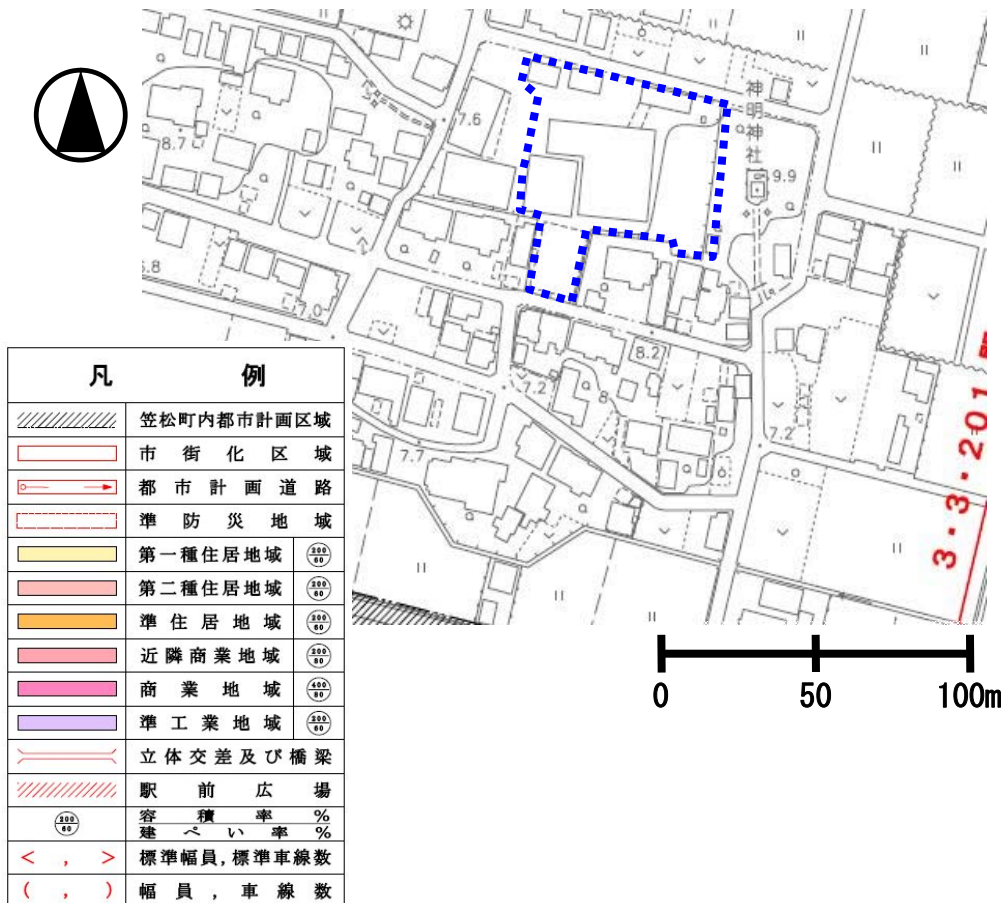


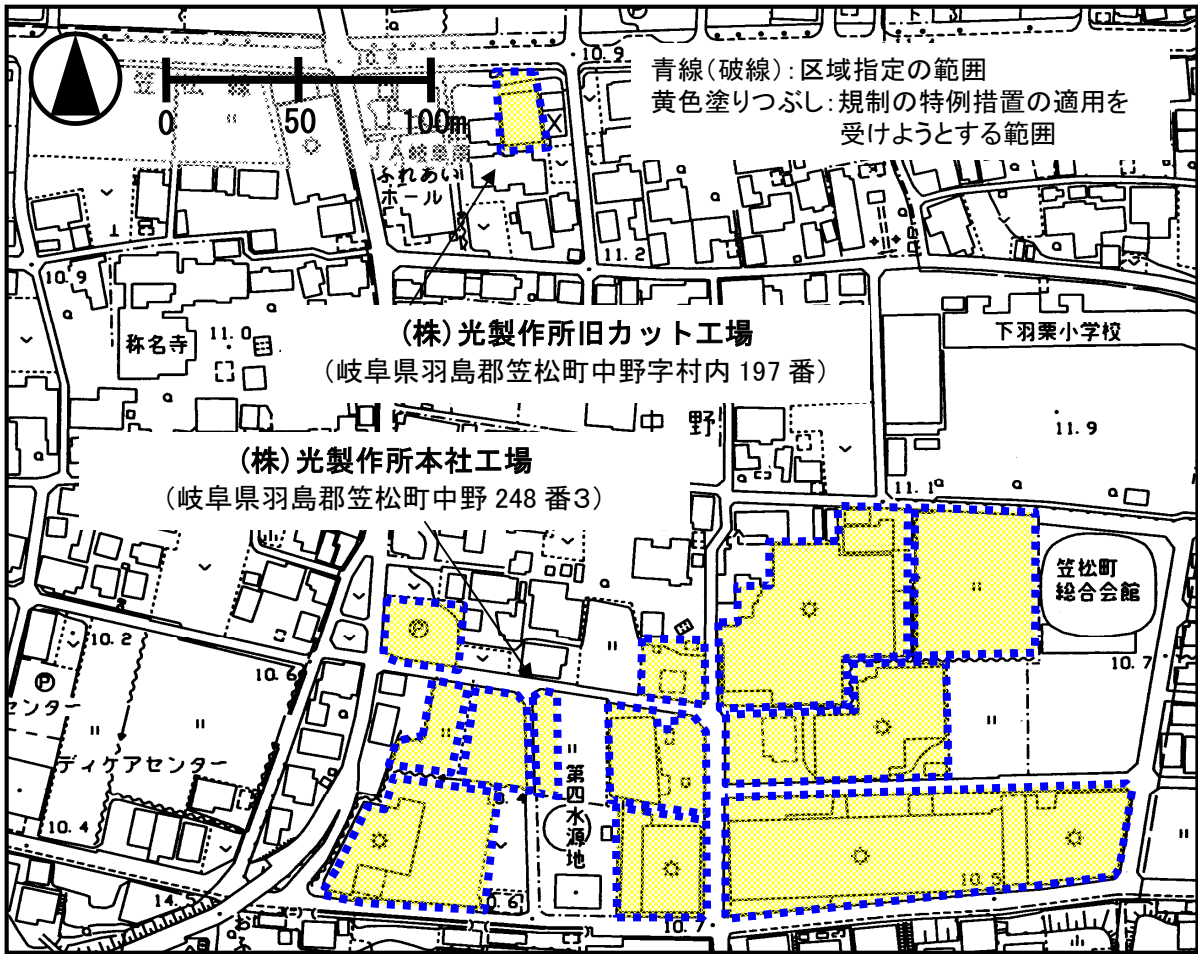
別添地図（別紙1－1関係）（その6）

笠松町内地区

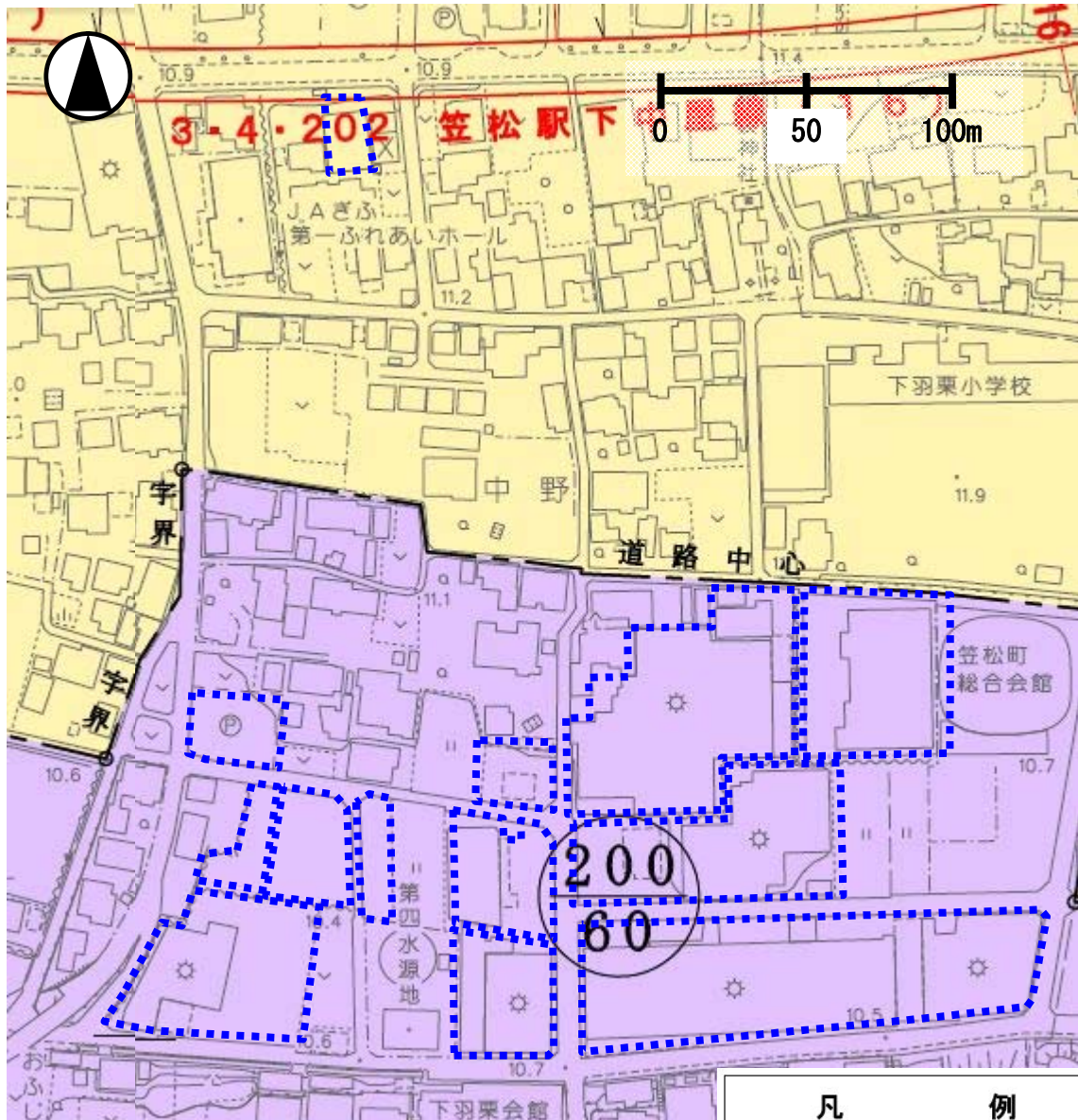


(参考) 当該特別の措置を適用する区域及びその周辺における都市計画法に規定する用途地域

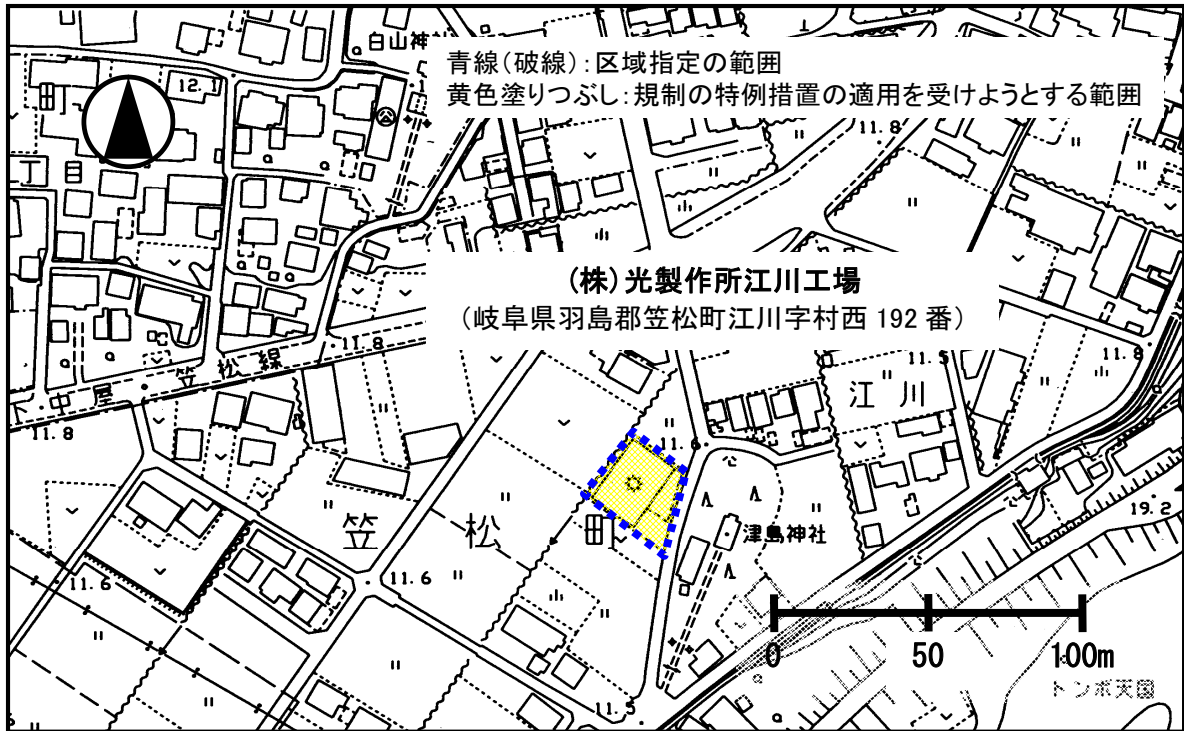




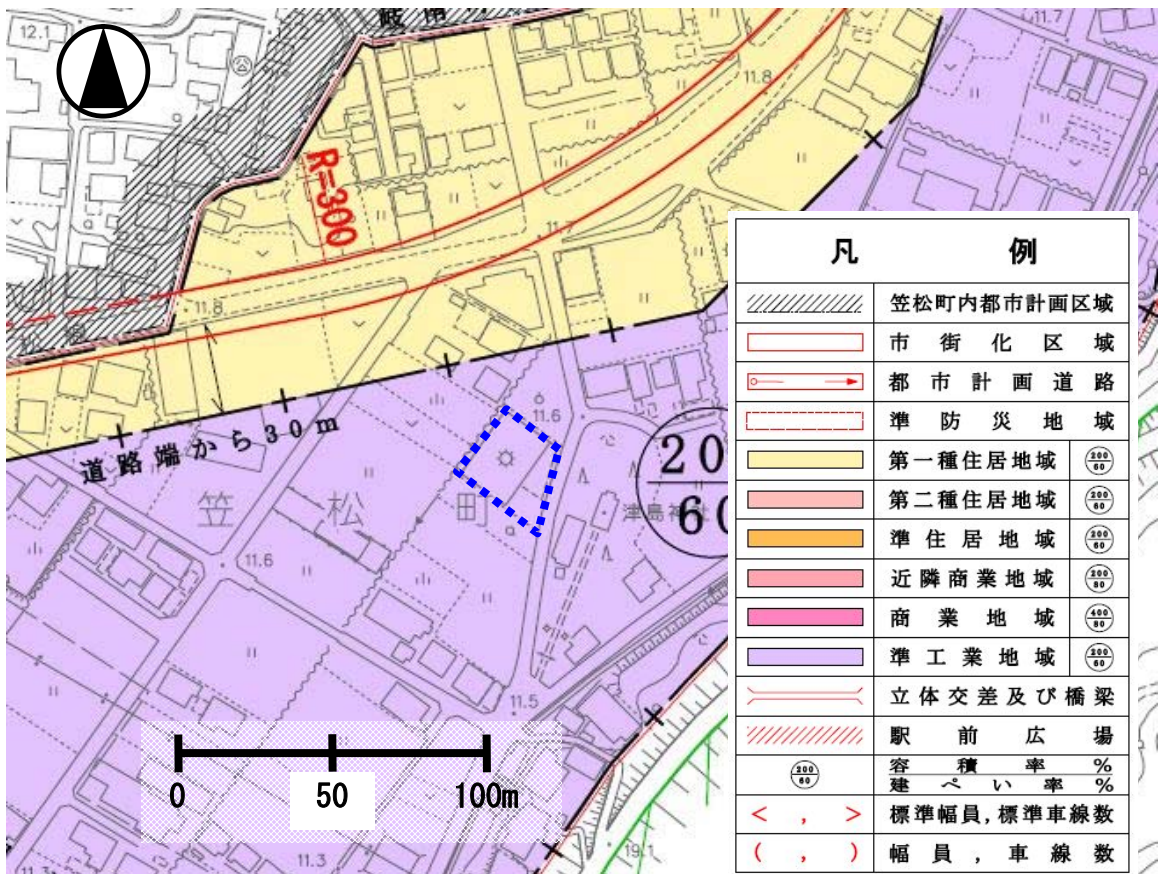
(参考) 当該特別の措置を適用する区域及びその周辺における都市計画法に規定する用途地域



凡 例	
	笠松町内都市計画区域
	市街化区域
	都市計画道路
	準防災地域
	第一種住居地域 $\frac{500}{60}$
	第二種住居地域 $\frac{500}{60}$
	準住居地域 $\frac{500}{60}$
	近隣商業地域 $\frac{500}{60}$
	商業地域 $\frac{400}{60}$
	準工業地域 $\frac{500}{60}$
	立体交差及び橋梁
	駅前広場
$\frac{500}{60}$	容積率 %
$\frac{500}{60}$	建ぺい率 %
< , >	標準幅員, 標準車線数
(,)	幅員, 車線数

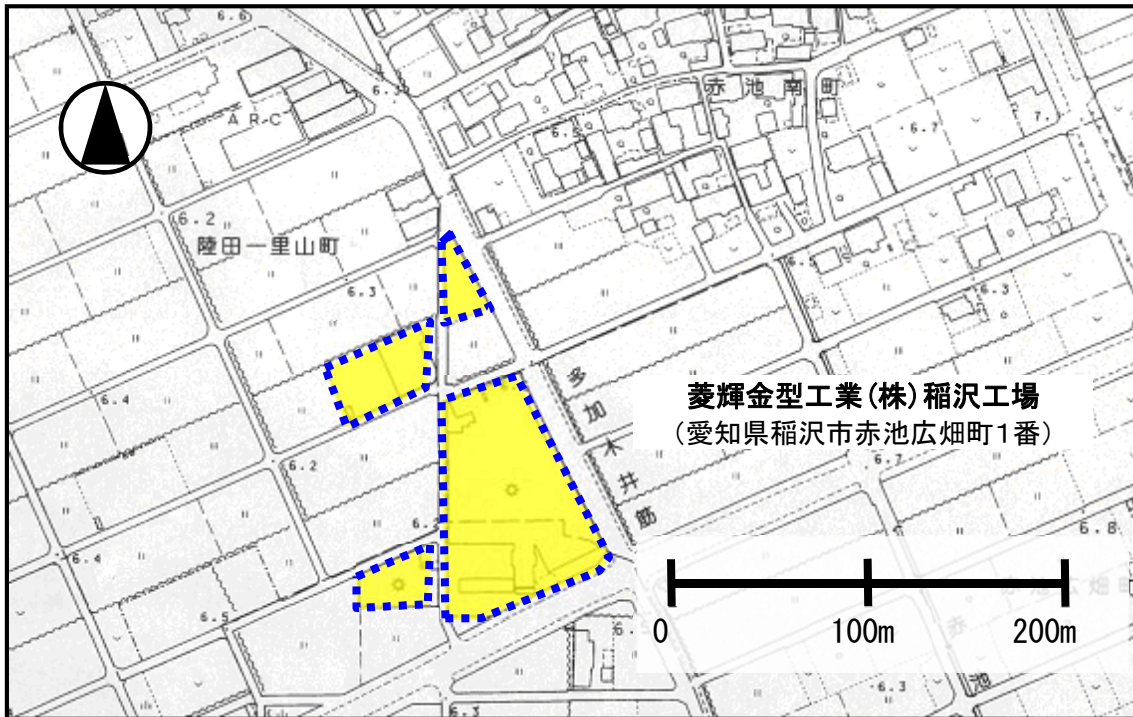


(参考) 当該特別の措置を適用する区域及びその周辺における都市計画法に規定する用途地域

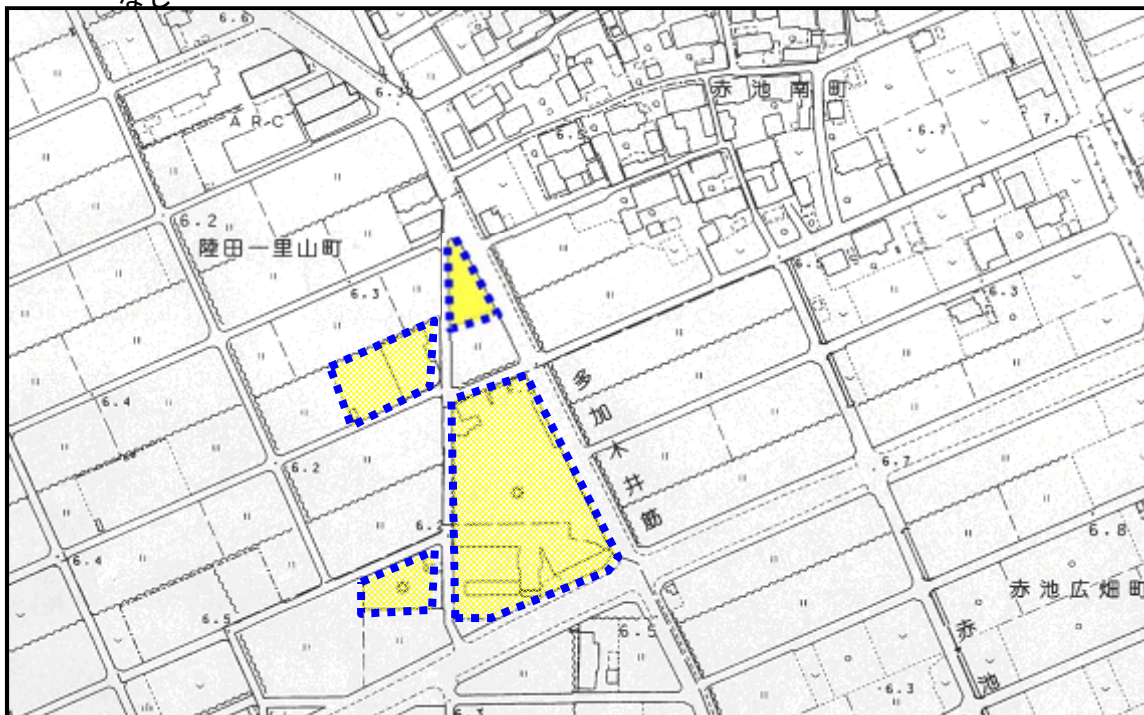


別添地図（別紙1－1関係）（その7）

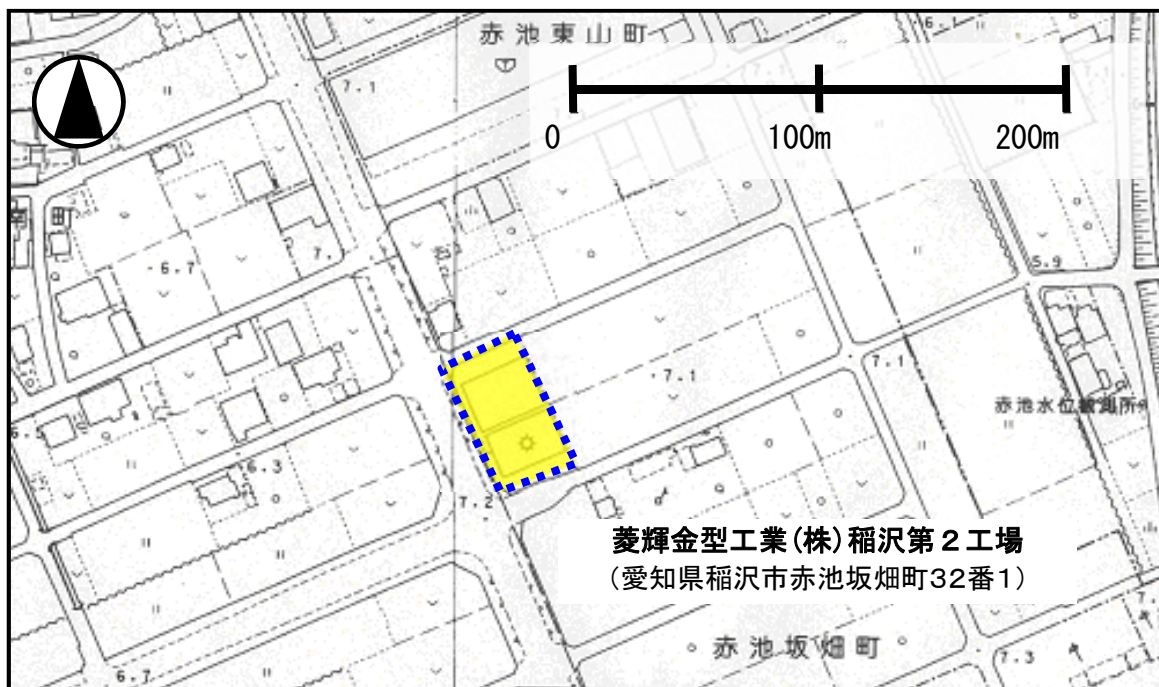
稲沢市内地区（その1）



(参考) 菱輝金型工業株式会社 稲沢工場については、都市計画法に規定する用途地域の指定なし



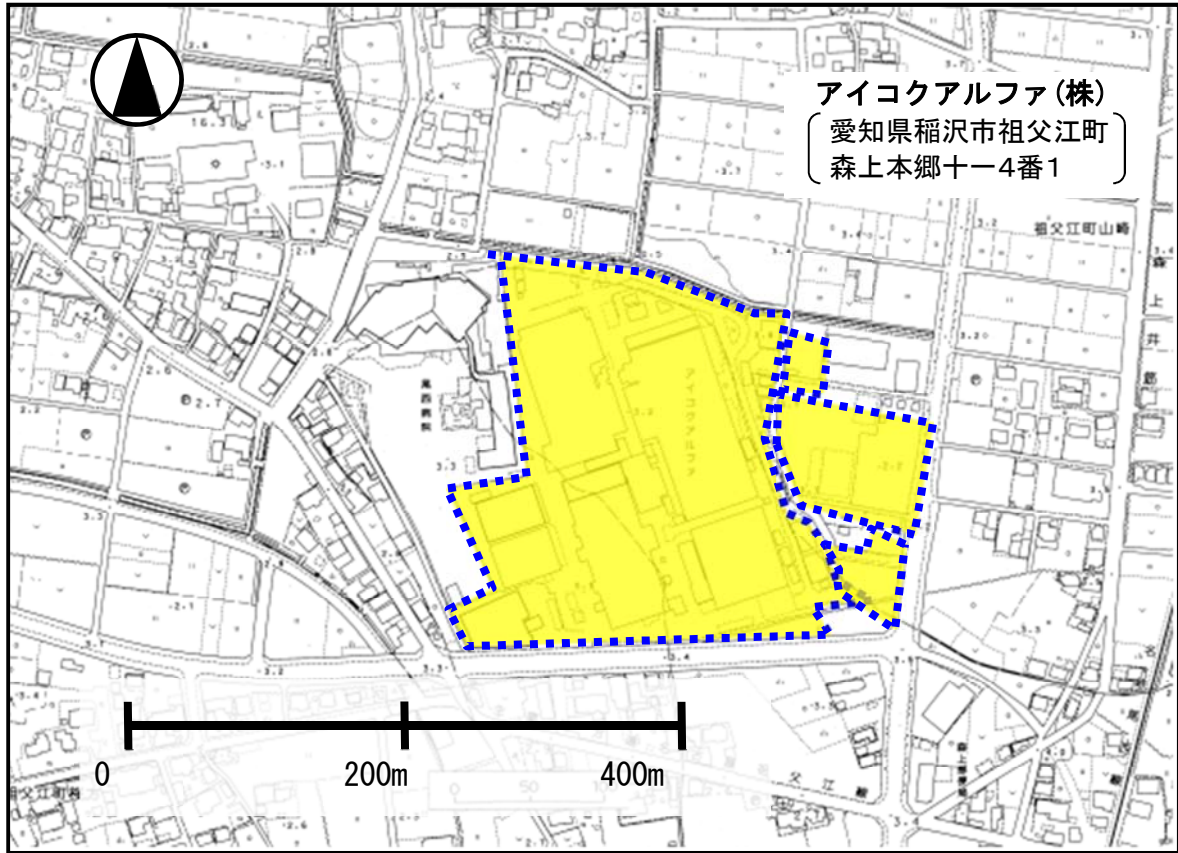
稲沢市内地区（その2）



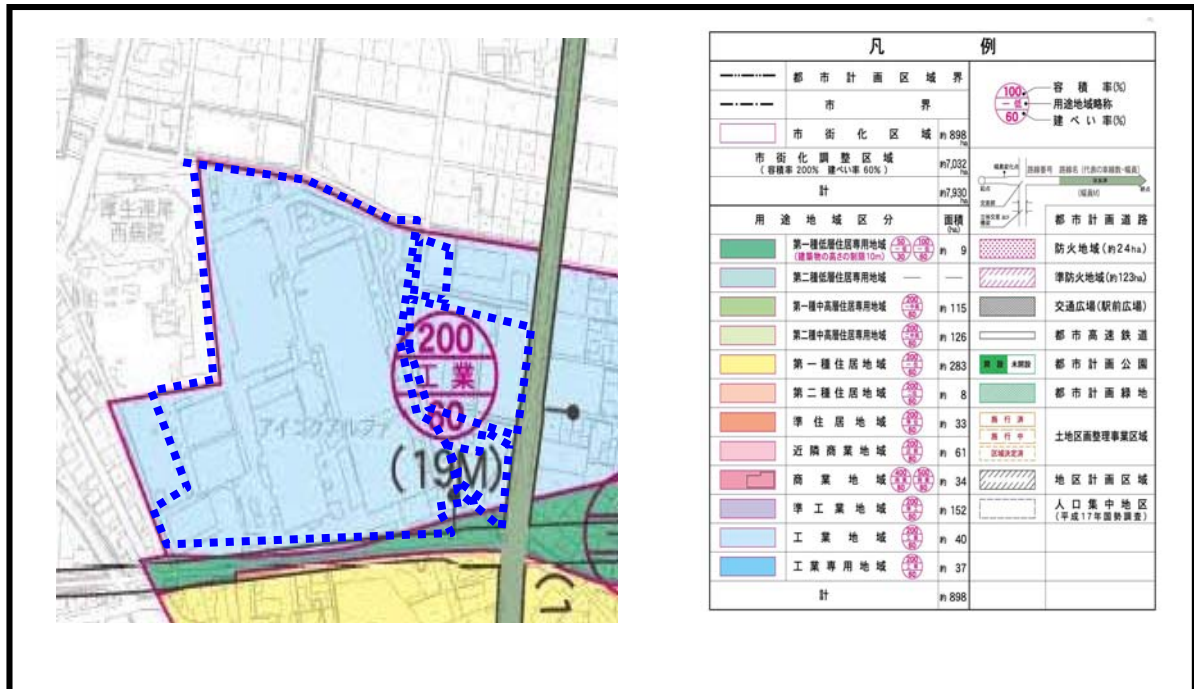
(参考) 菱輝金型工業株式会社 稲沢工場については、都市計画法に規定する用途地域の指定なし



稲沢市内地区（その3）

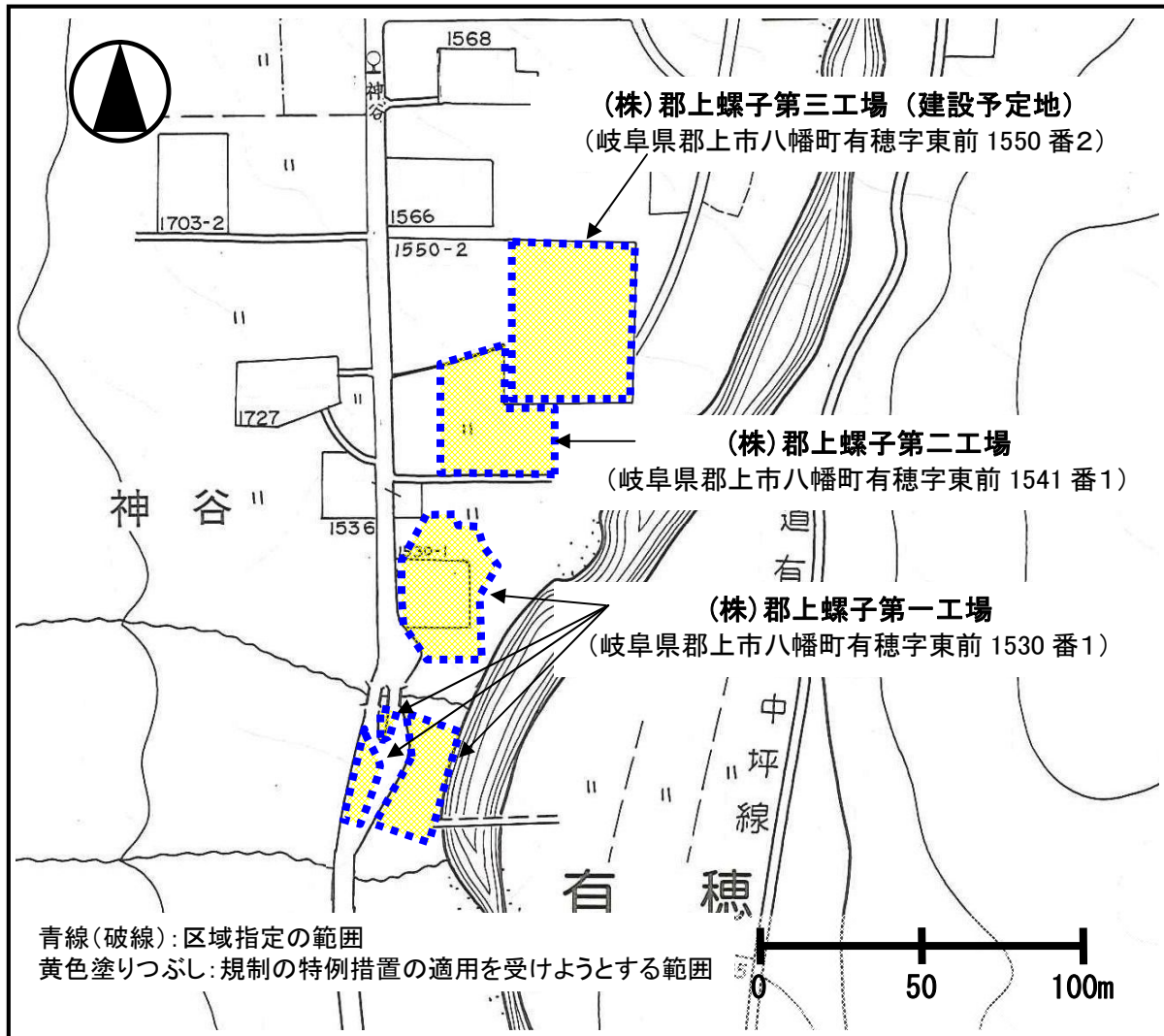


(参考) 当該特別の措置を適用する区域及びその周辺における都市計画法に規定する用途地域

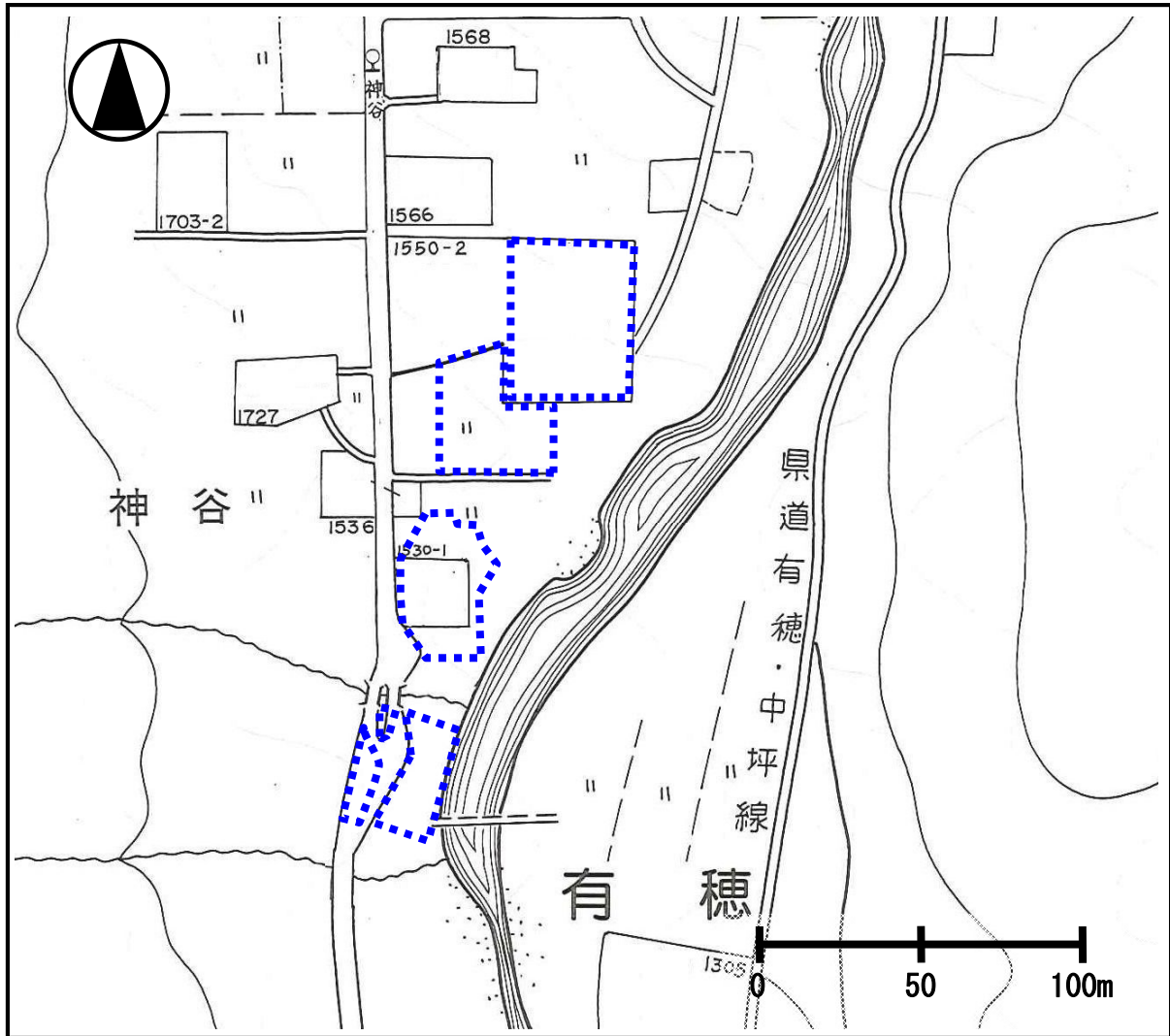


別添地図（別紙1-1関係）（その8）

郡上市内地区

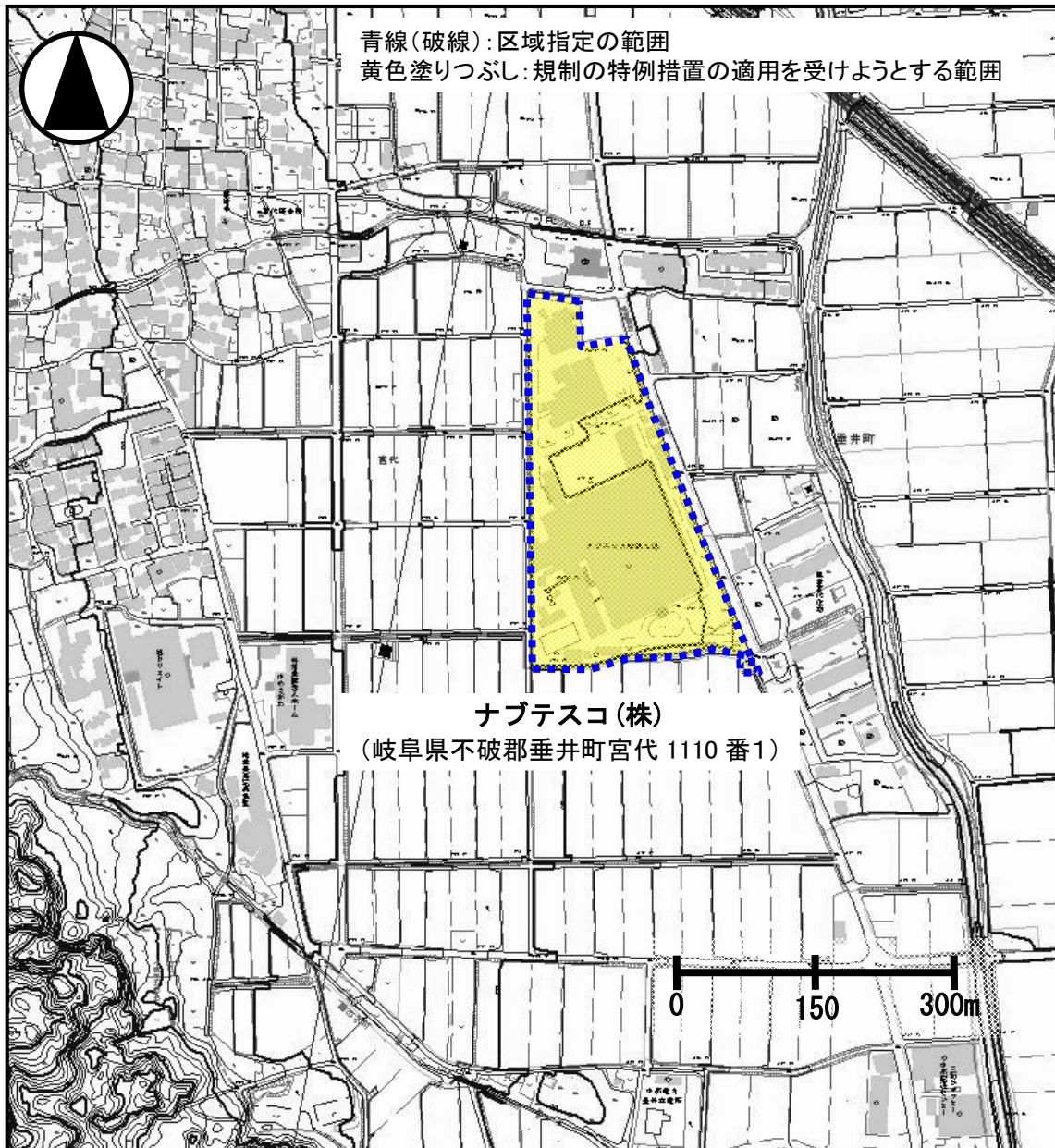


(参考)株式会社郡上螺子 第一工場、第二工場、第三工場（建設予定地）については、都市
計画法に規定する用途地域の指定なし

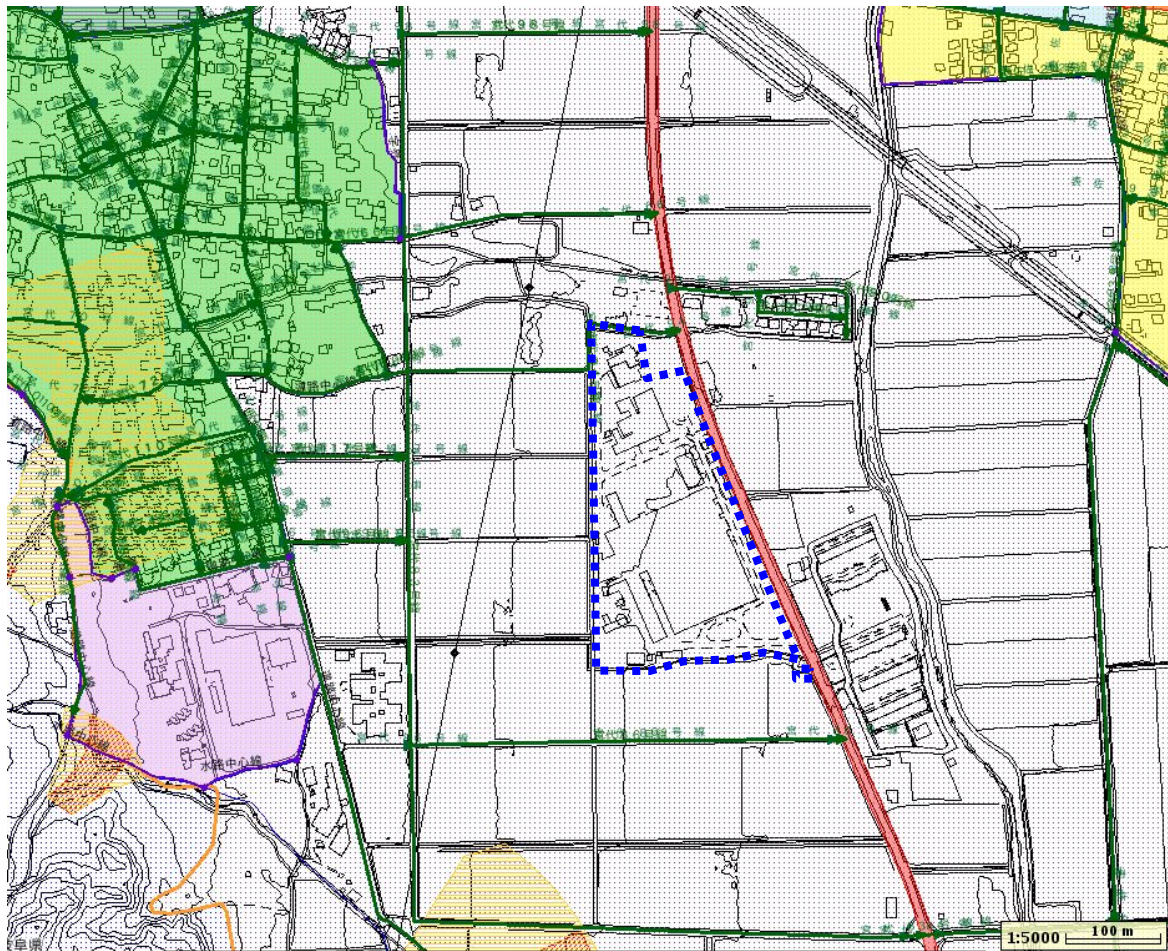


別添地図（別紙1－1関係）（その9）

垂井町内地区



(参考) 当該特別の措置を適用する区域及びその周辺における都市計画法に規定する用途地域



凡 例

都市計画区域(用途地域)

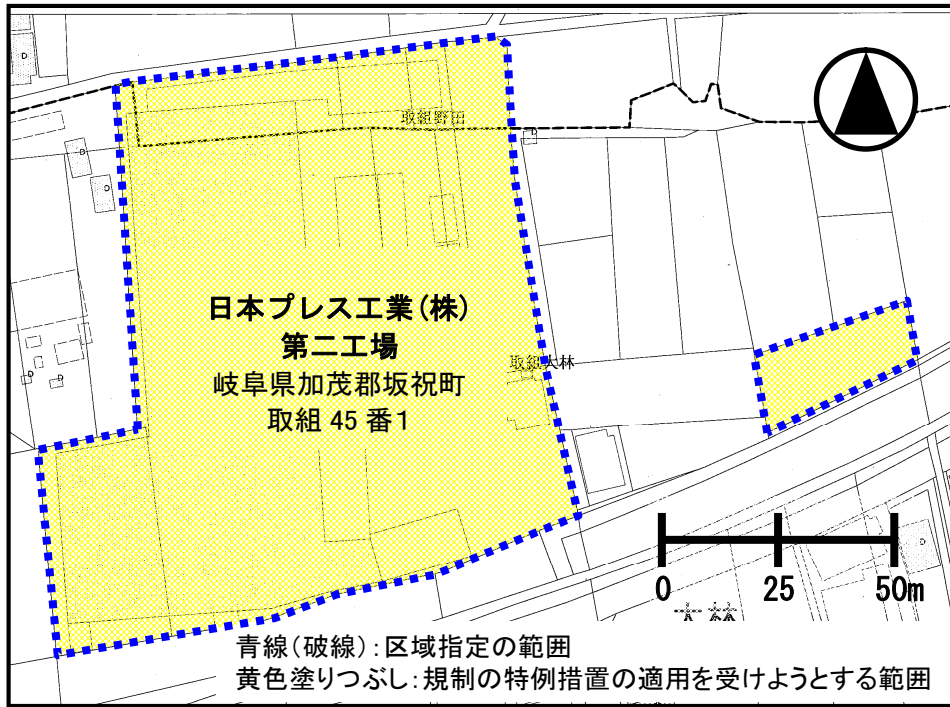
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 用途区域境界線
- 用途区域境界変化点
- 都市計画区域(用途地域外)
- 都市計画道路
- 都市計画公園
- 建築基準法第6条第1項第4号区域
- 土地区画整理区域
- 地区計画地区
- 準防火地域
- 建築基準法第22条区域

土砂災害警戒区域

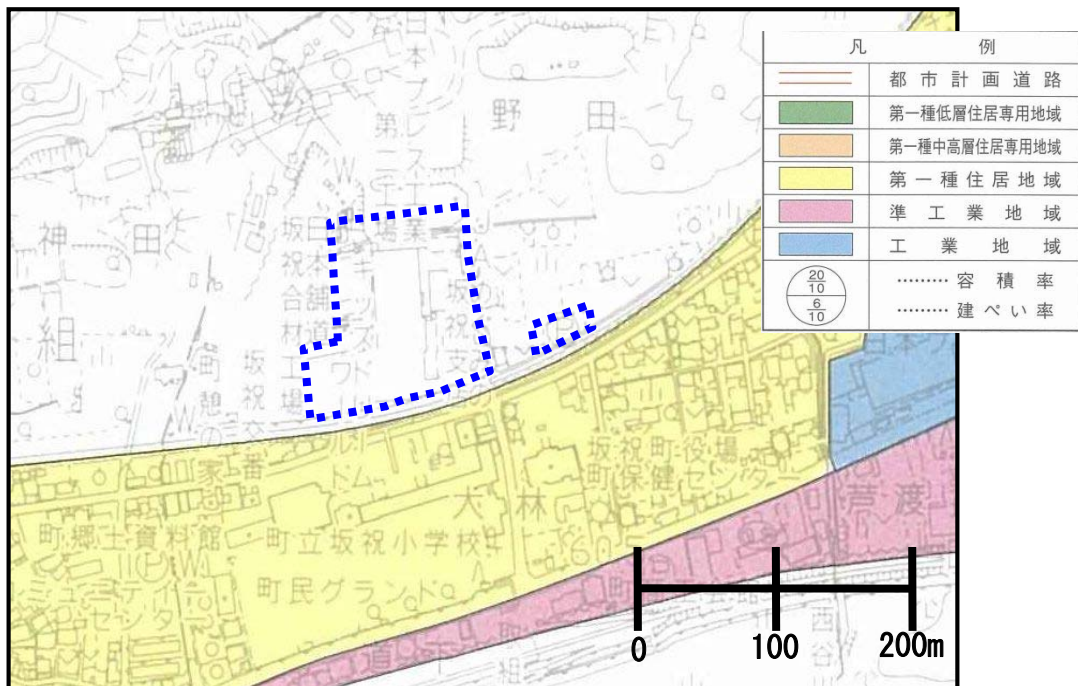
- 土石流警戒区域
- 土石流特別警戒区域
- 急傾斜地警戒区域
- 急傾斜地特別警戒区域
- 地すべり警戒区域
- 地すべり特別警戒区域
- 地滑り警戒区域
- H25町道
- 町道道路網

別添地図（別紙1－1関係）（その10）

坂祝町内地区

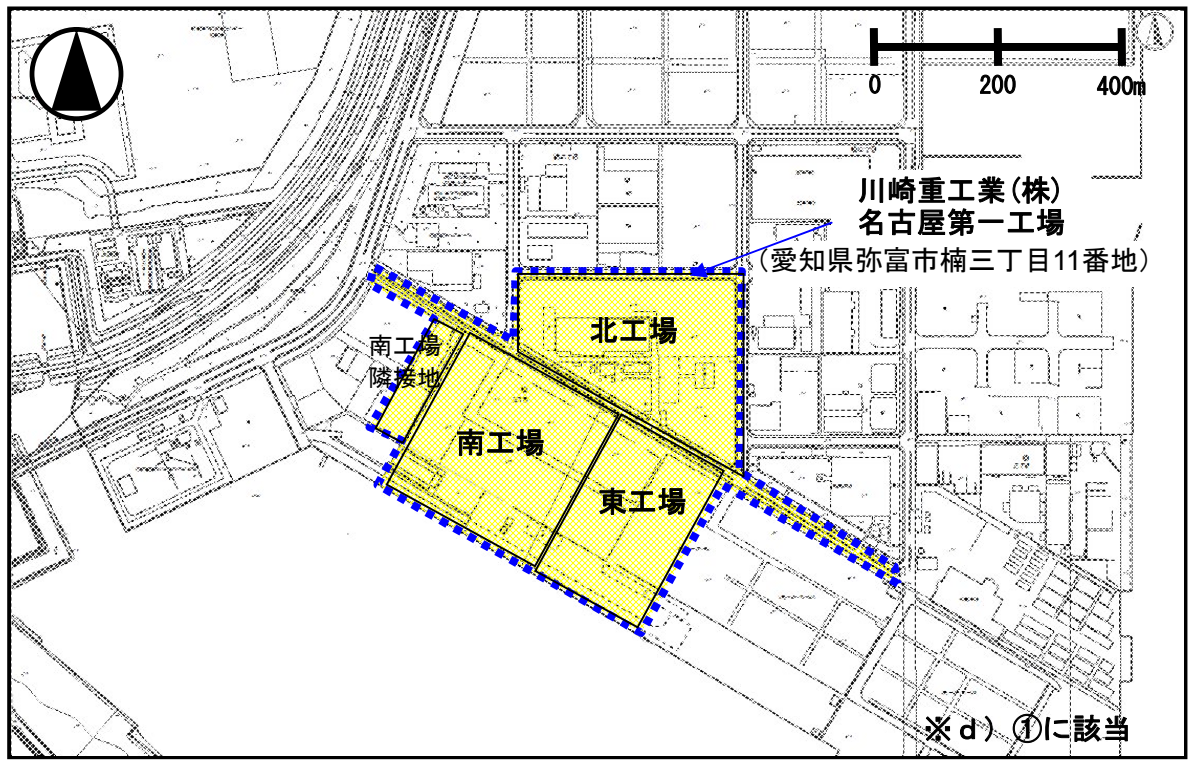


(参考) 当該特別の措置を適用する区域及びその周辺における都市計画法に規定する用途地域



別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その1）

川崎重工業(株)名古屋第一工場

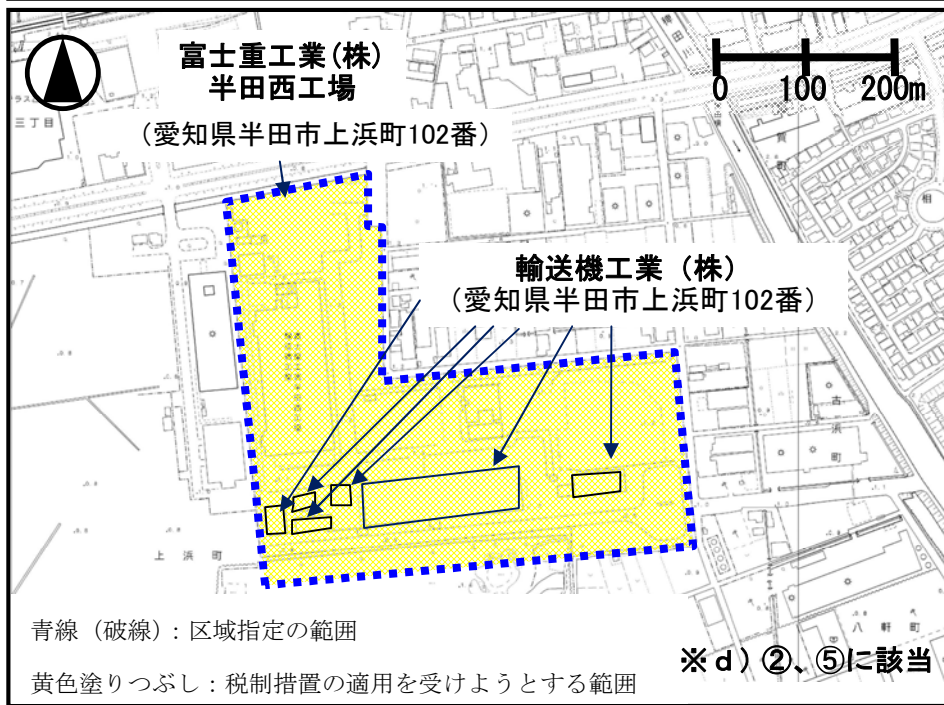
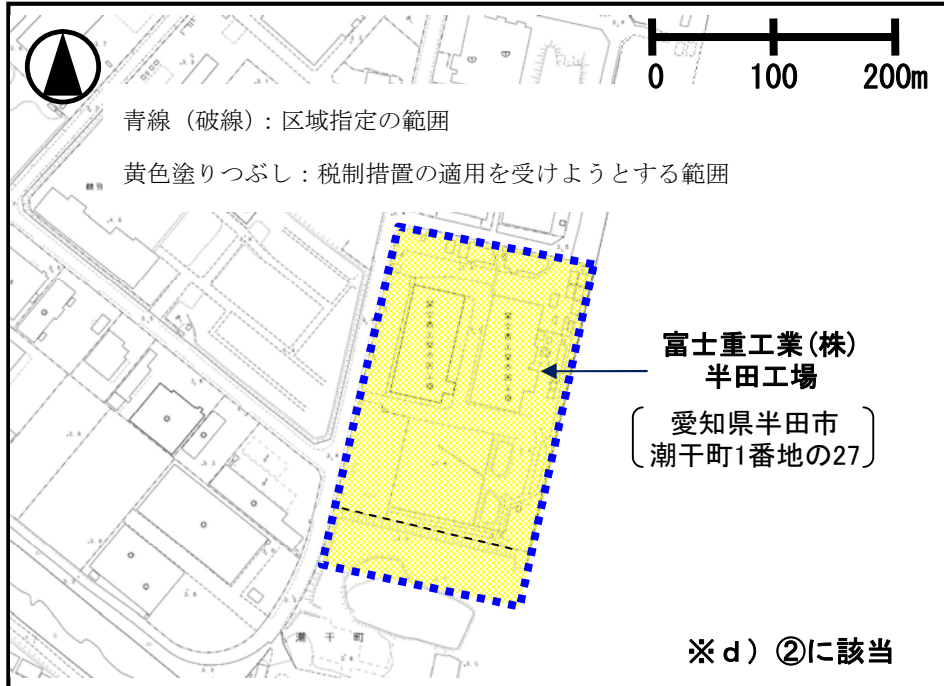


青線（破線）：区域指定の範囲

黄色塗りつぶし：税制措置の適用を受けようとする範囲

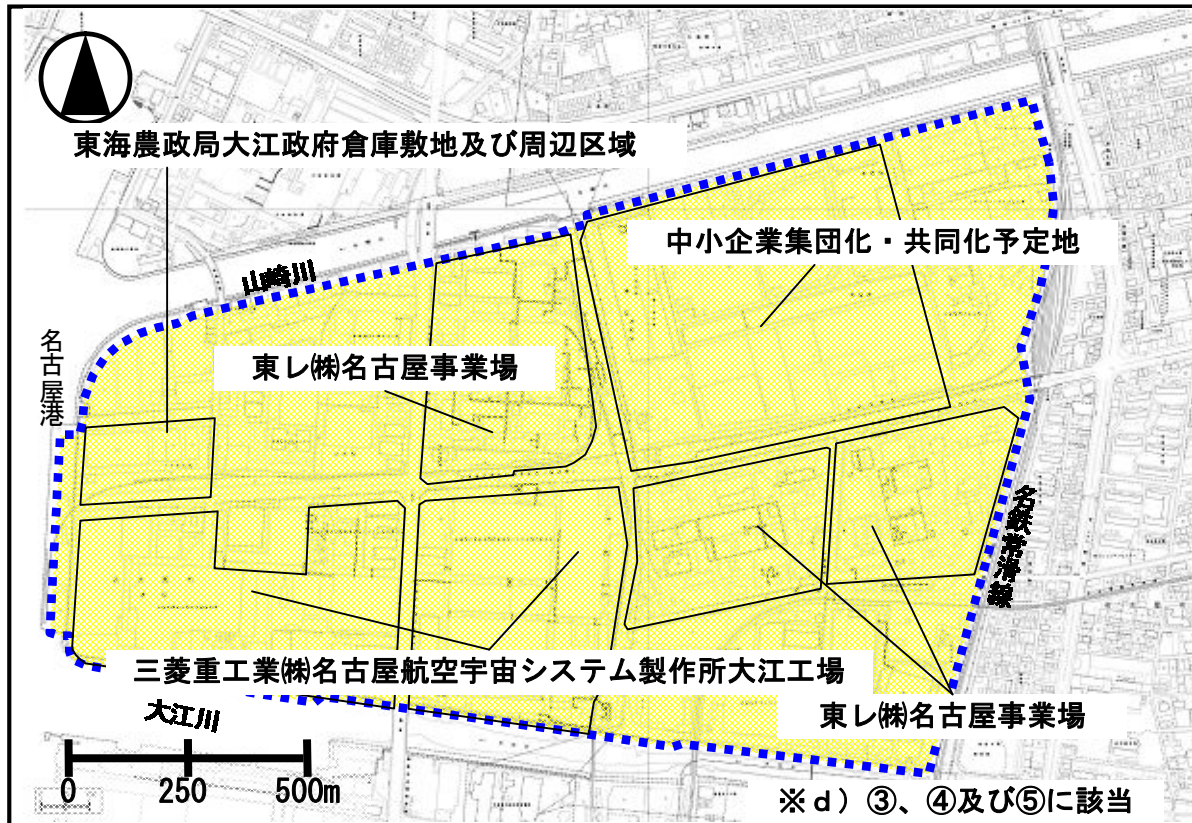
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その2）

富士重工業(株)半田工場・半田西工場



別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その3）

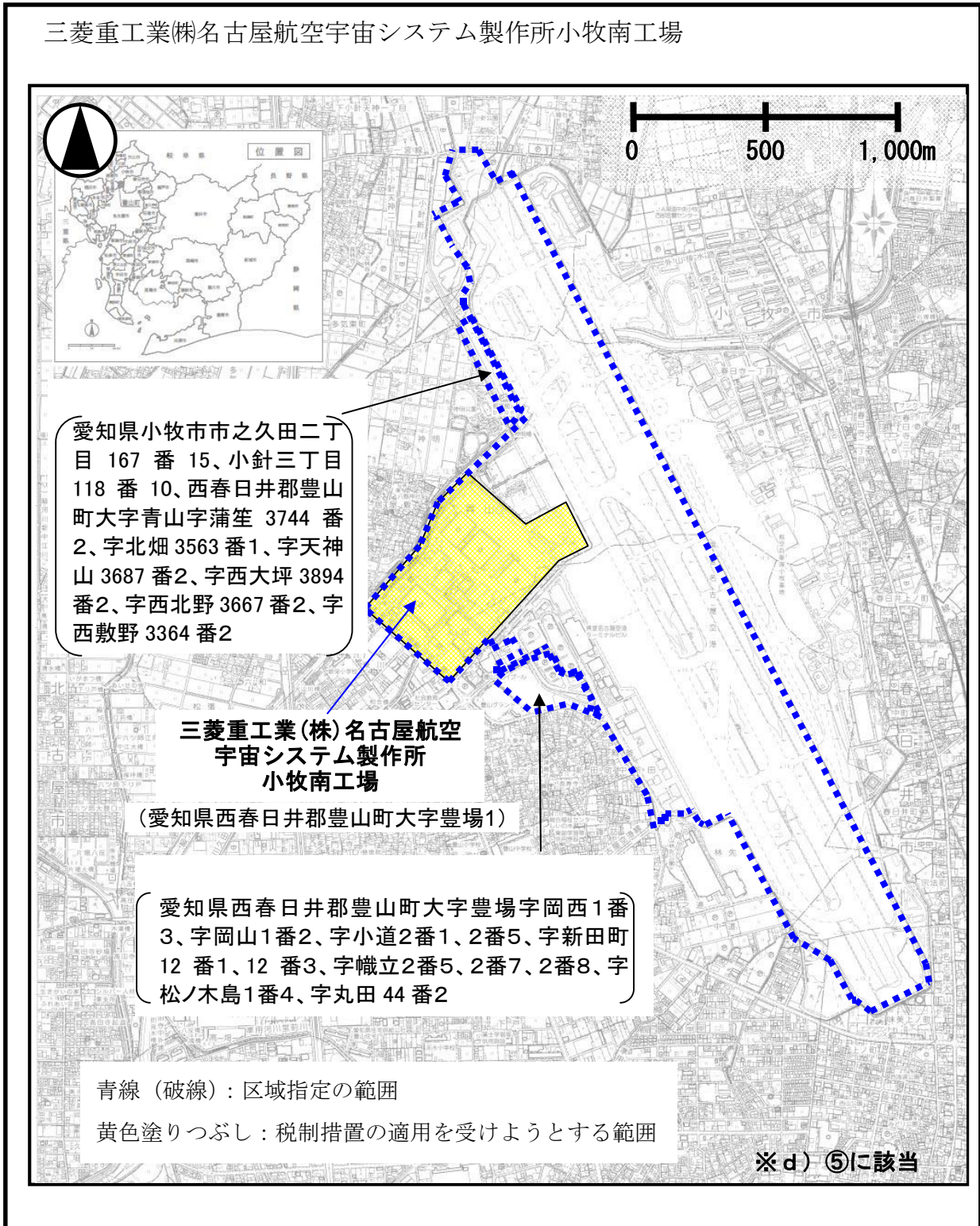
三菱重工業㈱名古屋航空宇宙システム製作所大江工場
東レ㈱名古屋事業場 等



青線(破線): 区域指定の範囲
黄色塗りつぶし: 税制措置の適用を受けようとする範囲

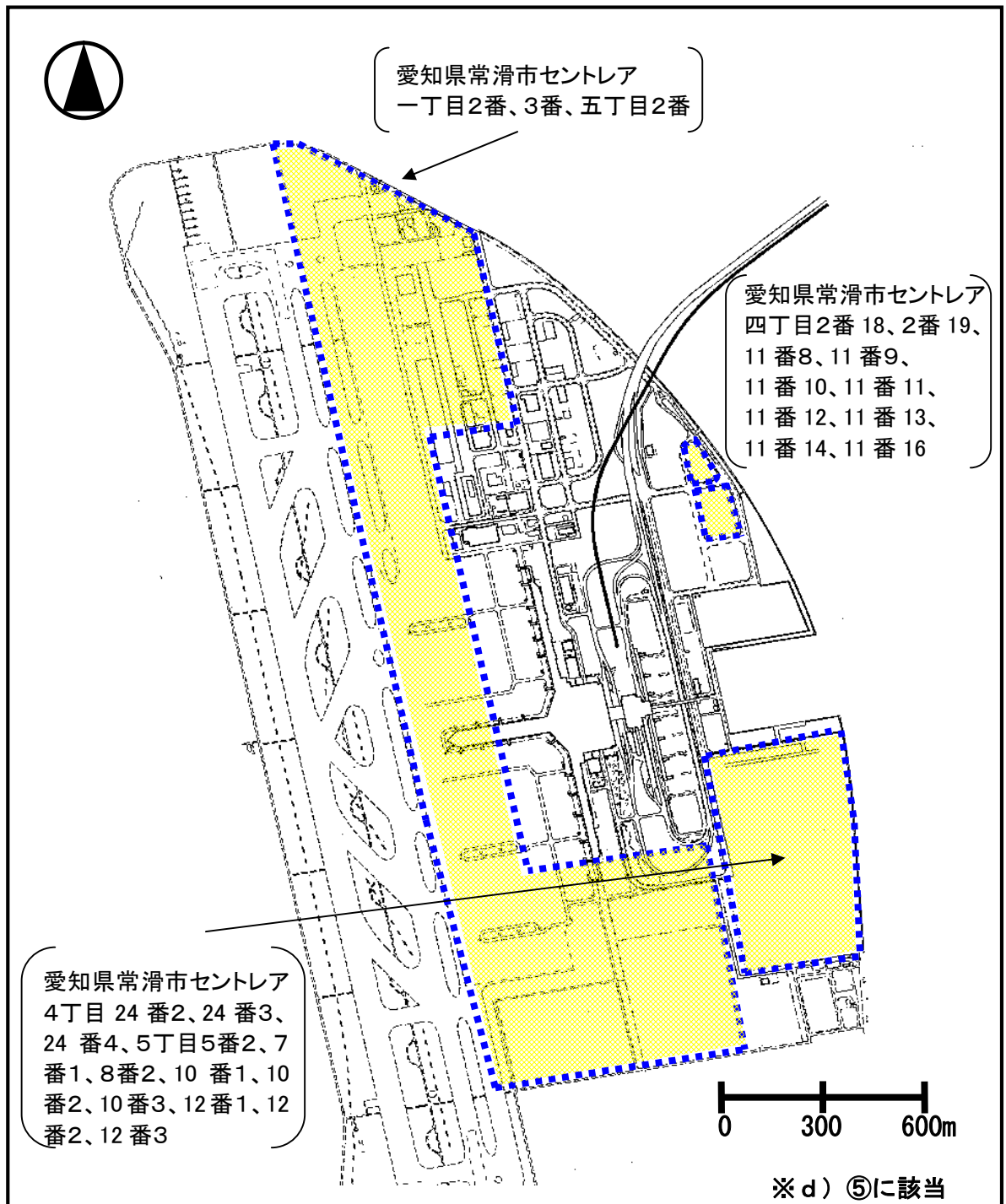
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その4）

三菱重工業(株)名古屋航空宇宙システム製作所小牧南工場



別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その5）

セントレア・中部臨空都市地区

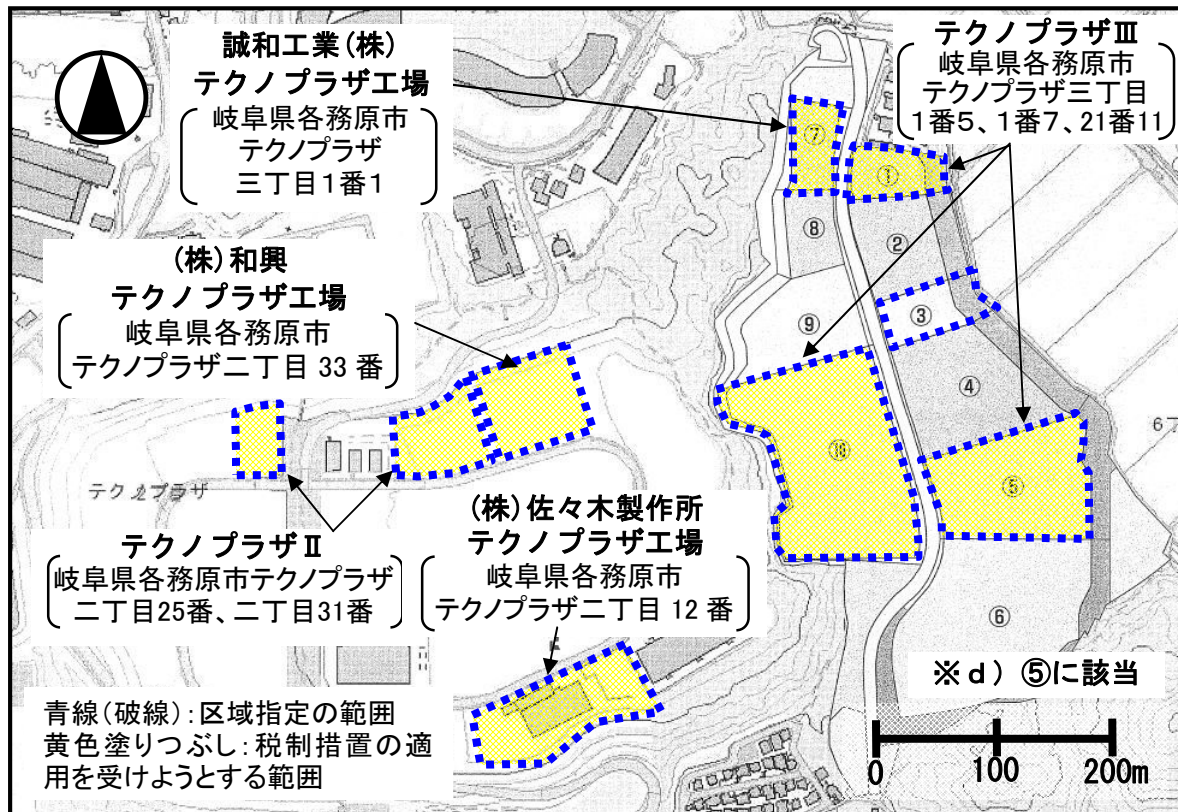
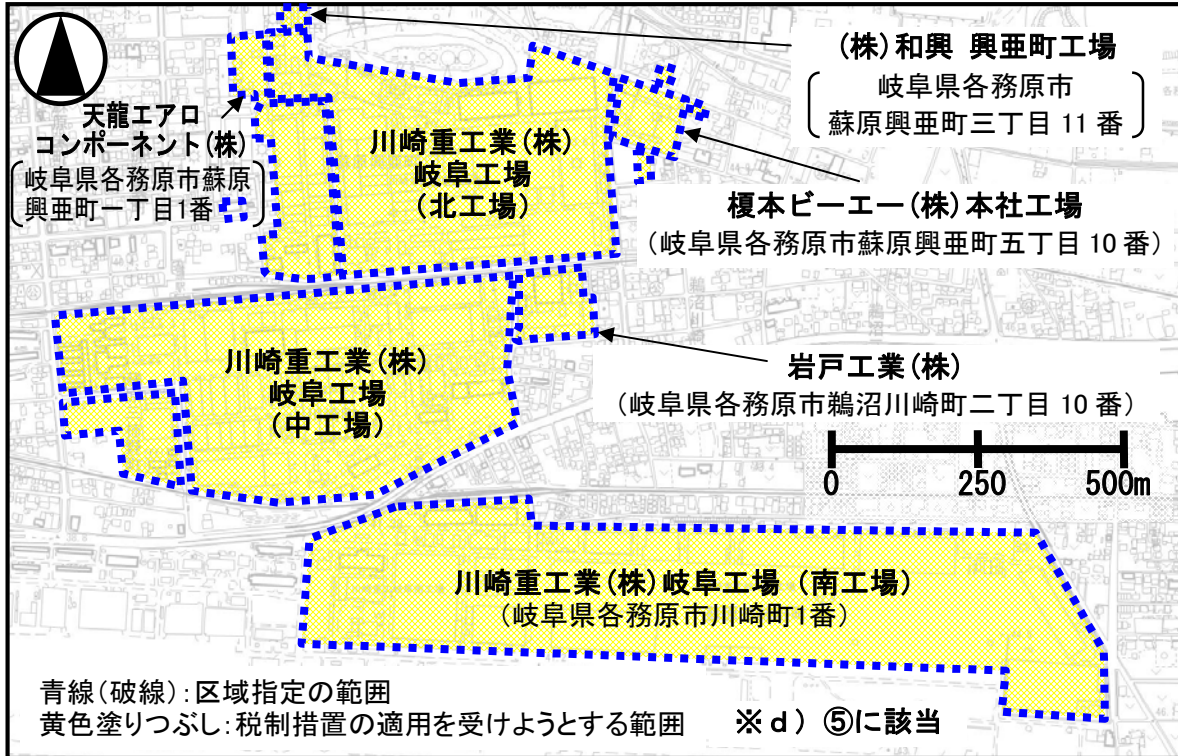


青線（破線）：区域指定の範囲

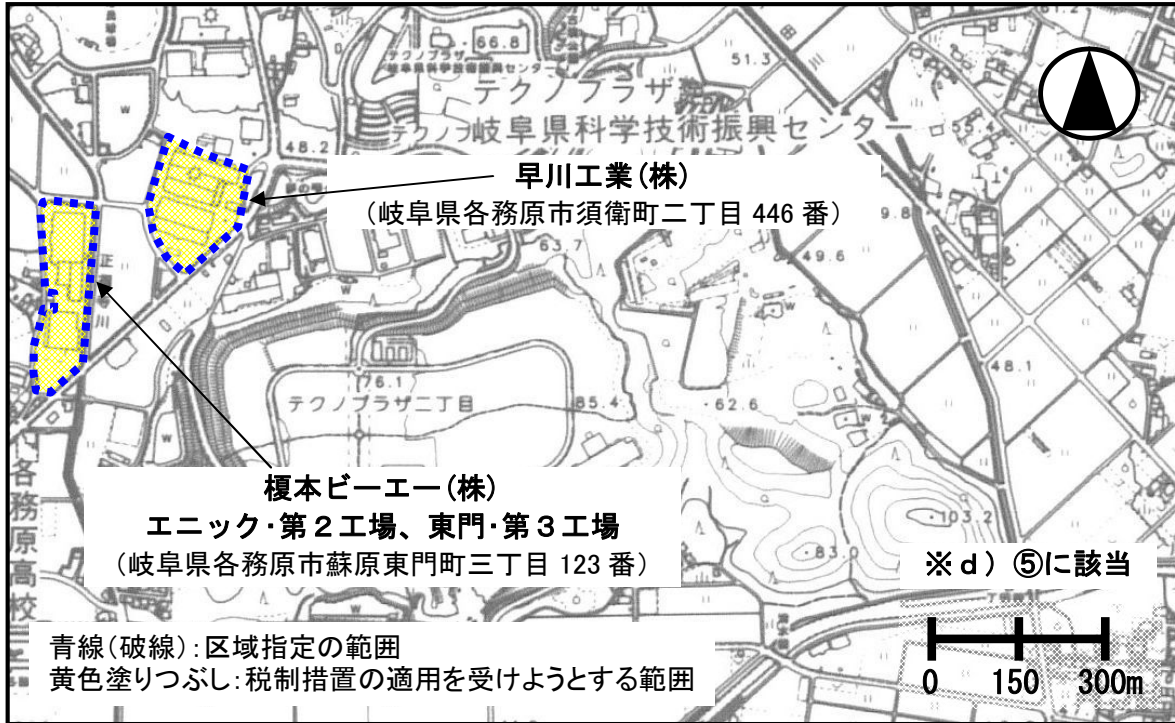
黄色塗りつぶし：税制措置の適用を受けようとする範囲

別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その6）

川崎重工業（株）岐阜工場周辺地区（その1）

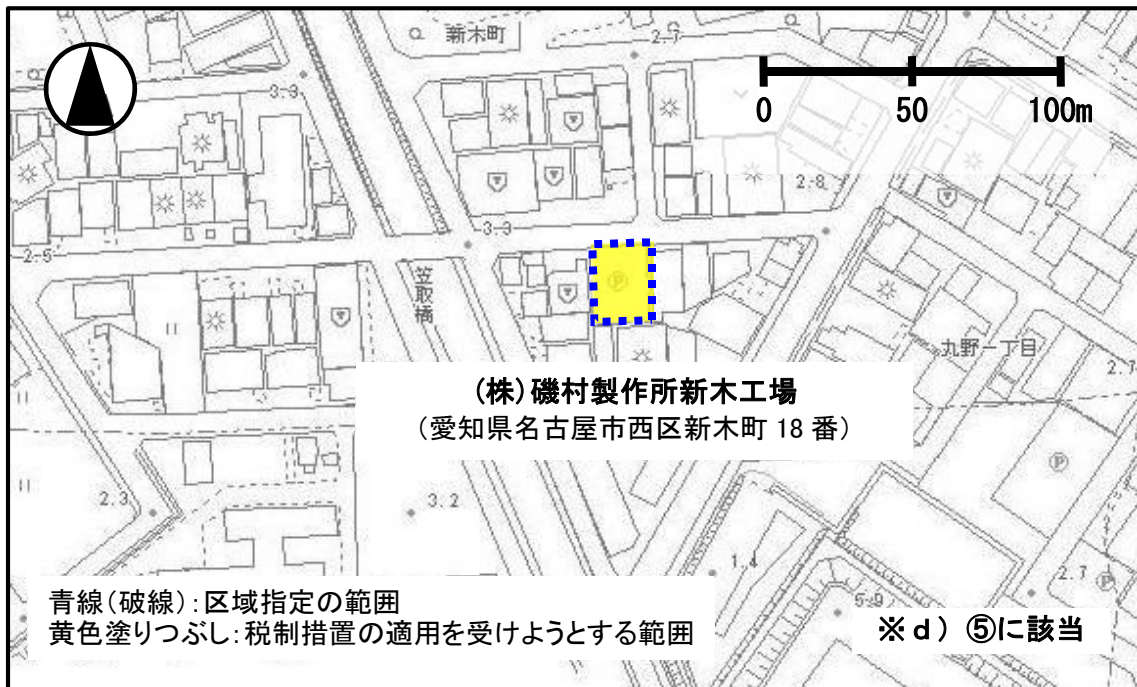
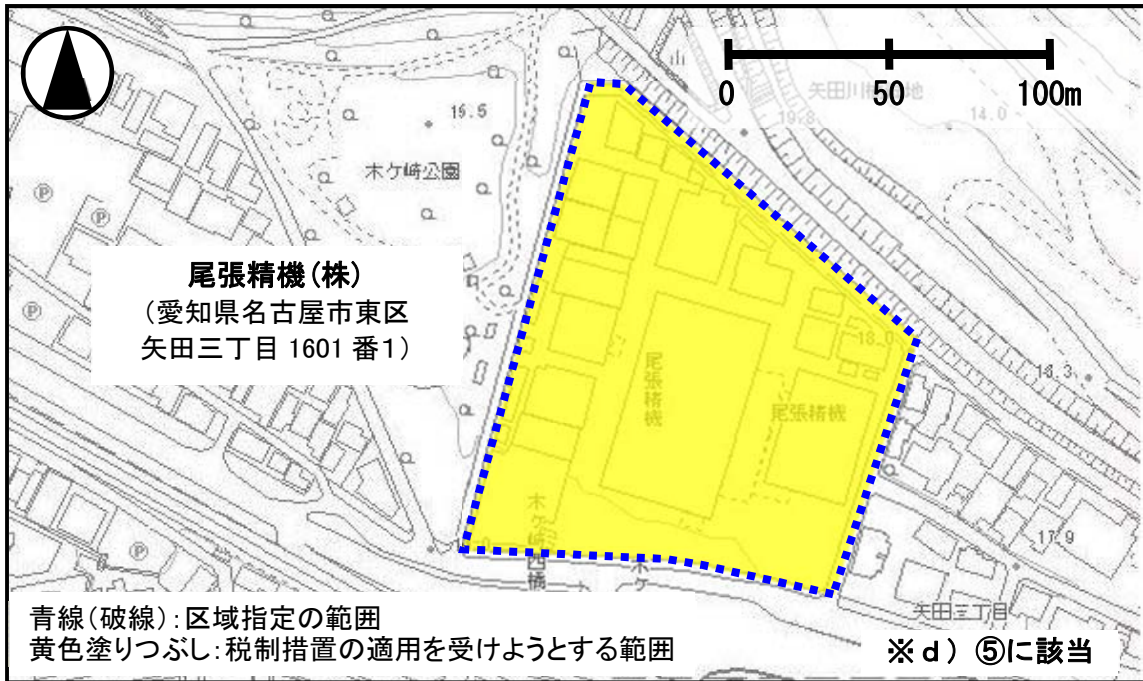


川崎重工業（株）岐阜工場周辺地区（その2）

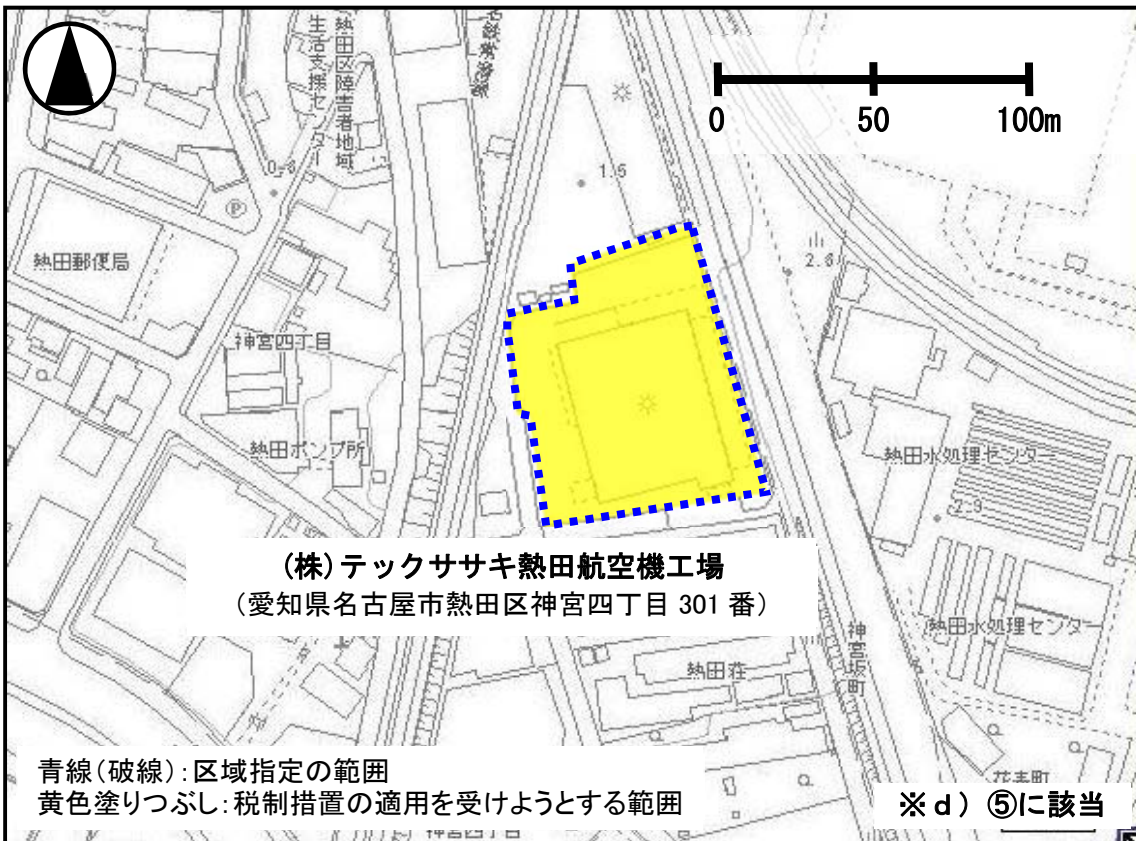
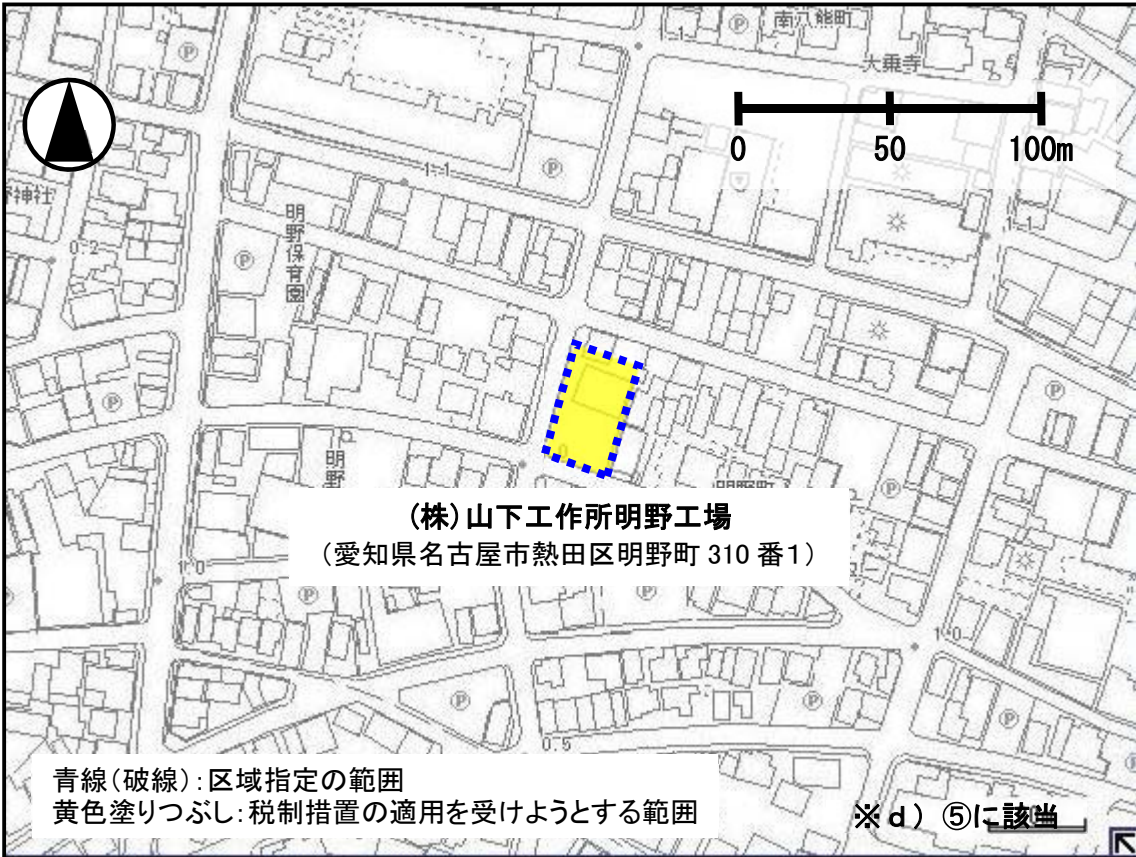


別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その7）

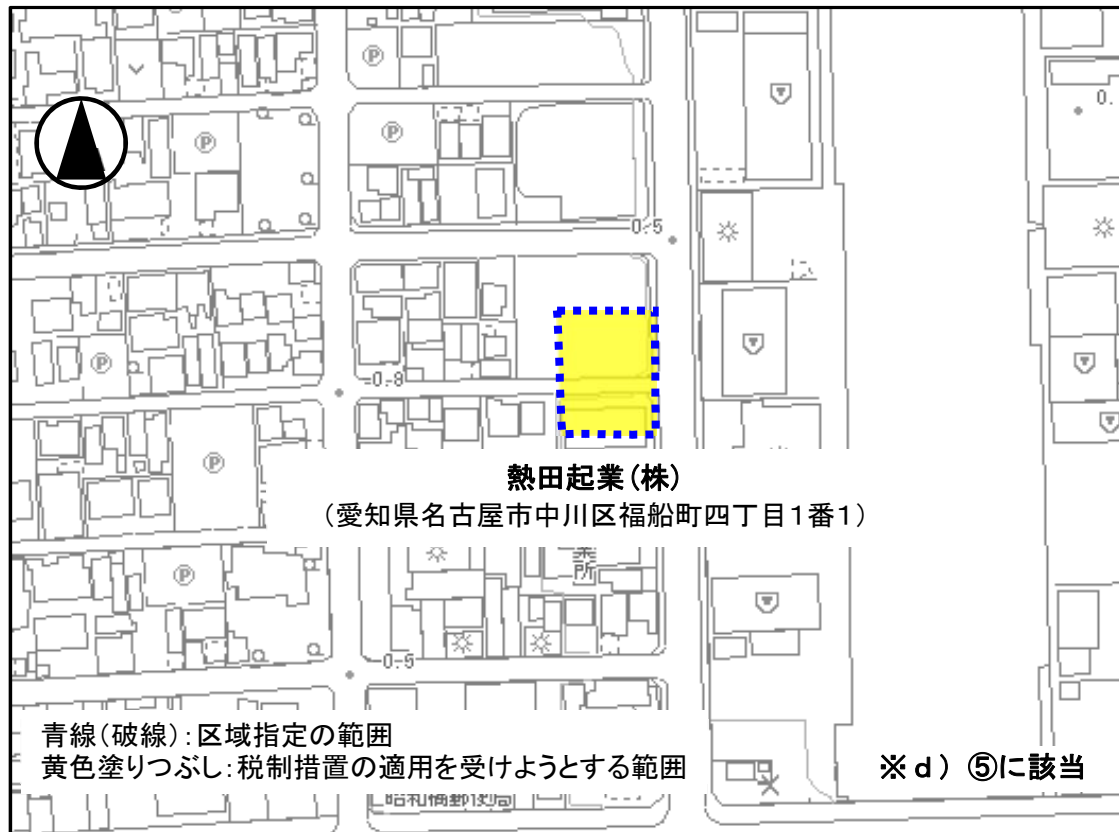
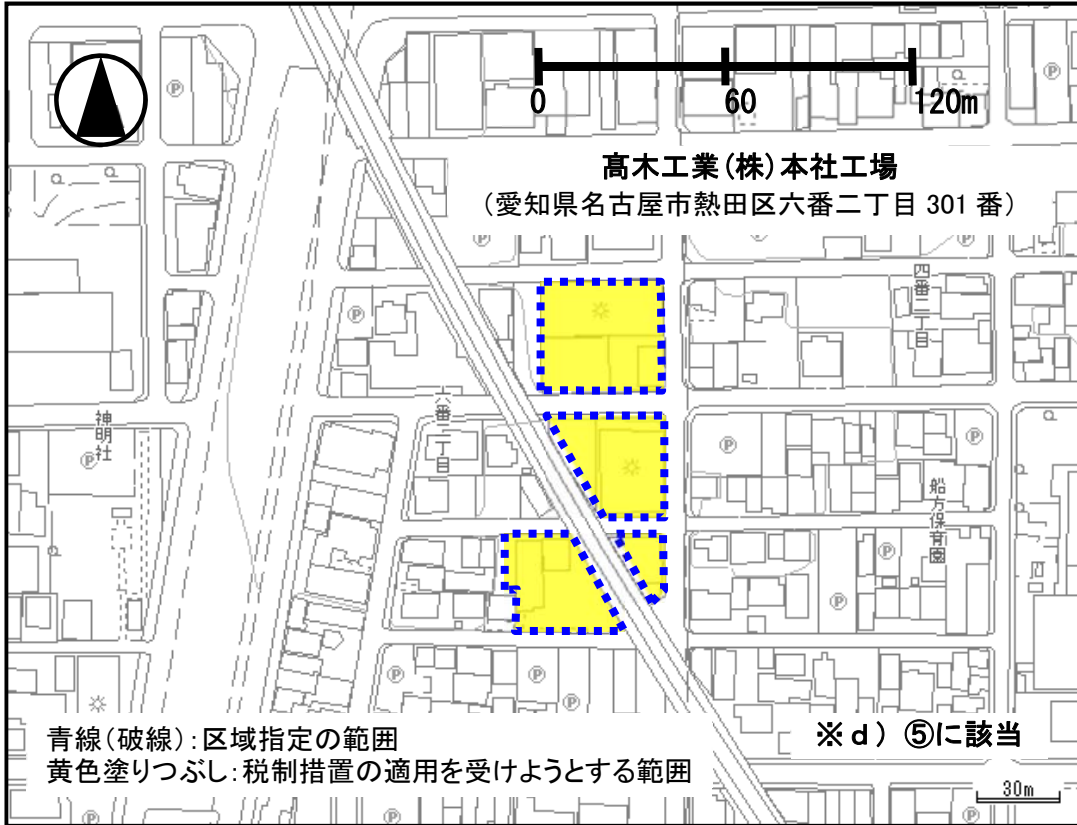
名古屋市東区（その1）



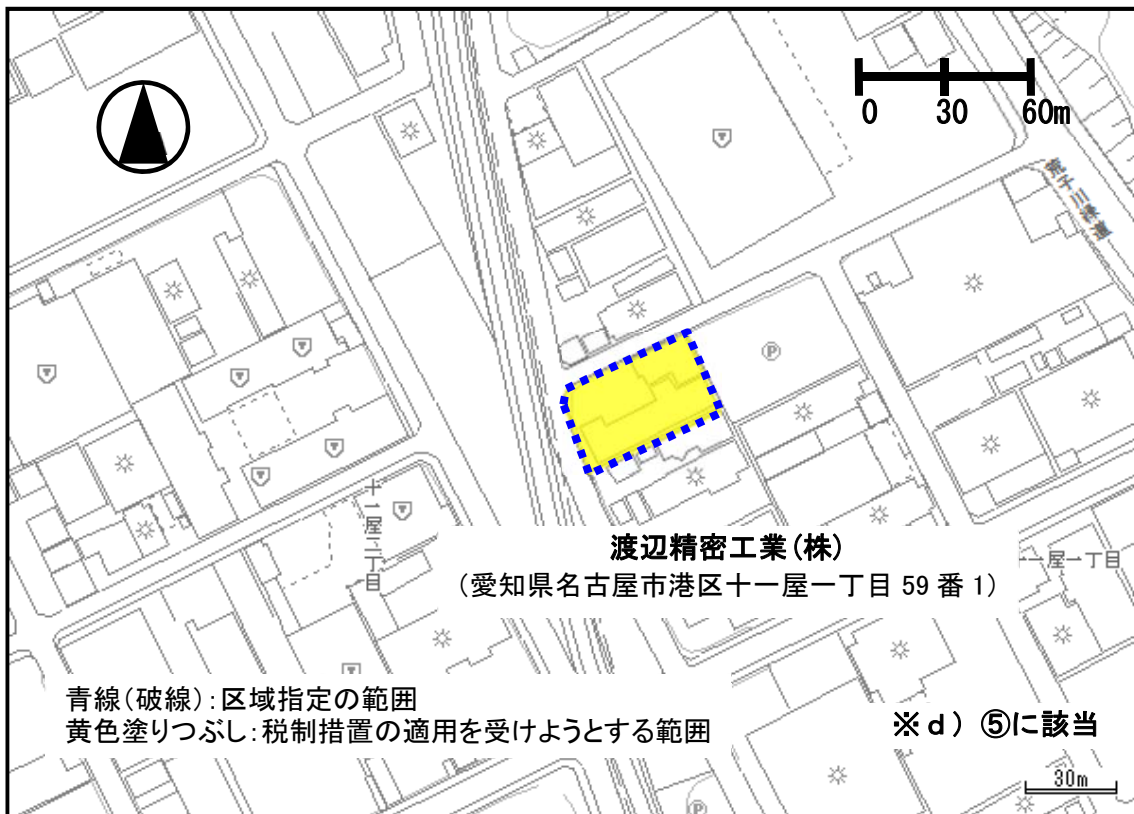
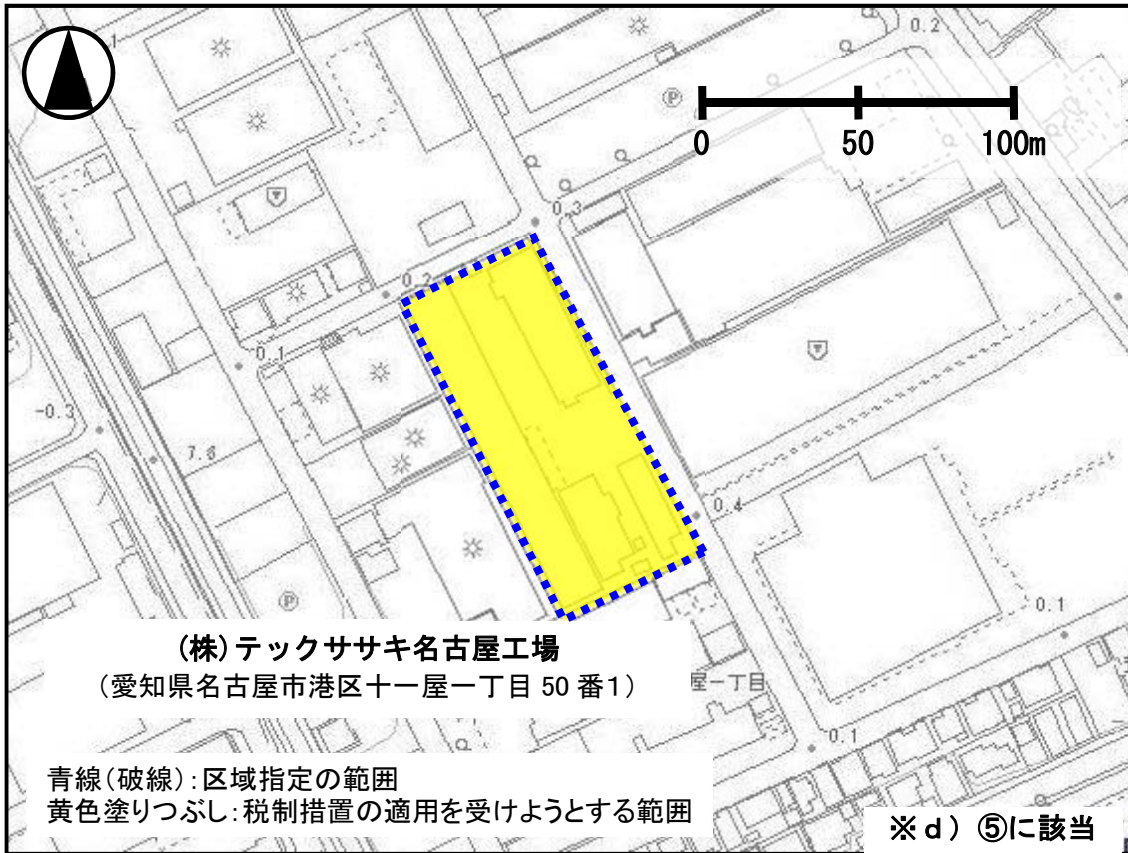
名古屋市内地区（その2）



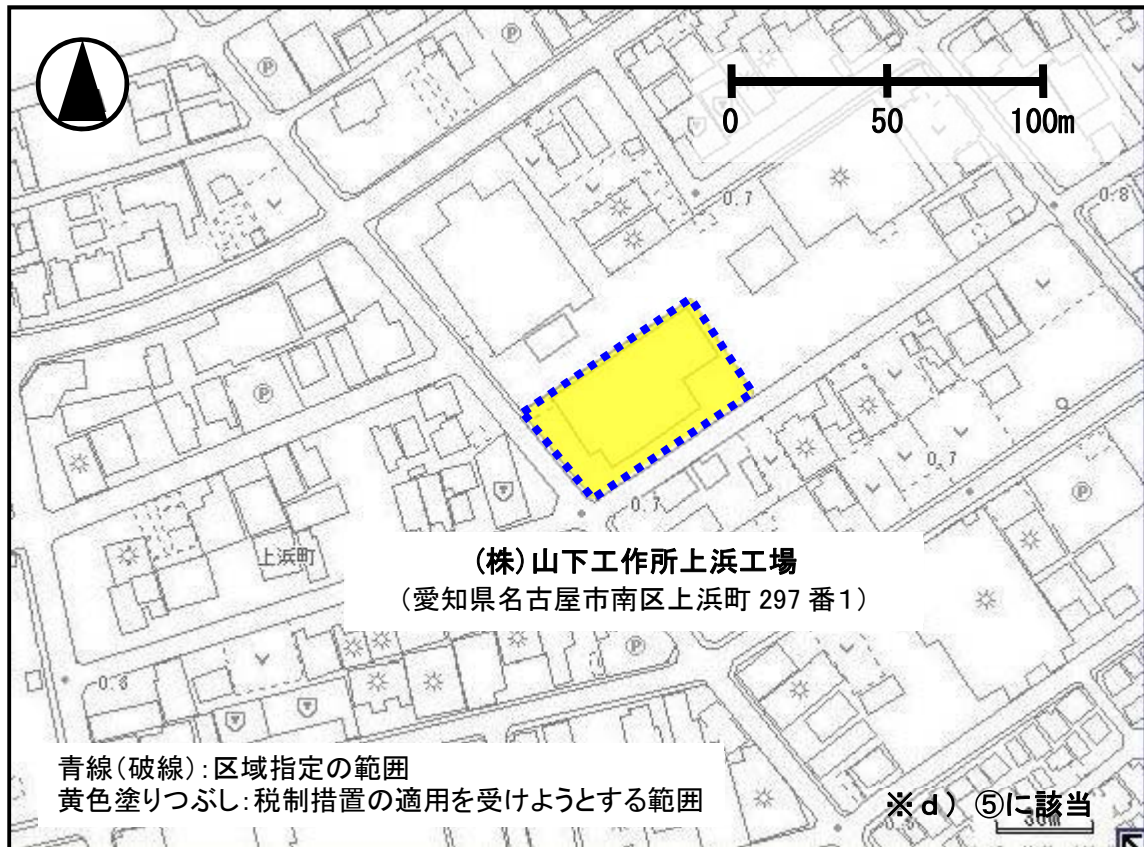
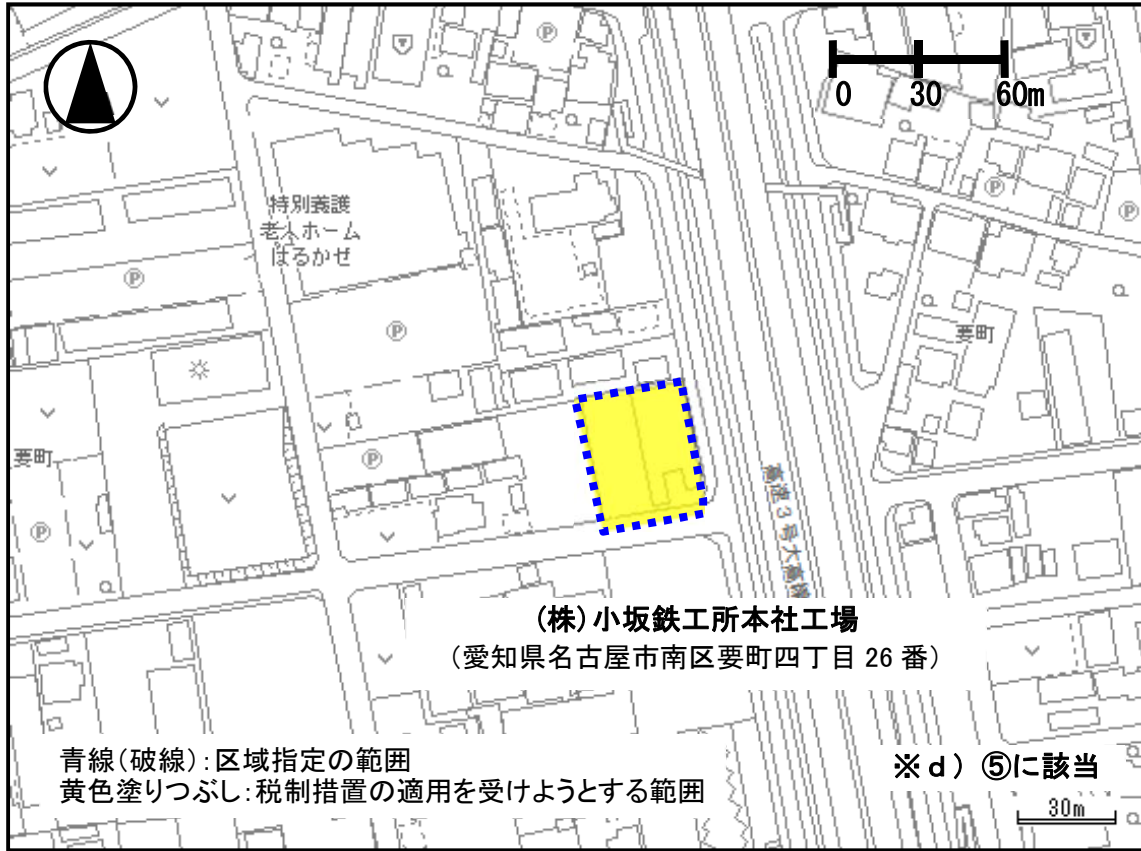
名古屋市南区 (その3)



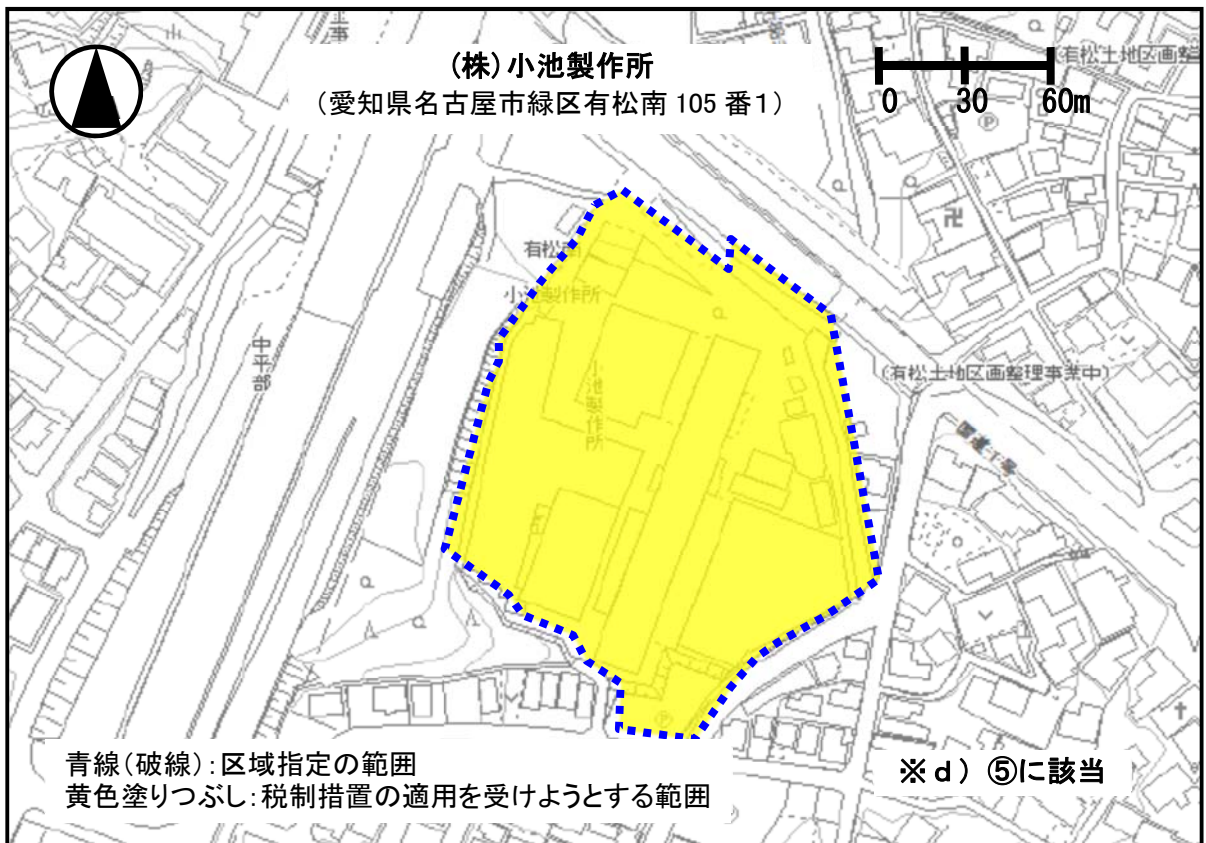
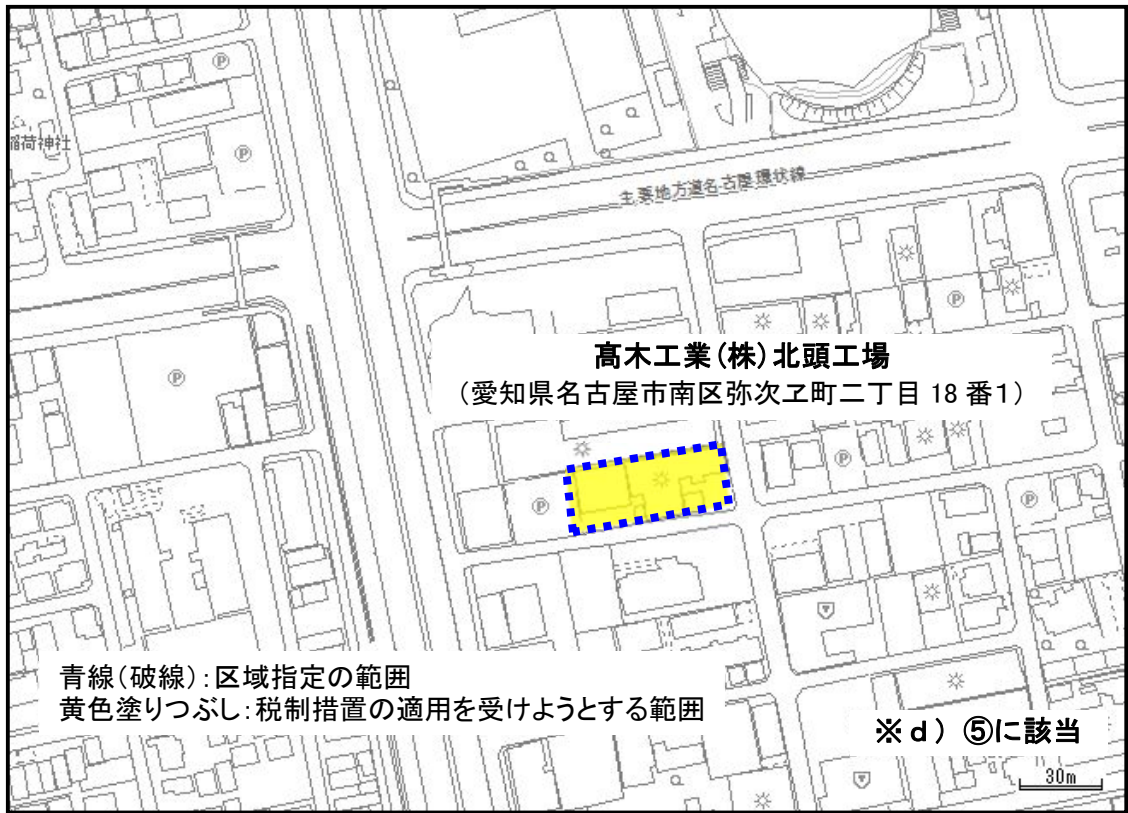
名古屋市内地区（その4）



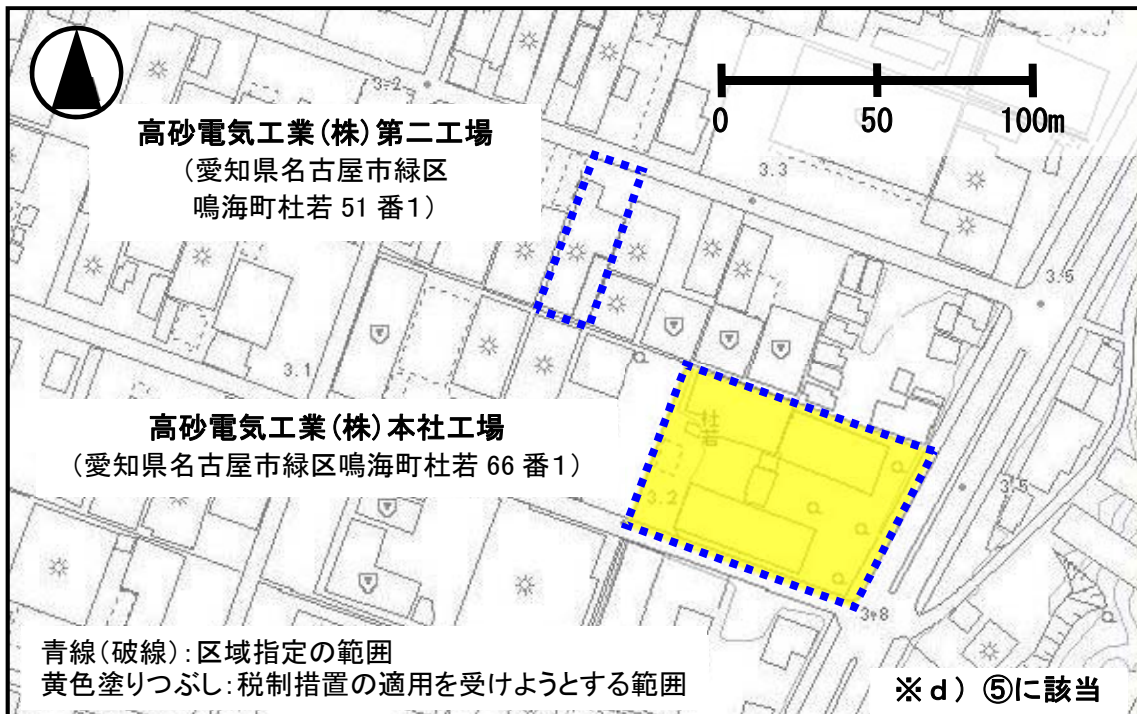
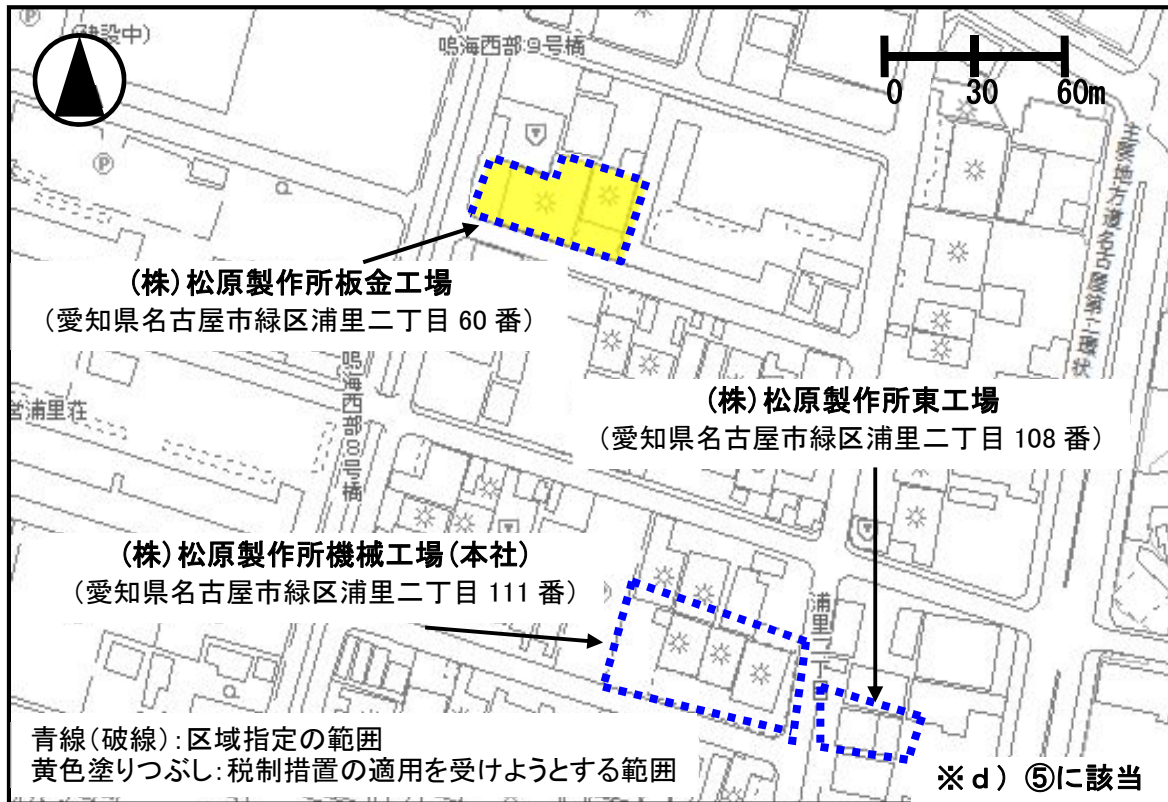
名古屋市南区 (その5)



名古屋市南区 (その6)

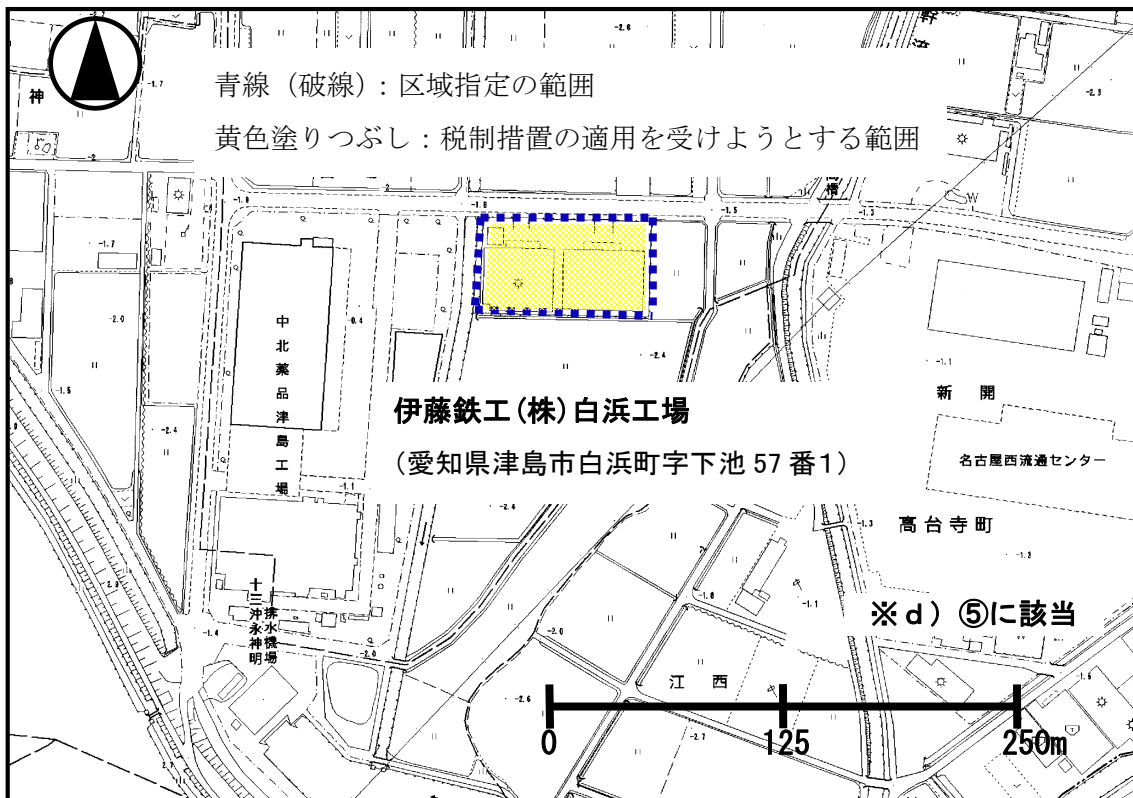
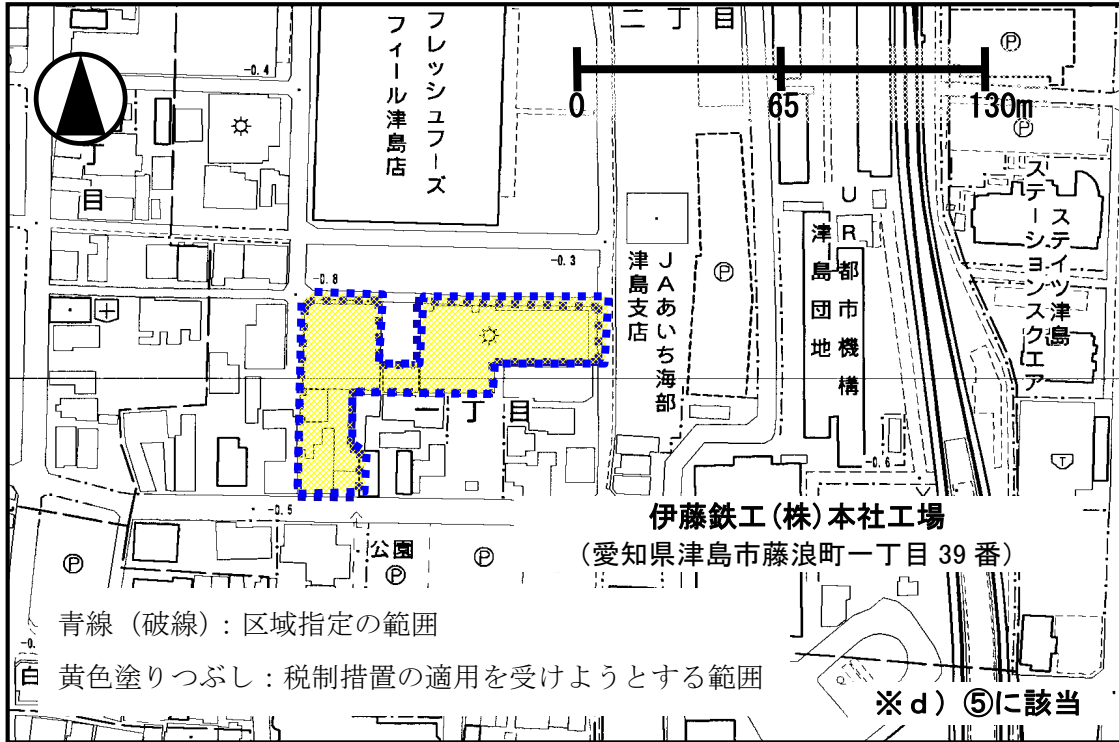


名古屋市南区 (その7)



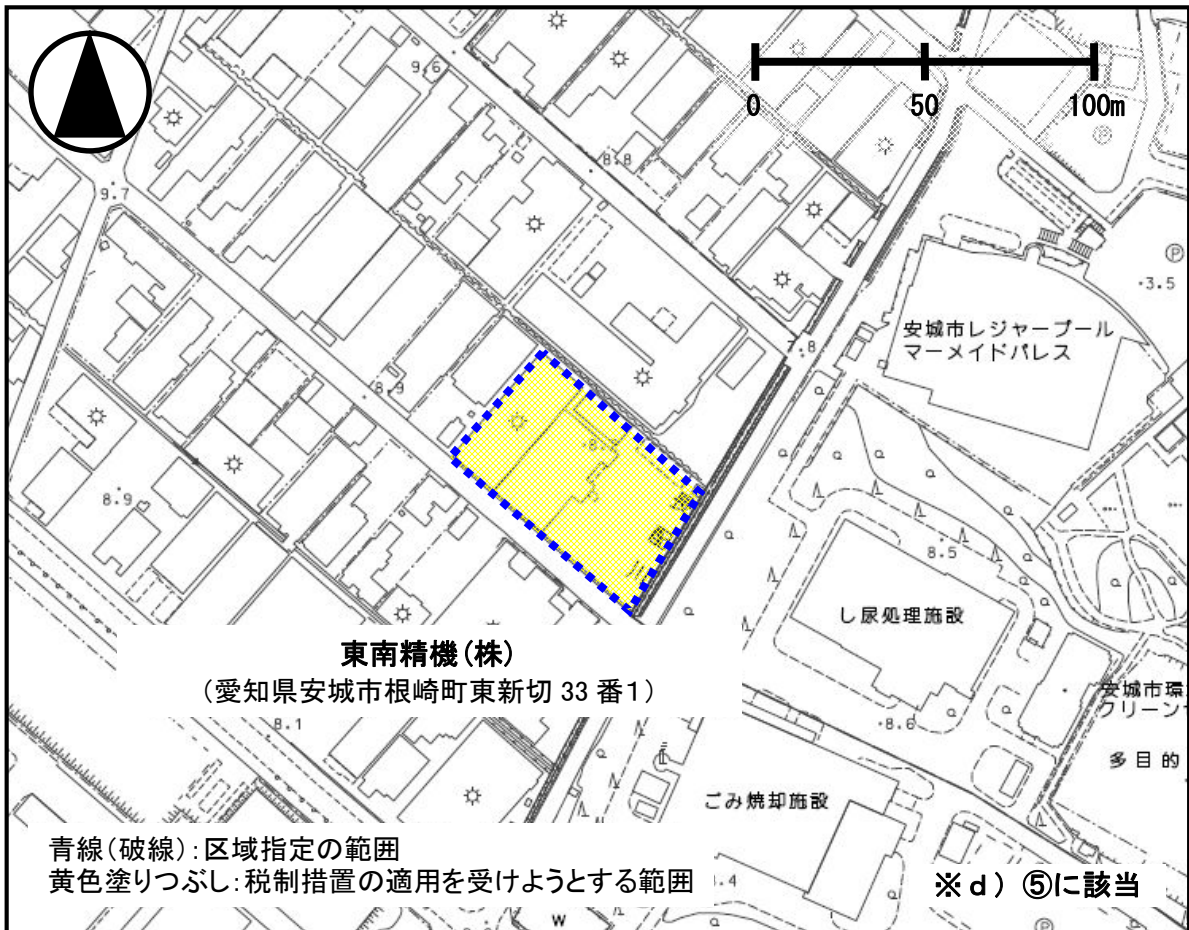
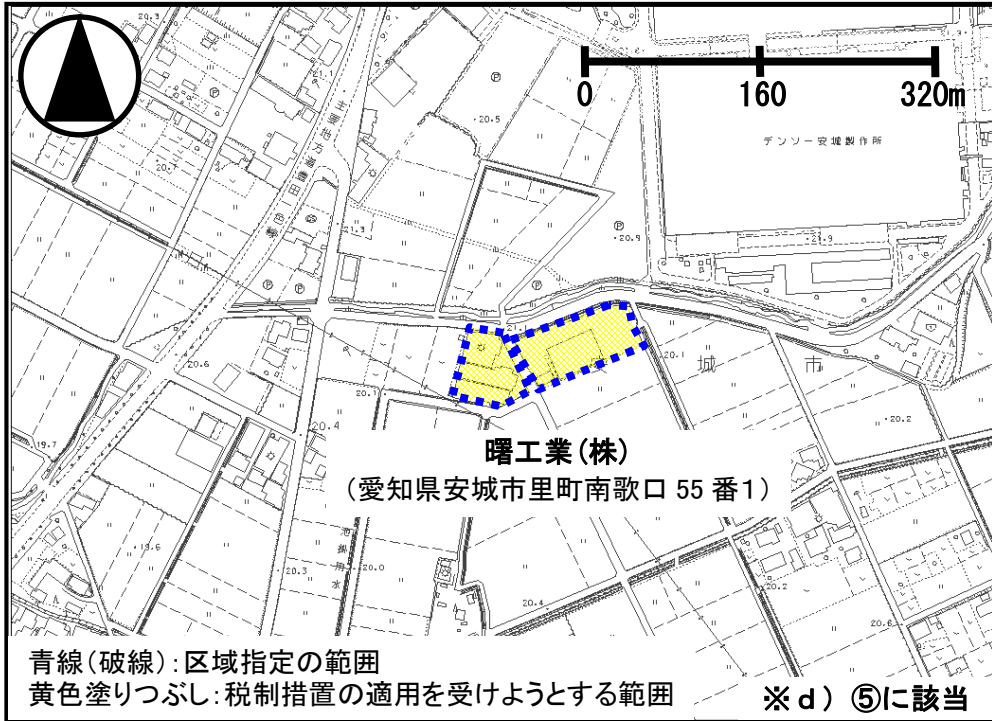
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その8）

津島市内地区



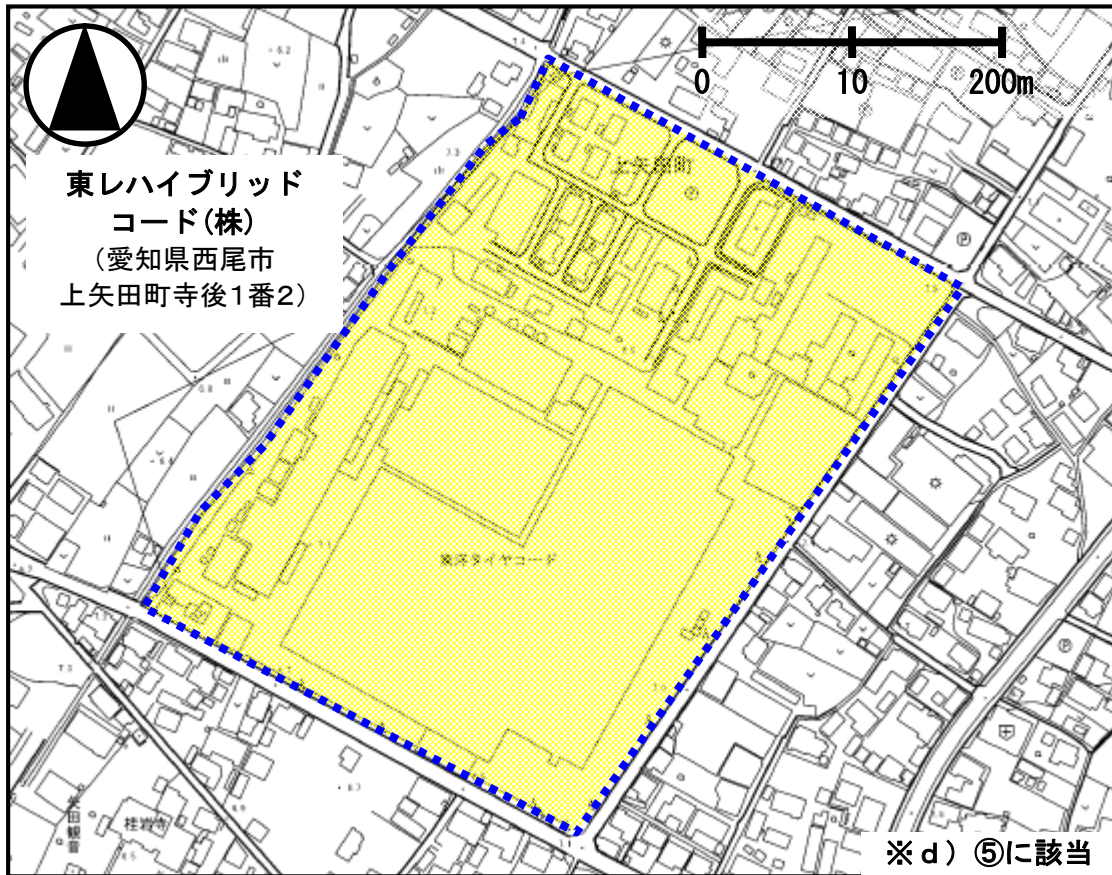
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その9）

安城市内地区



別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その10）

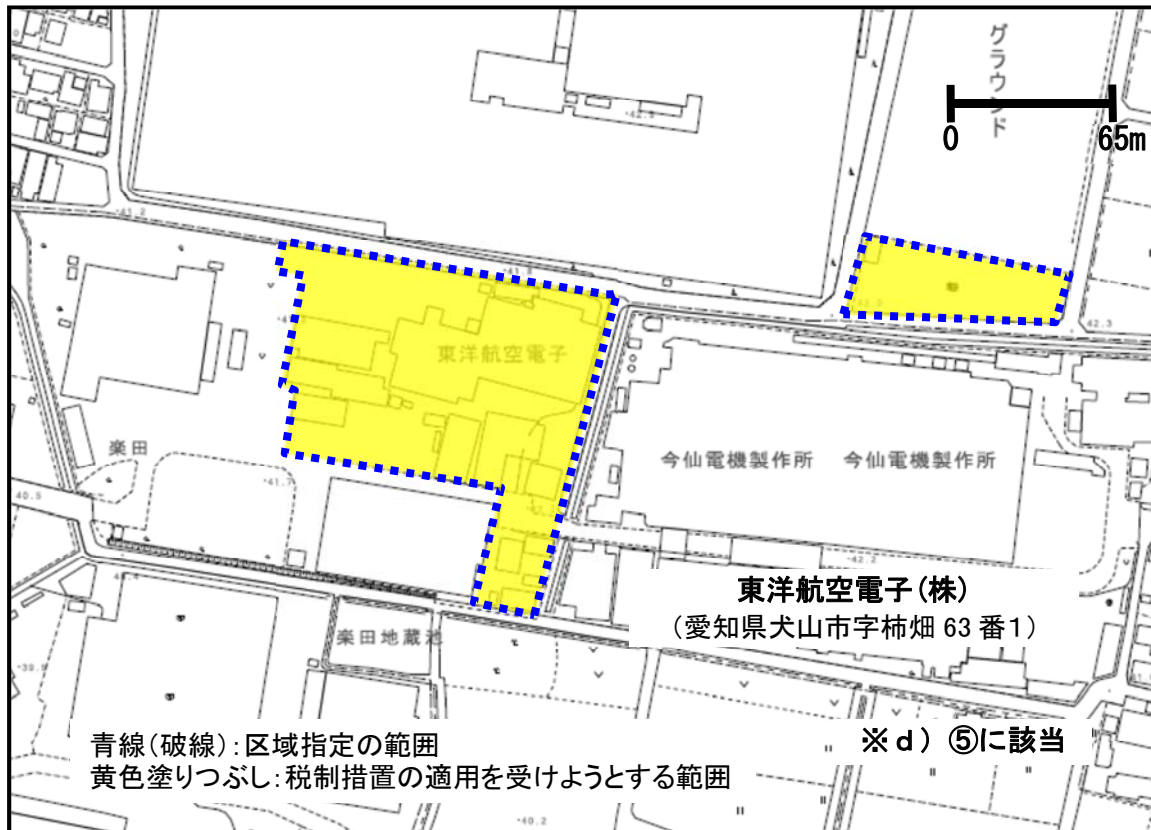
西尾市内地区



青線(破線): 区域指定の範囲
黄色塗りつぶし: 税制措置の適用を受けようとする範囲

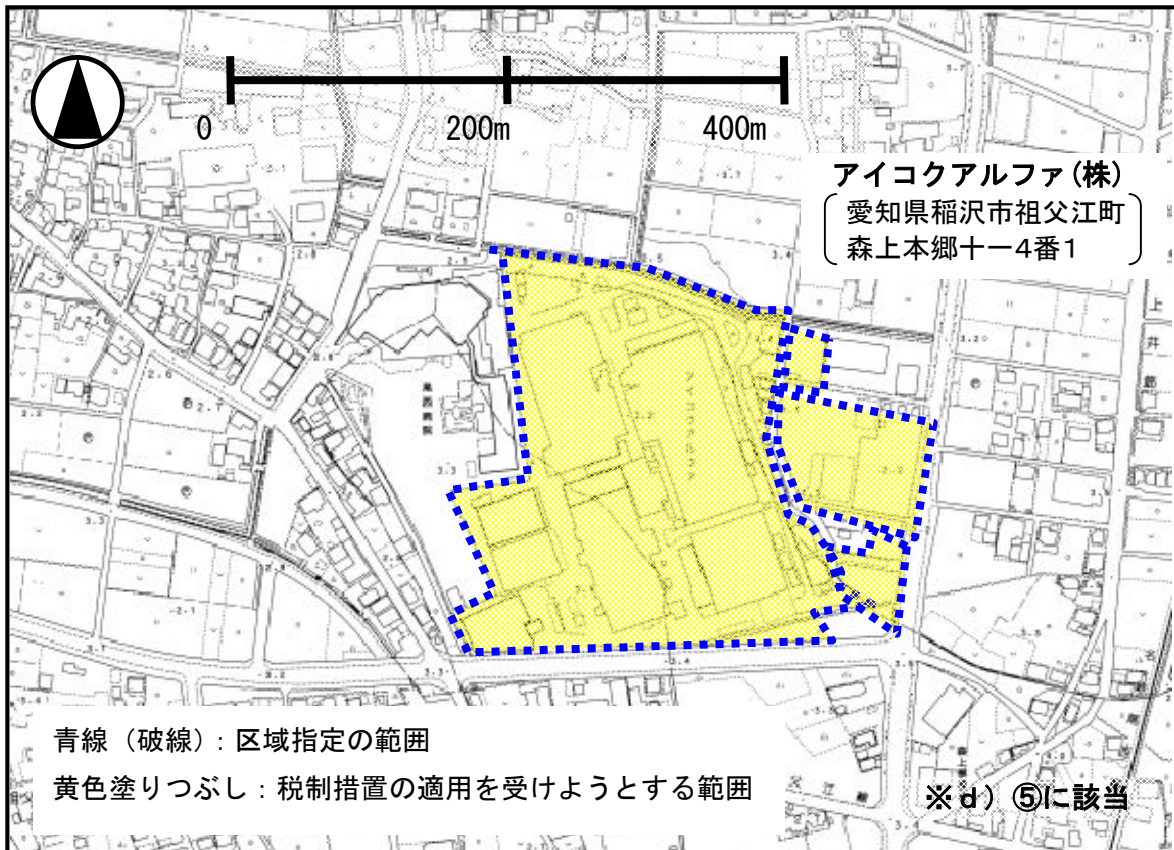
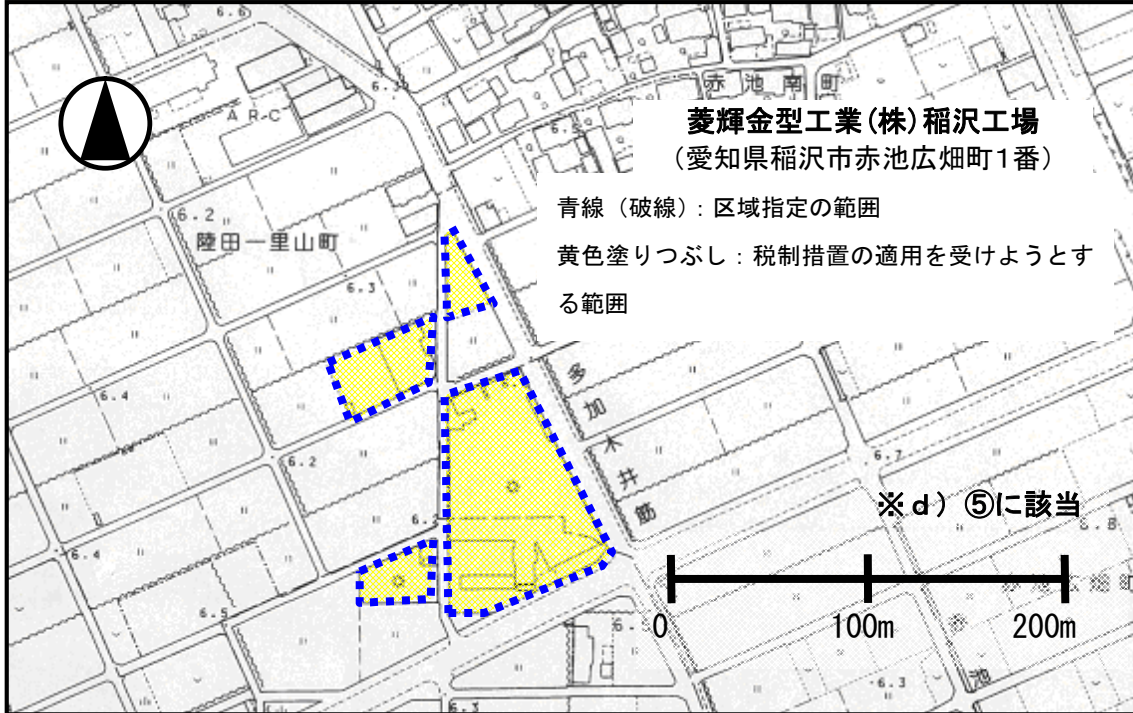
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その11）

犬山市内地区



別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その13）

稲沢市内地区



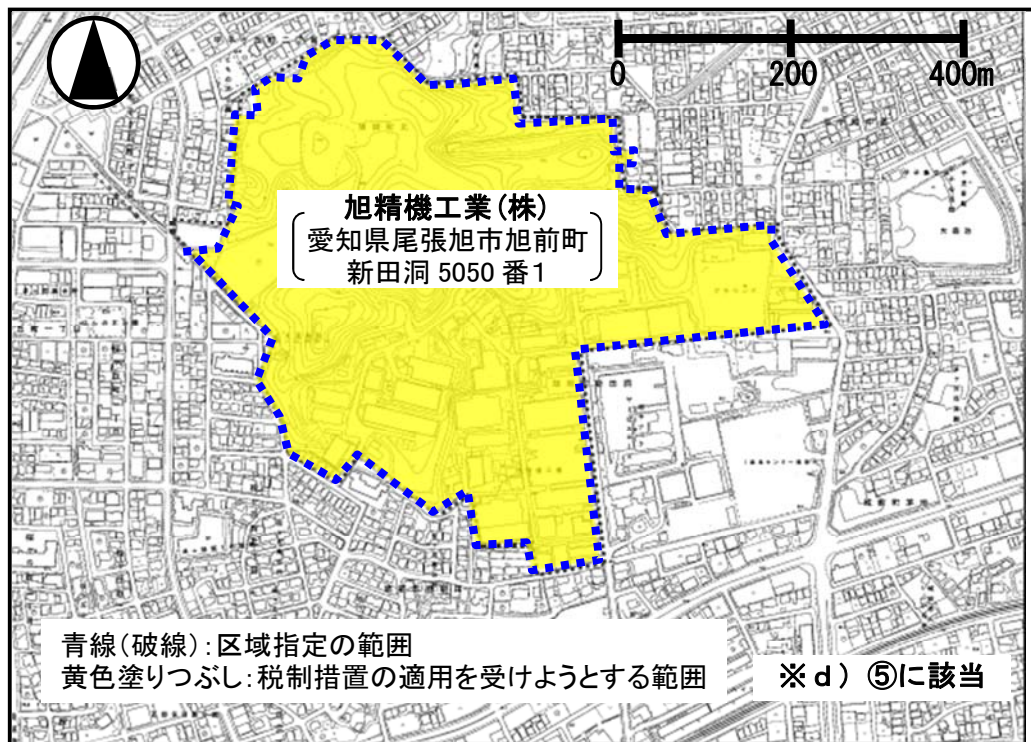
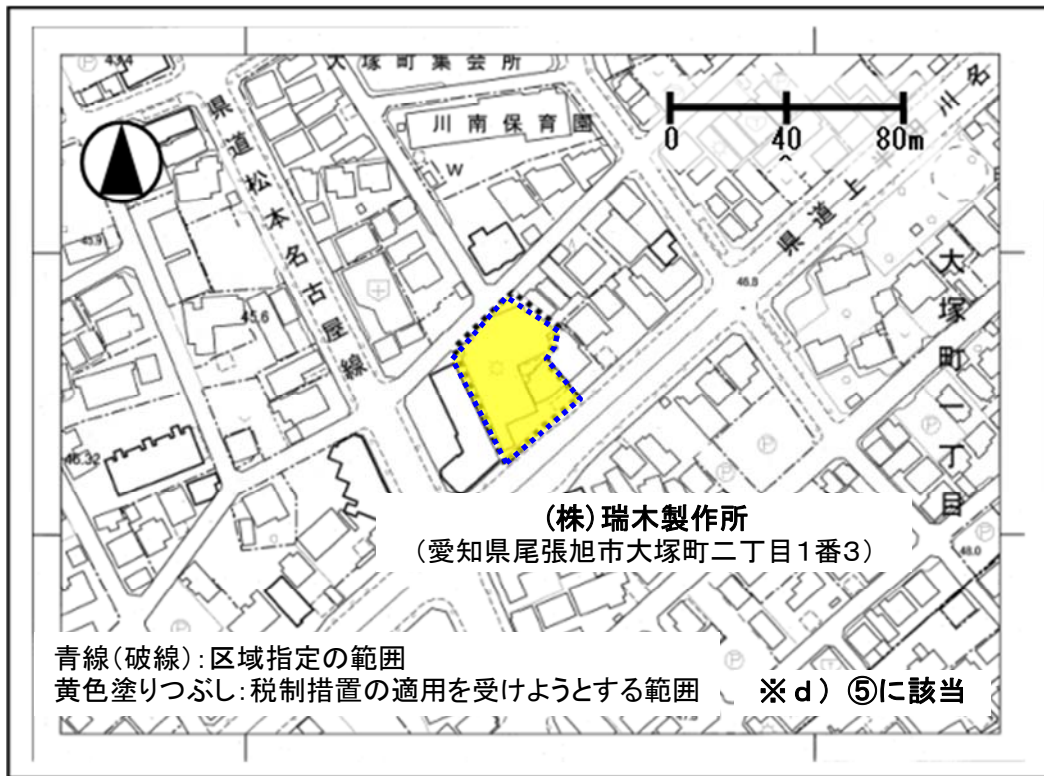
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その14）

東海市内地区



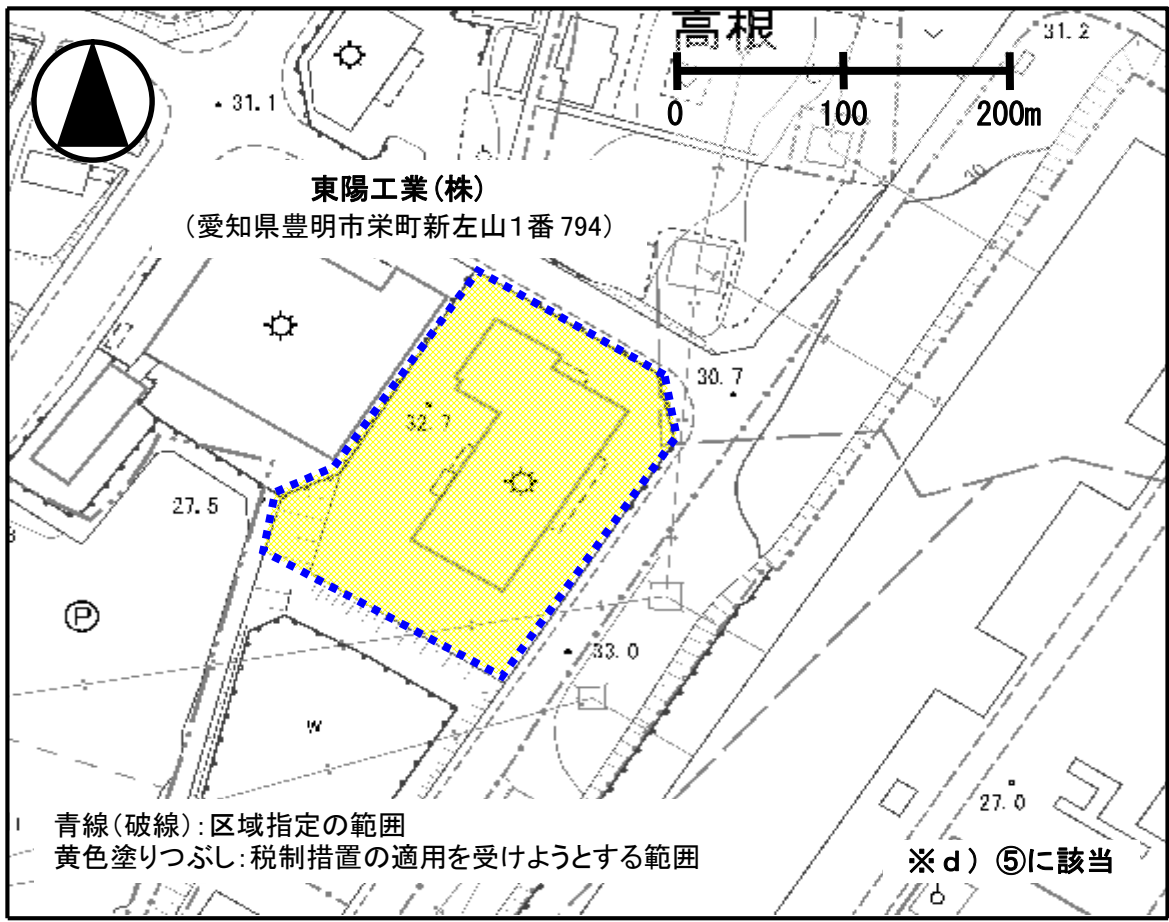
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その15）

尾張旭市内地区



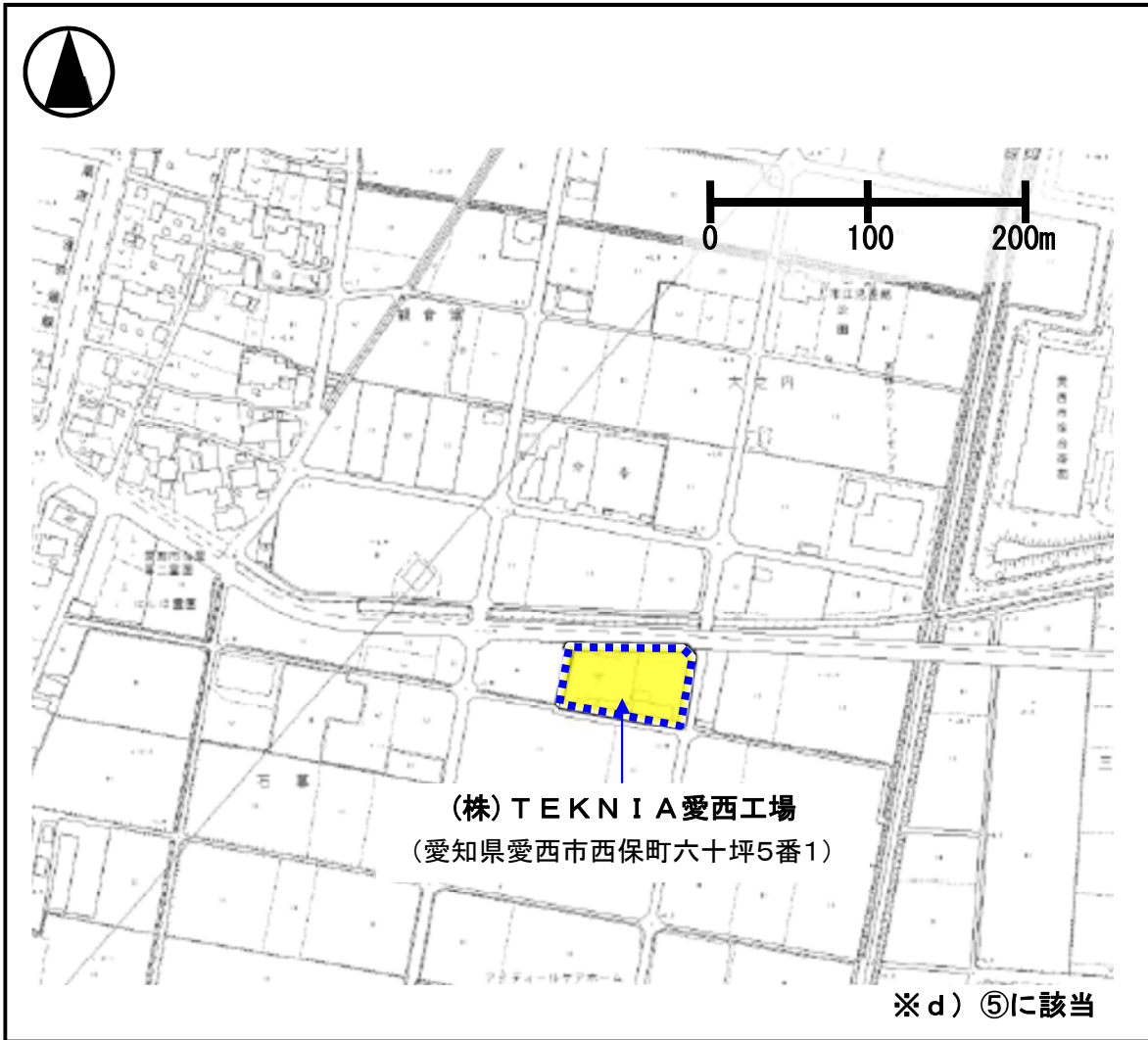
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その16）

豊明市内地区



別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その17）

愛西市内地区

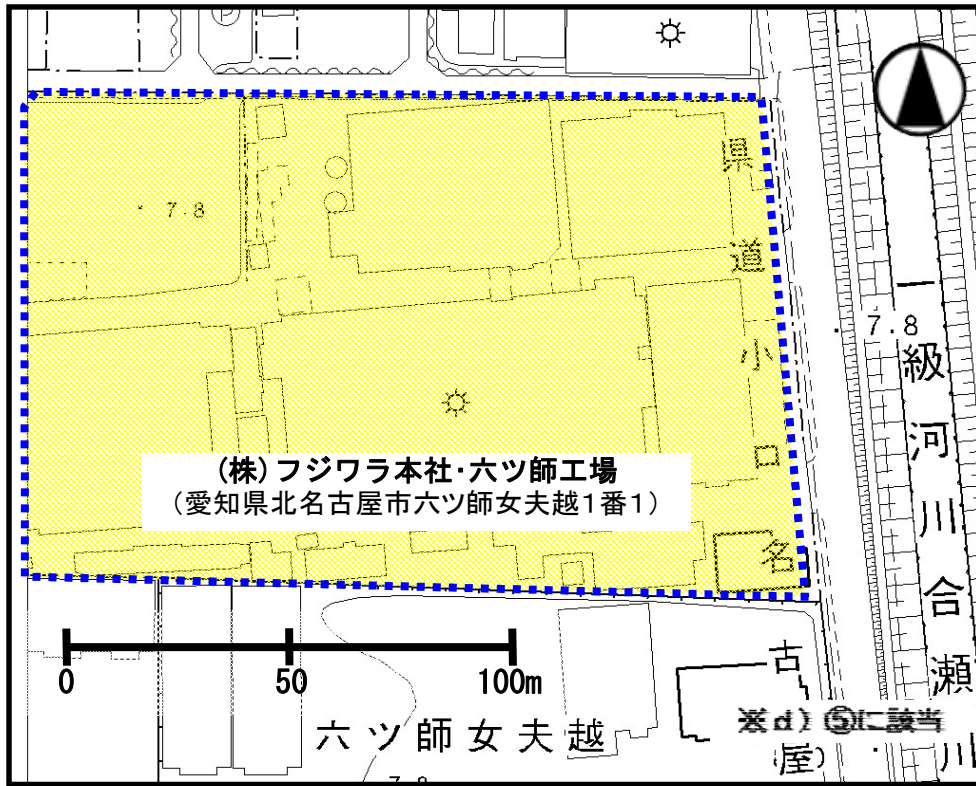


青線（破線）：区域指定の範囲

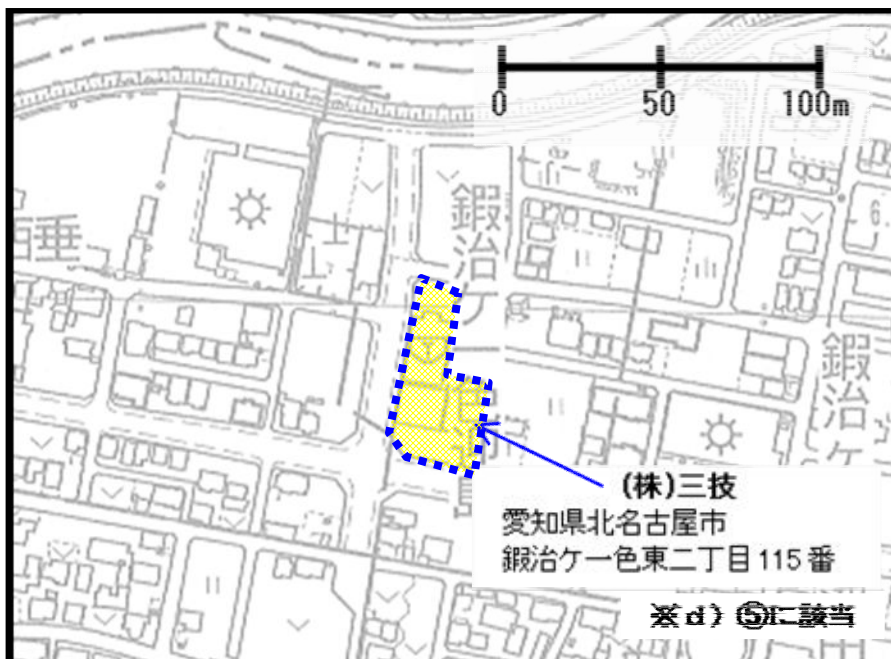
黄色塗りつぶし：税制措置の適用を受けようとする範囲

別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その18）

北名古屋市内地区



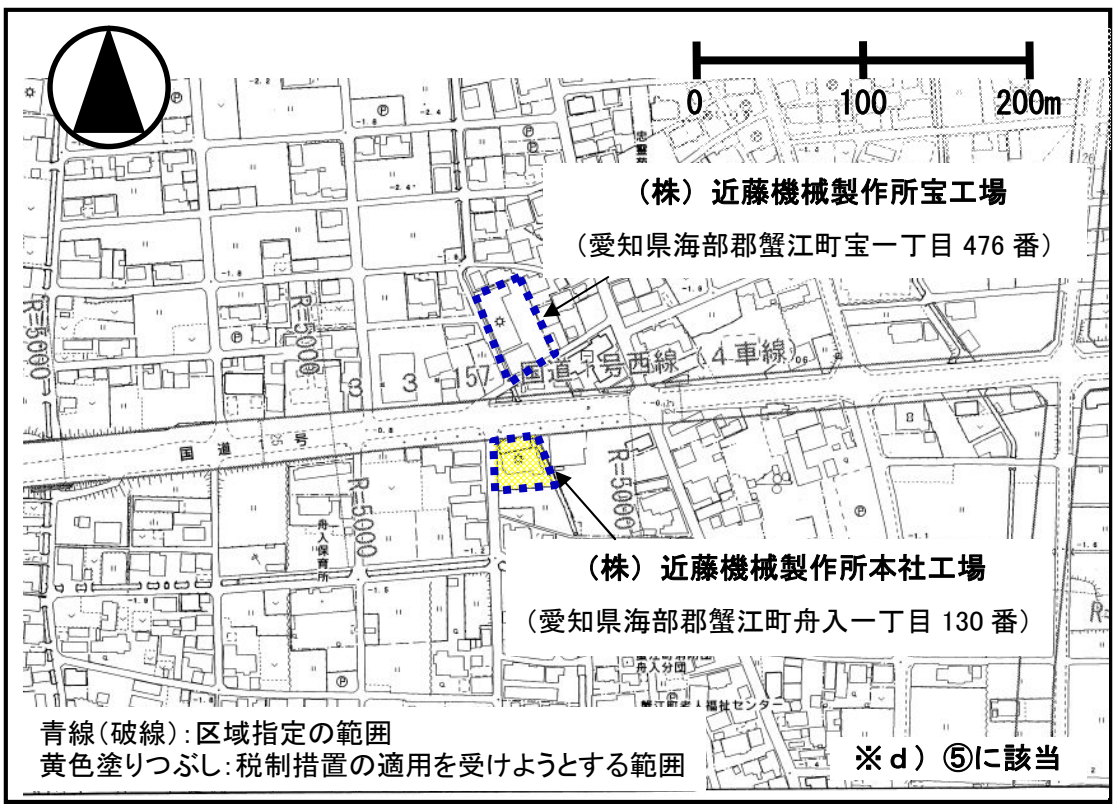
青線（破線）：区域指定の範囲
黄色塗りつぶし：税制措置の適用を受けようとする範囲



青線（破線）：区域指定の範囲
黄色塗りつぶし：税制措置の適用を受けようとする範囲

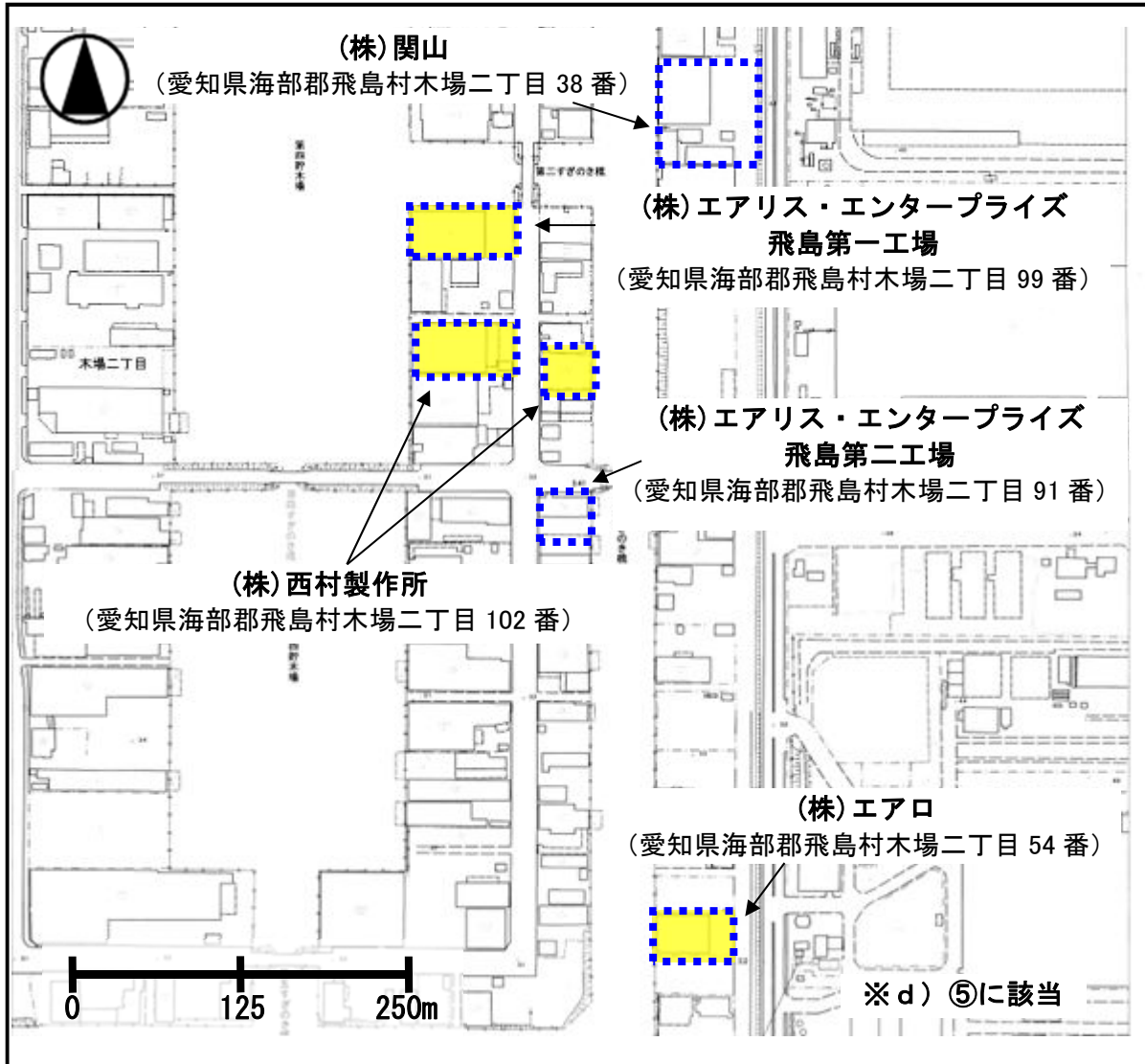
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その19）

蟹江町内地区



別添地図（別紙 1 - 2 【1 / 3】 関係）（その 20）

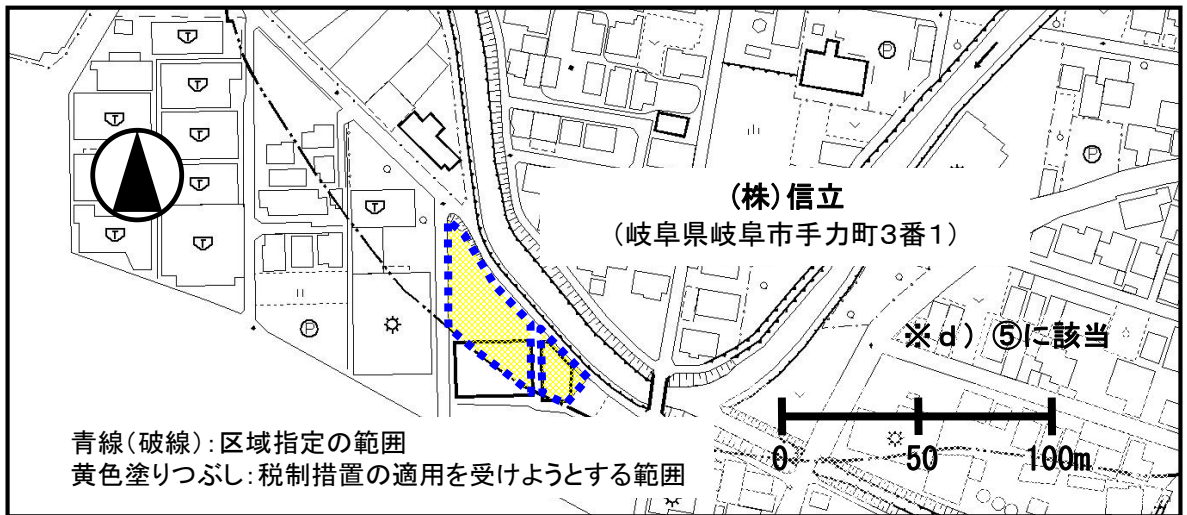
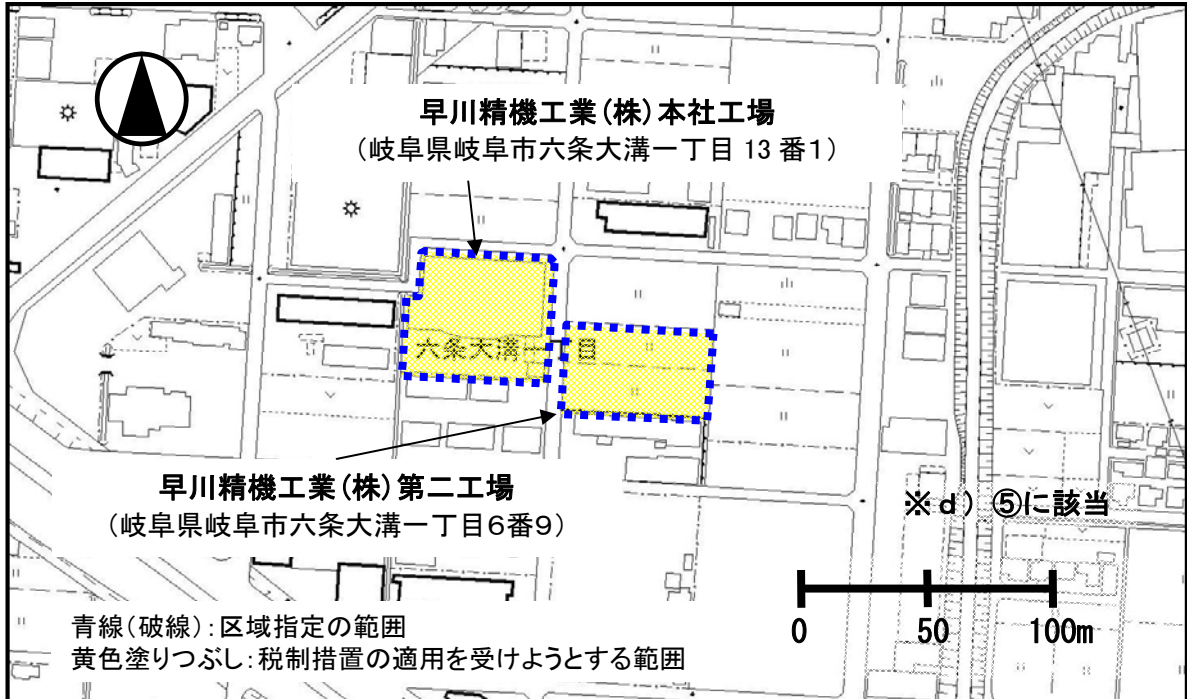
飛島村内地区



青線(破線): 区域指定の範囲
黄色塗りつぶし: 税制措置の適用を受けようとする範囲

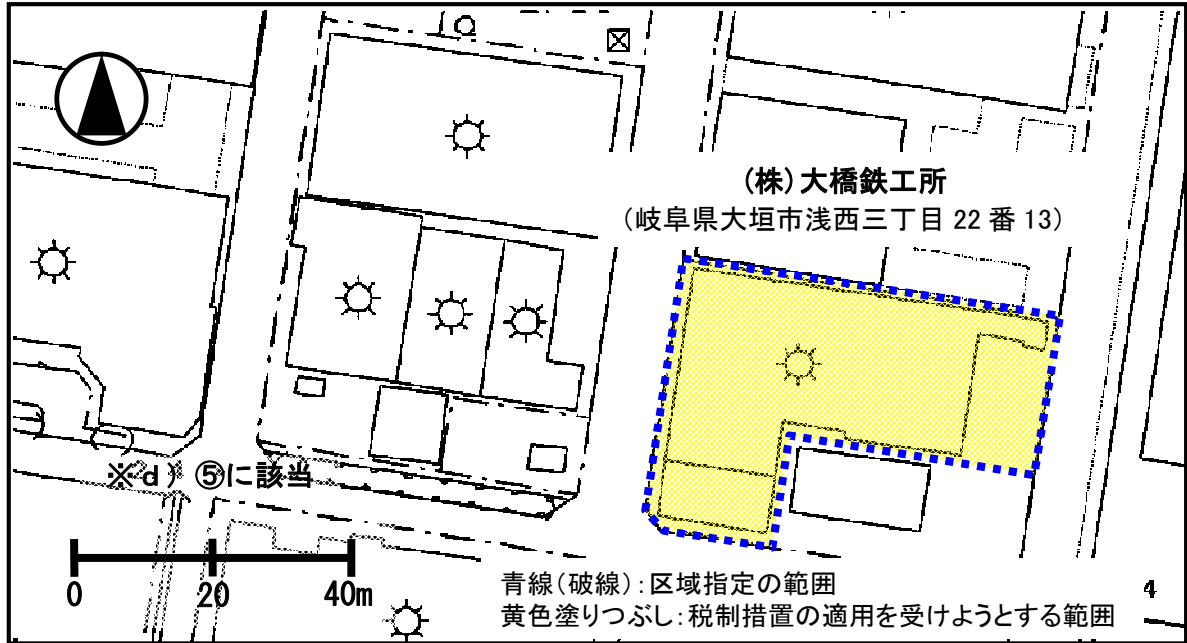
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その21）

岐阜市内地区



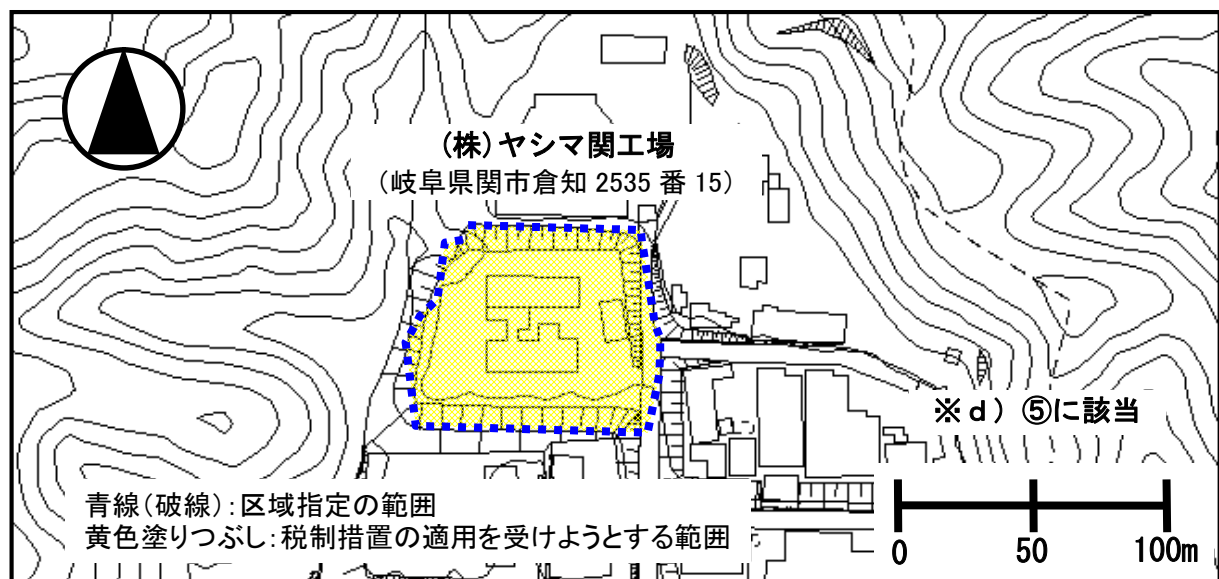
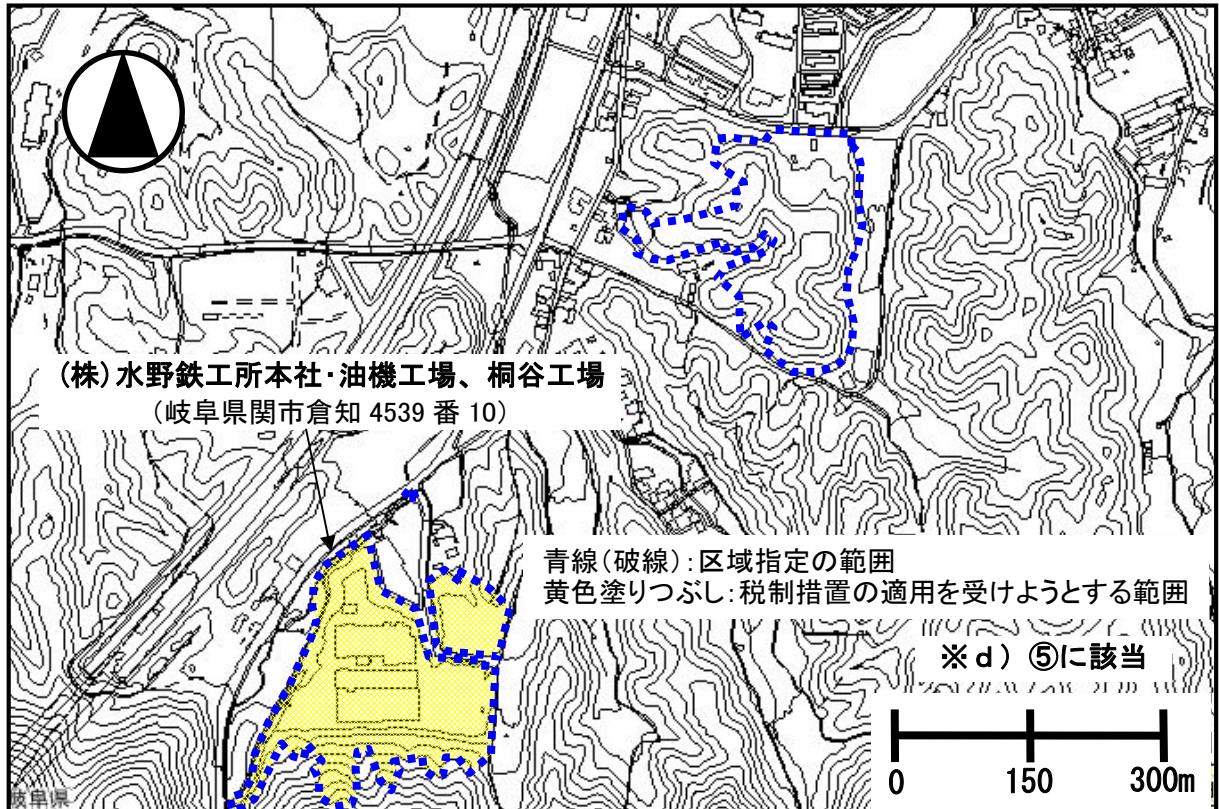
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その22）

大垣市内地区

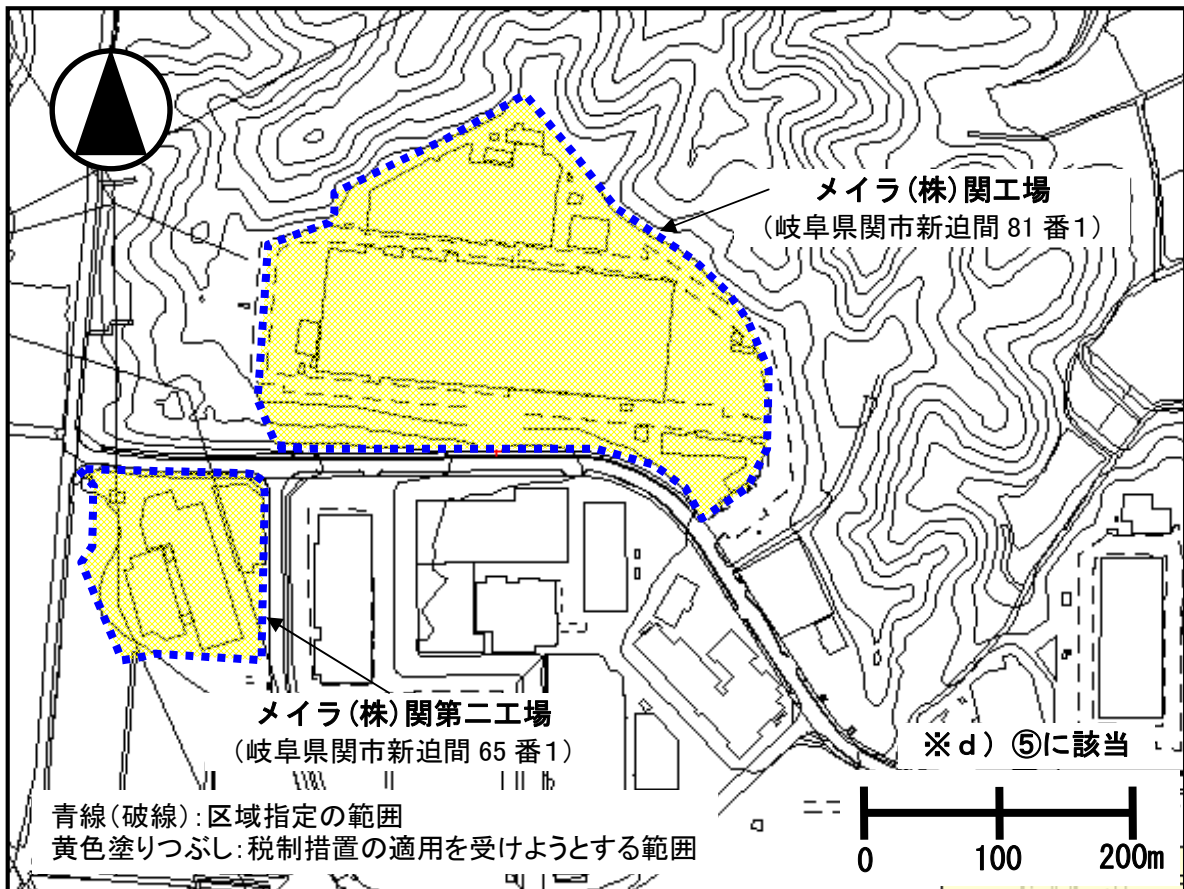
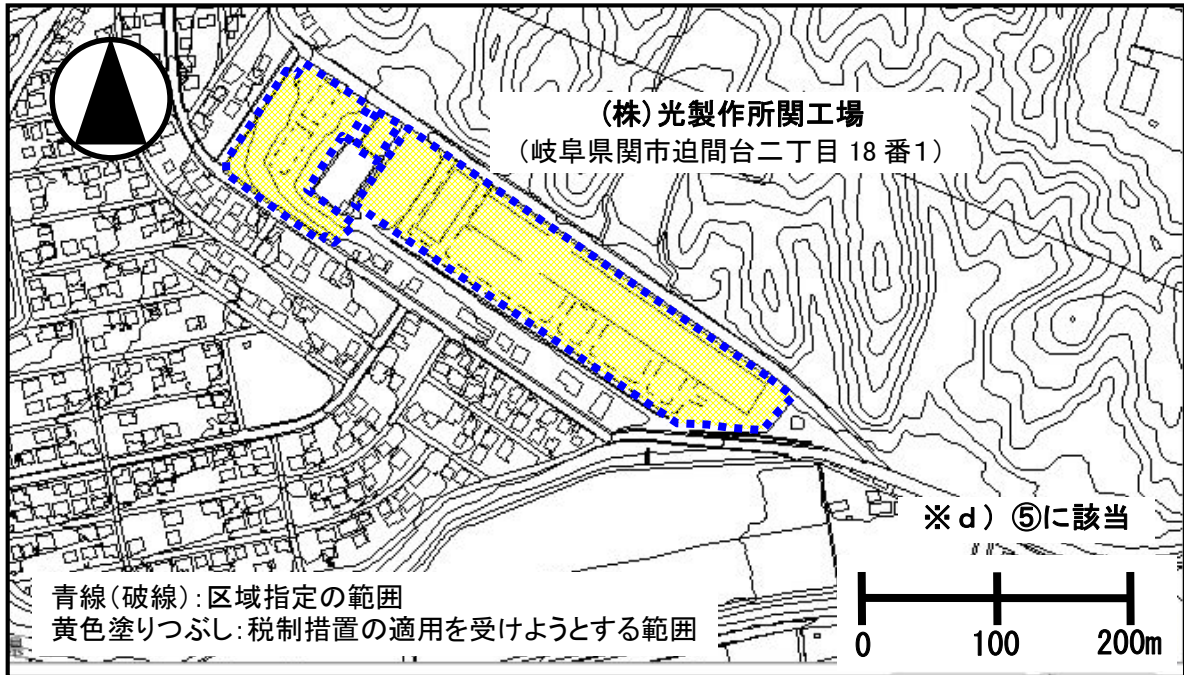


別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その23）

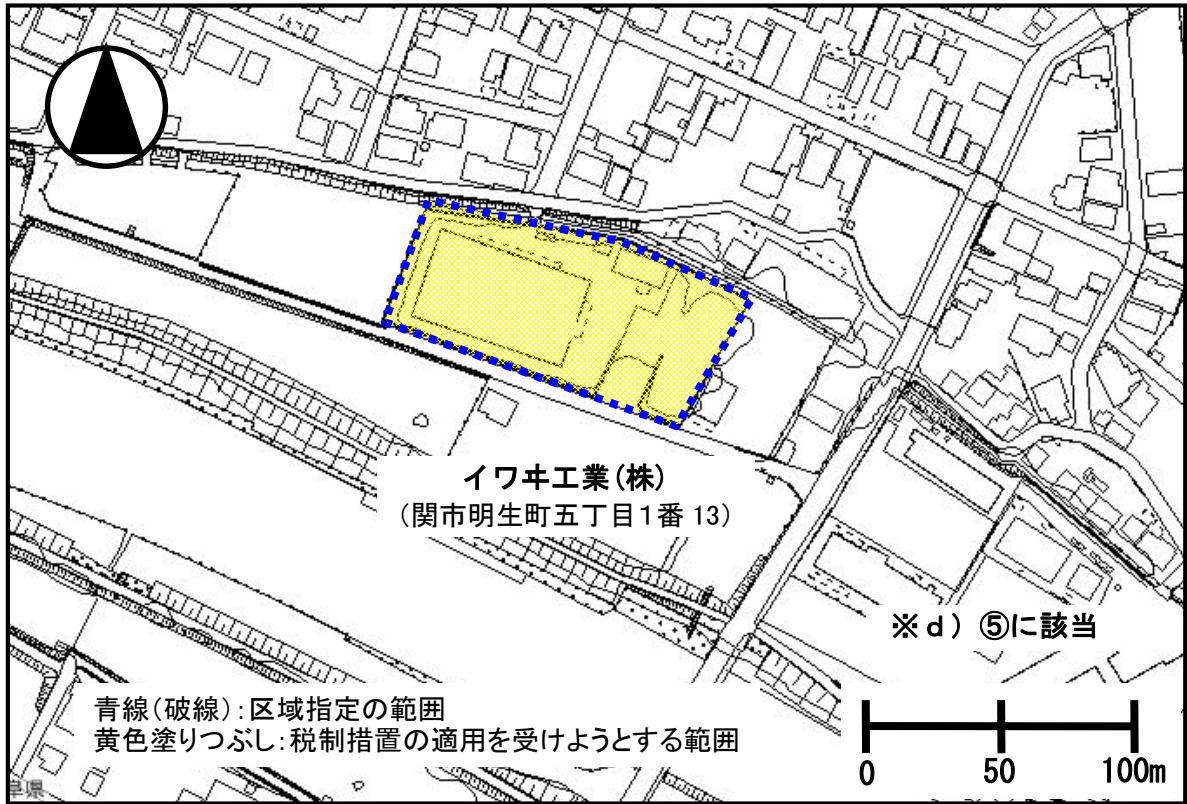
関市内地区（その1）



関市内地区（その2）

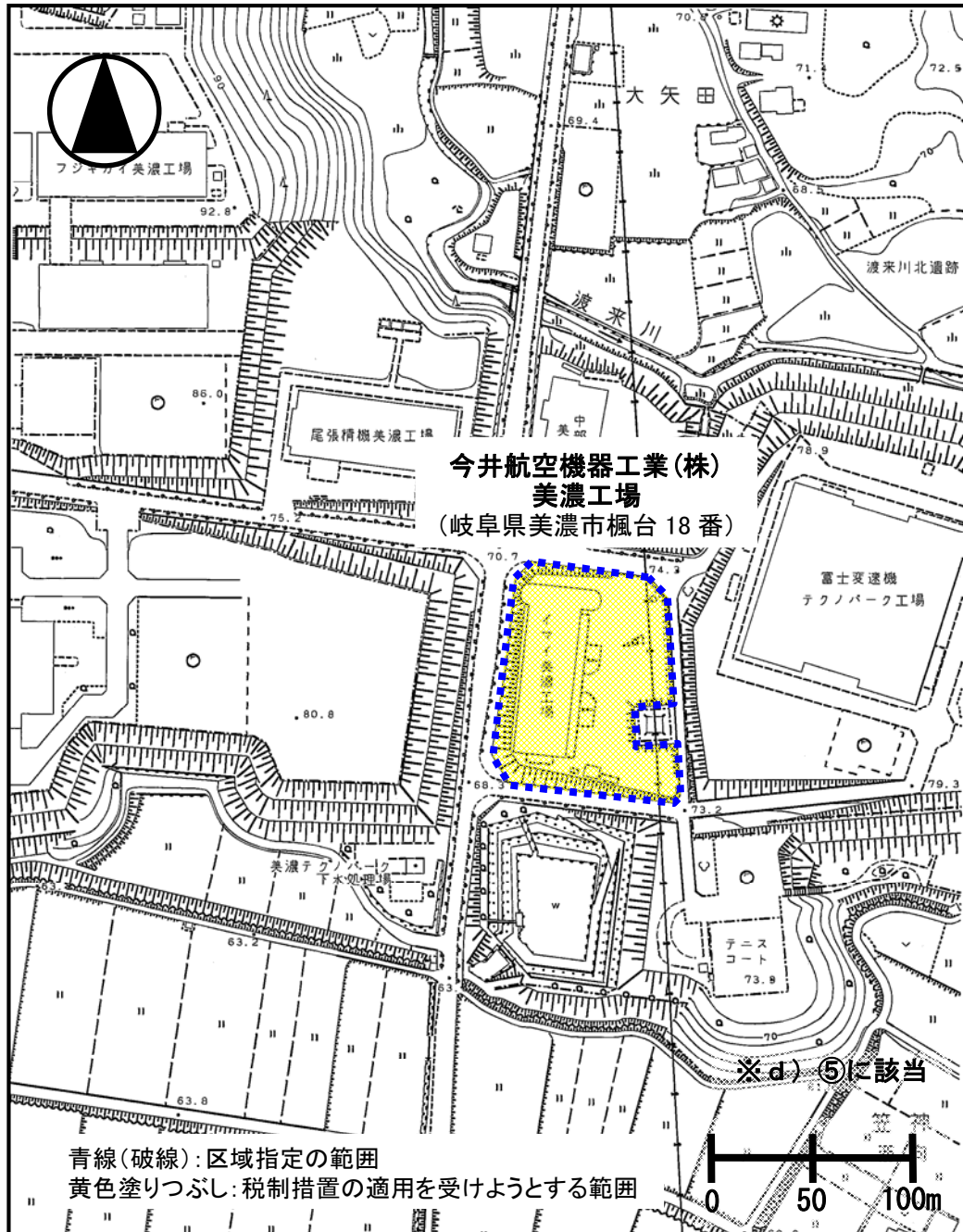


関市内地区（その3）



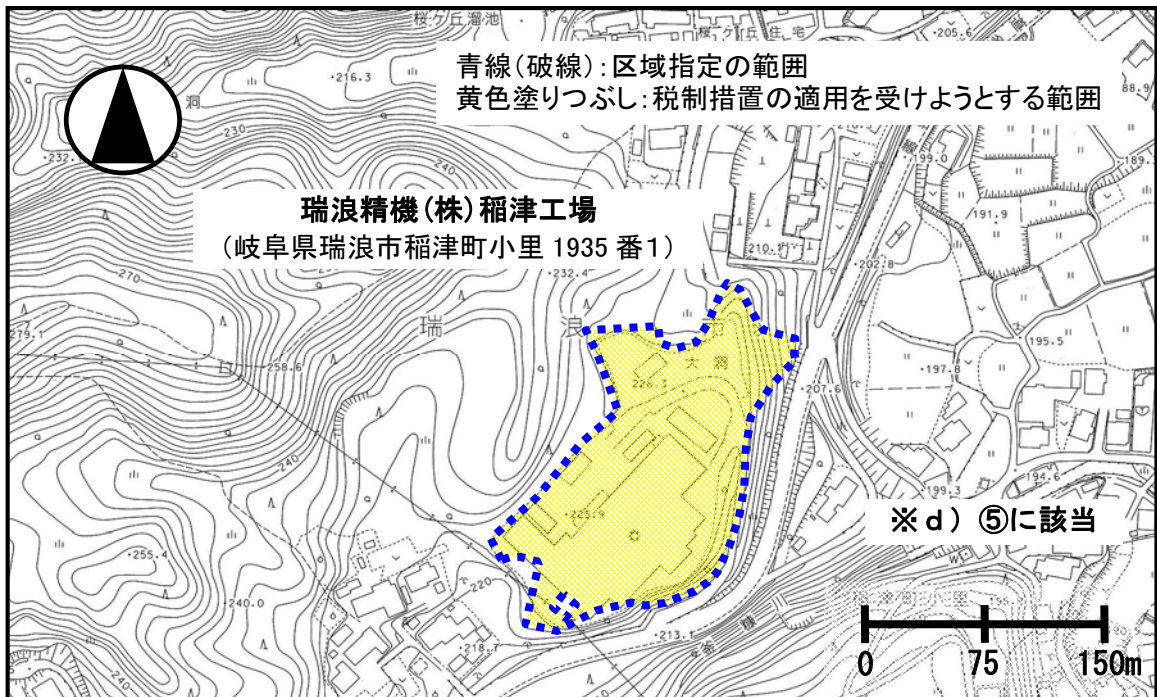
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その24）

美濃市内地区



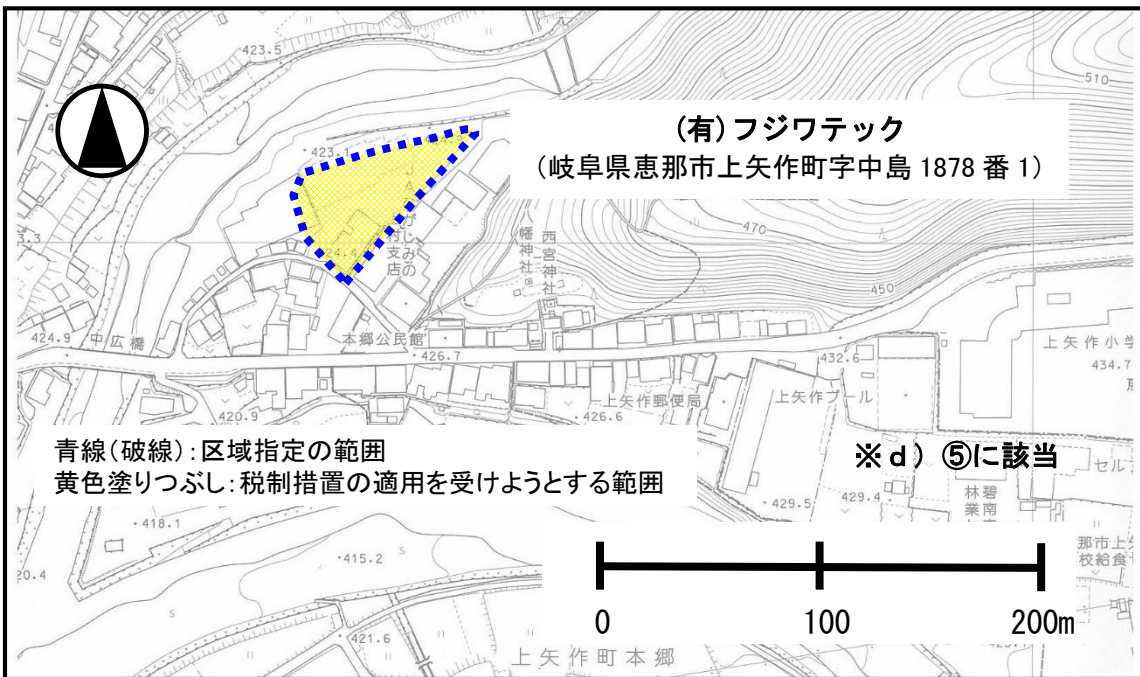
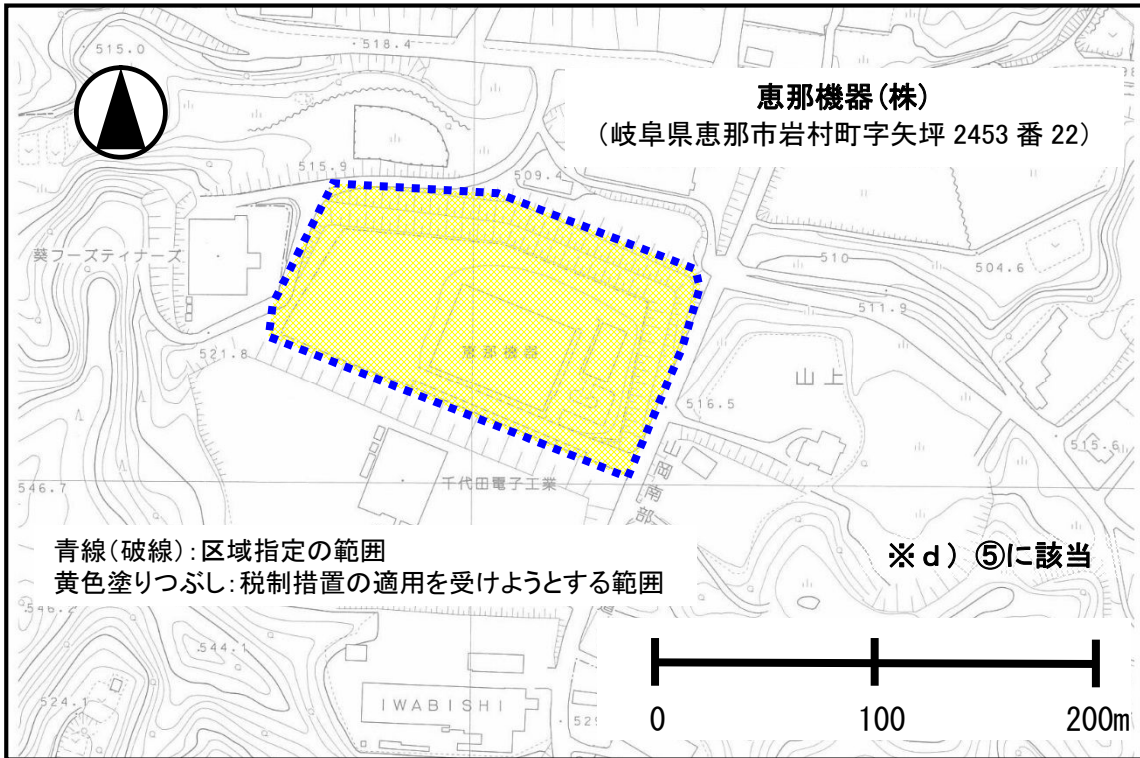
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その25）

瑞浪市内地区



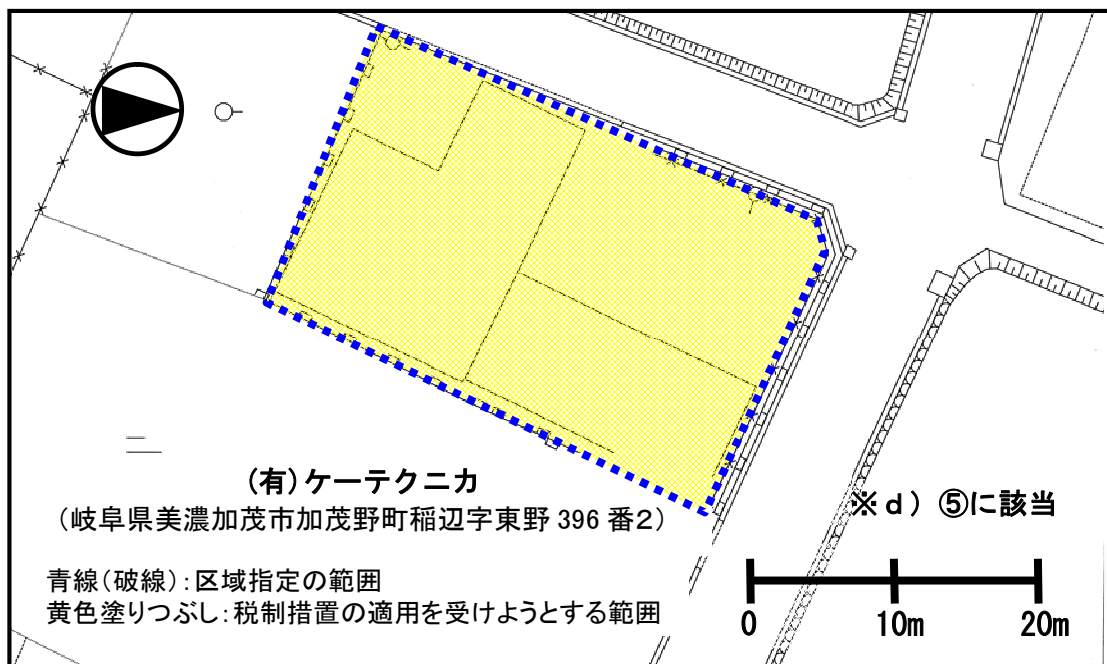
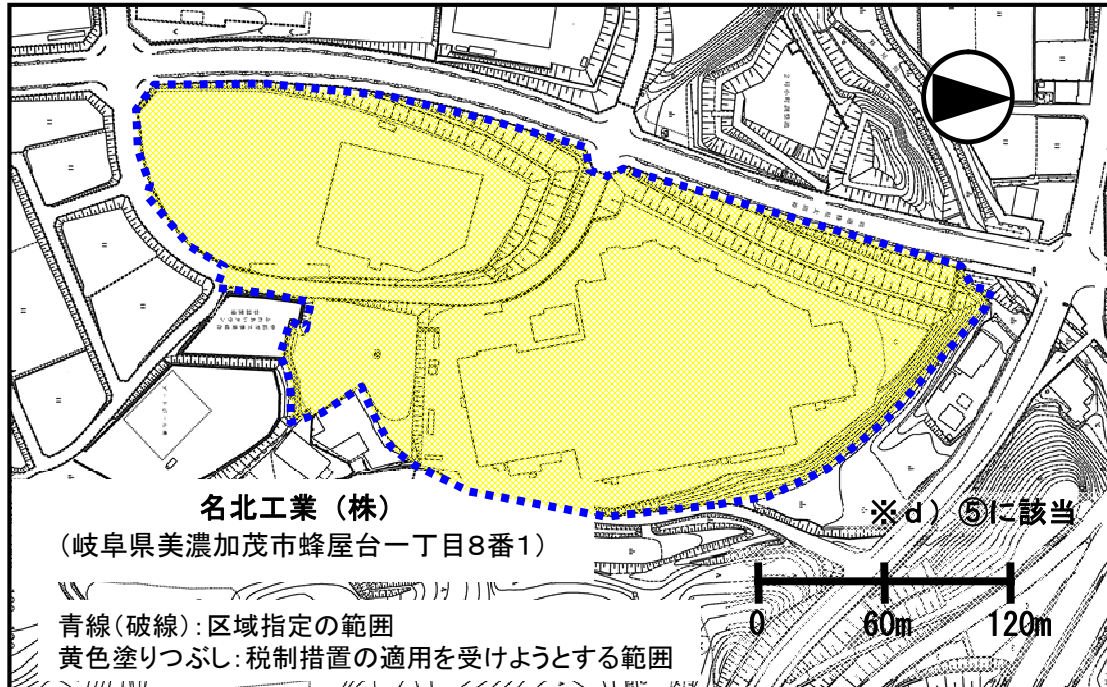
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その26）

恵那市内地区

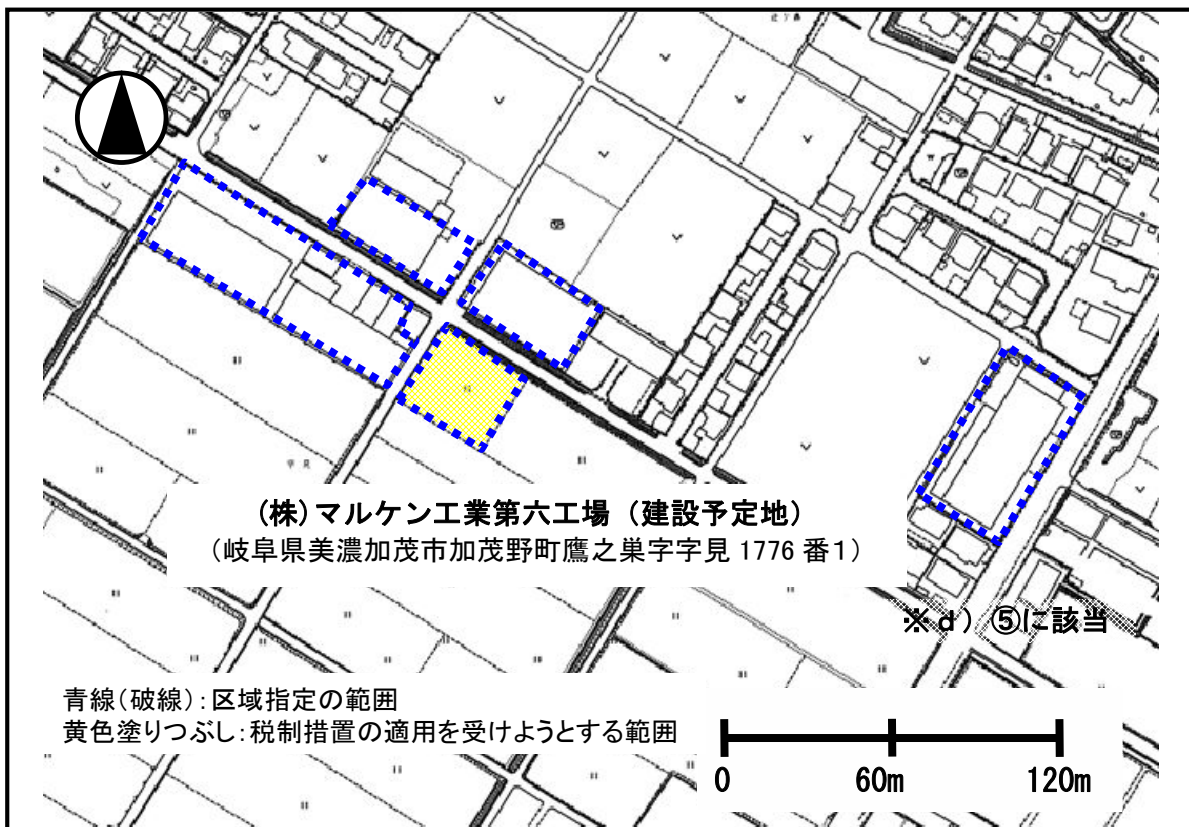
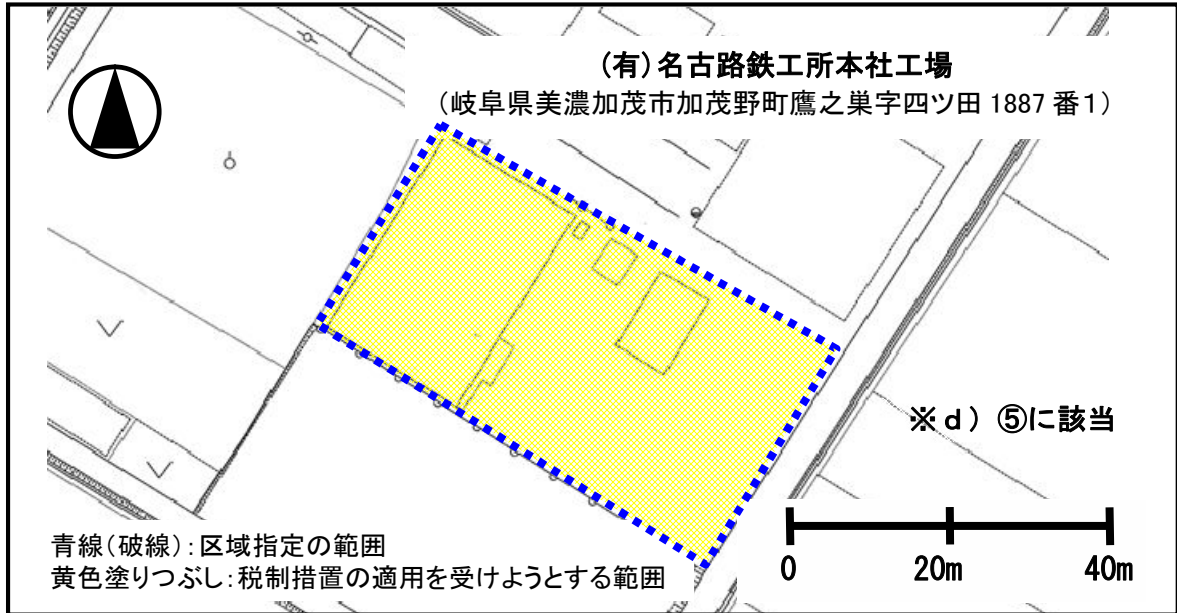


別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その27）

美濃加茂市内地区（その1）

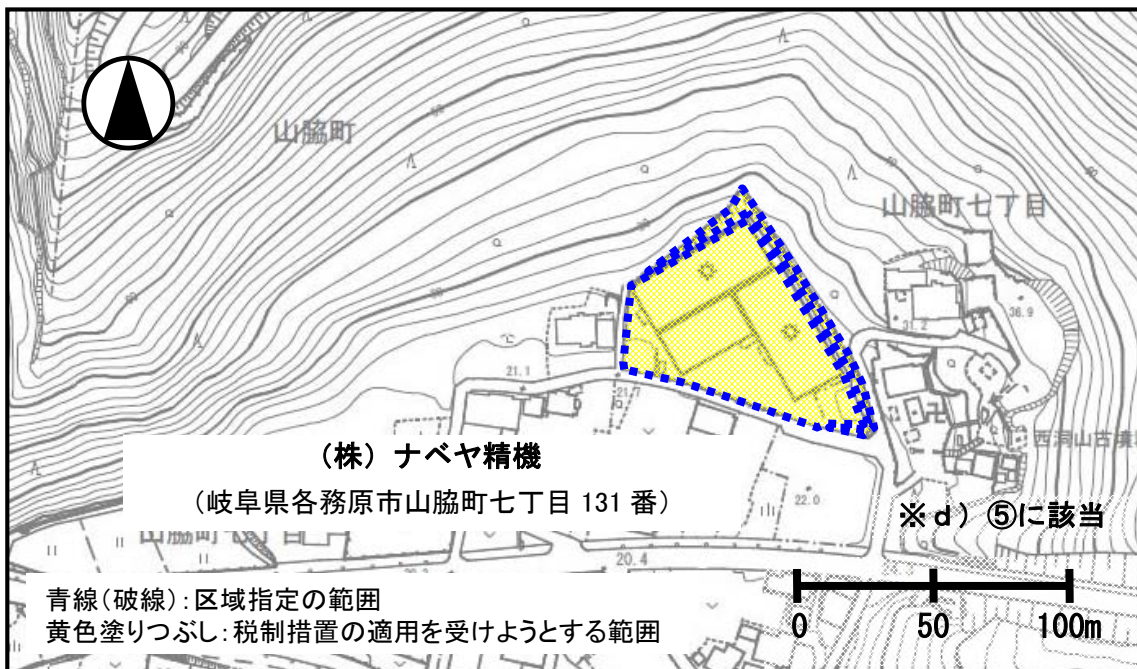
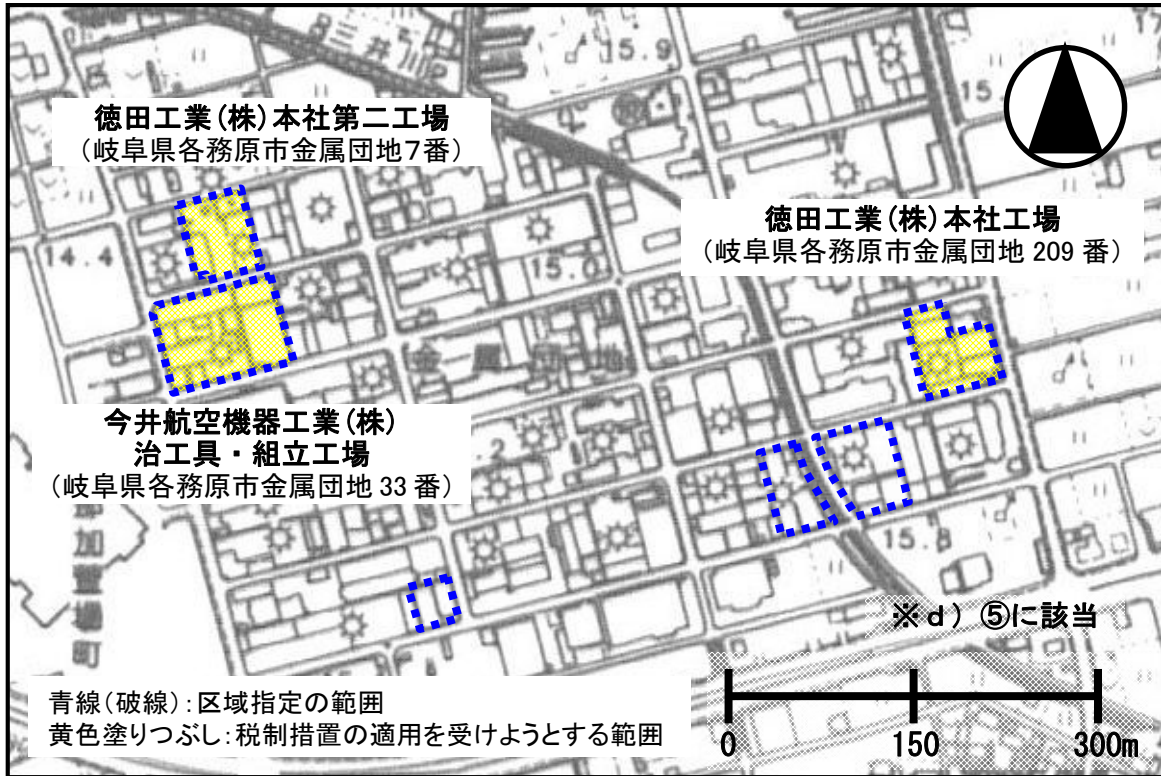


美濃加茂市内地区（その2）

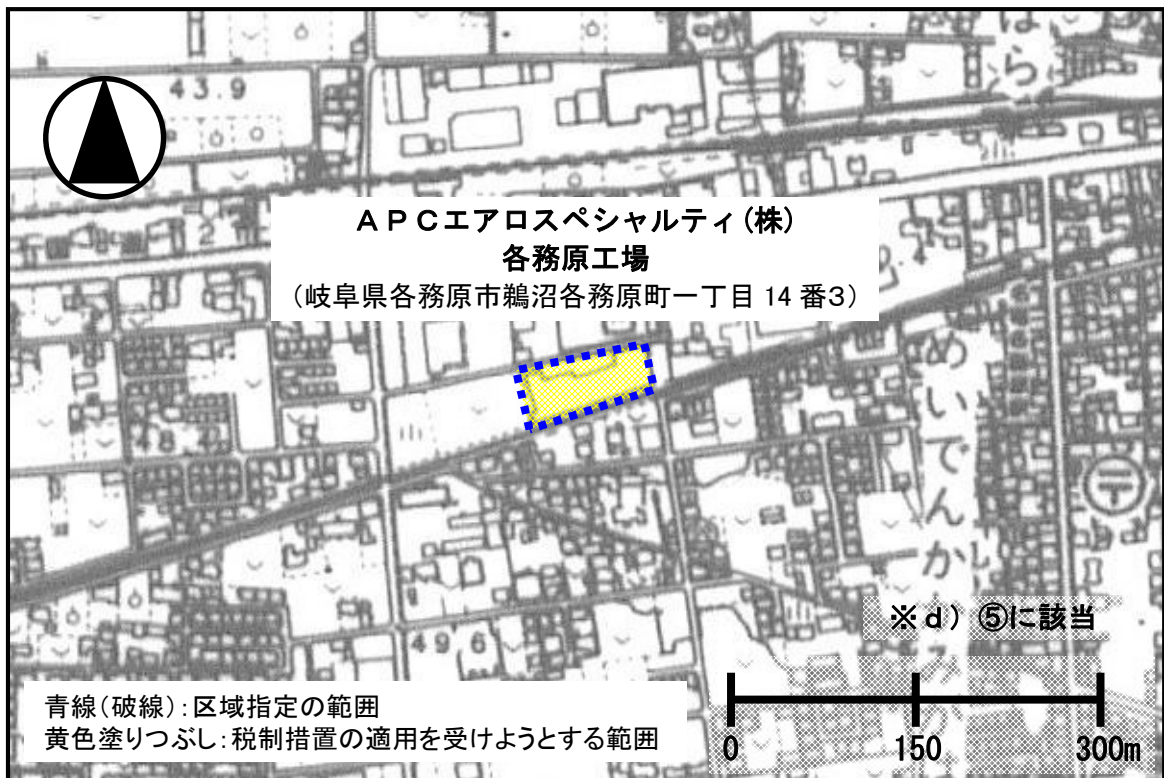
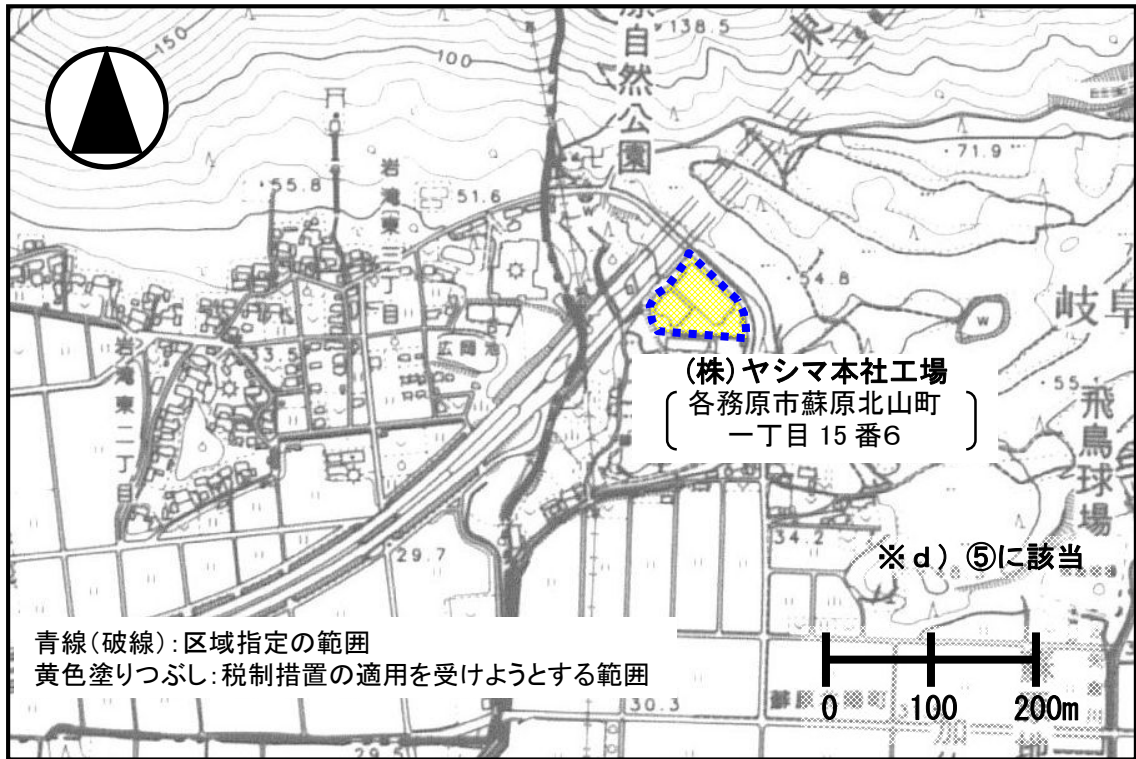


別添地図（別紙 1 - 2 【1 / 3】 関係）（その 28）

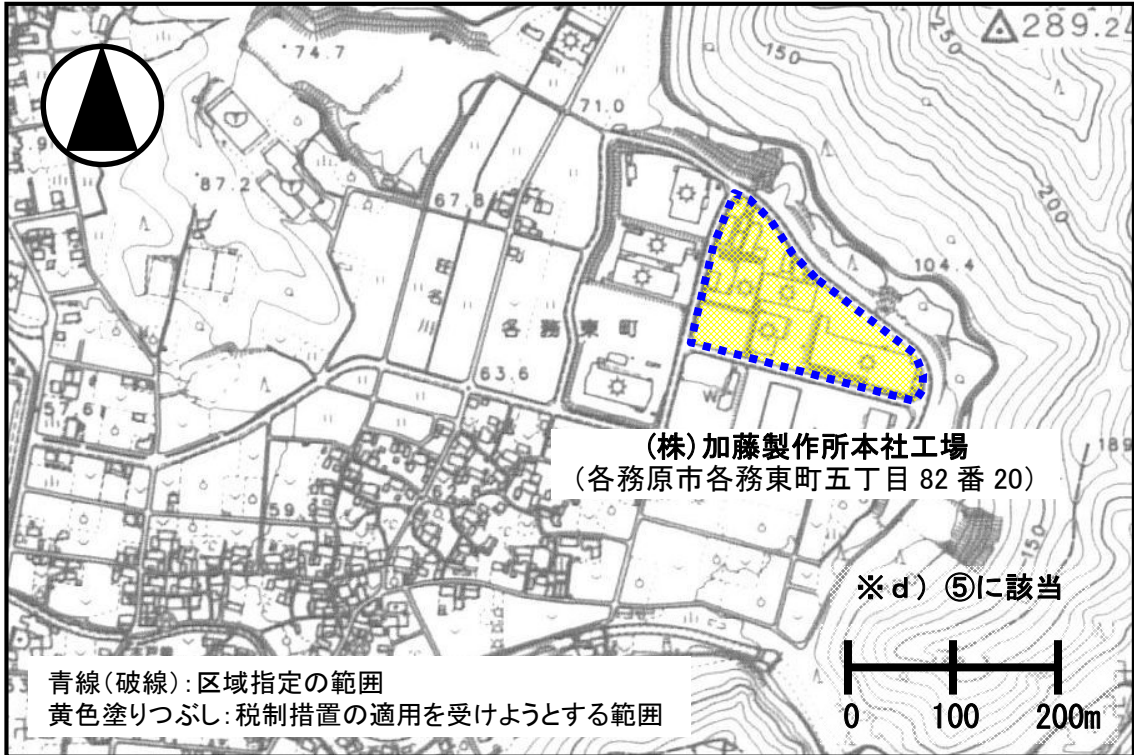
各務原市内地区（その 1）



各務原市内地区（その2）

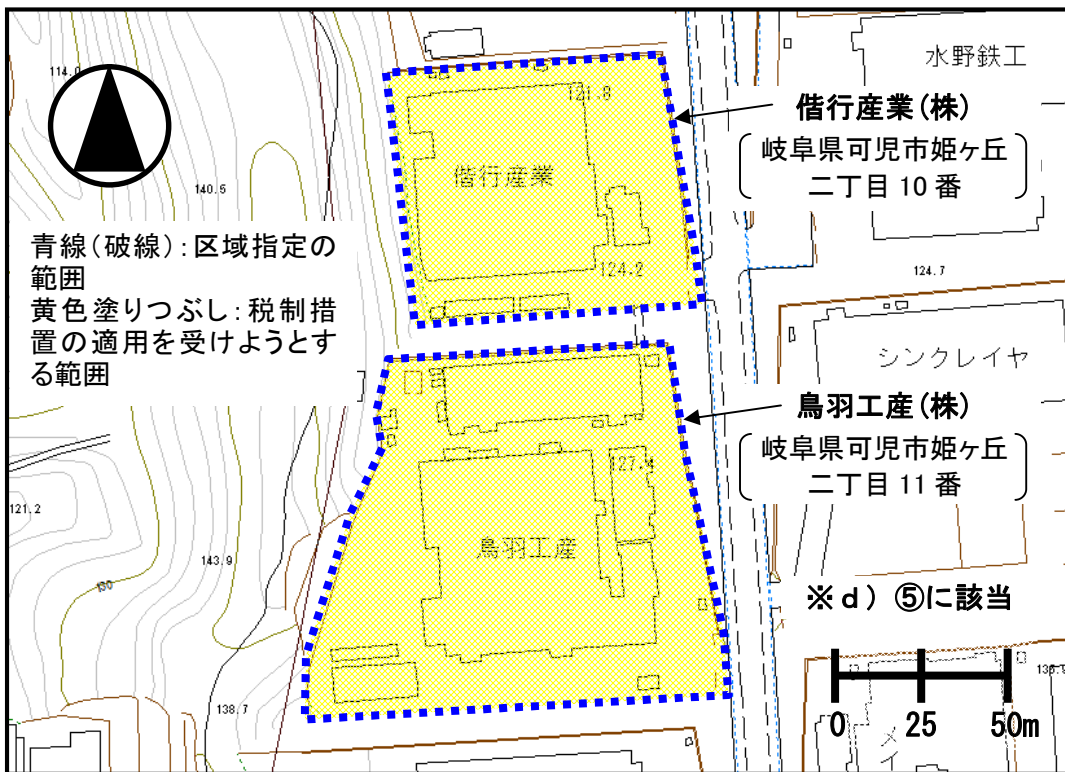
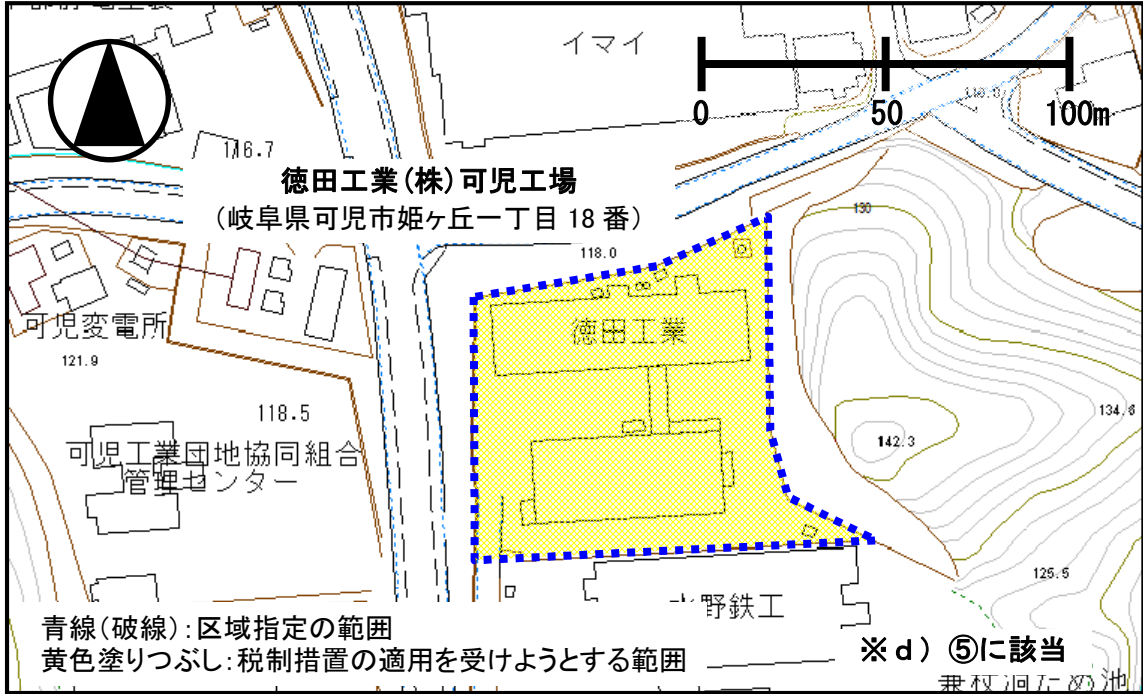


各務原市内地区（その3）



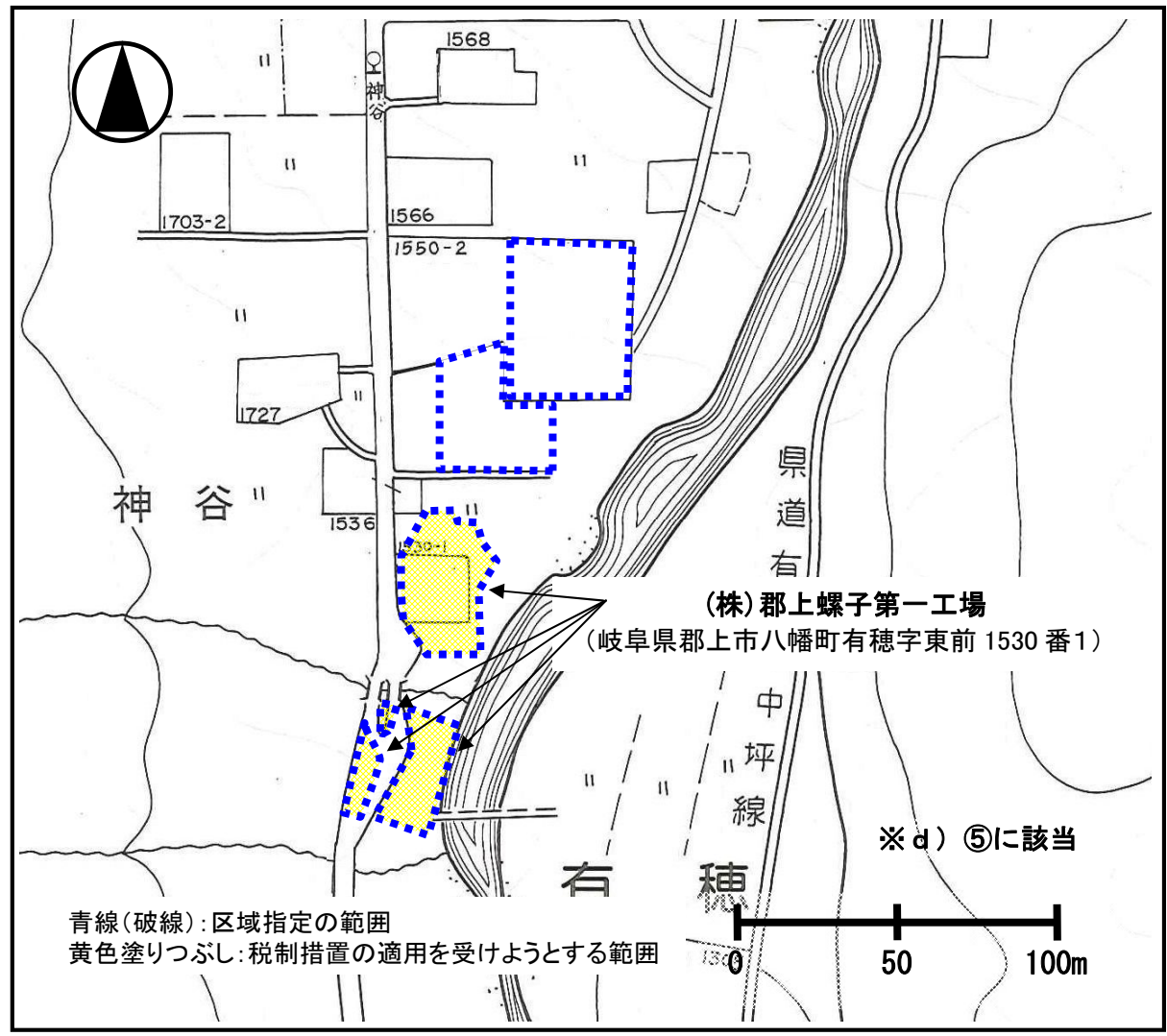
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その29）

可児市内地区



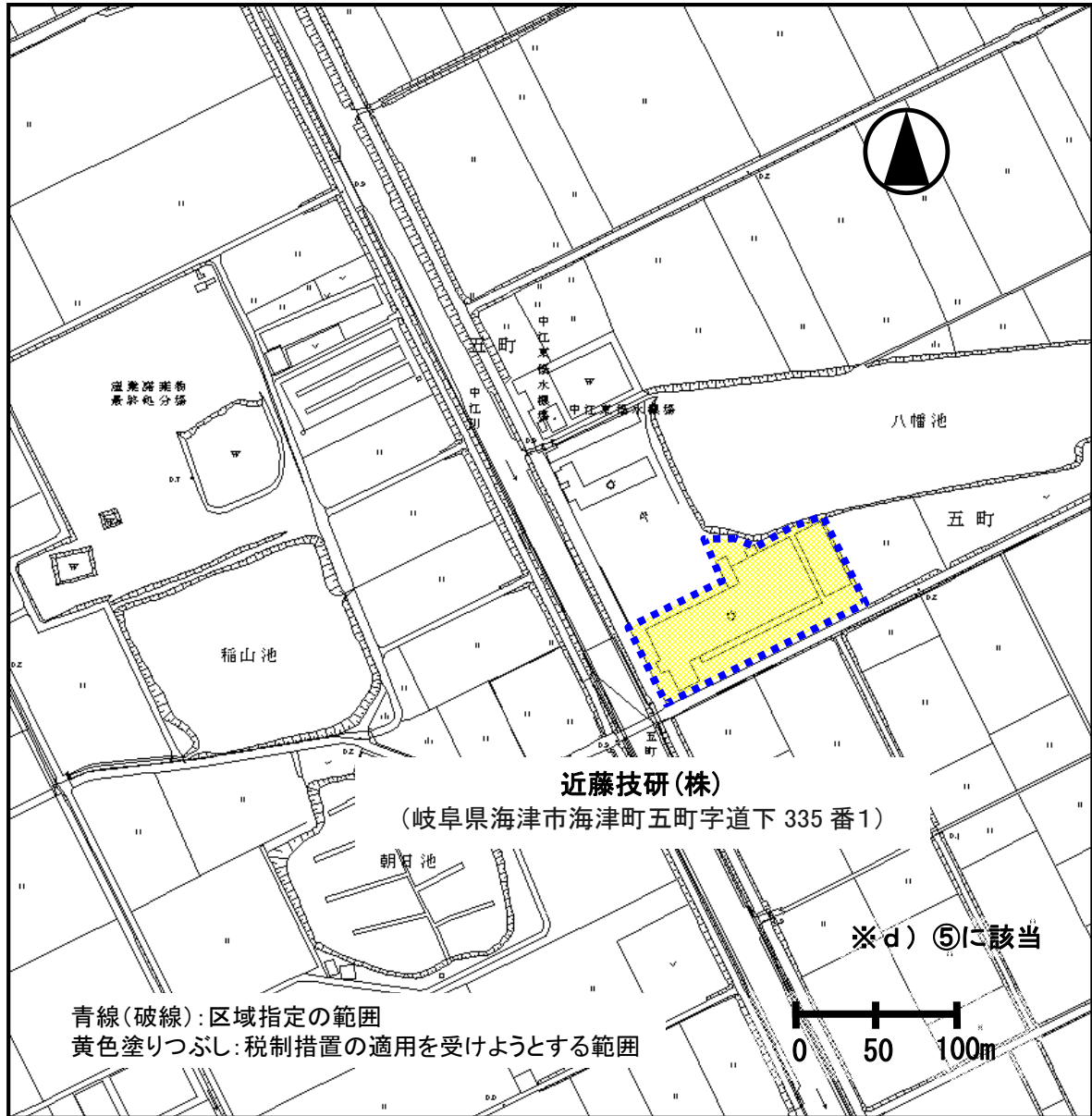
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その30）

郡上市内地区



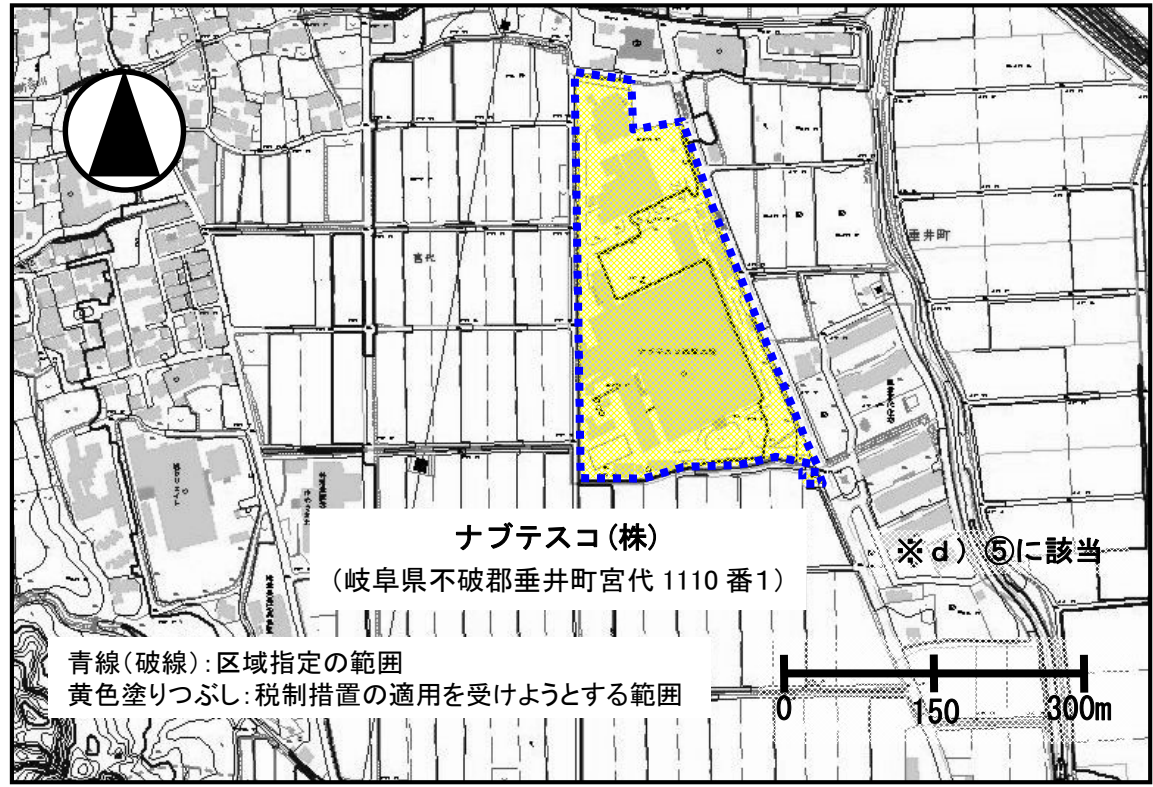
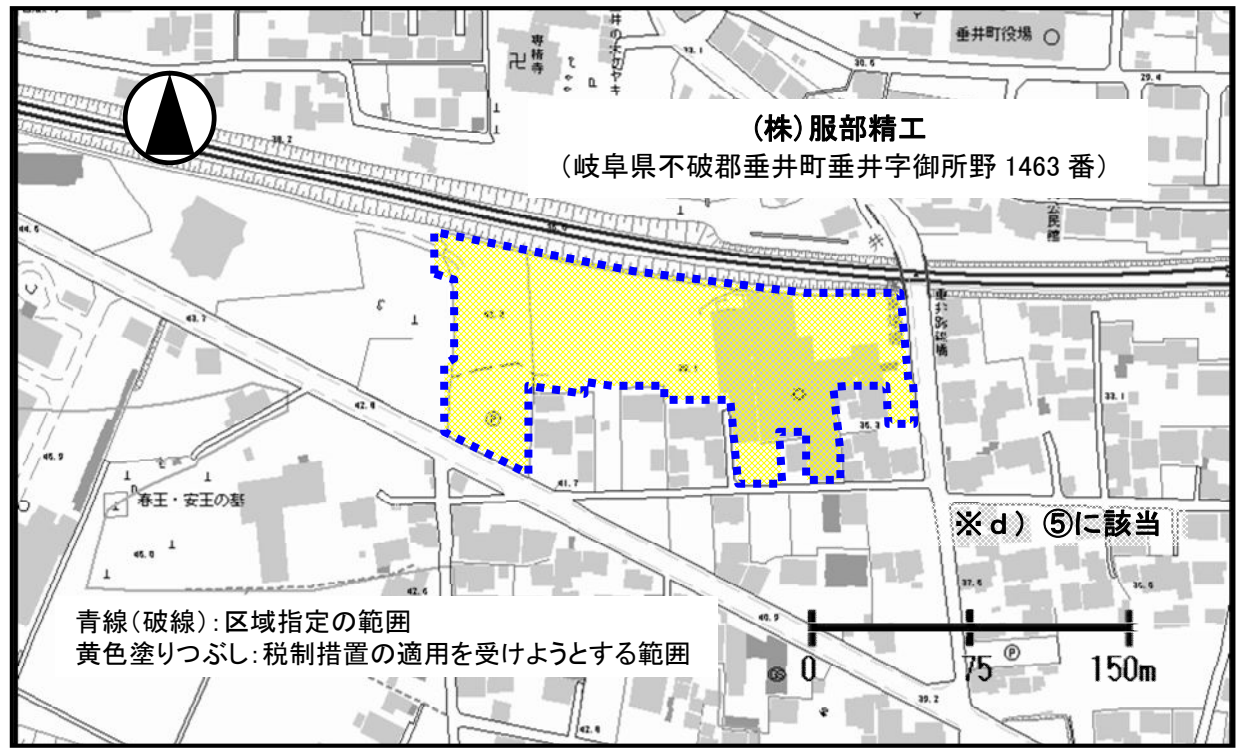
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その31）

海津市内地区



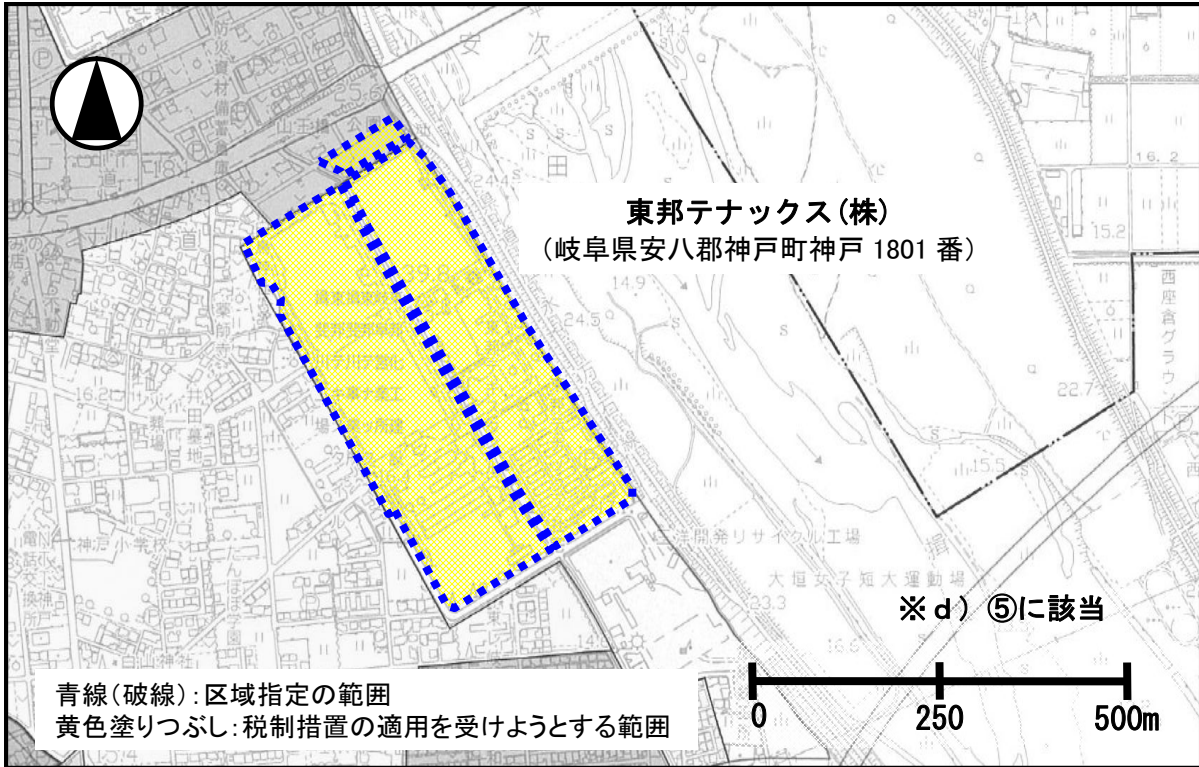
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その33）

垂井町内地区



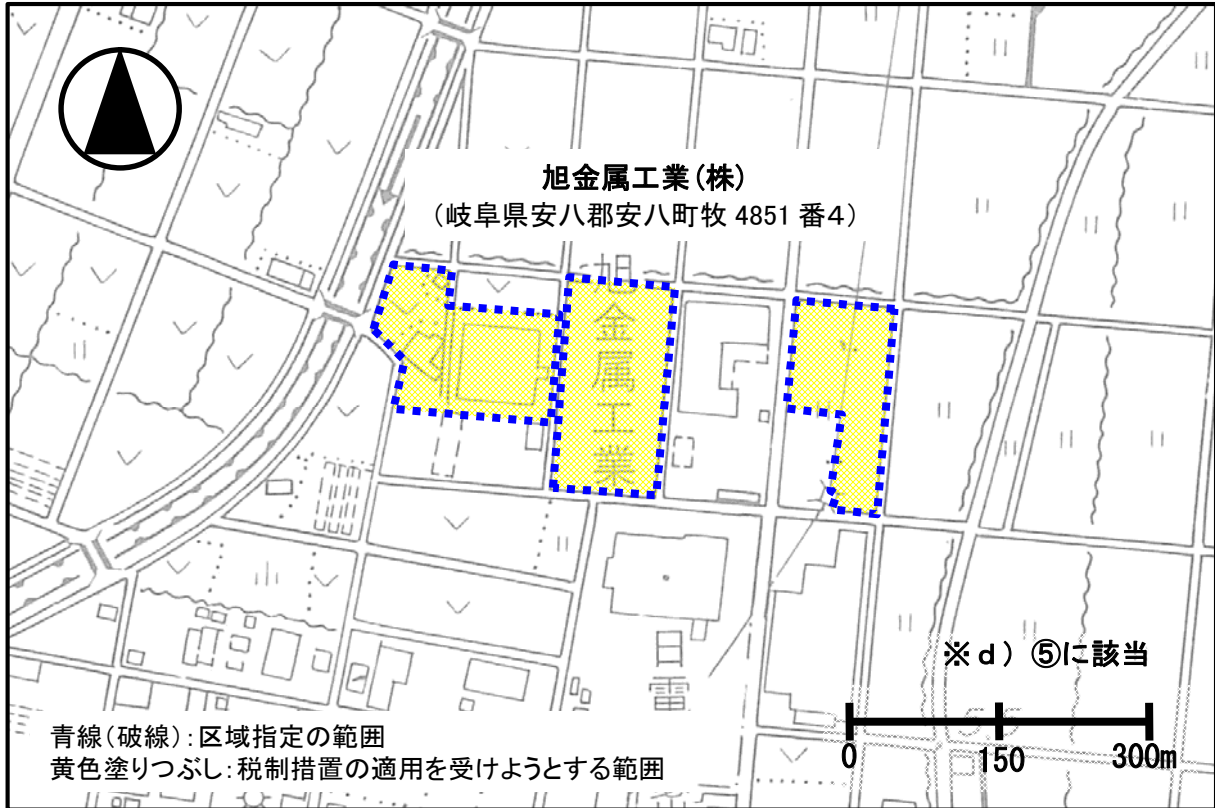
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その34）

神戸町内地区



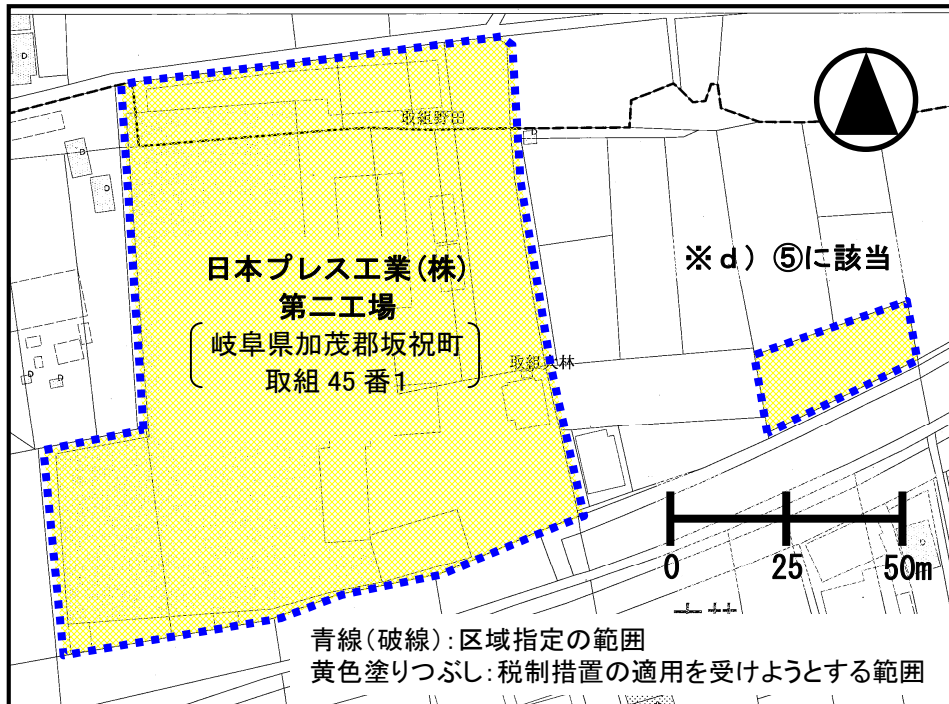
別添地図（別紙 1 - 2 【1 / 3】 関係）（その 35）

安八町内地区



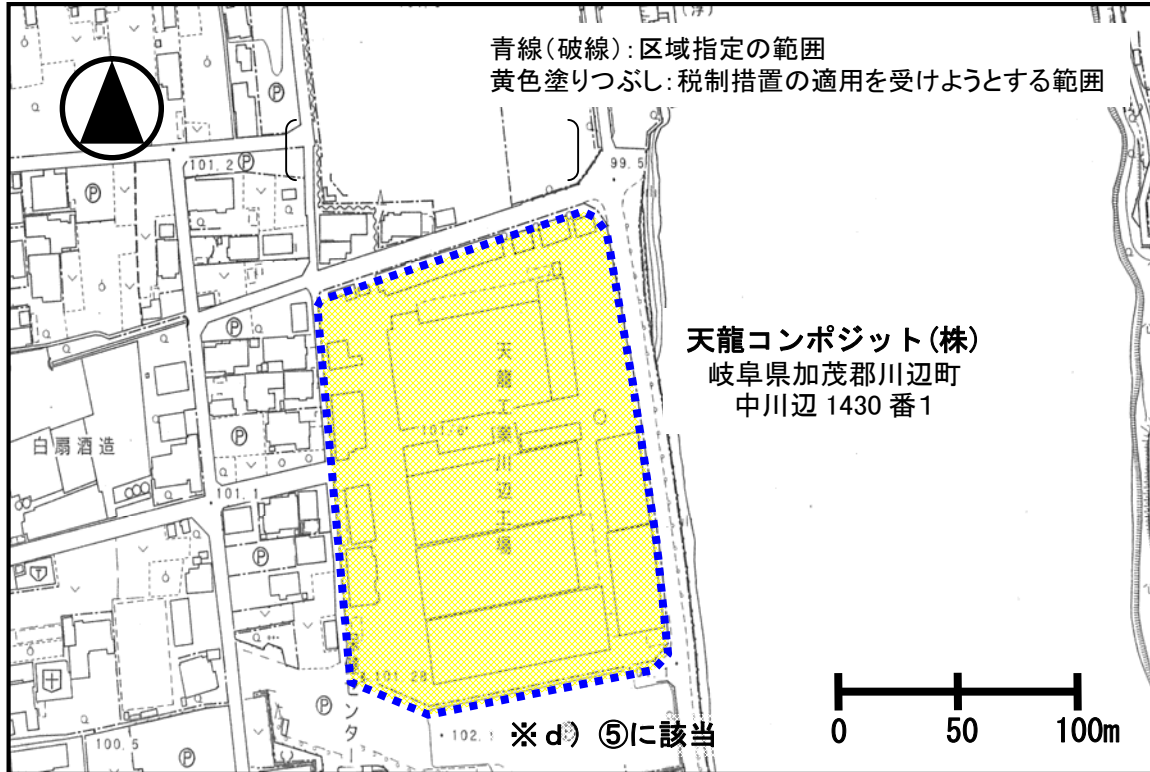
別添地図（別紙 1 - 2 【 1 / 3 】 関係）（その 36）

坂祝町内地区



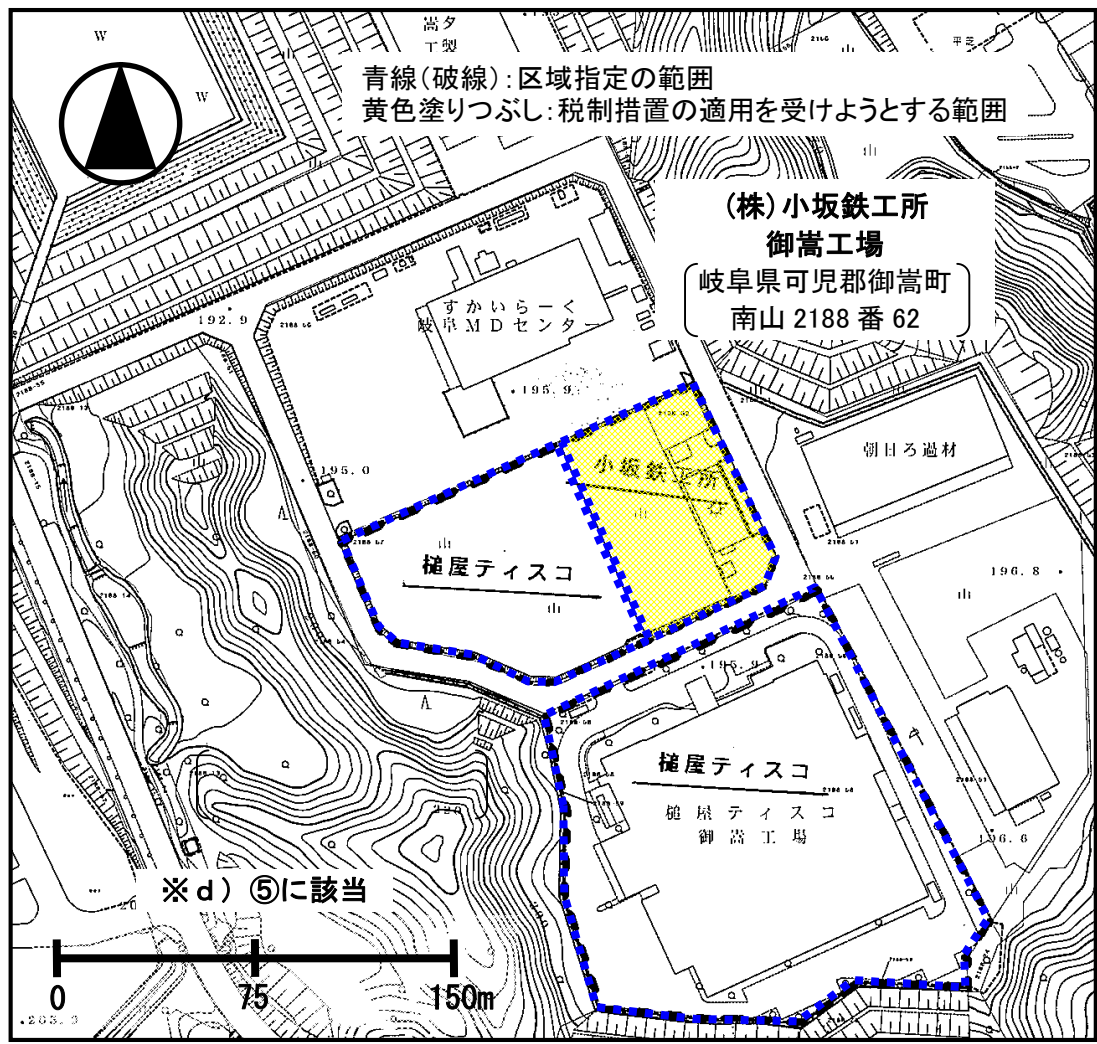
別添地図（別紙 1 - 2 【1 / 3】 関係）（その 37）

川辺町内地区



別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その38）

御嵩町内地区



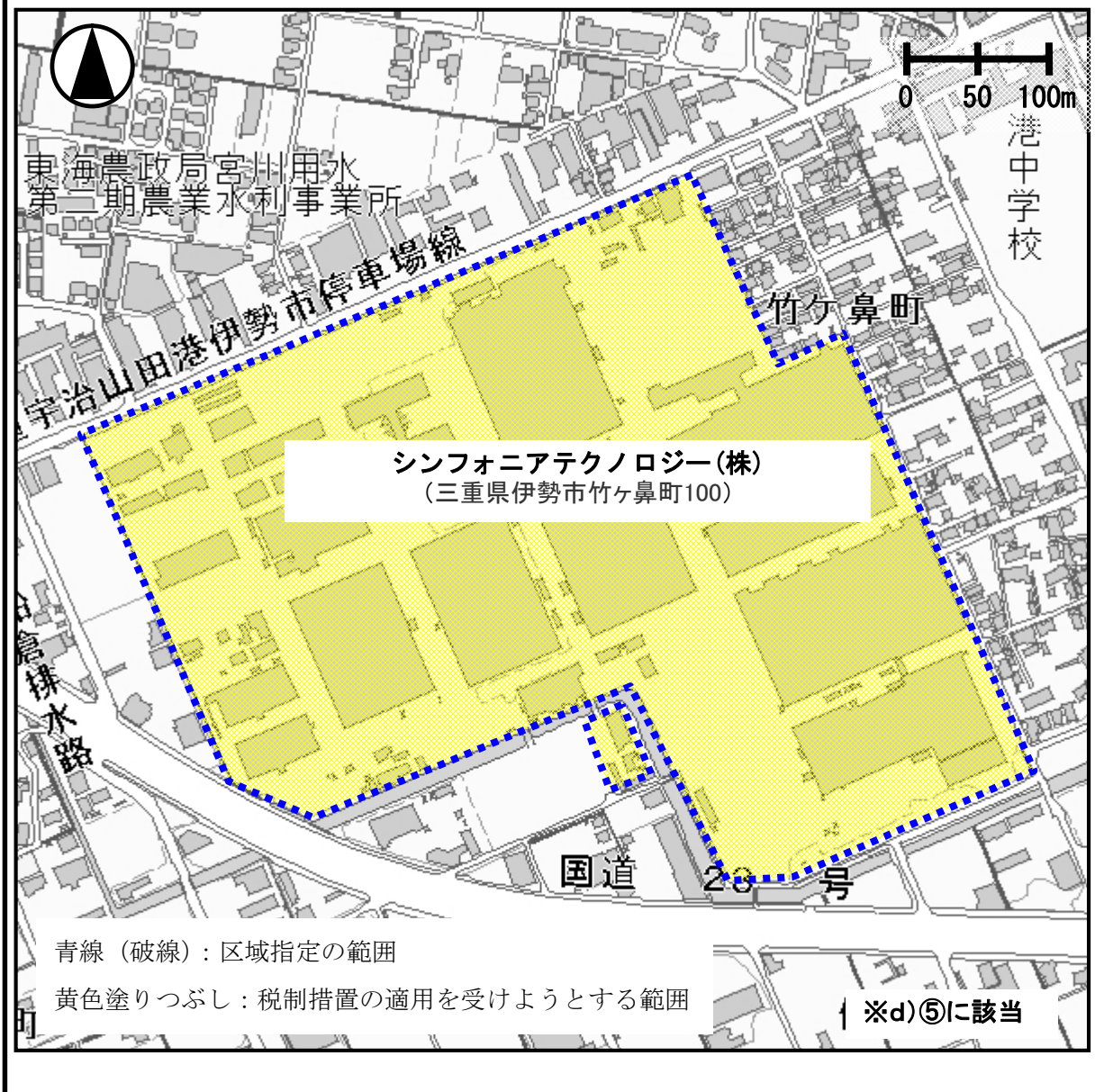
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その39）

津市内地区



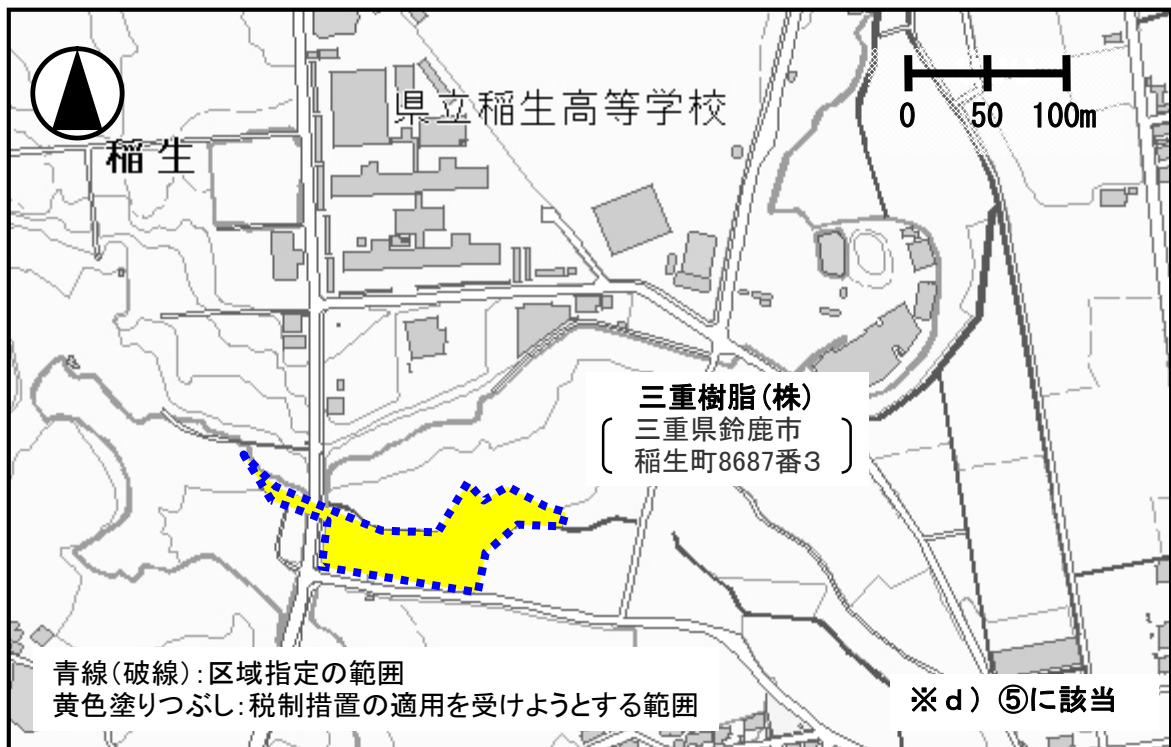
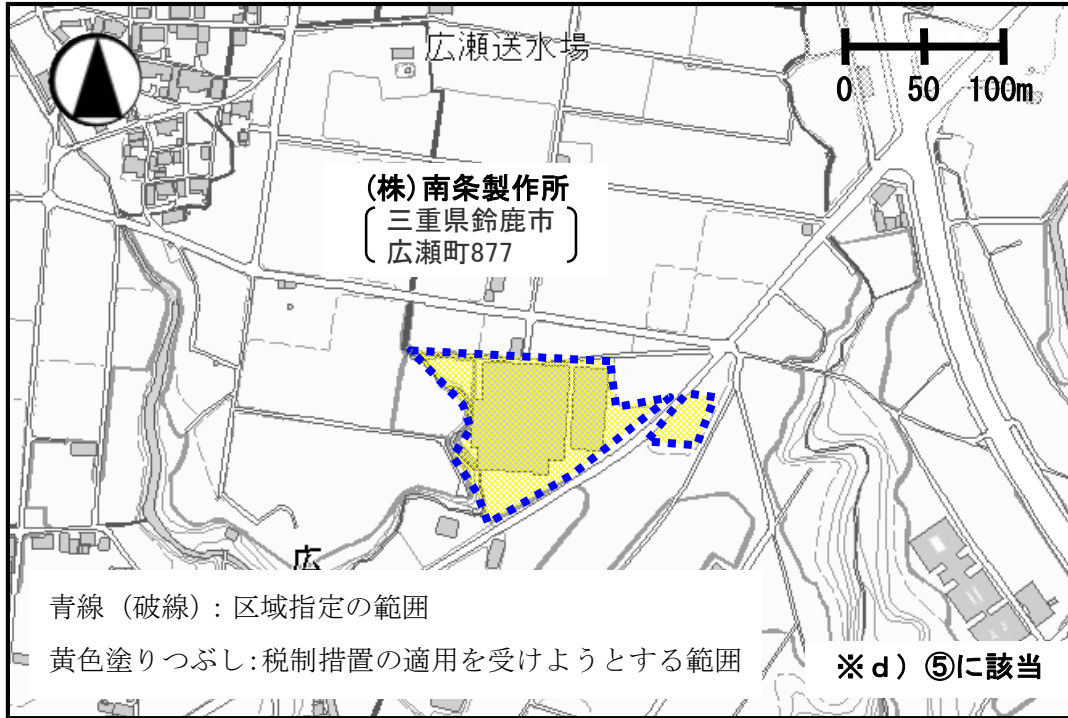
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その40）

伊勢市内地区

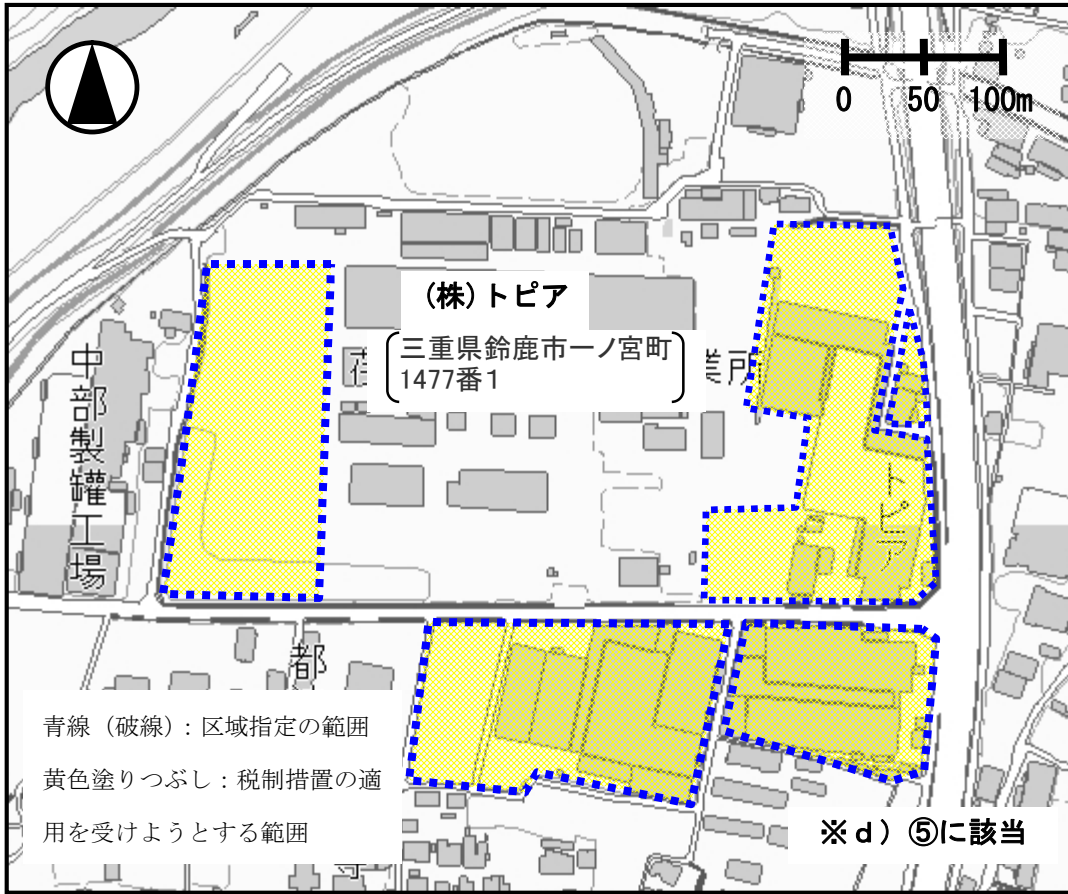


別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その41）

鈴鹿市内地区（その1）

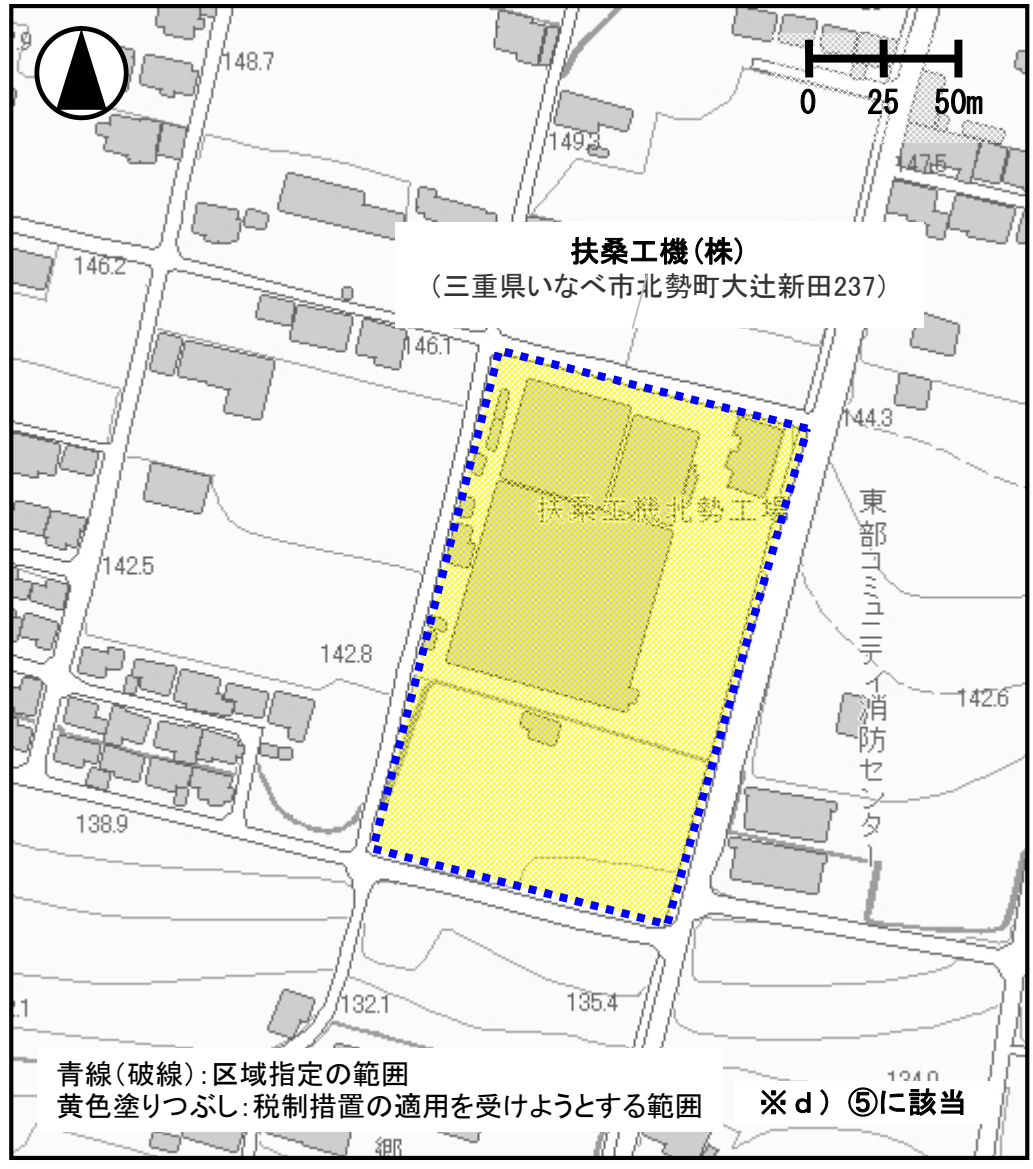


鈴鹿市内地区（その2）



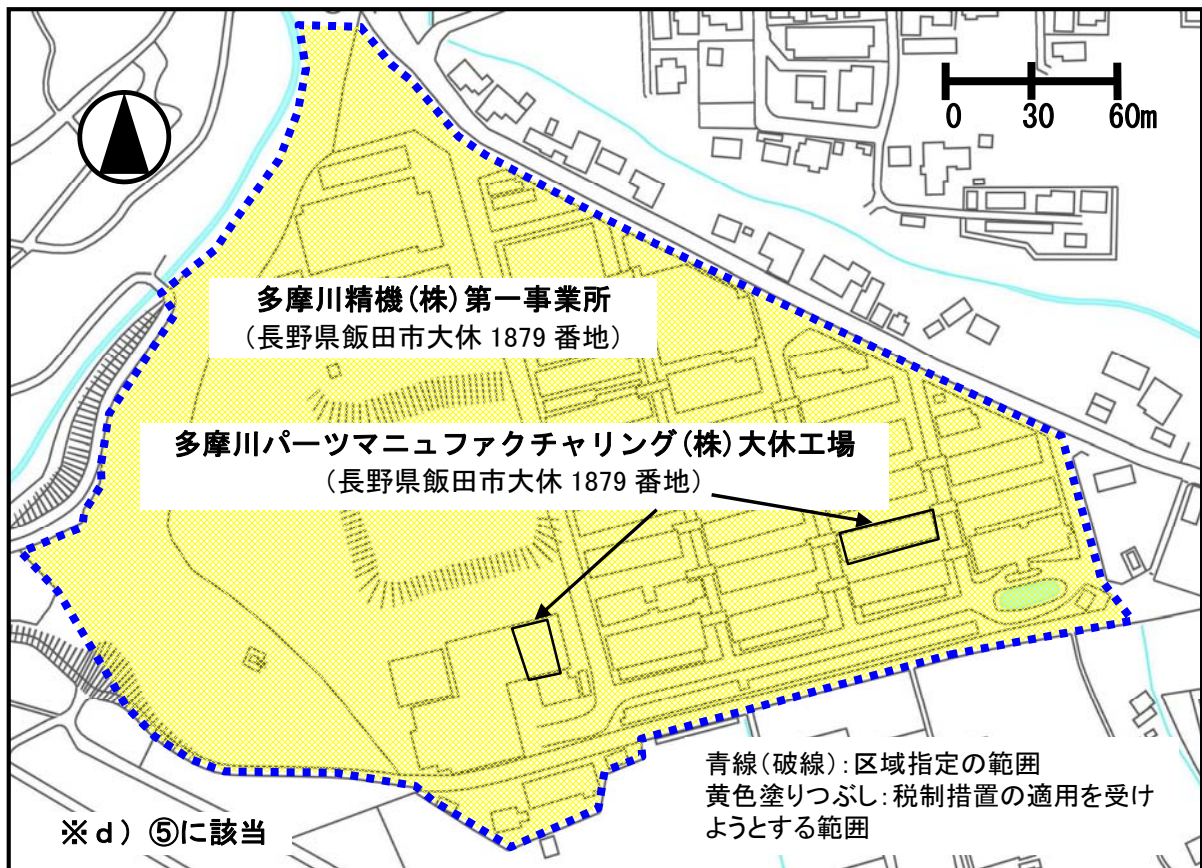
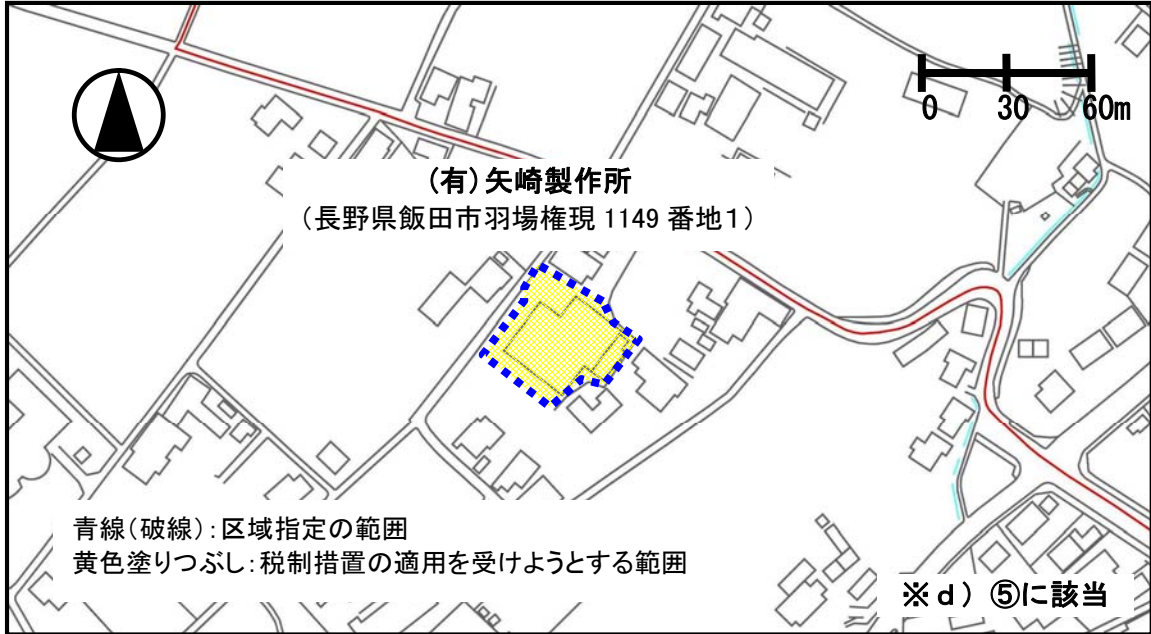
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その42）

いなべ市内地区

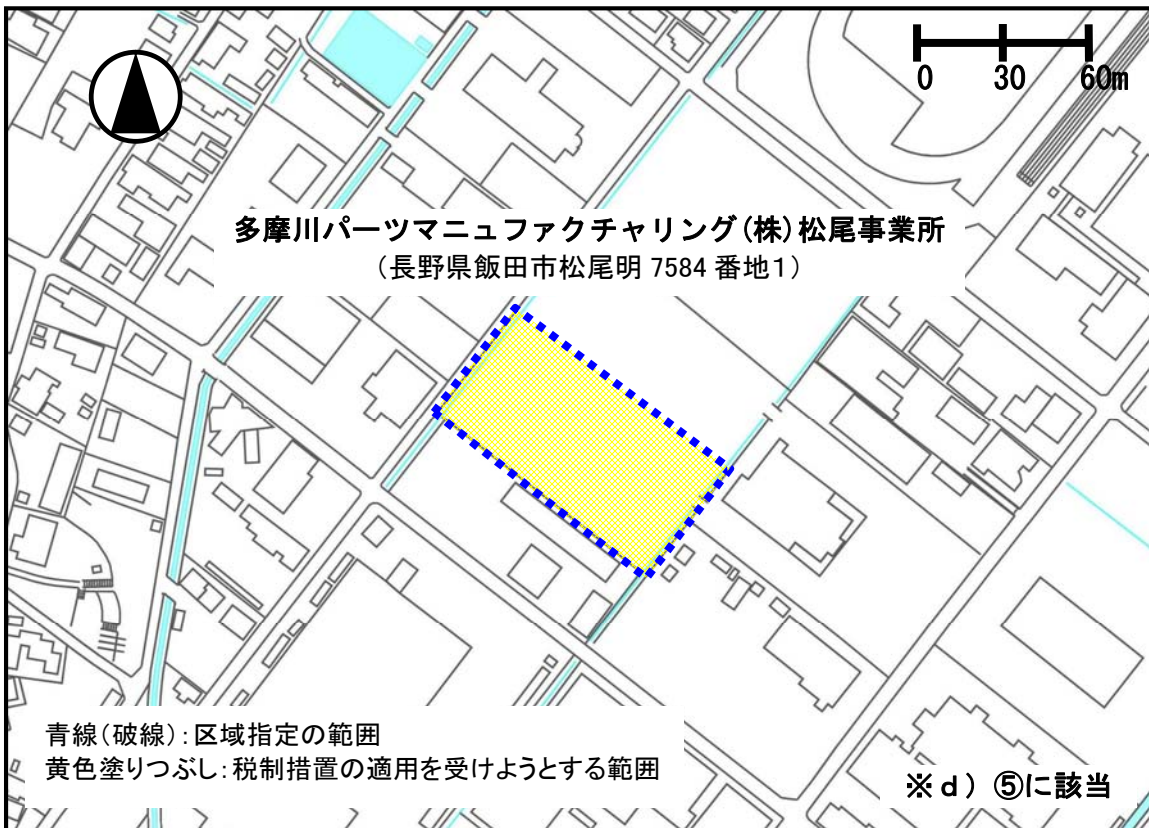
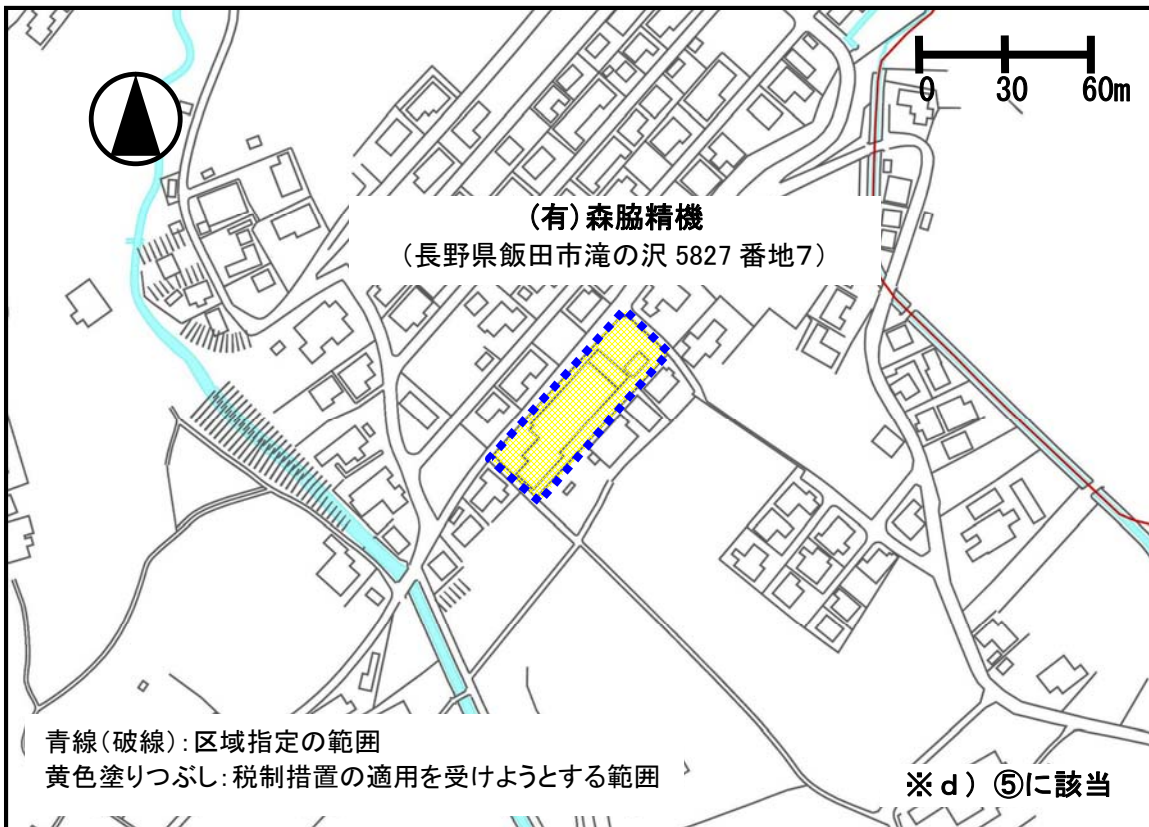


別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その43）

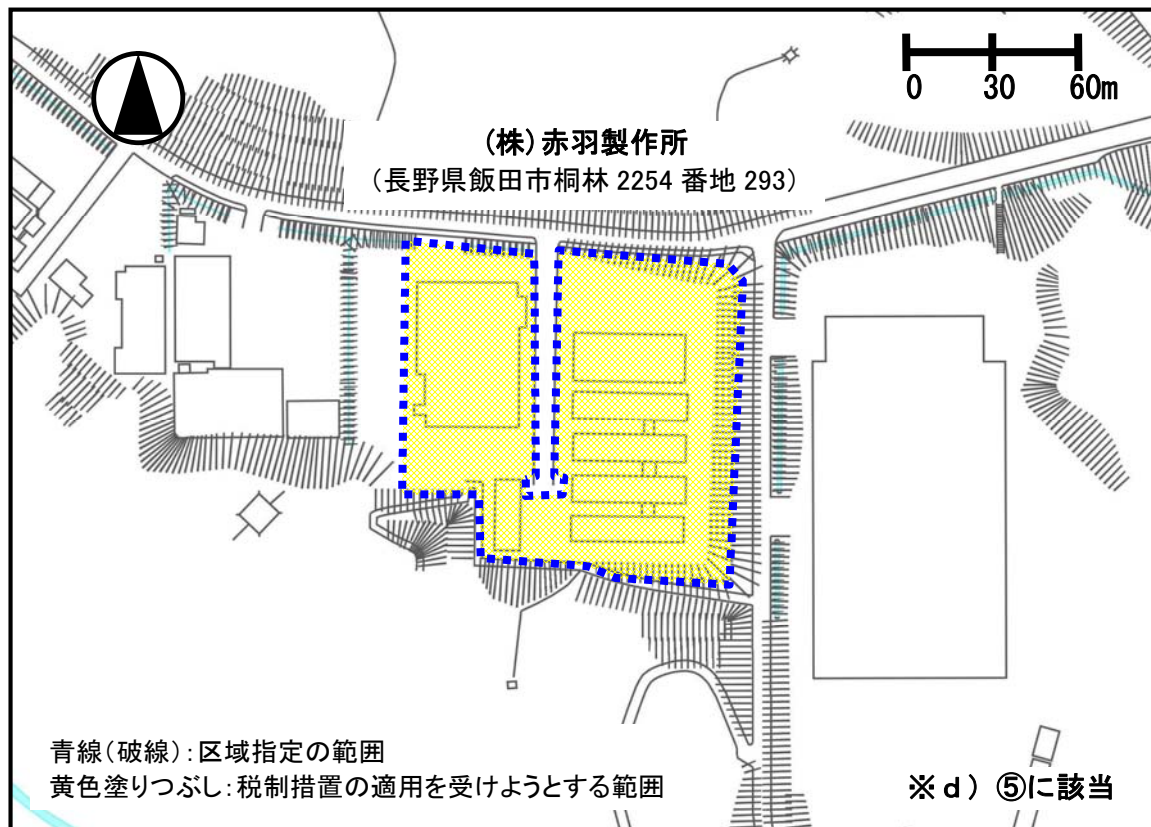
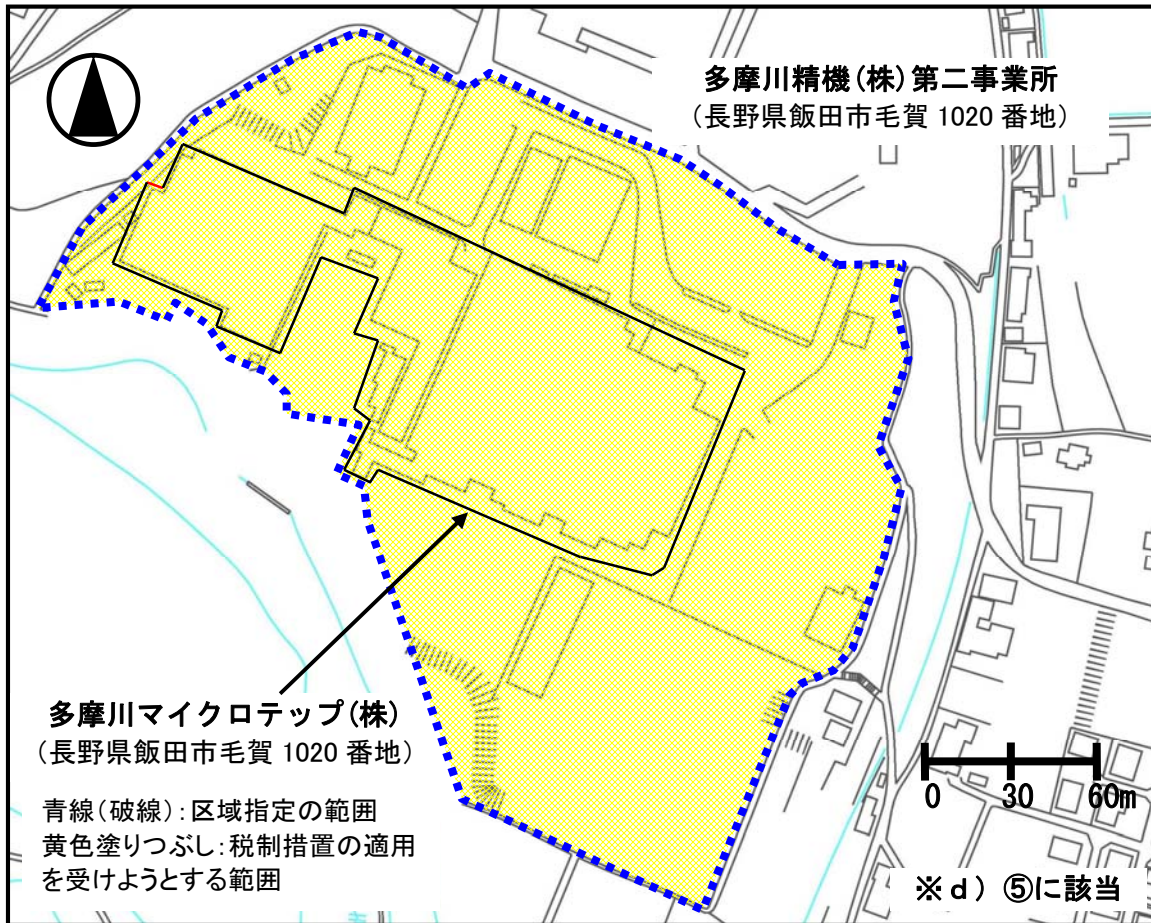
飯田市内地区（その1）



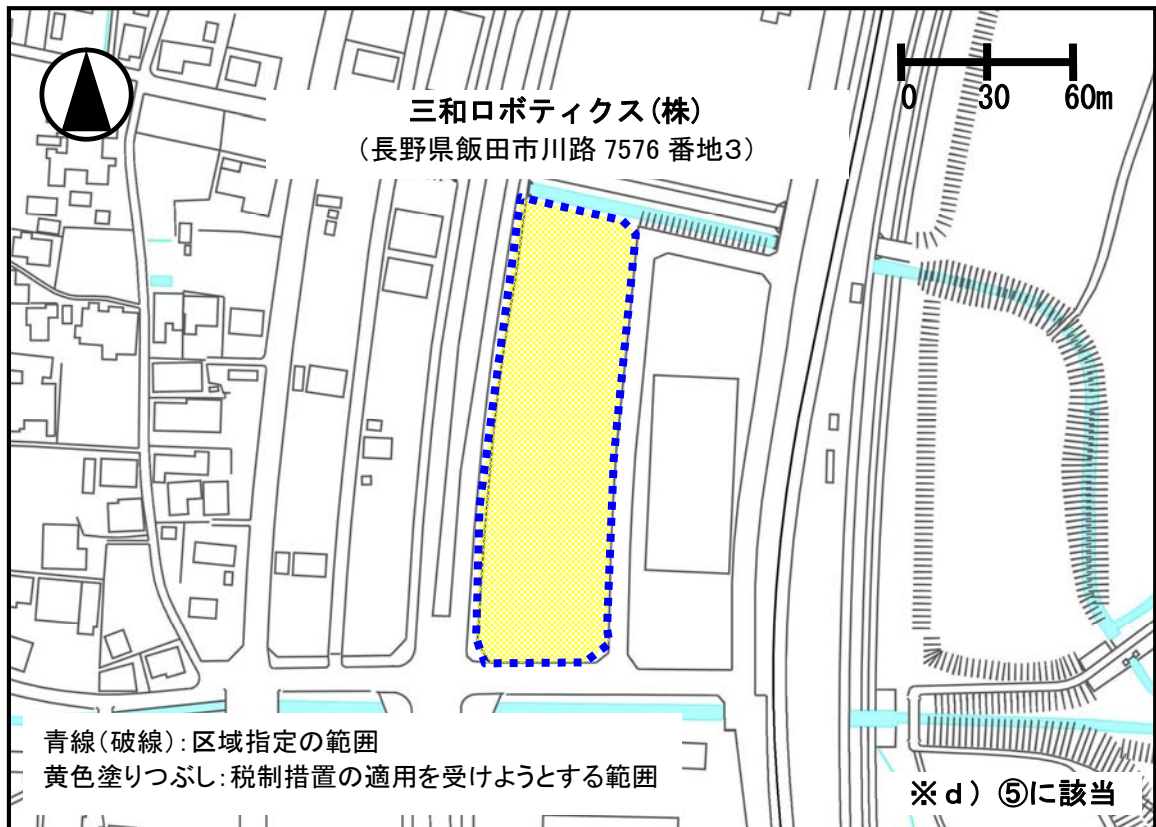
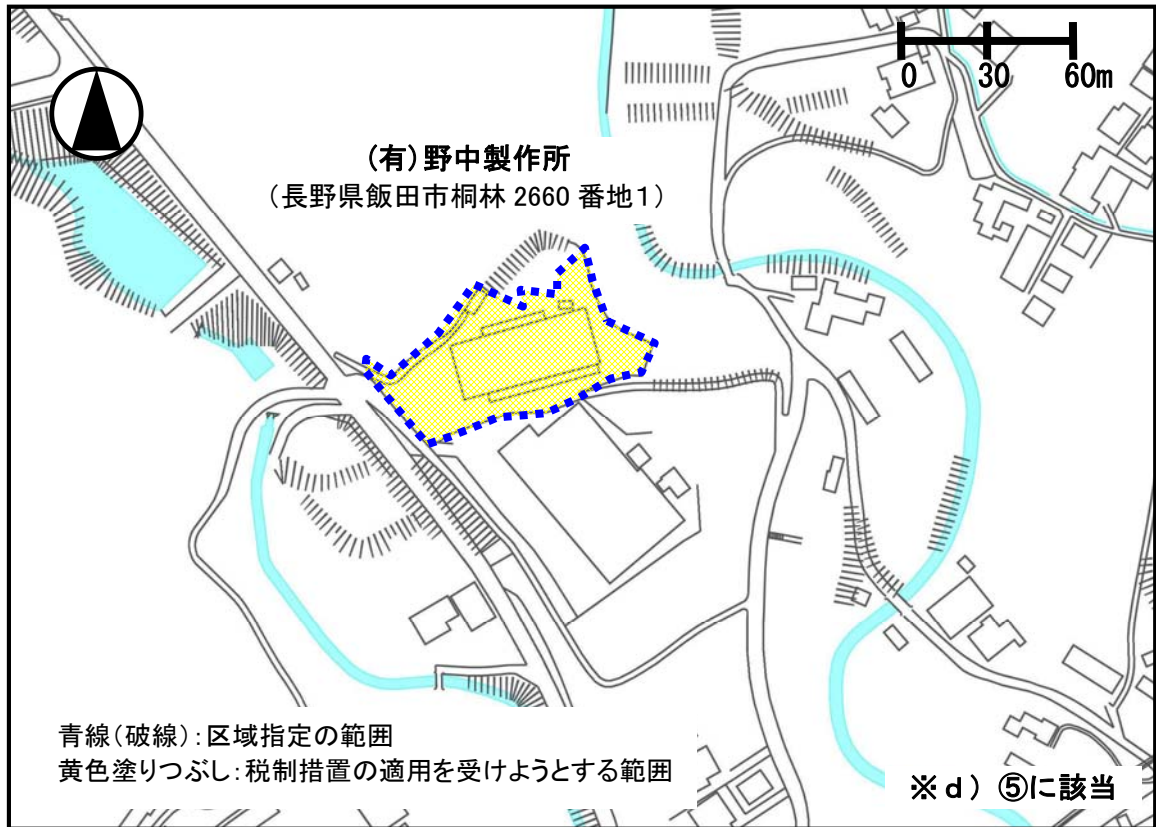
飯田市内地区（その2）



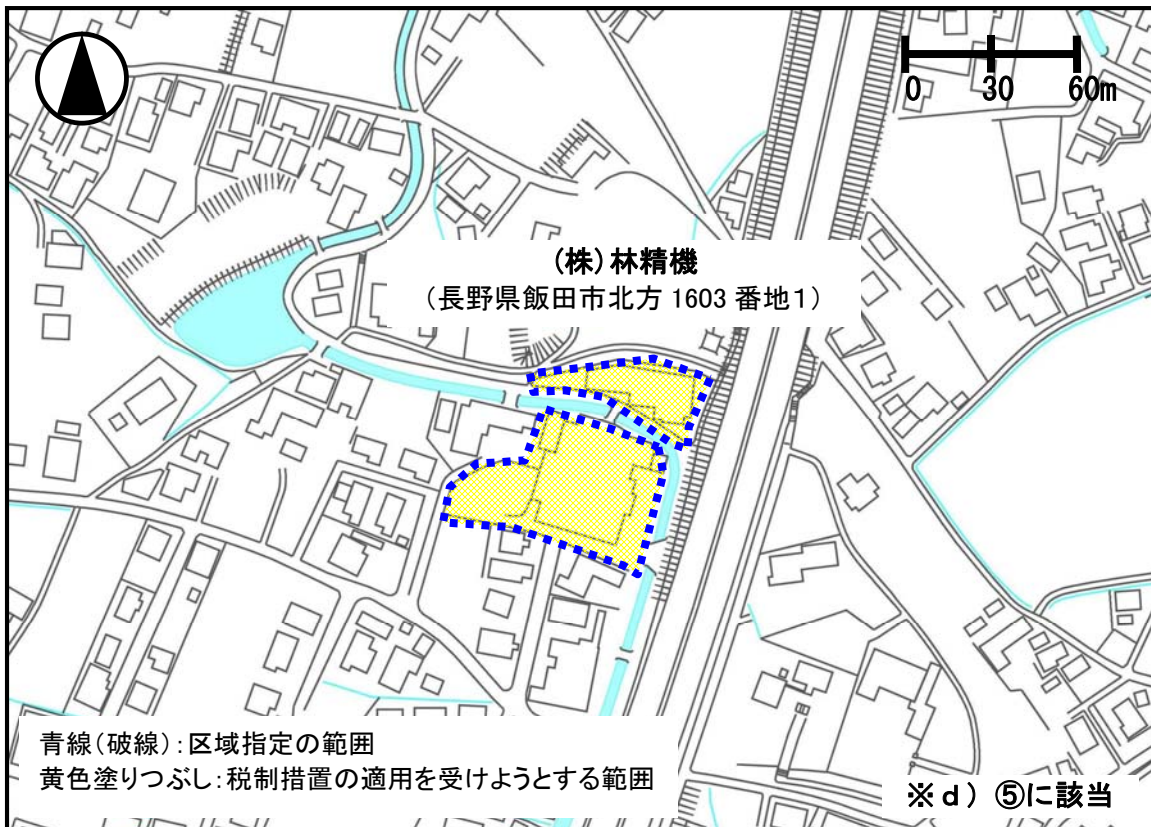
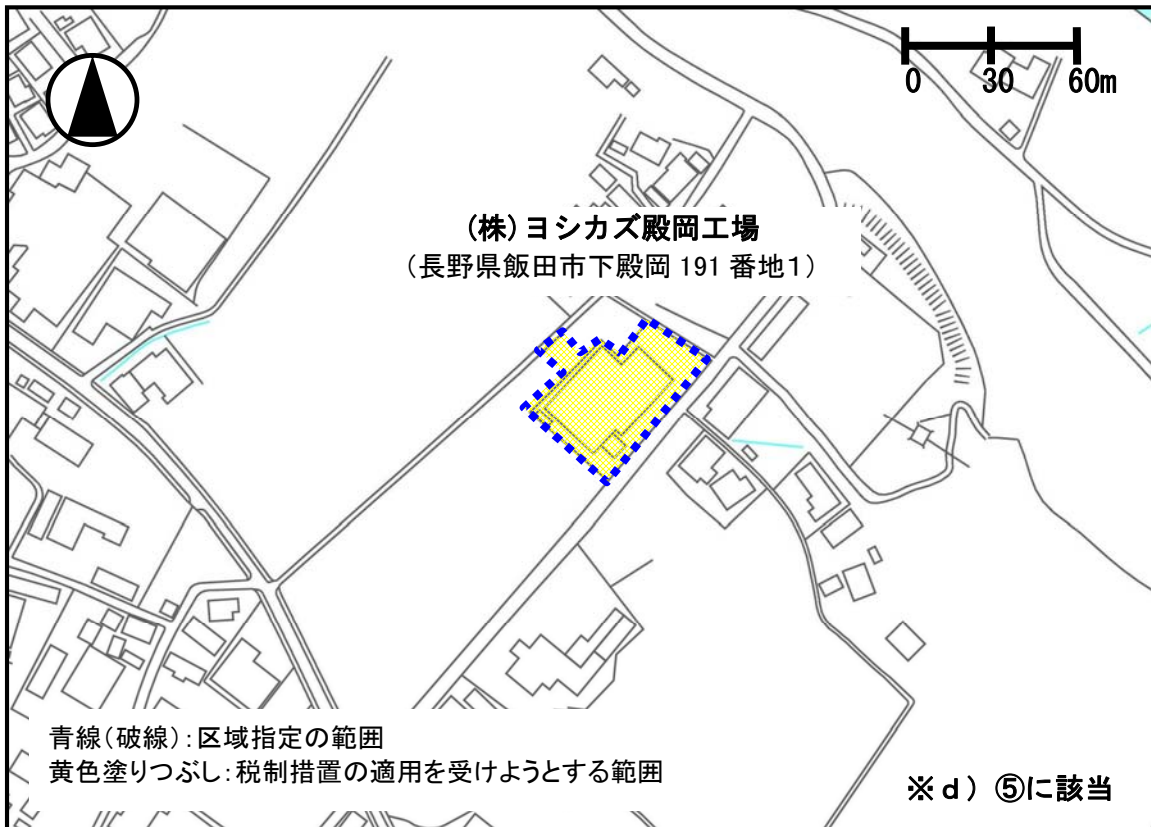
飯田市内地区（その3）



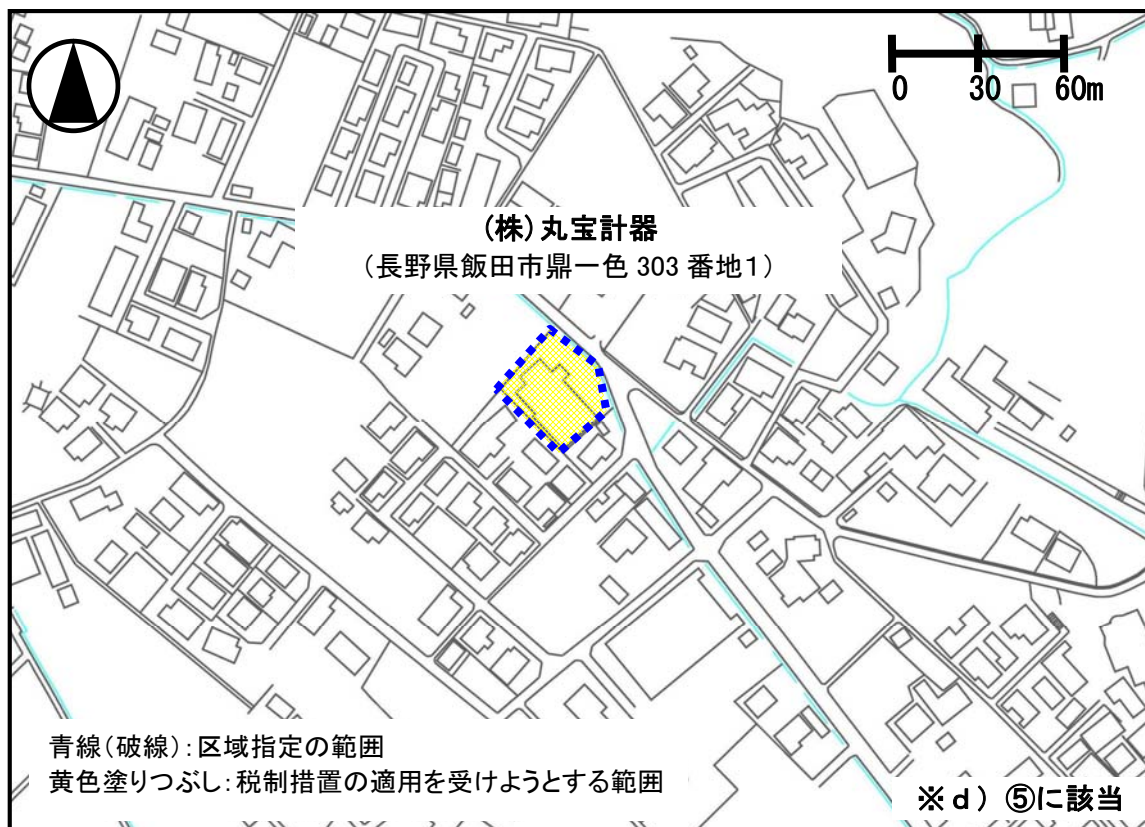
飯田市内地区（その4）



飯田市内地区（その5）

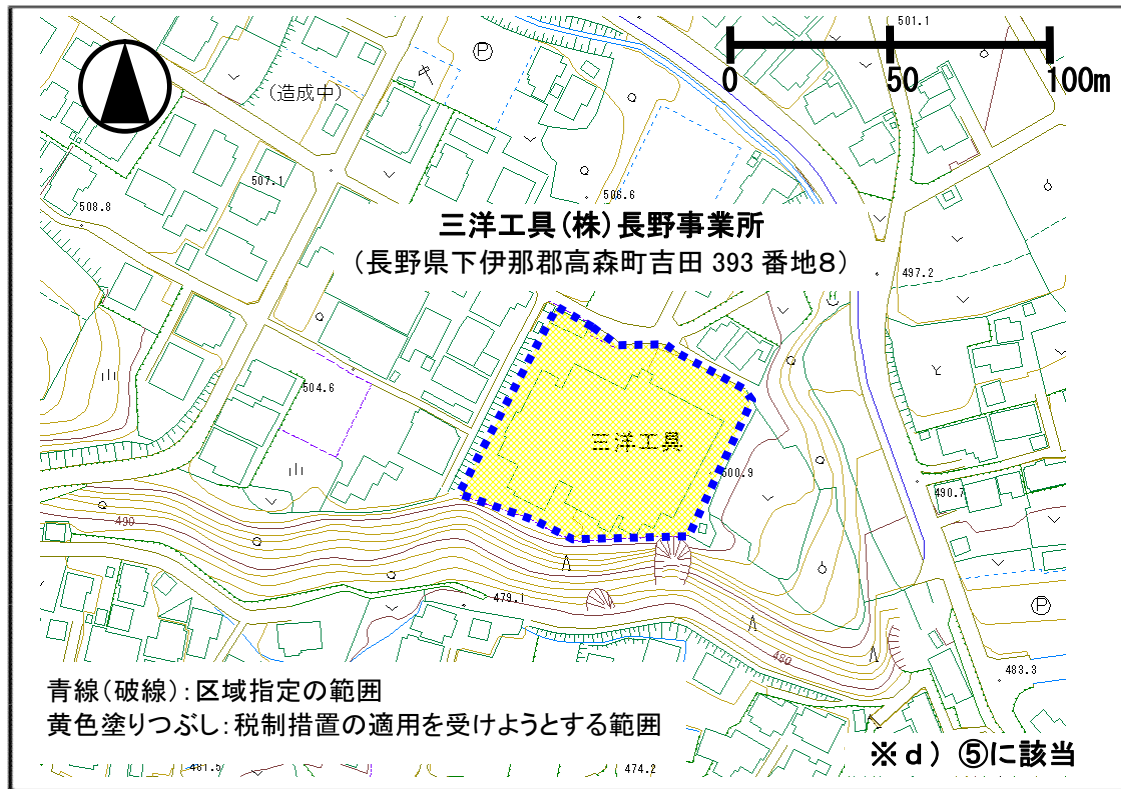
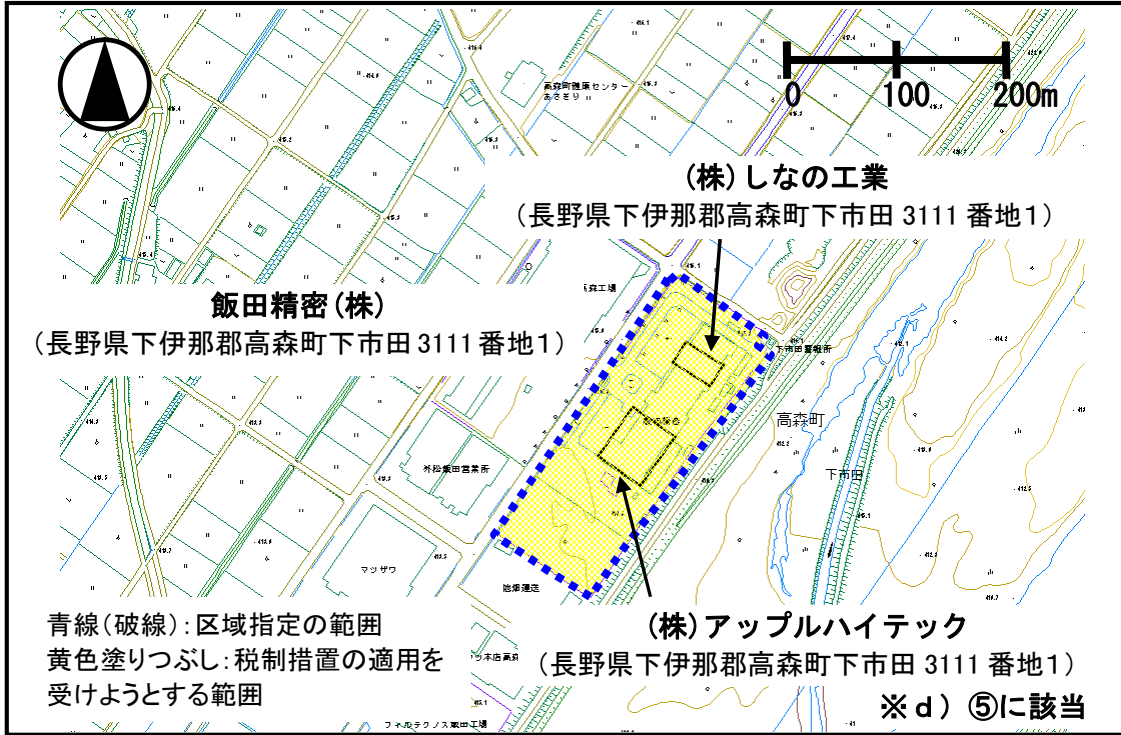


飯田市内地区（その6）

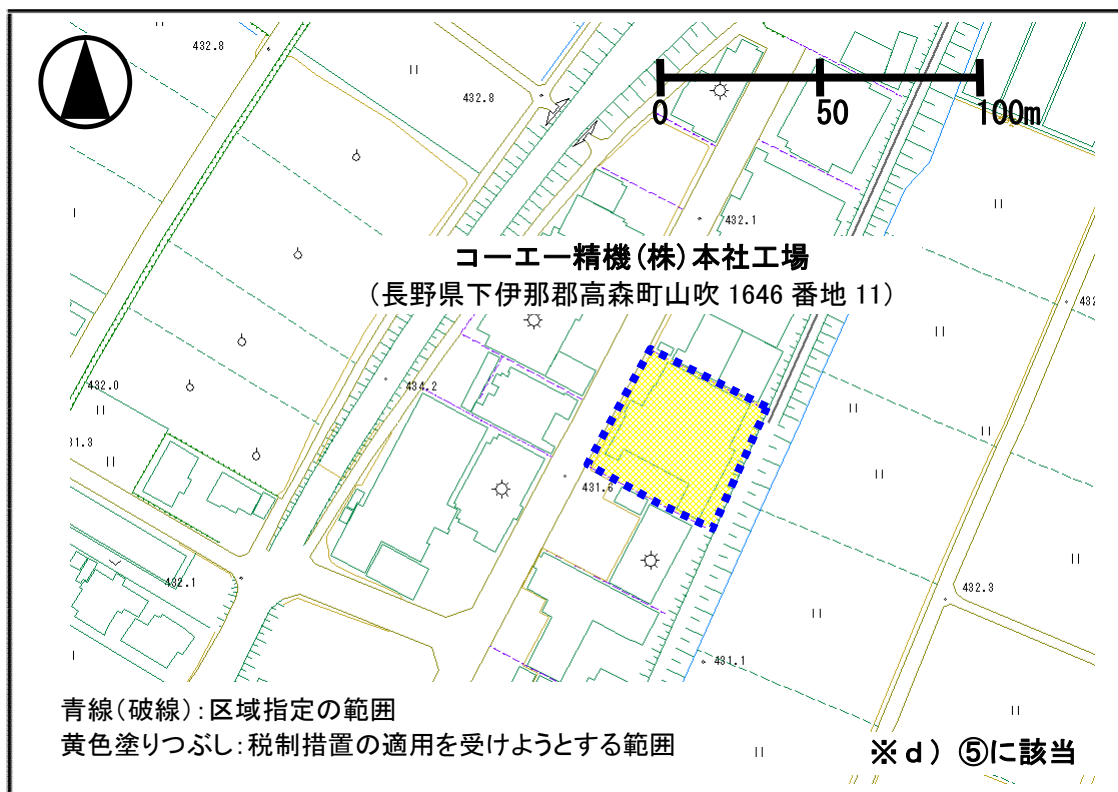
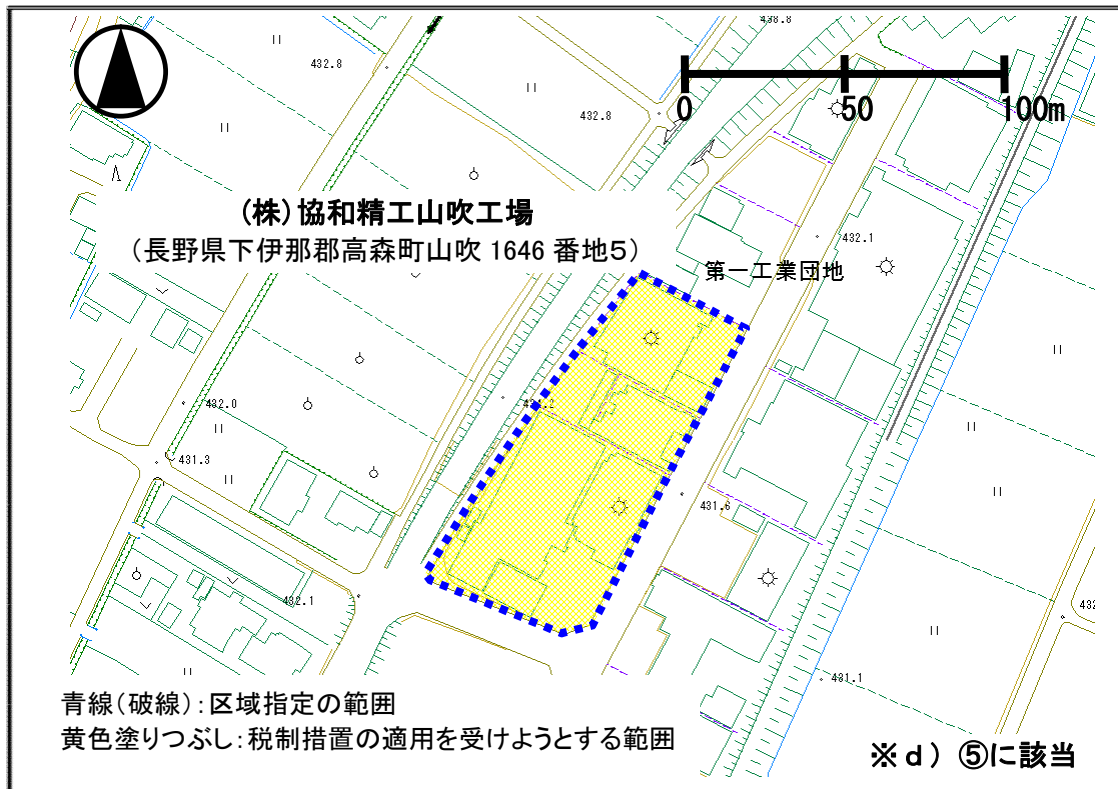


別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その44）

高森町内地区（その1）

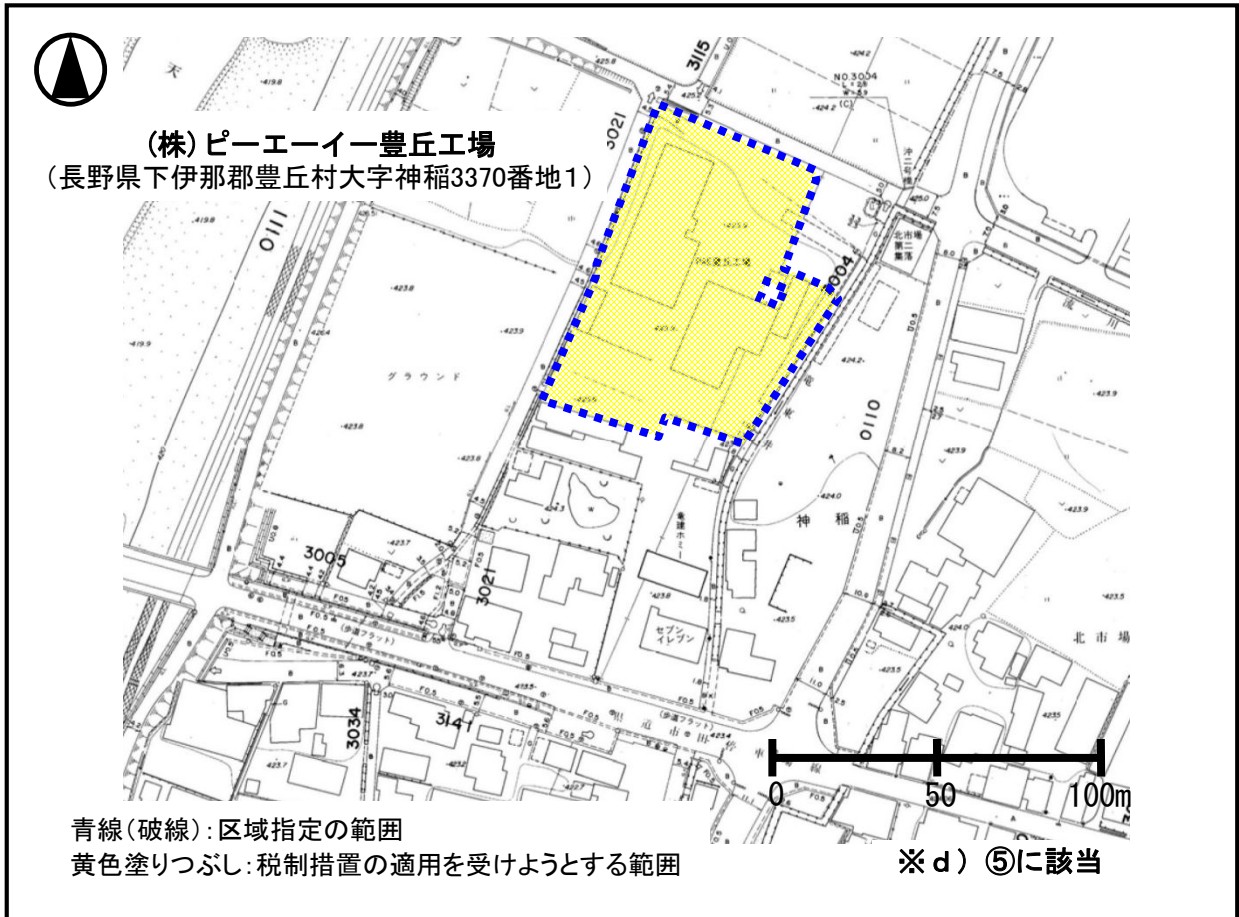


高森町内地区（その2）



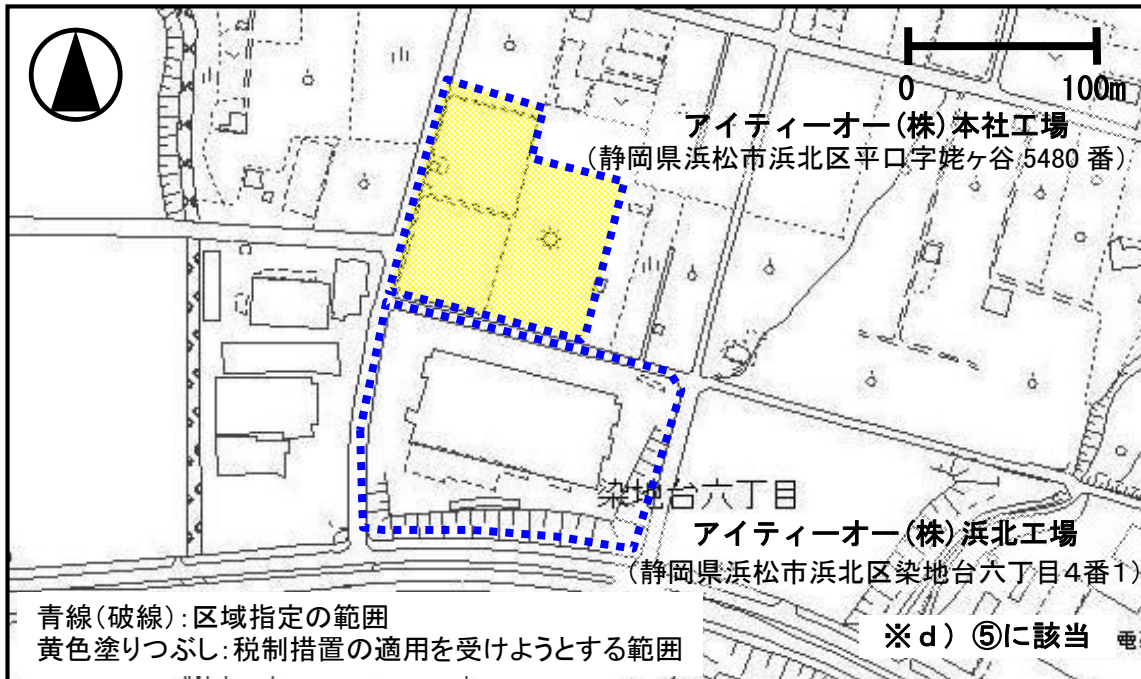
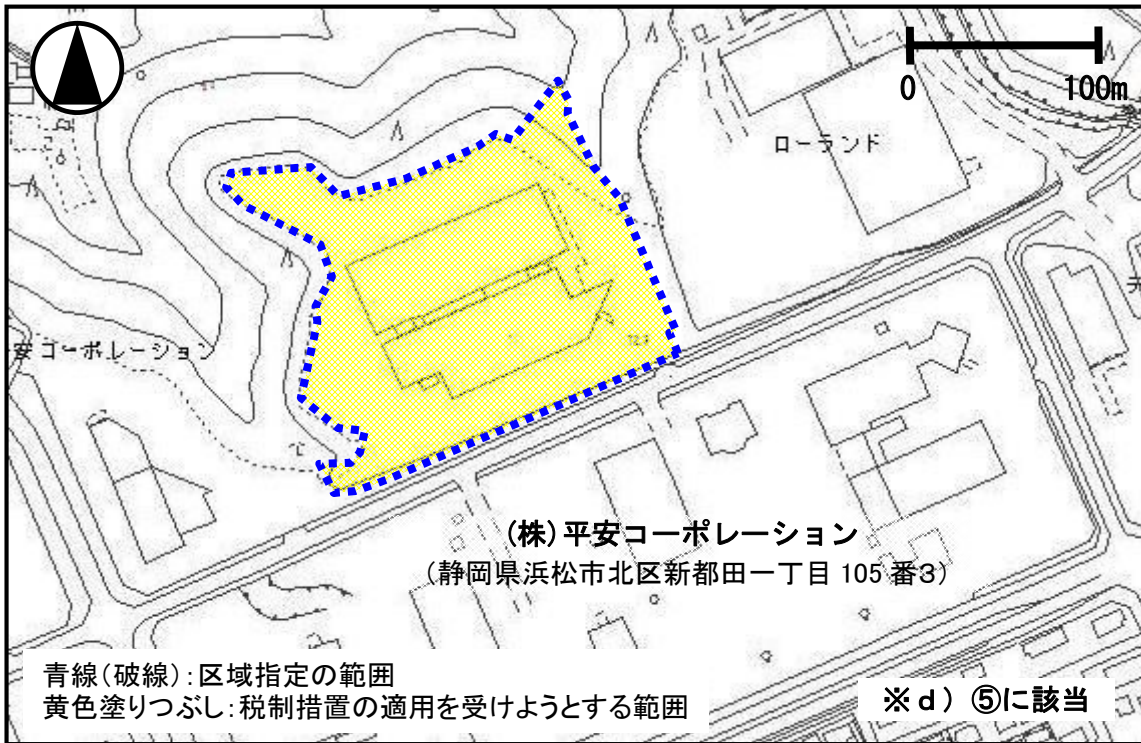
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その45）

豊丘村内地区



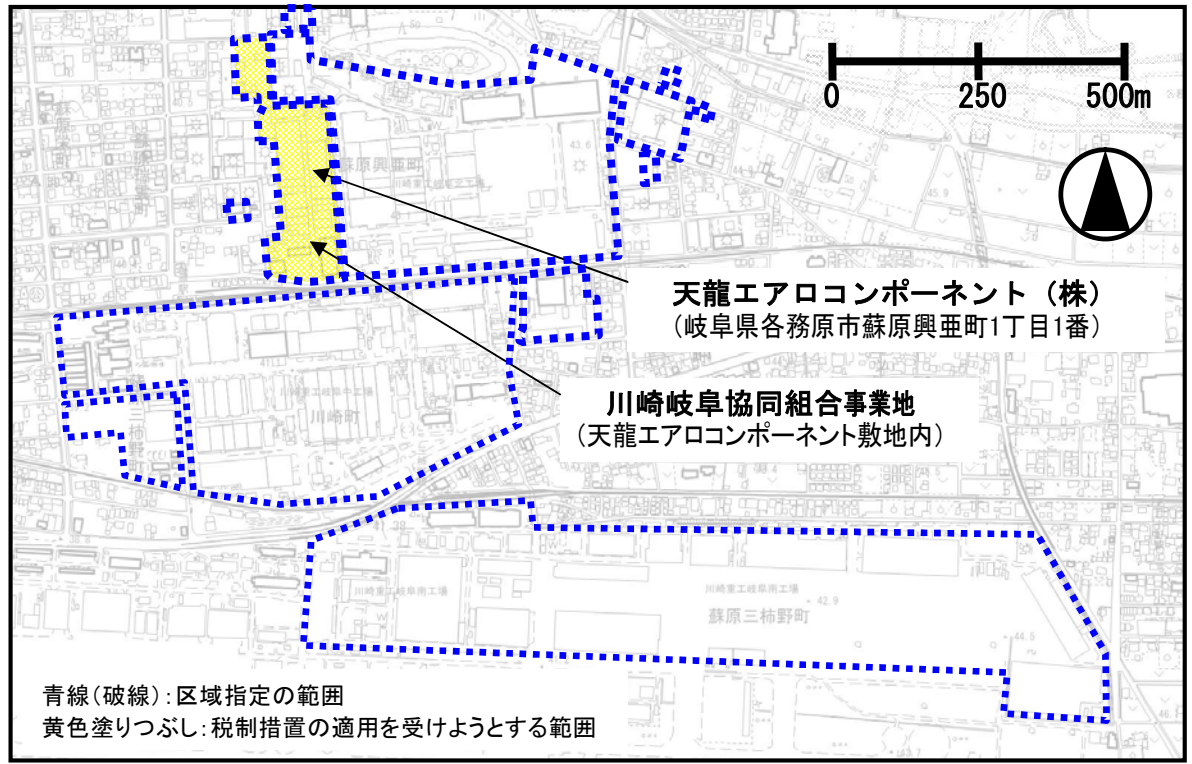
別添地図（別紙1-2【1/3】関係）（その46）

浜松市内地区



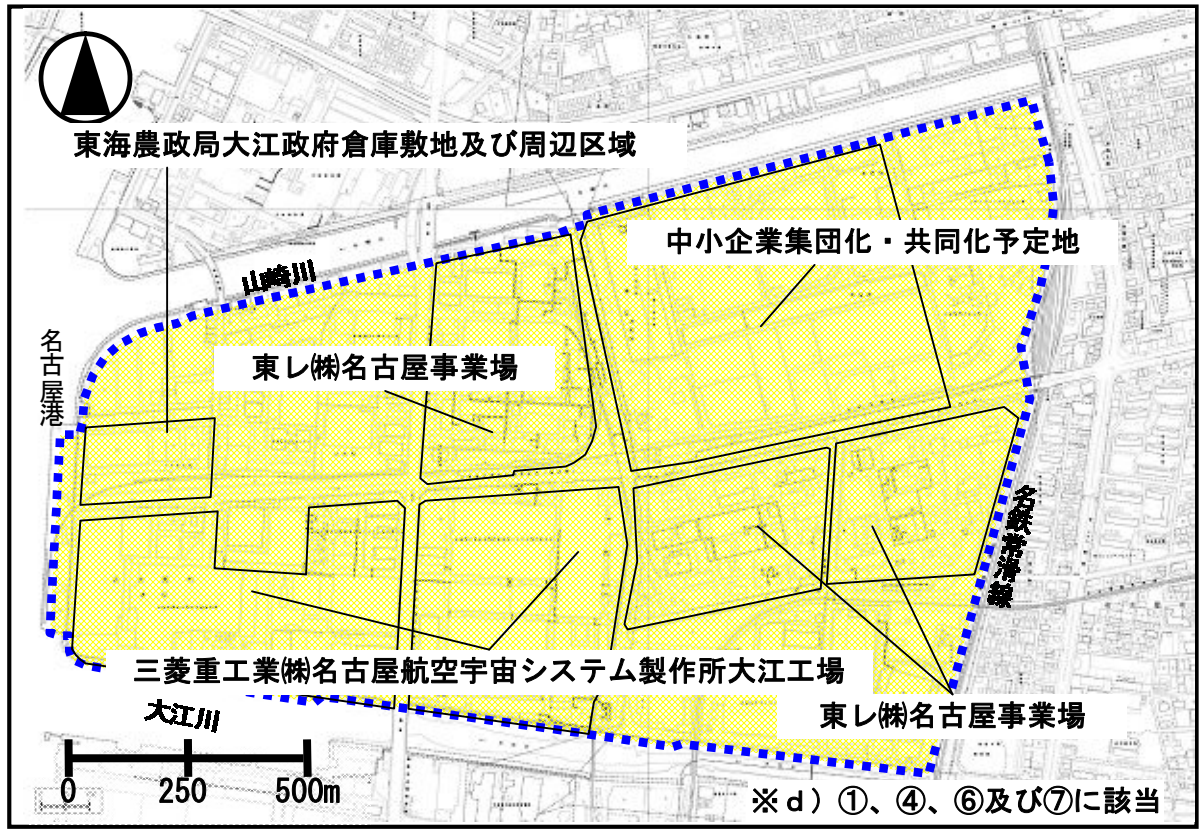
別添地図（別紙1-2【2/3】関係）（その1）

川崎重工業（株）岐阜工場周辺地区



別添地図（別紙1-2【3/3】関係）（その1）

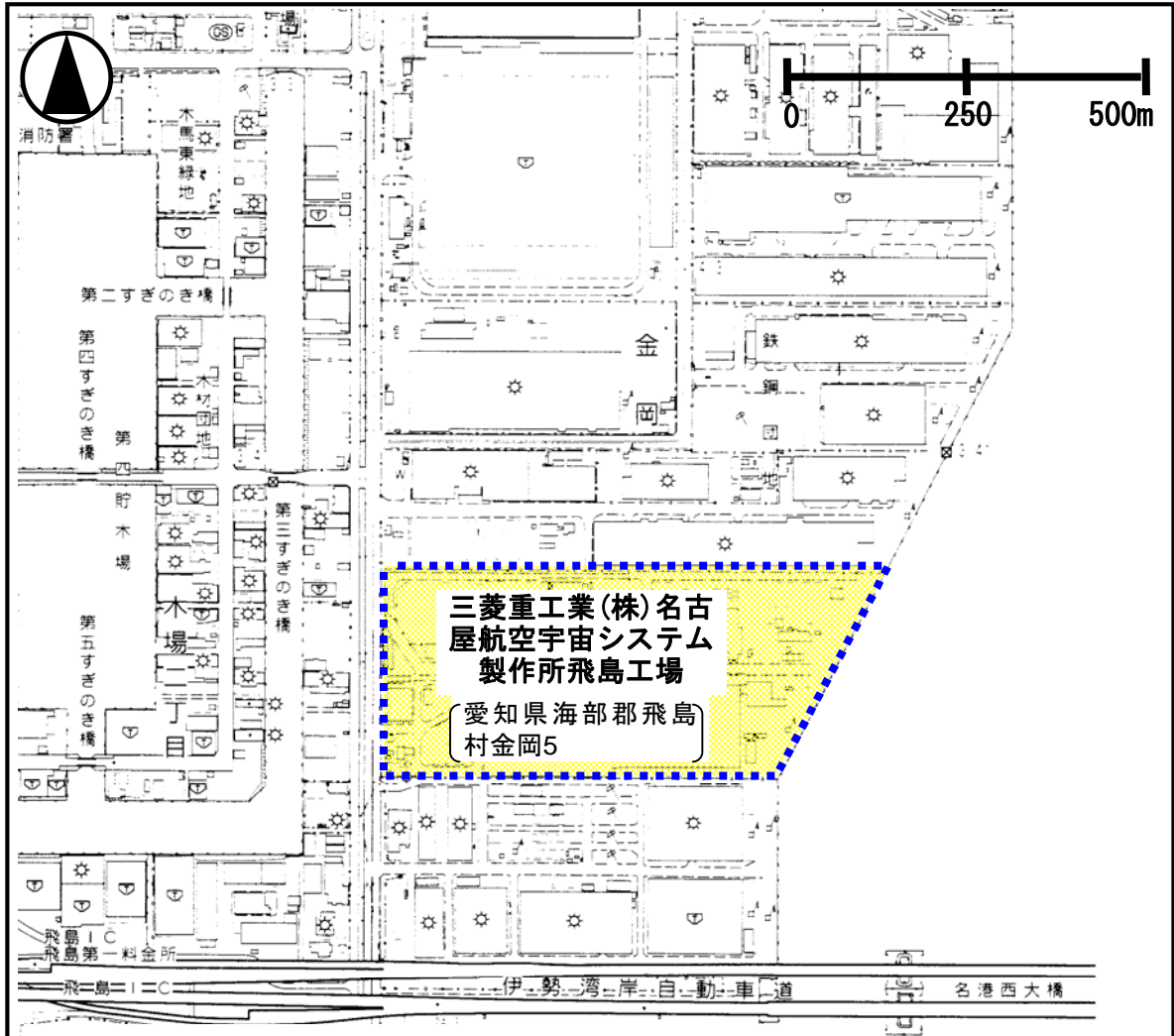
三菱重工業㈱名古屋航空宇宙システム製作所大江工場
東レ㈱名古屋事業場 等



青線(破線): 区域指定の範囲
黄色塗りつぶし: 税制措置の適用を受けようとする範囲

別添地図（別紙1-2【3/3】関係）（その2）

三菱重工業(株)名古屋航空宇宙システム製作所飛島工場



青線（破線）：区域指定の範囲

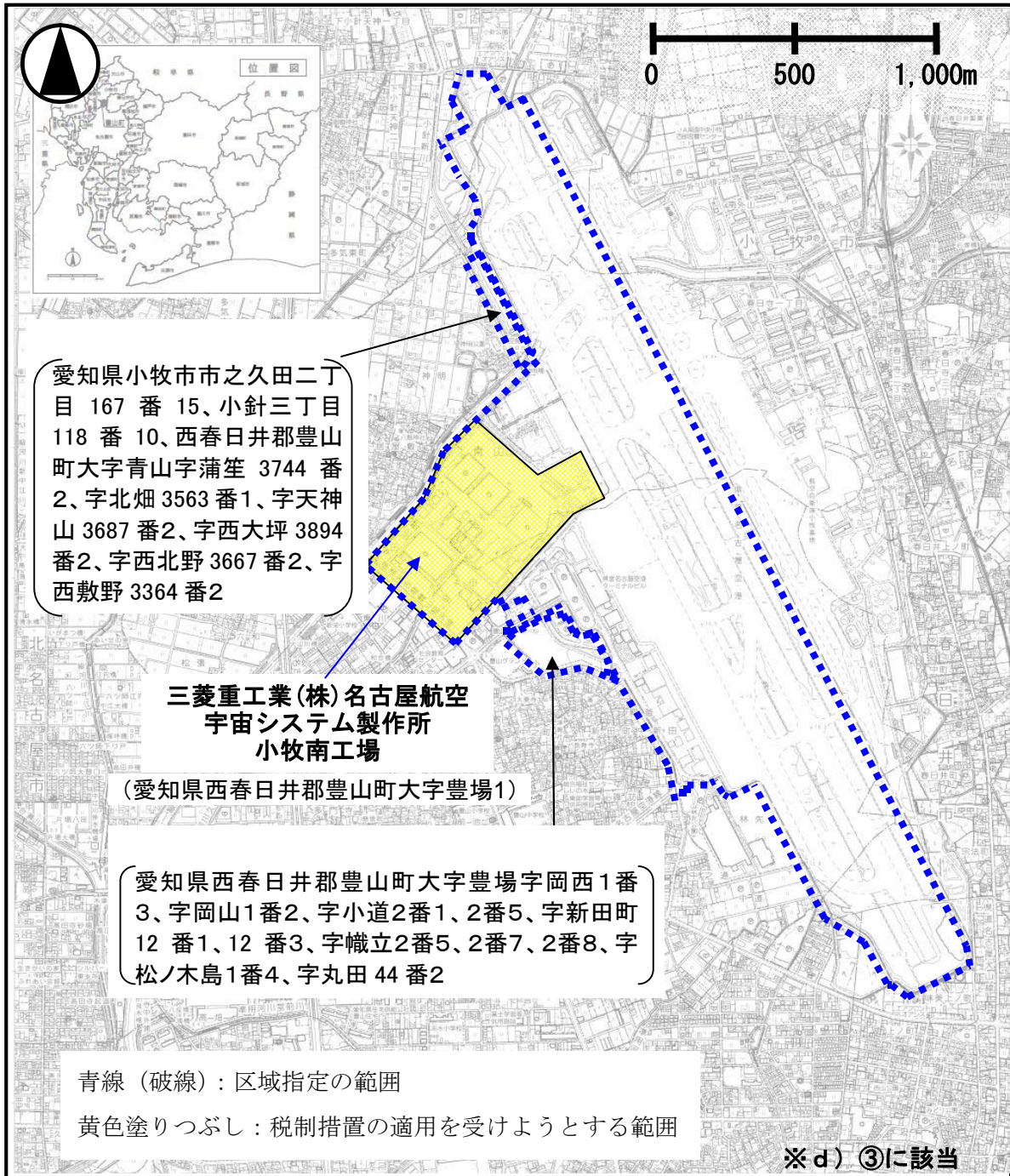
黄色塗りつぶし：税制措置の適用を受けようとする範囲

※d) ②に該当

第一桜木大塚

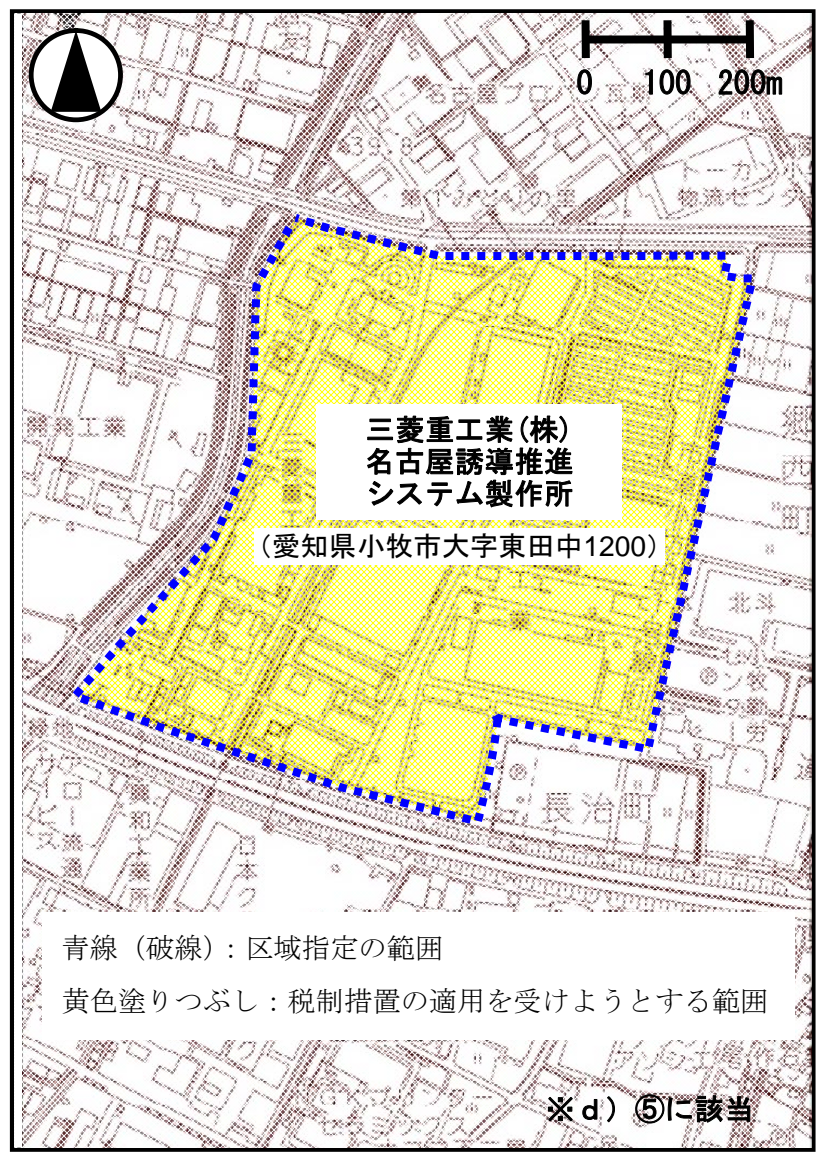
別添地図（別紙1-2【3/3】関係）（その3）

三菱重工業(株)名古屋航空宇宙システム製作所小牧南工場



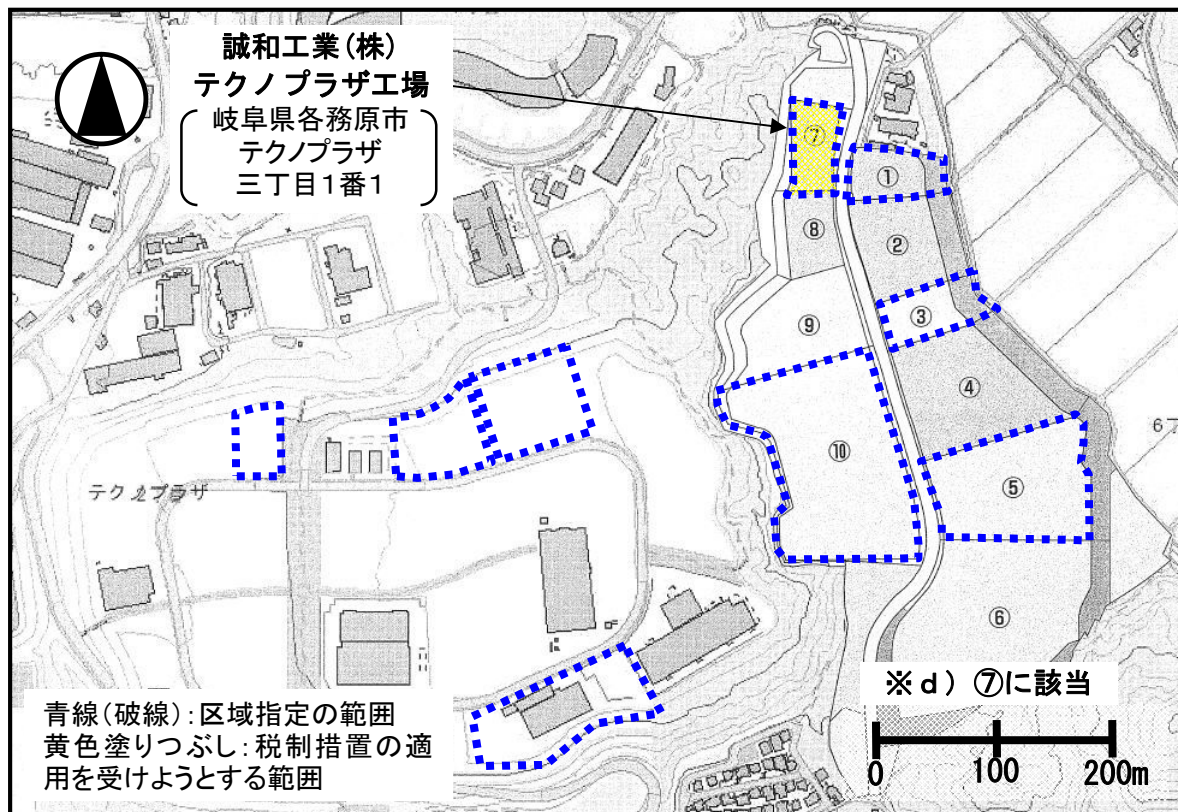
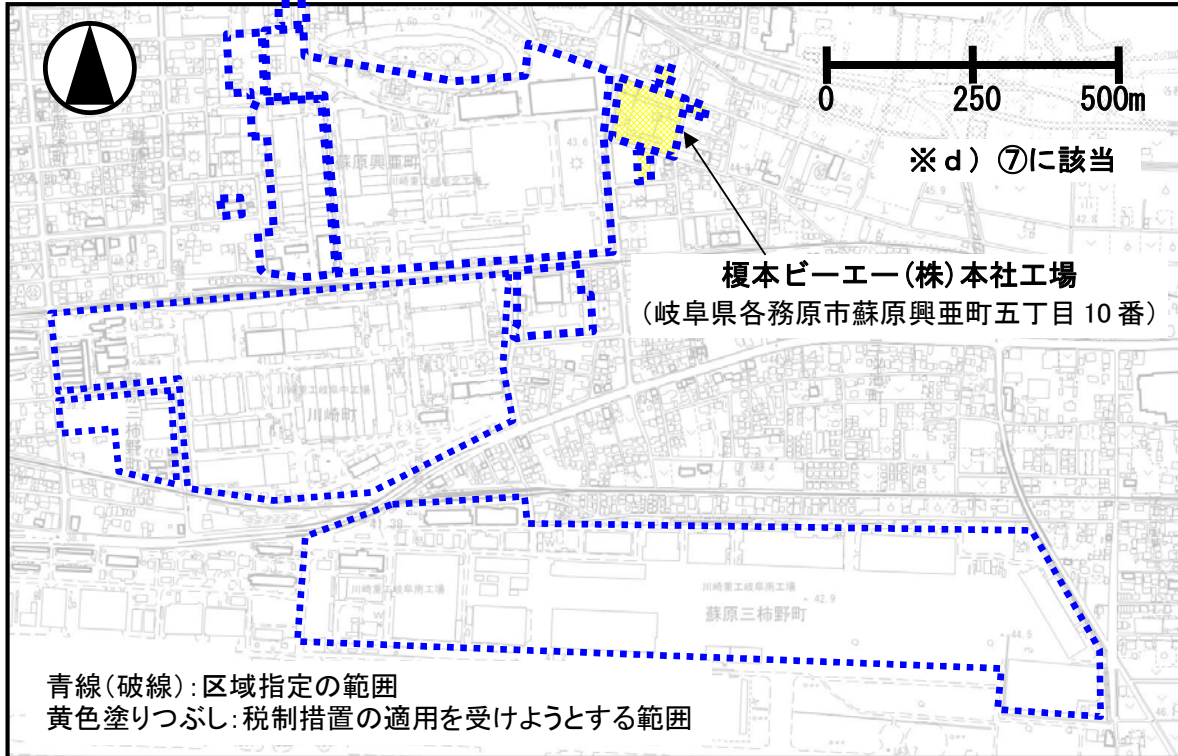
別添地図（別紙1-2【3/3】関係）（その4）

三菱重工業(株)名古屋誘導推進システム製作所

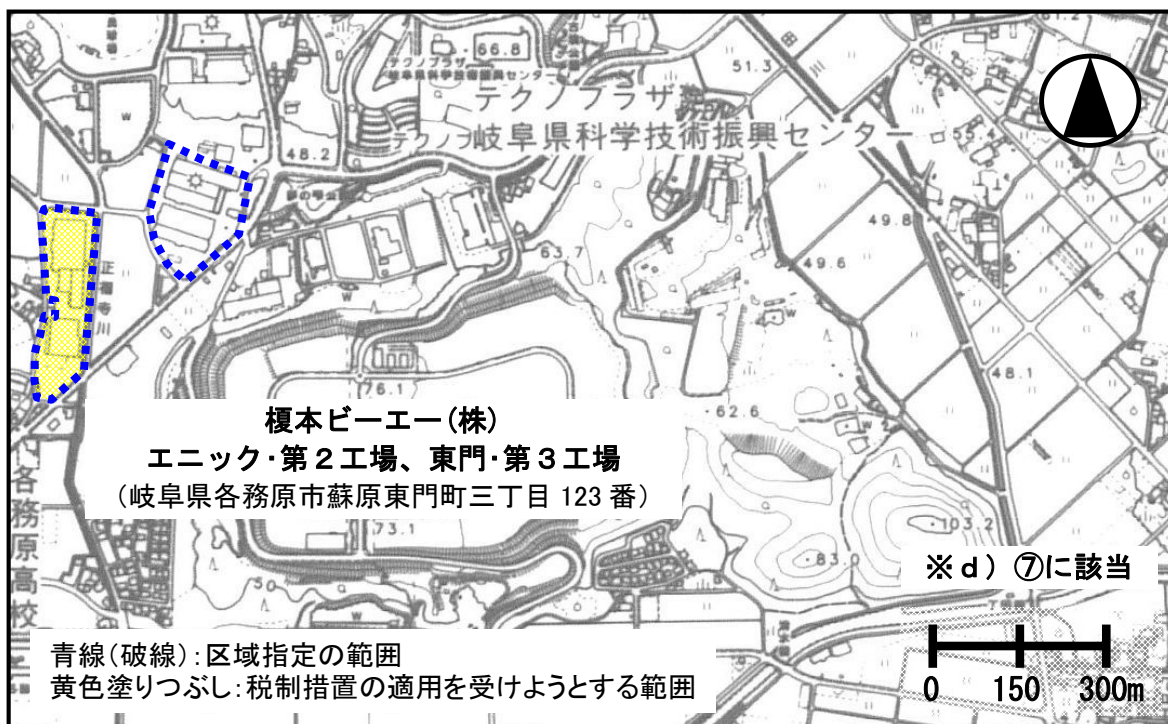


別添地図（別紙1-2【3/3】関係）（その5）

川崎重工業(株)岐阜工場周辺地区（その1）

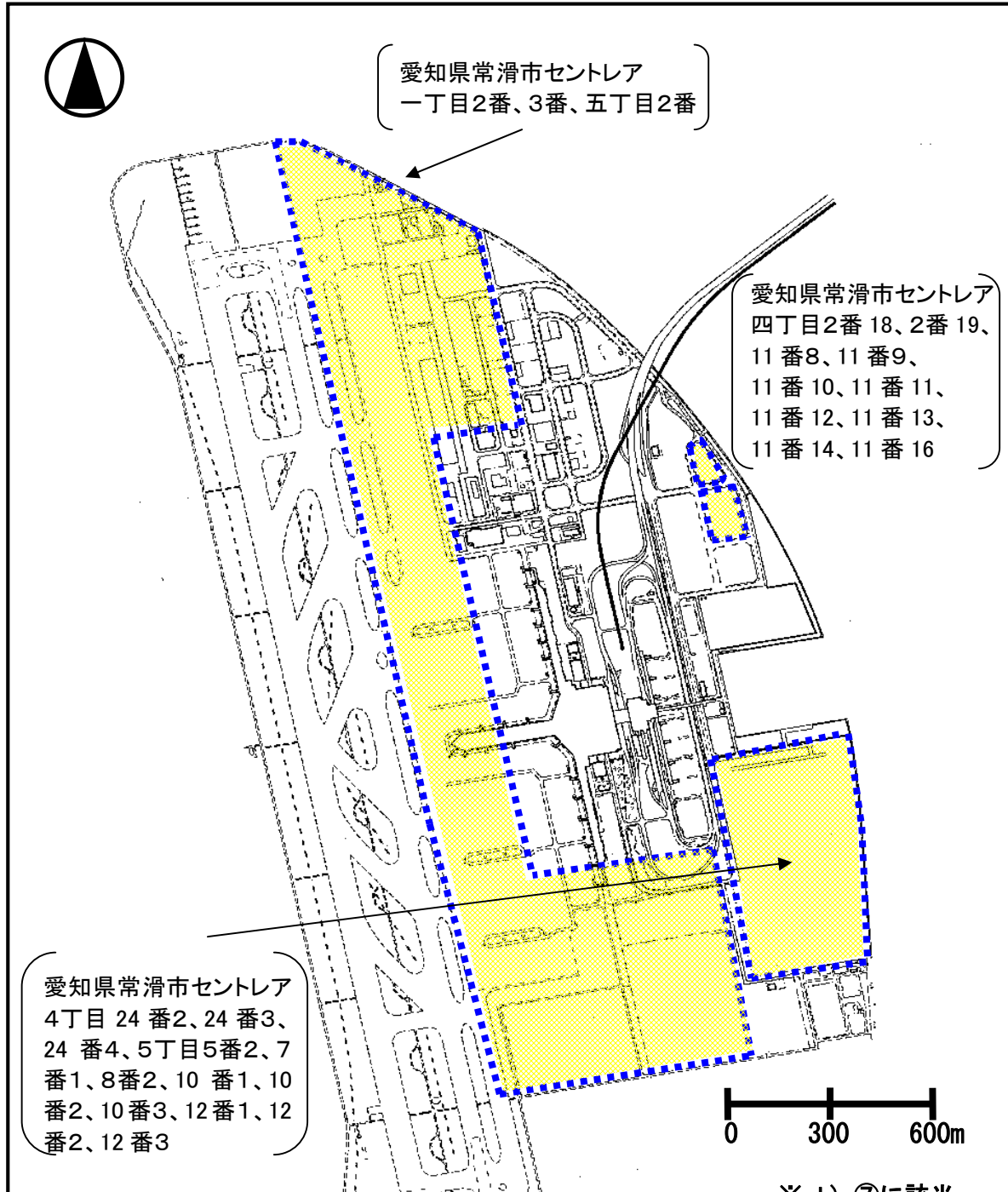


川崎重工業(株)岐阜工場周辺地区 (その2)



別添地図（別紙1-2【3/3】関係）（その6）

セントレア・中部臨空都市地区



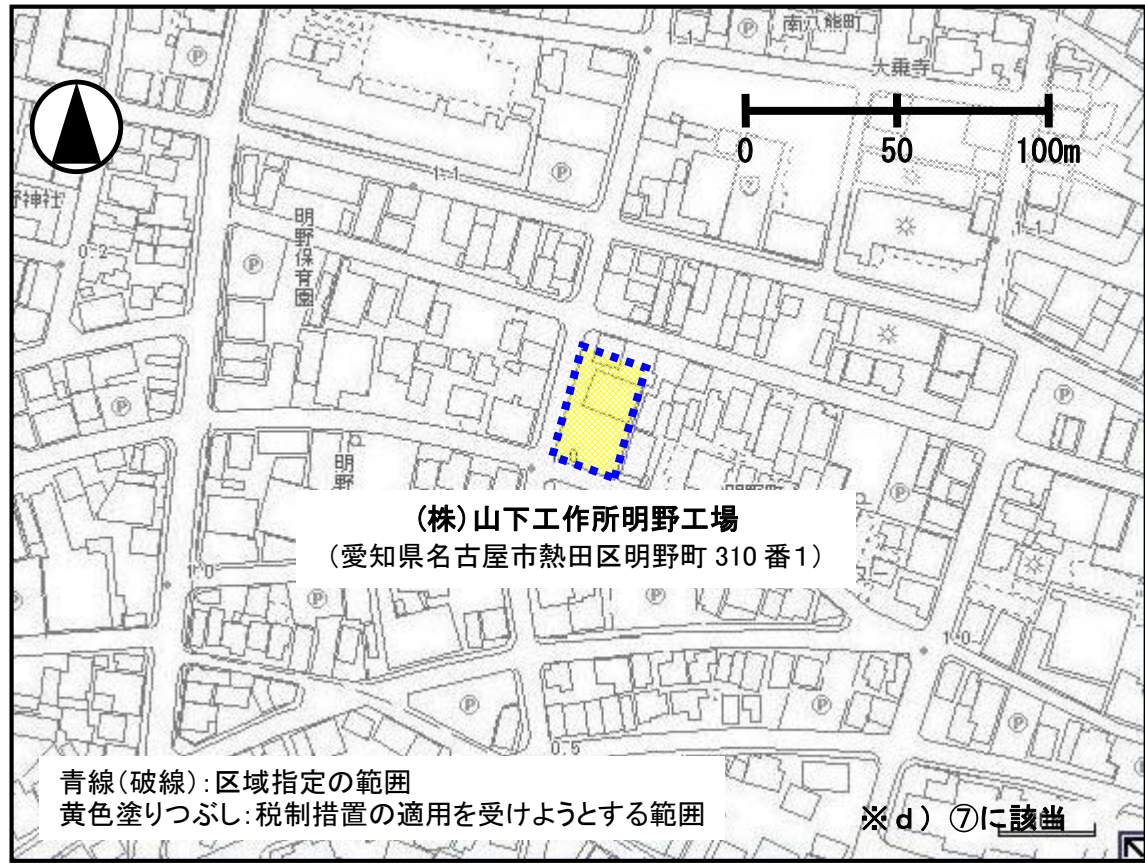
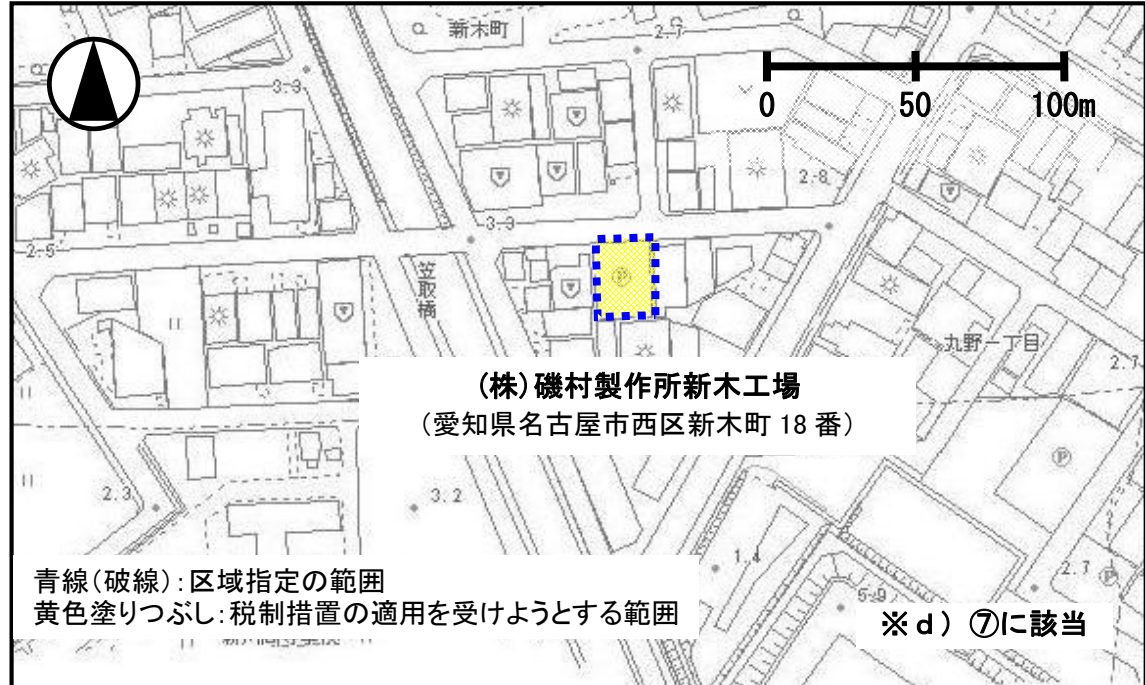
※ d) ⑦に該当

青線（破線）：区域指定の範囲

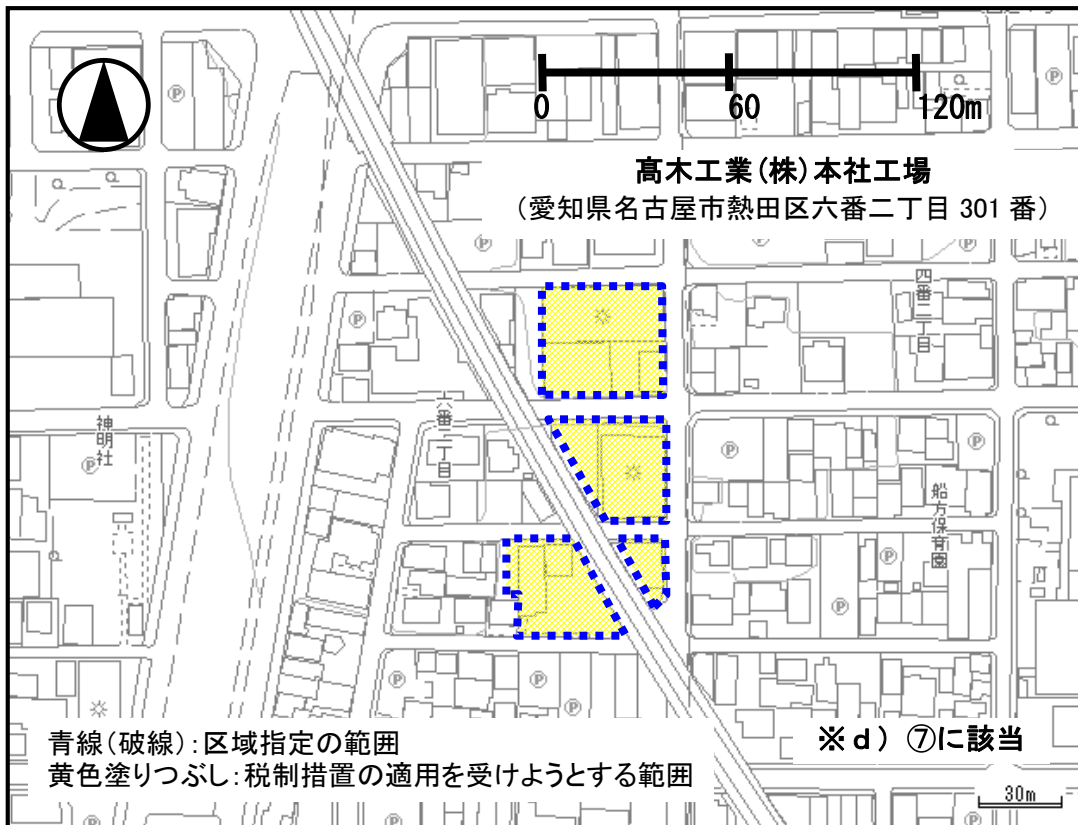
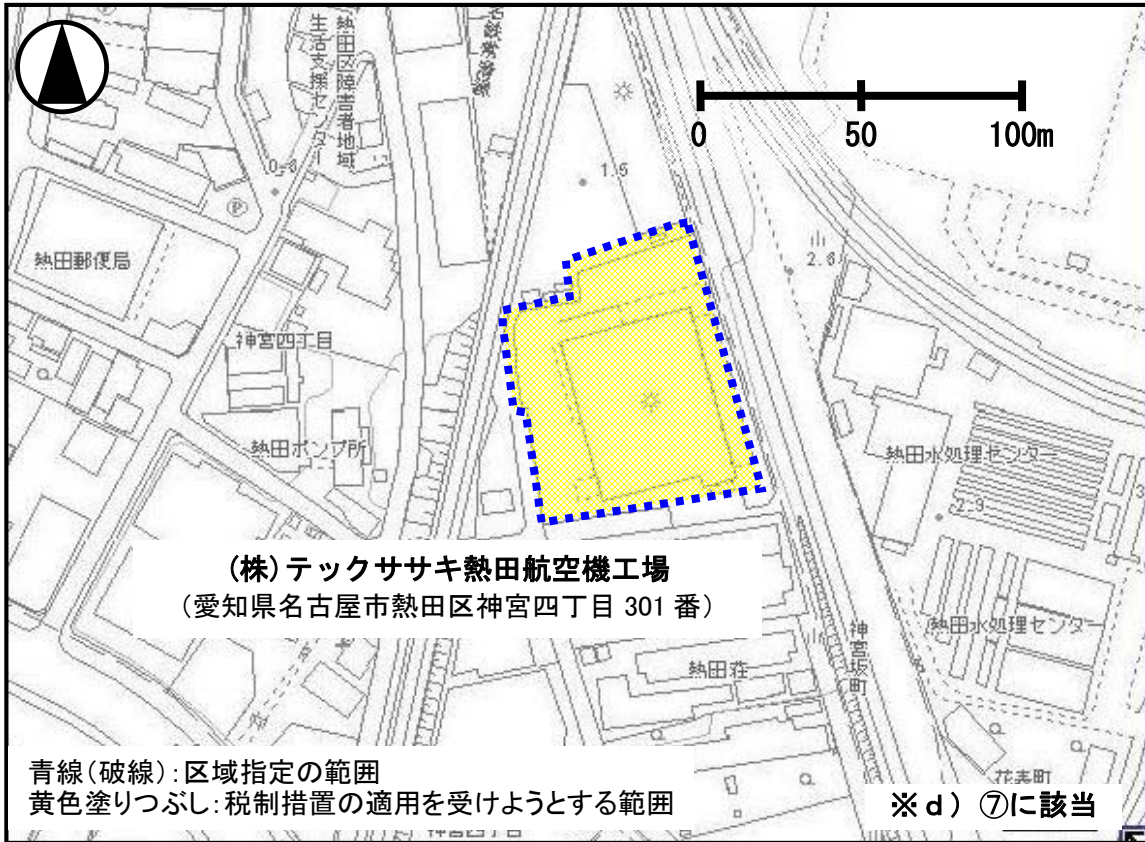
黄色塗りつぶし：税制措置の適用を受けようとする範囲

別添地図（別紙 1 - 2 【3 / 3】 関係）（その 7）

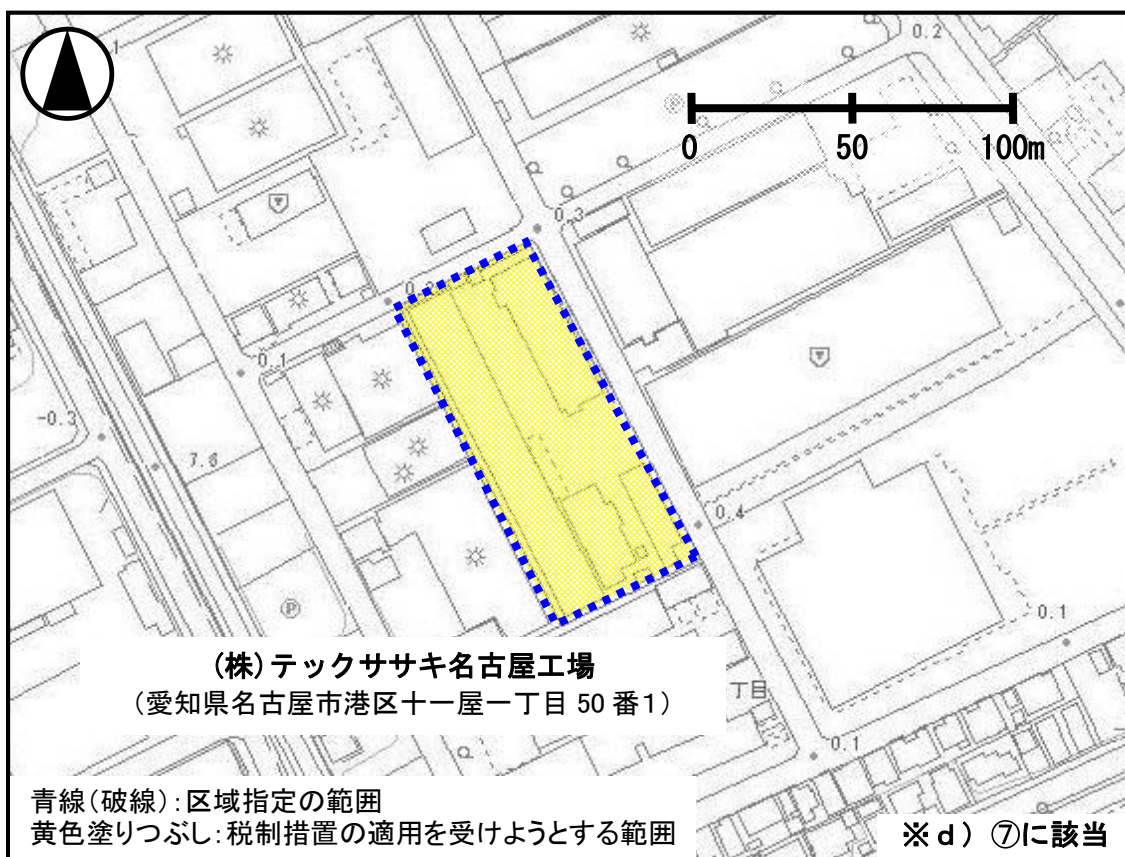
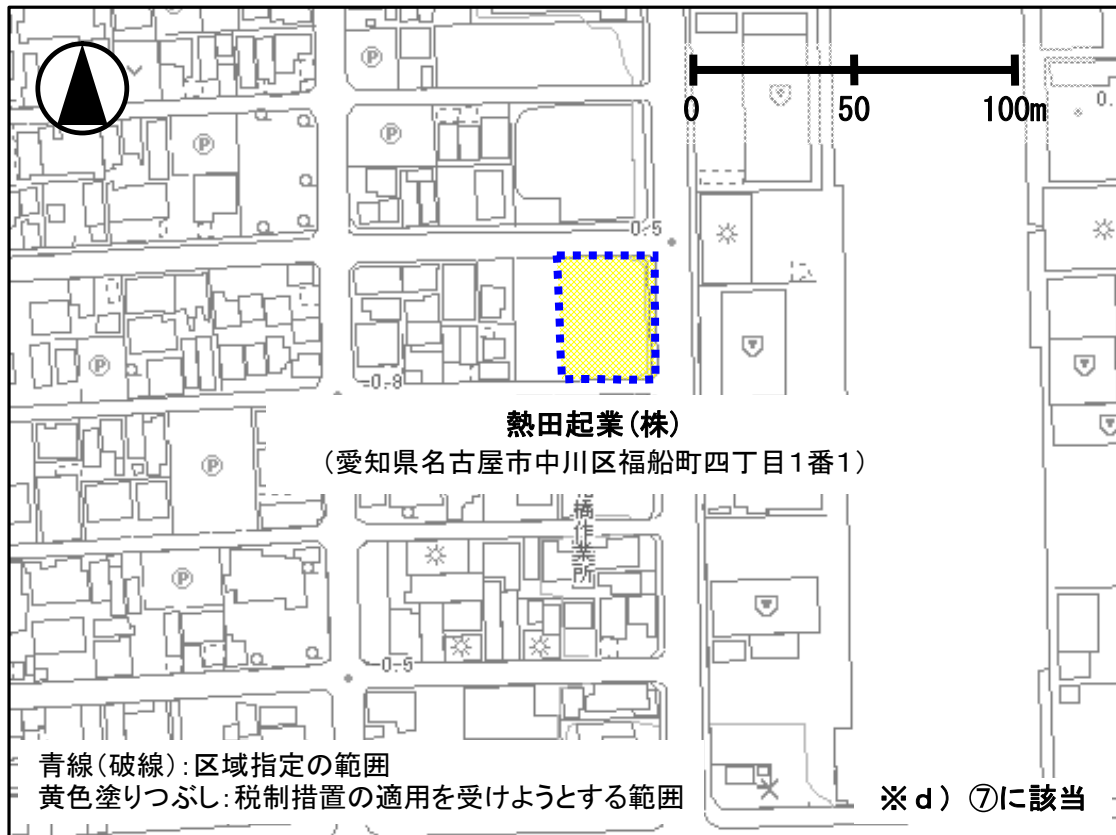
名古屋市内地区（その 1）



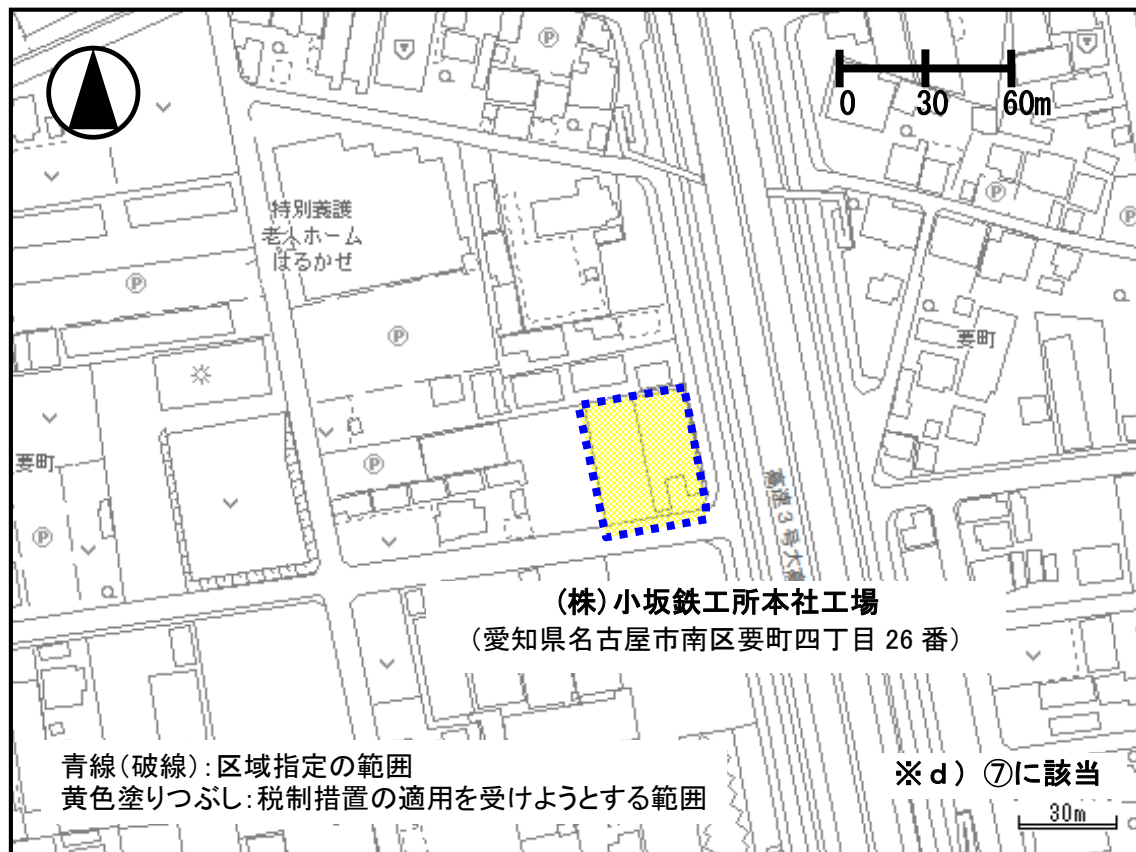
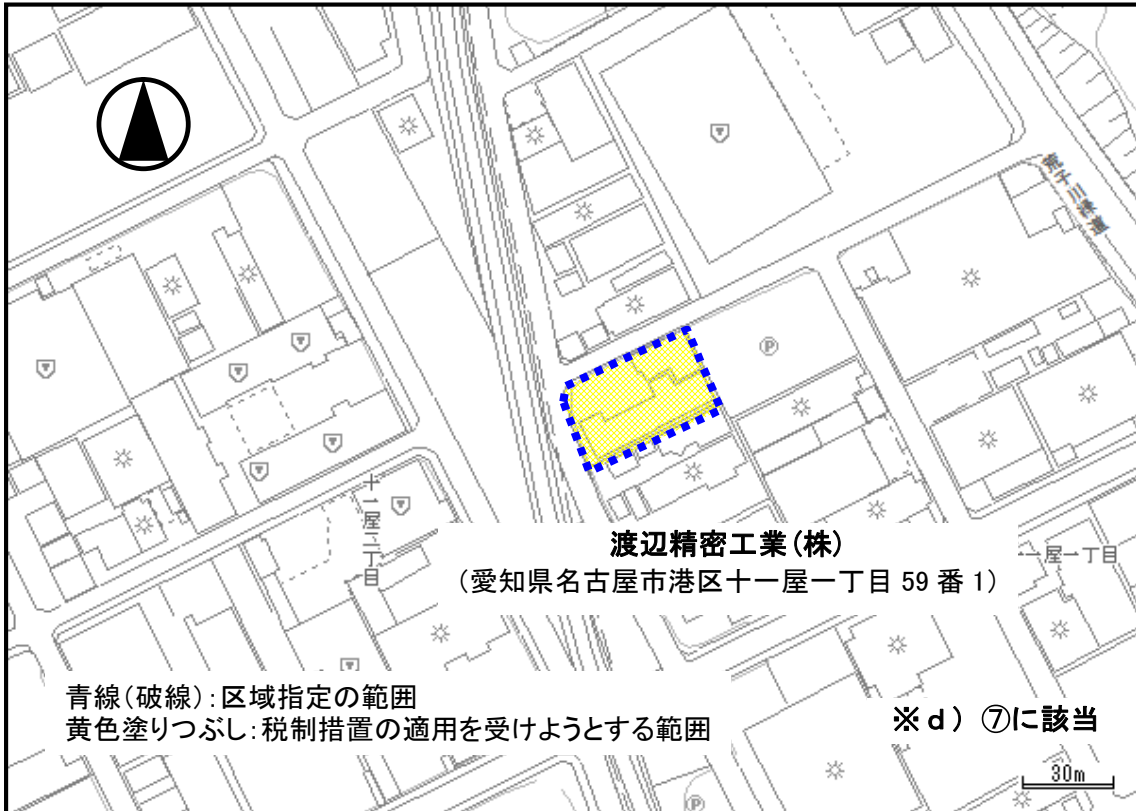
名古屋市内地区（その2）



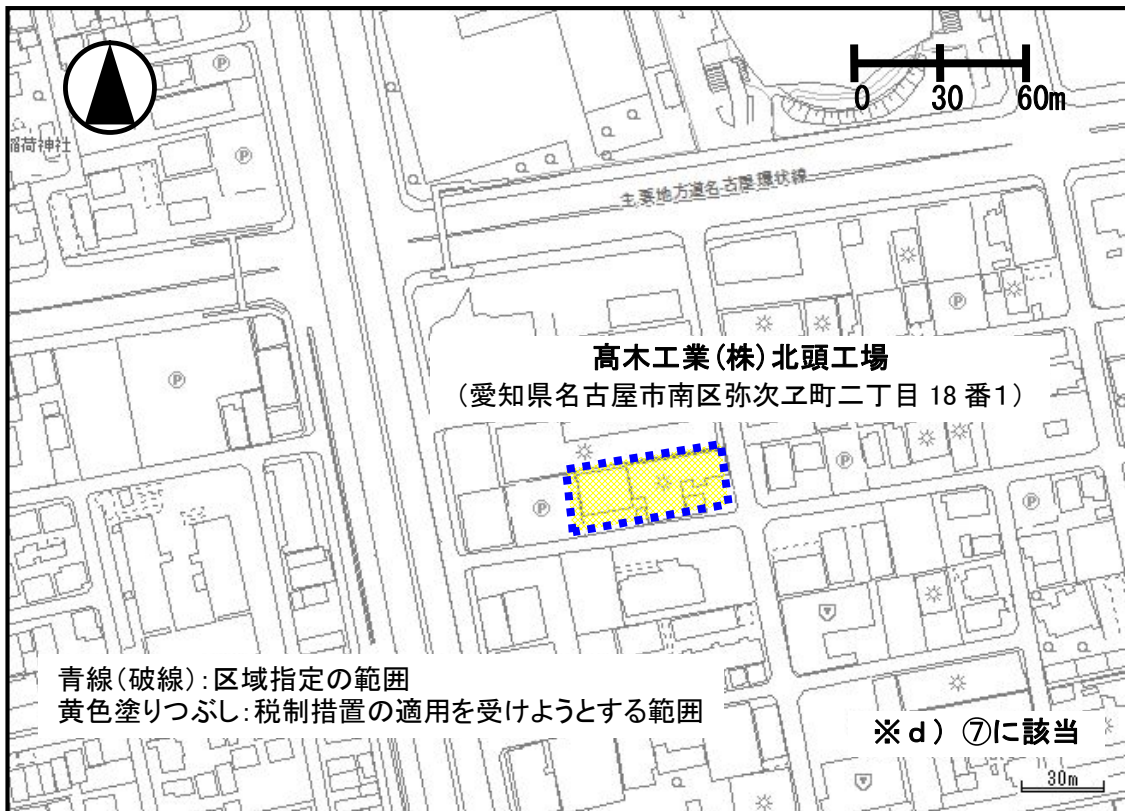
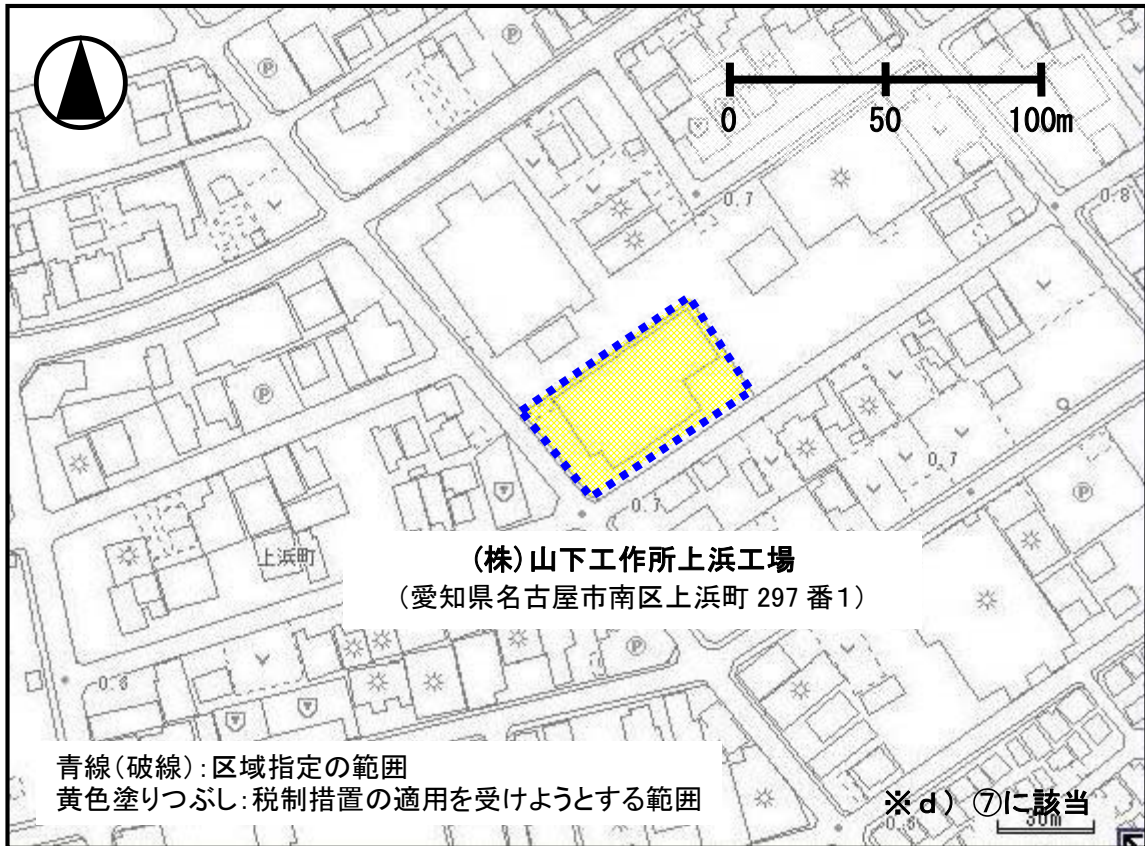
名古屋市内地区（その3）



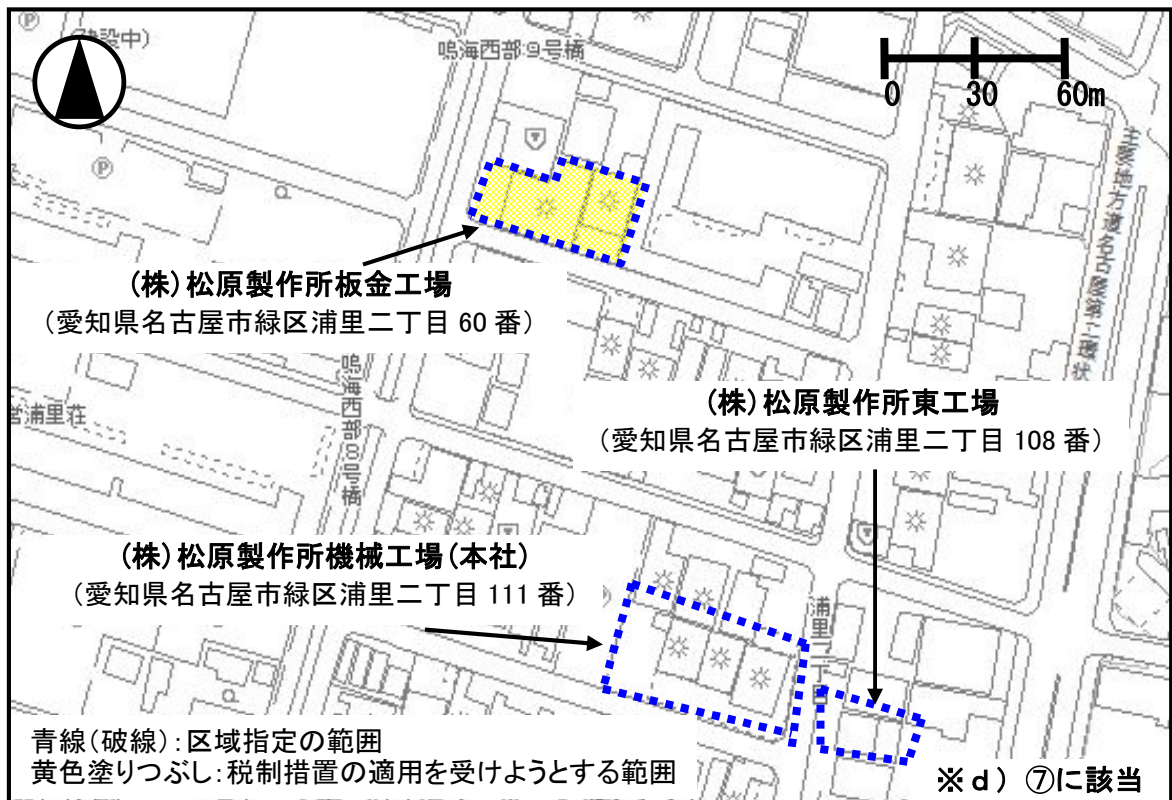
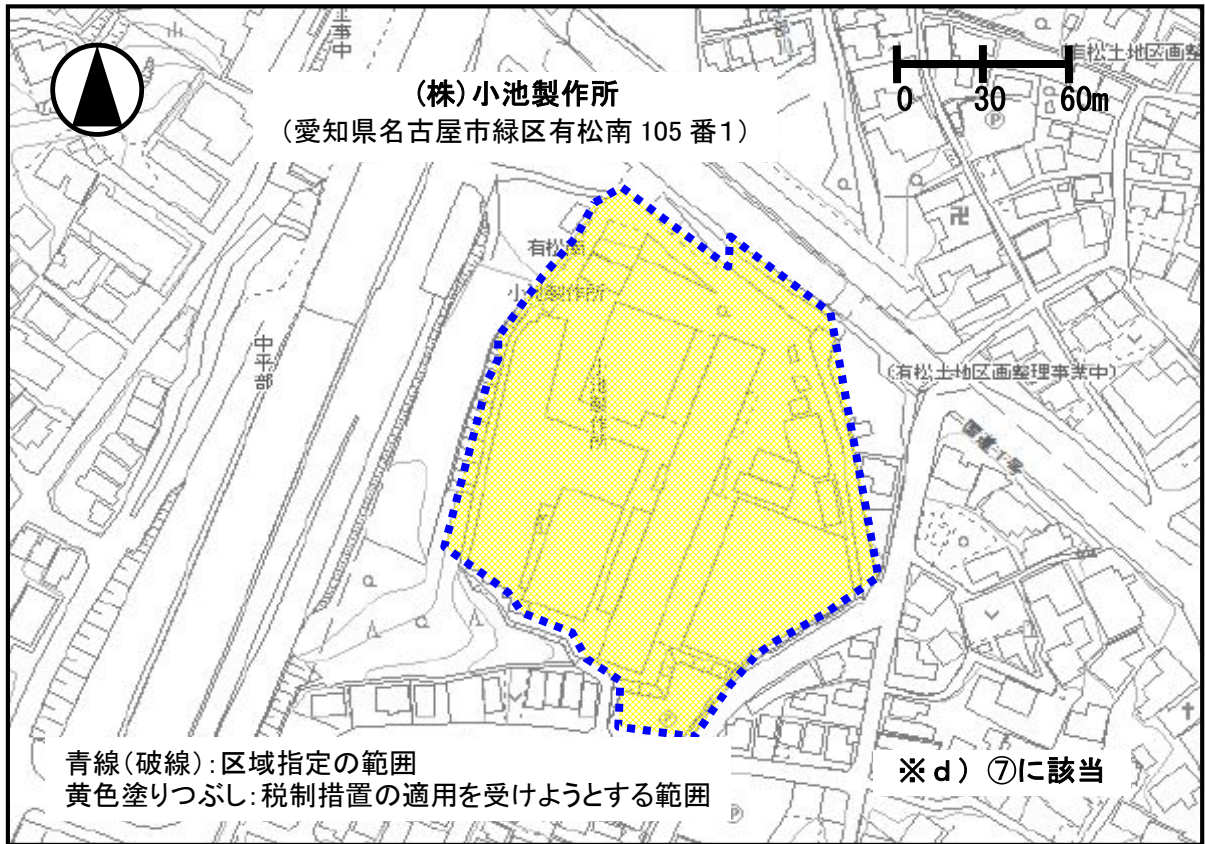
名古屋市内地区（その4）



名古屋市南区 (その5)

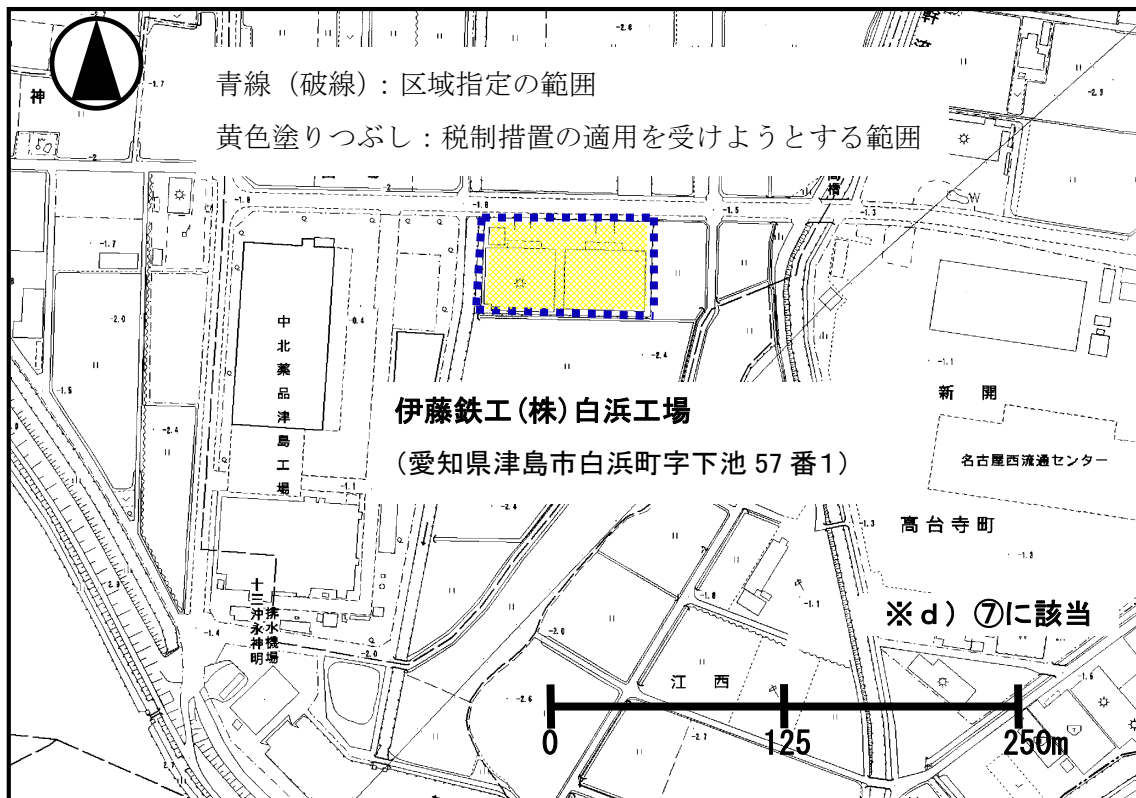
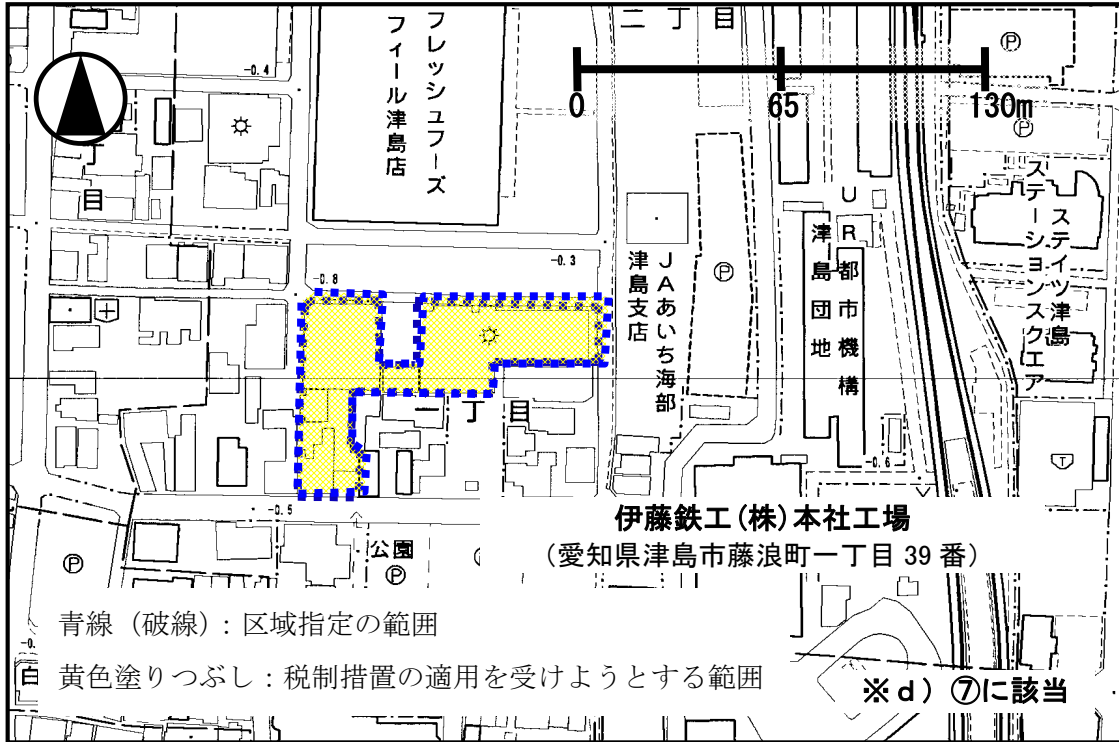


名古屋市内地区（その6）



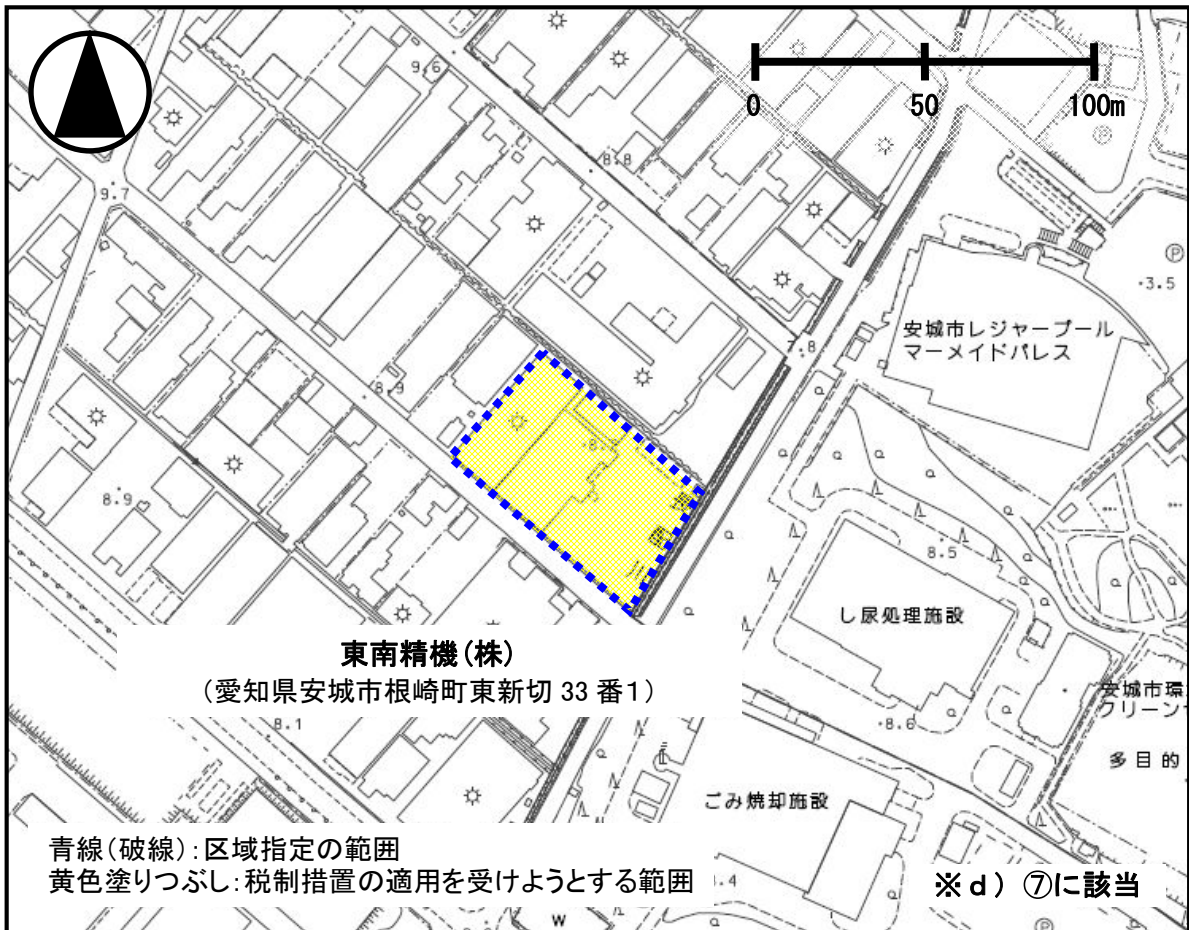
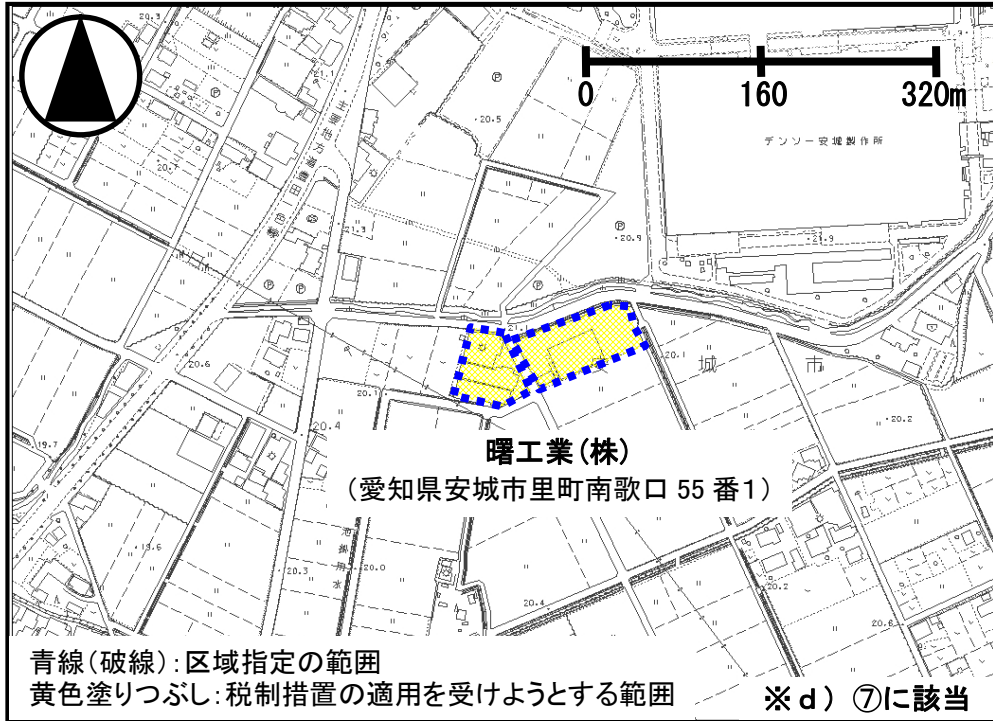
別添地図（別紙1-2【3/3】関係）（その8）

津島市内地区



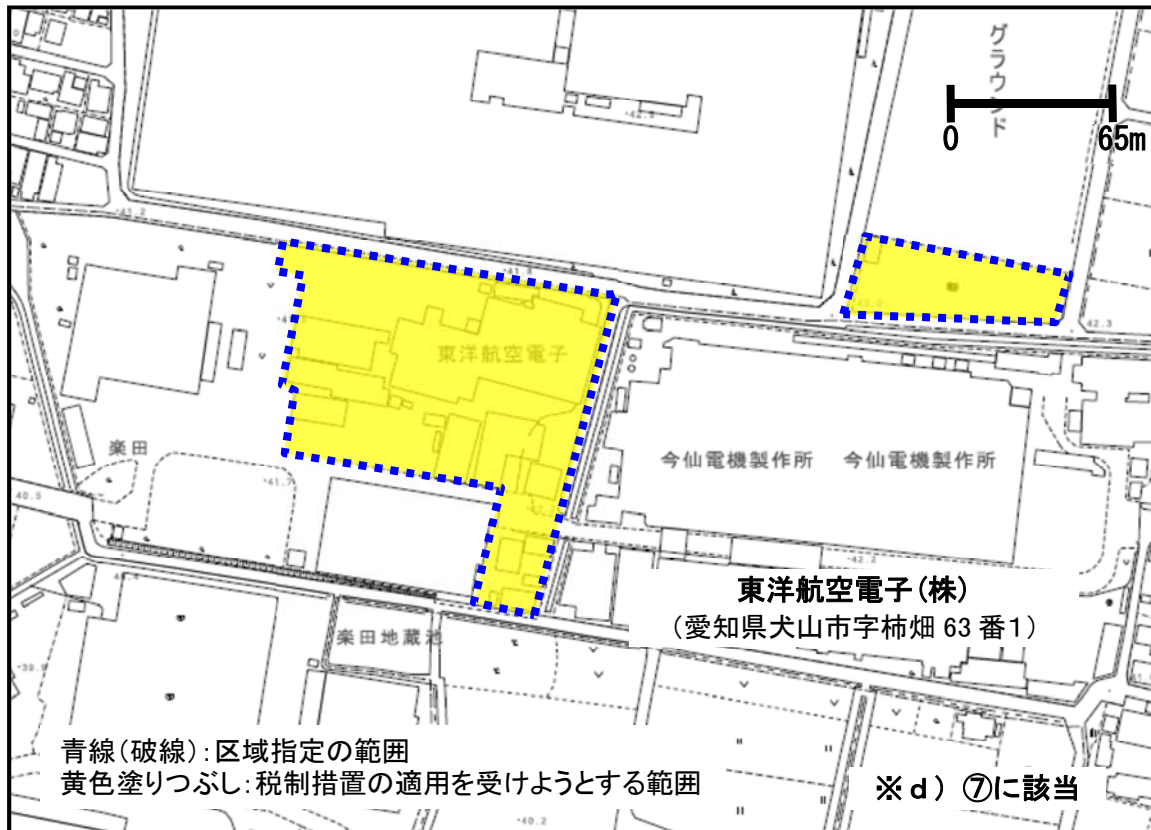
別添地図（別紙1-2【3/3】関係）（その9）

安城市内地区



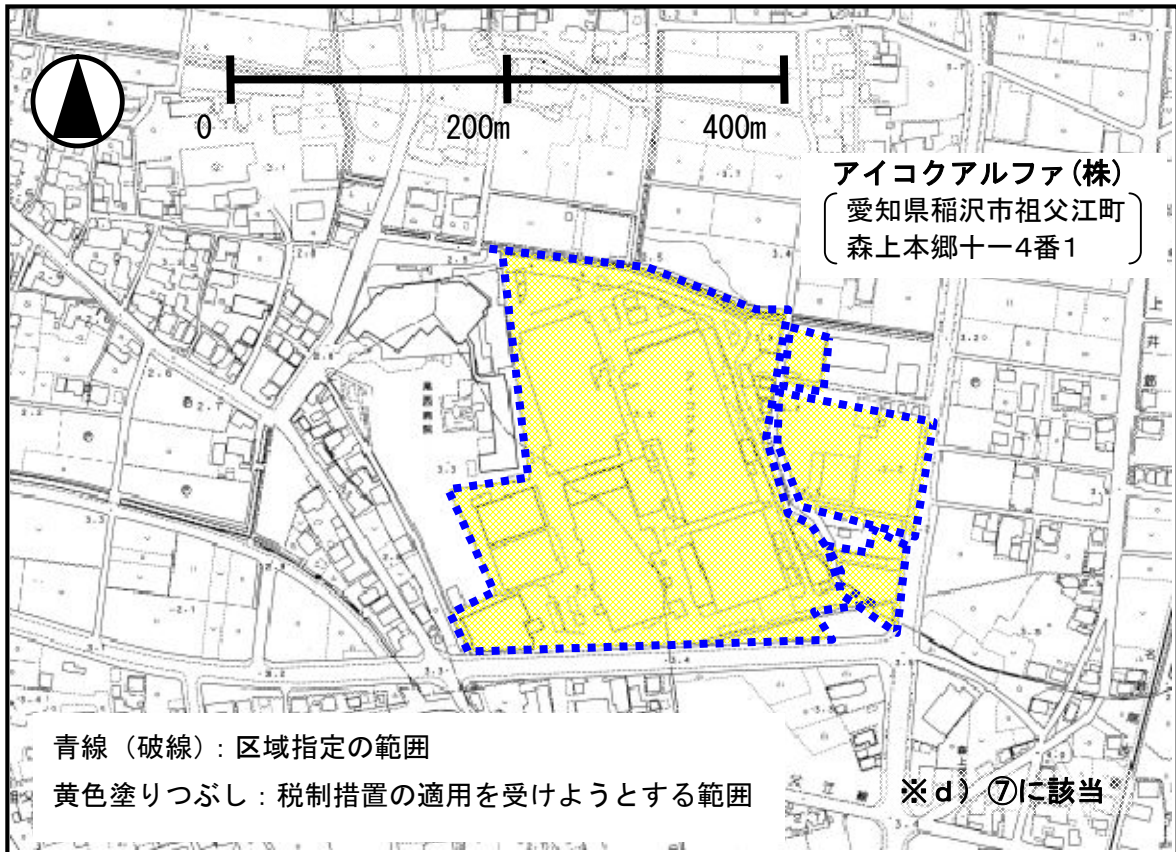
別添地図（別紙1-2【3/3】関係）（その10）

犬山市内地区



別添地図（別紙1－2【3／3】関係）（その12）

稲沢市内地区



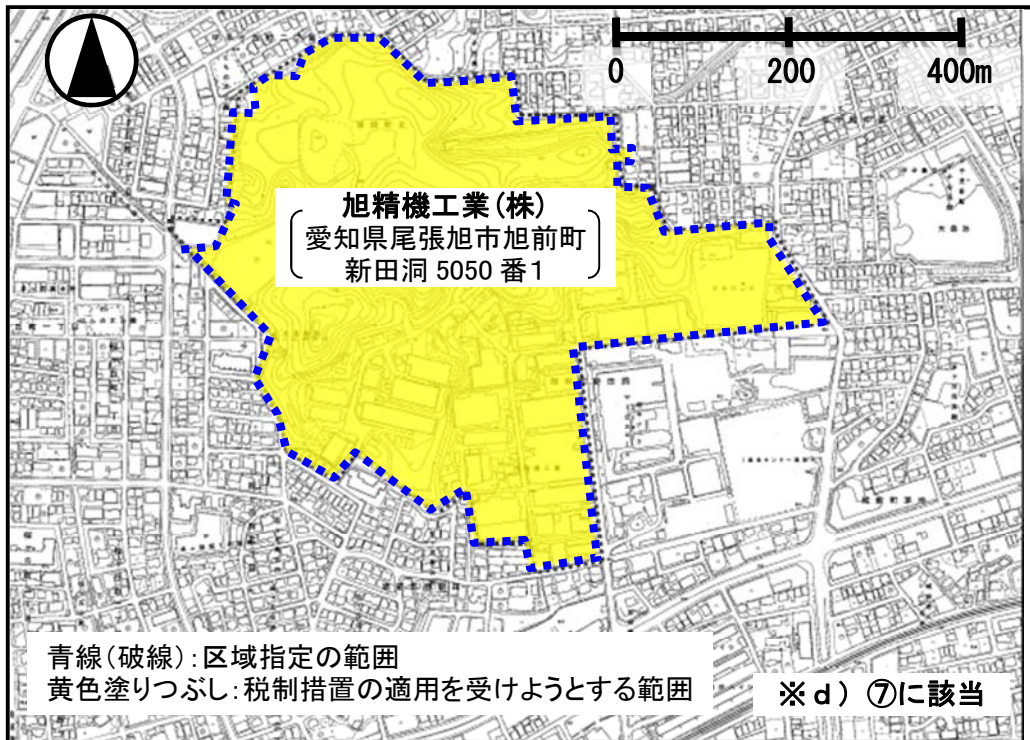
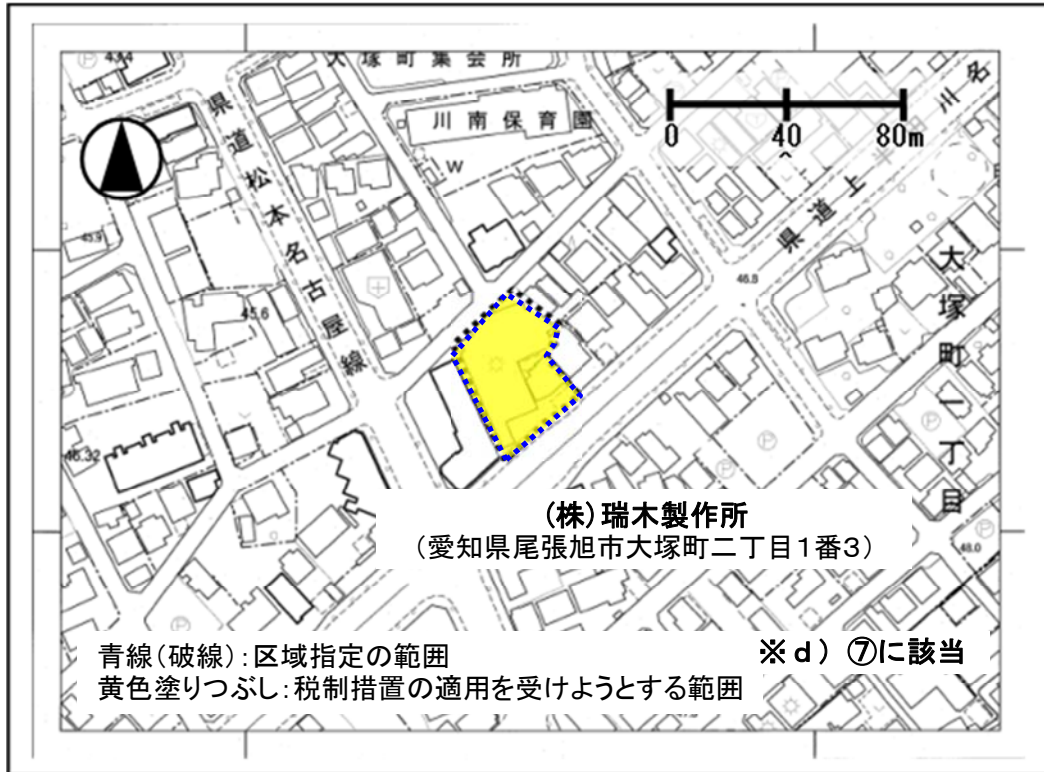
別添地図（別紙1-2【3/3】関係）（その13）

東海市内地区



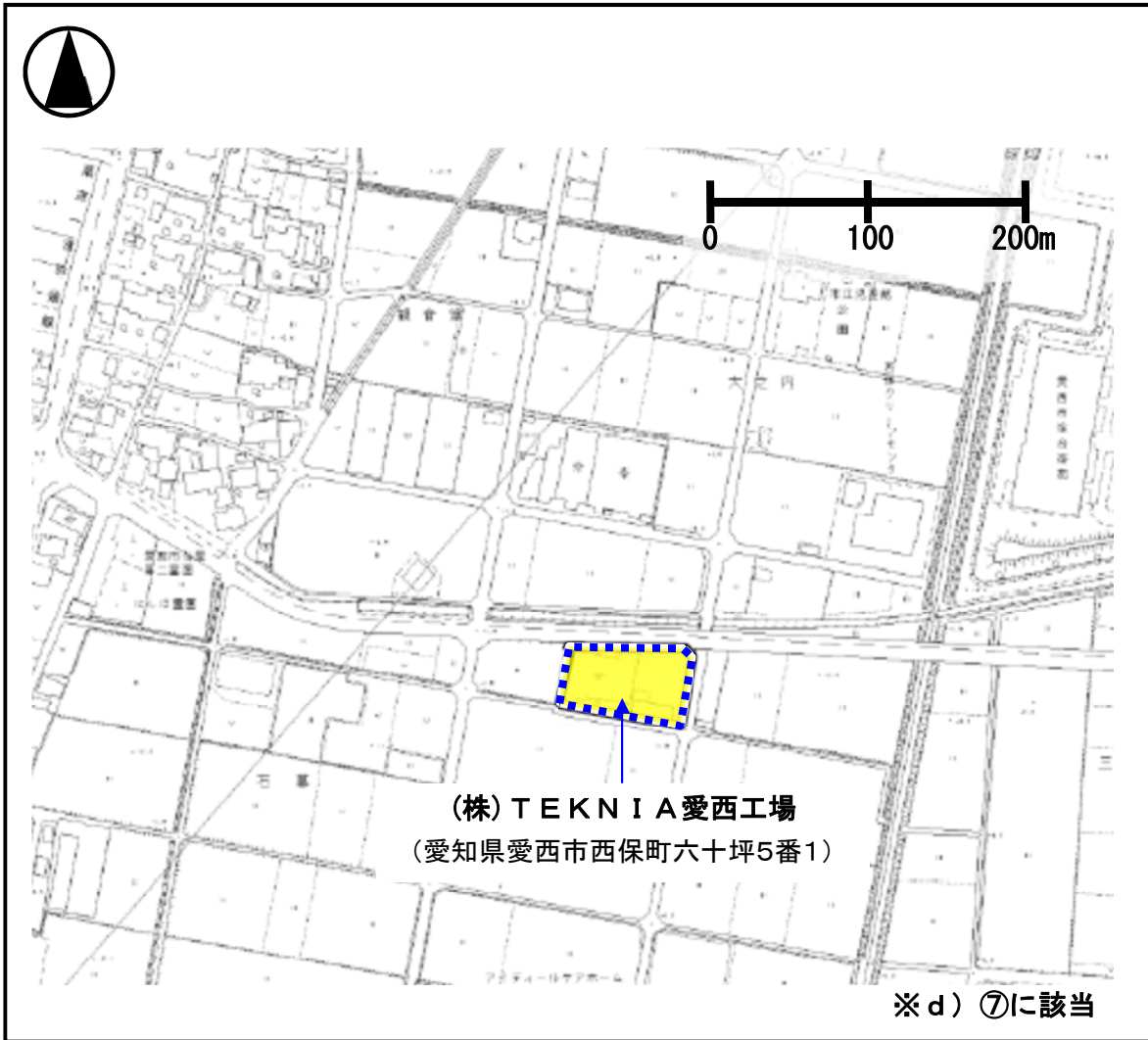
別添地図（別紙1-2【3/3】関係）（その14）

尾張旭市内地区



別添地図（別紙1－2【3／3】関係）（その15）

愛西市内地区

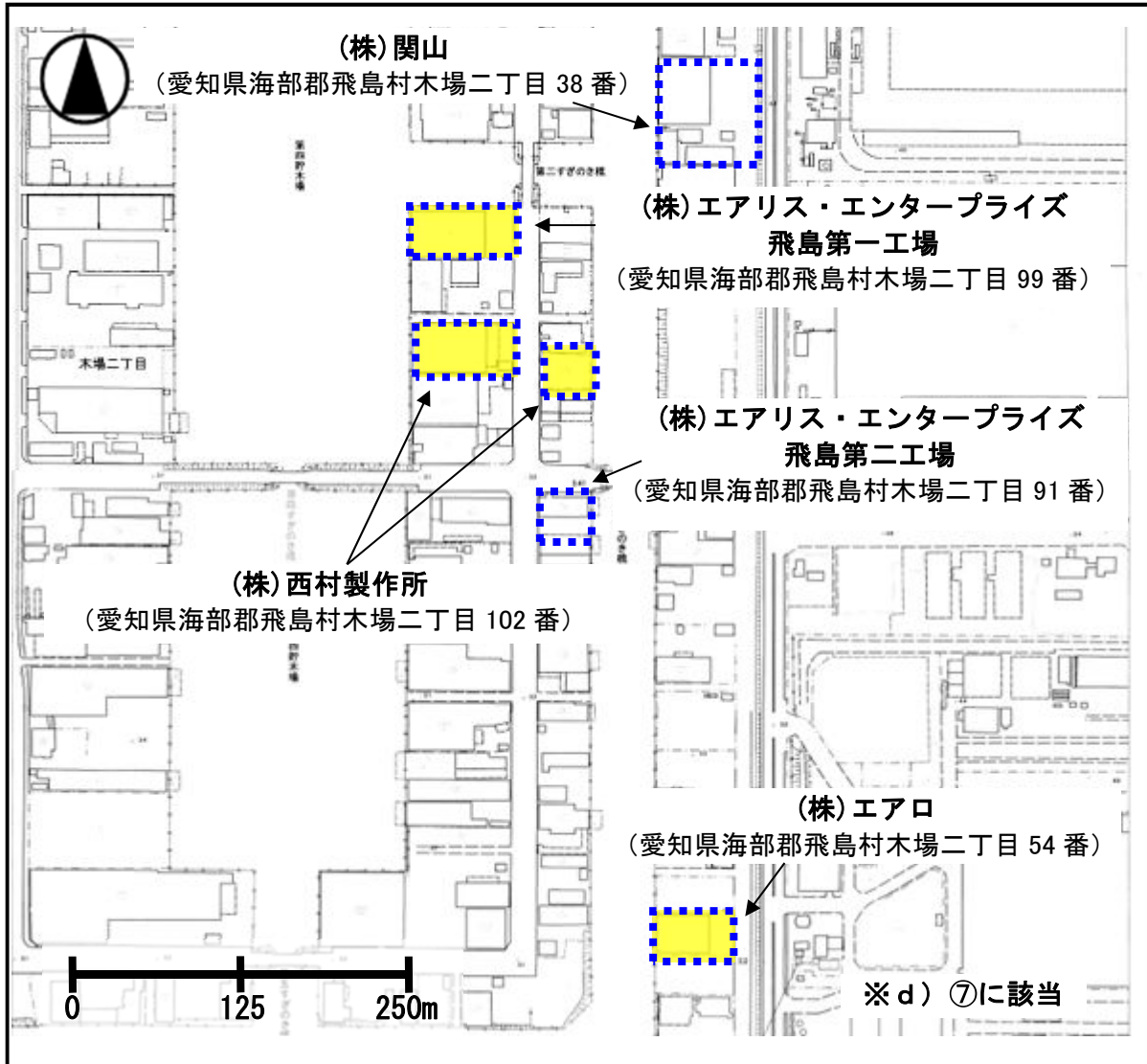


青線（破線）：区域指定の範囲

黄色塗りつぶし：税制措置の適用を受けようとする範囲

別添地図（別紙 1 - 2 【3 / 3】 関係）（その 17）

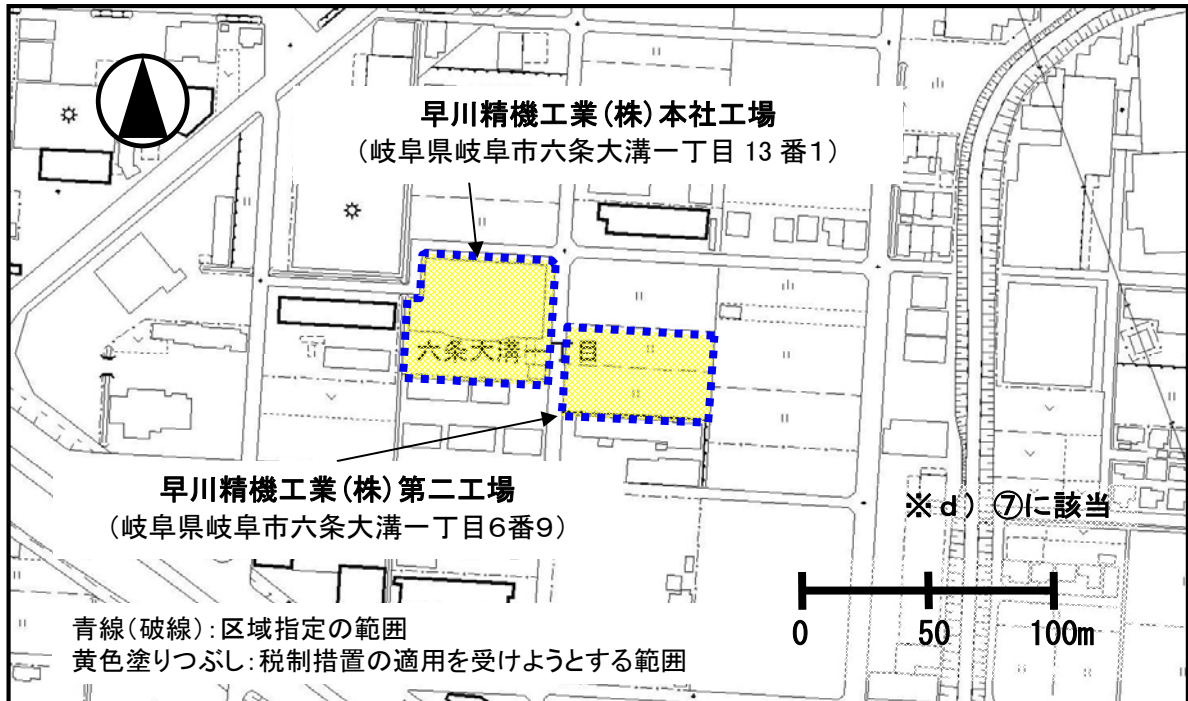
飛島村内地区



青線(破線): 区域指定の範囲
黄色塗りつぶし: 税制措置の適用を受けようとする範囲

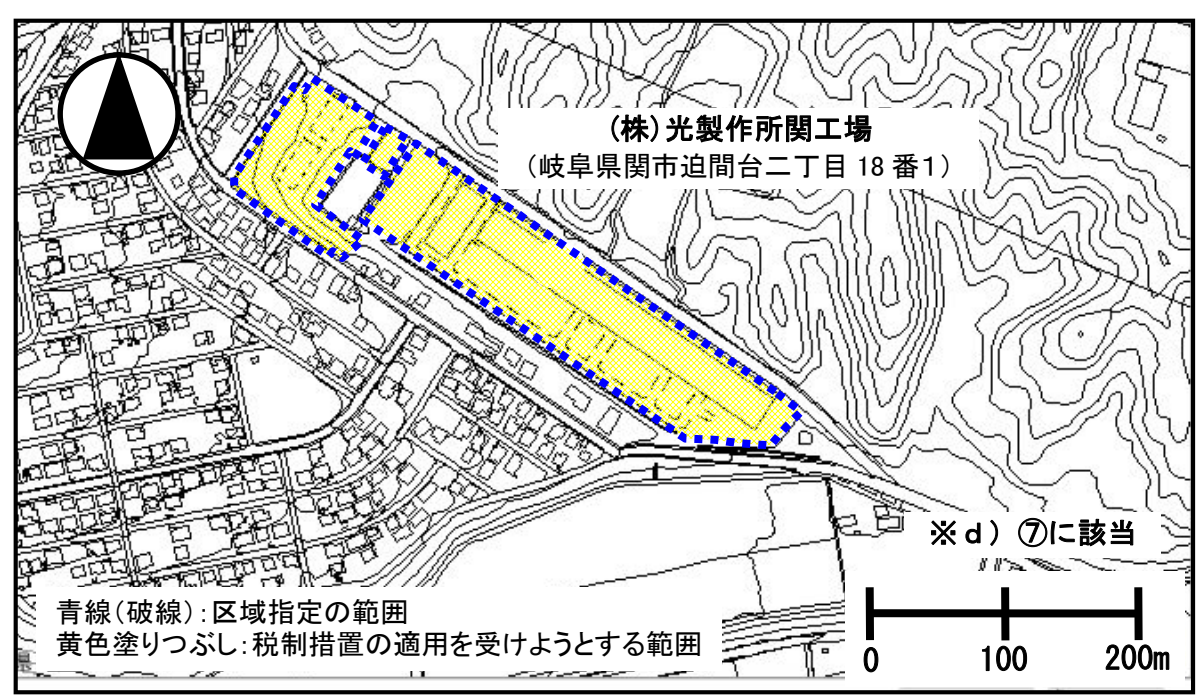
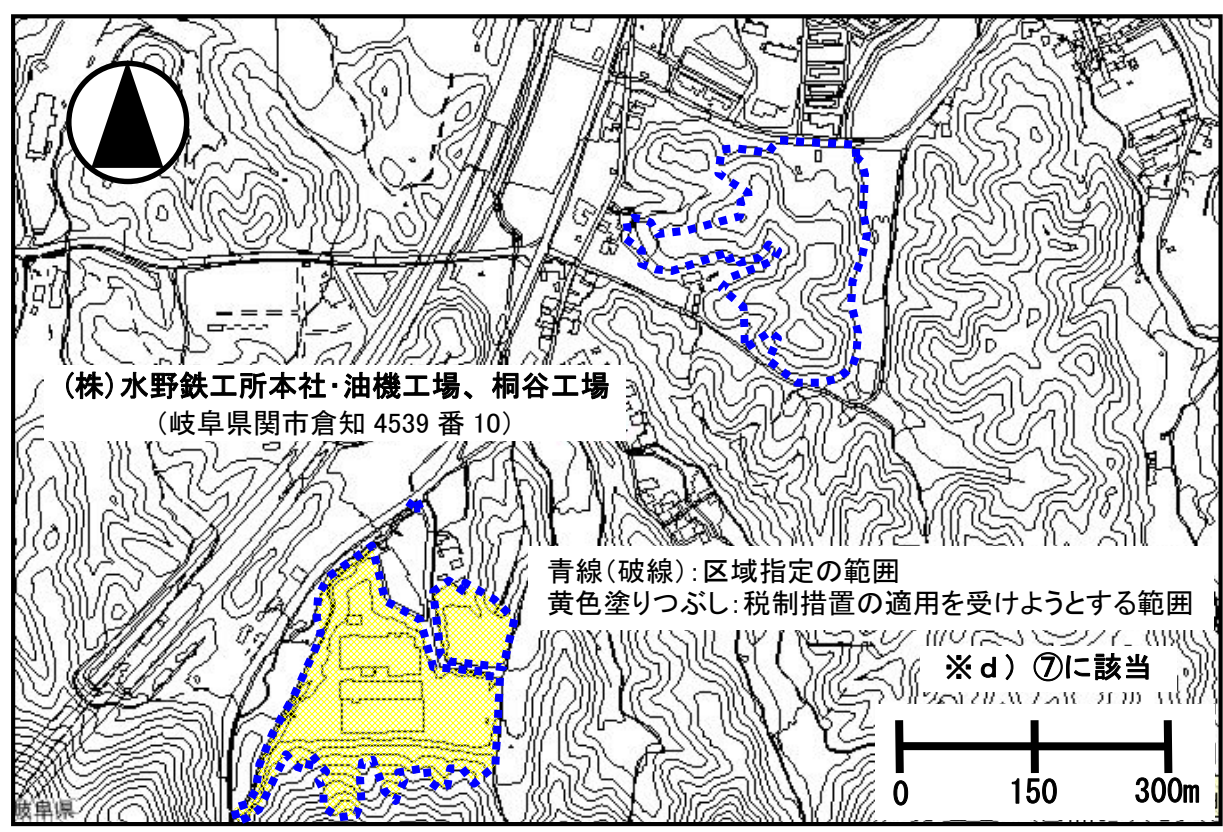
別添地図（別紙1-2【3/3】関係）（その18）

岐阜市内地区

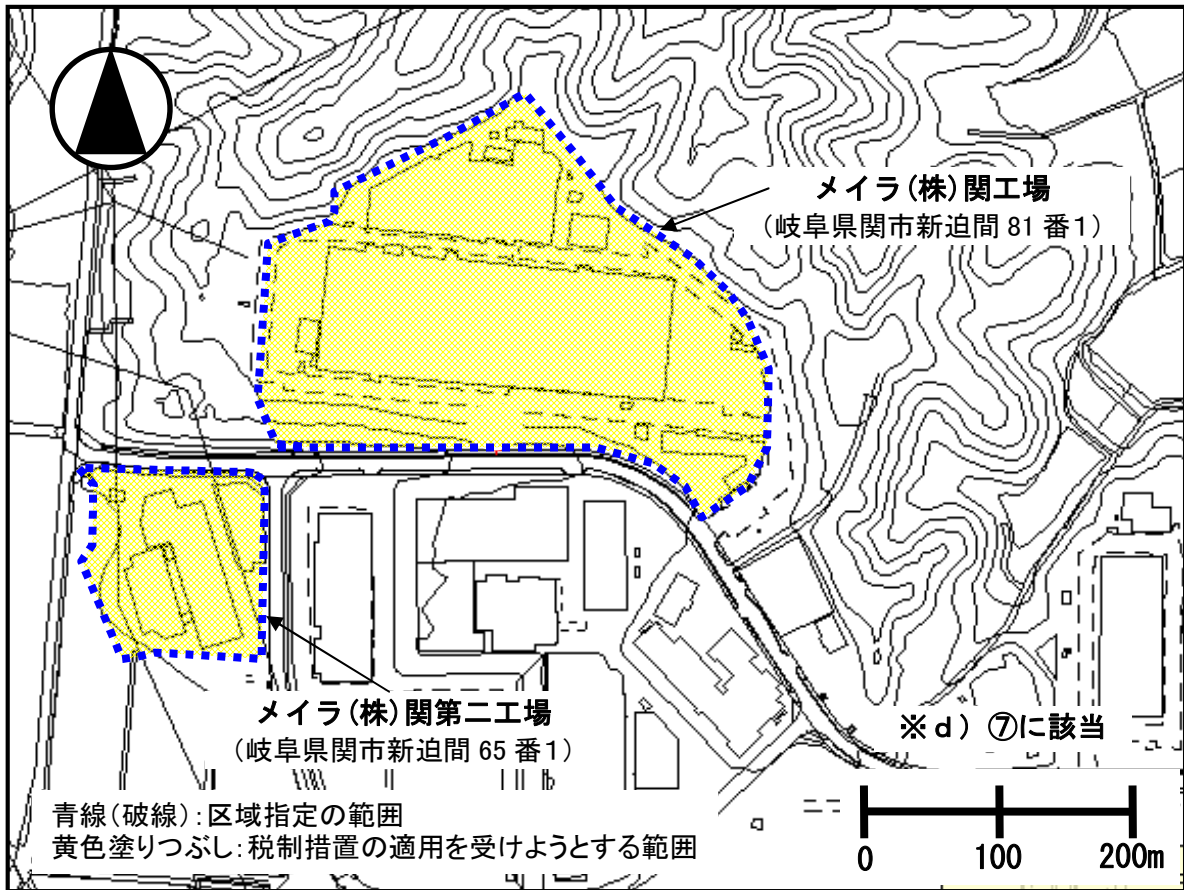


別添地図（別紙 1 - 2 【3 / 3】 関係）（その 19）

関市内地区（その 1）

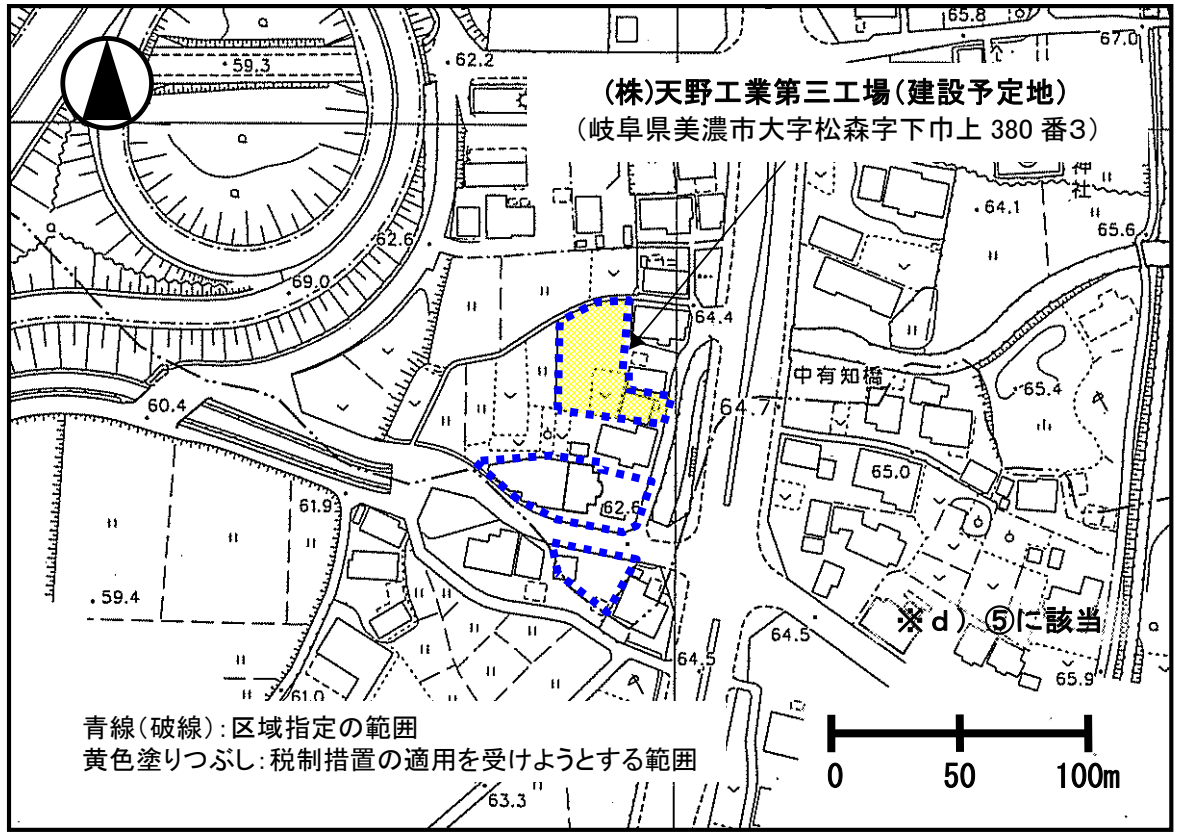


関市内地区（その2）



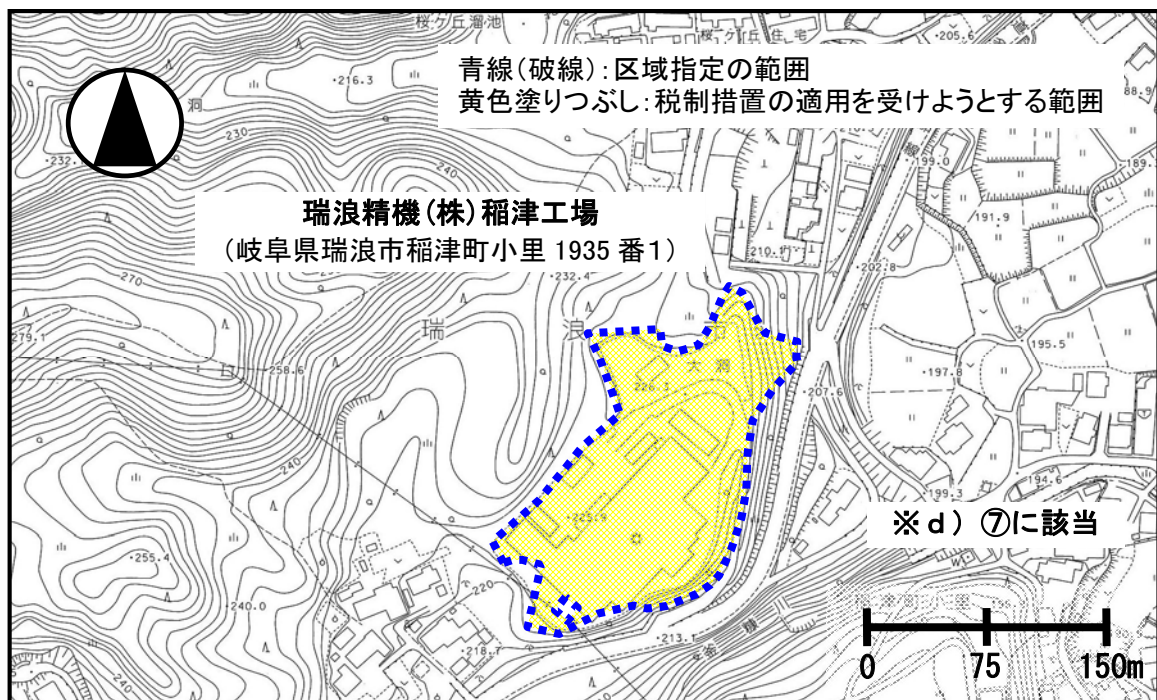
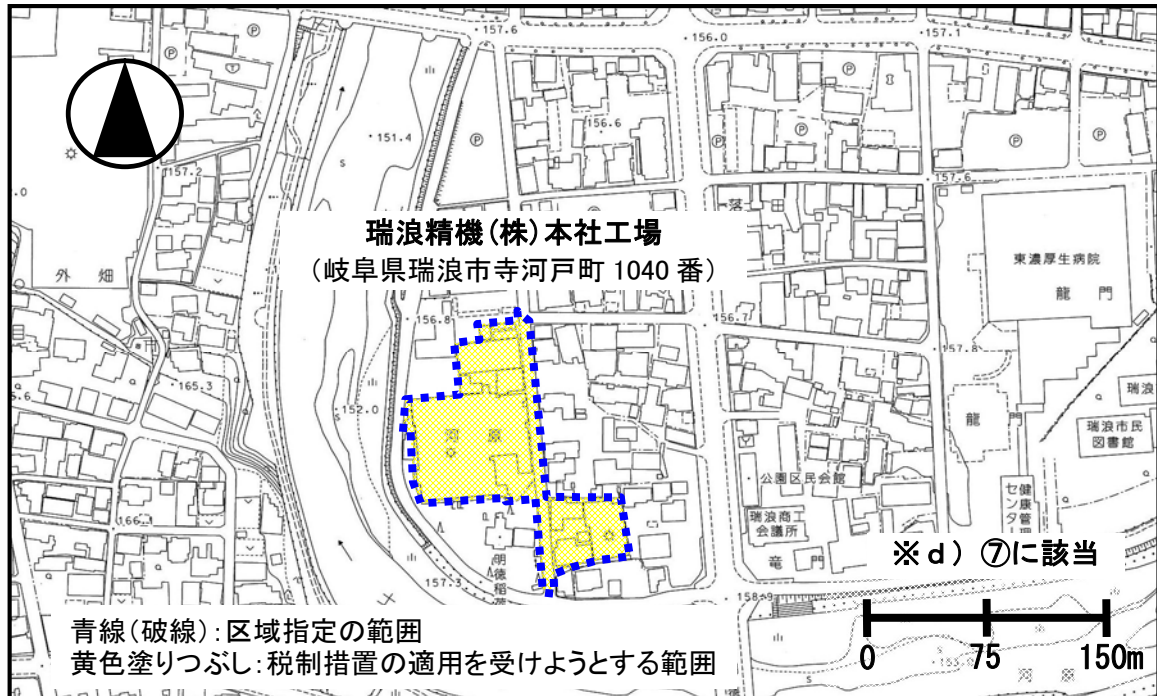
別添地図（別紙1-2【3/3】関係）（その20）

美濃市内地区



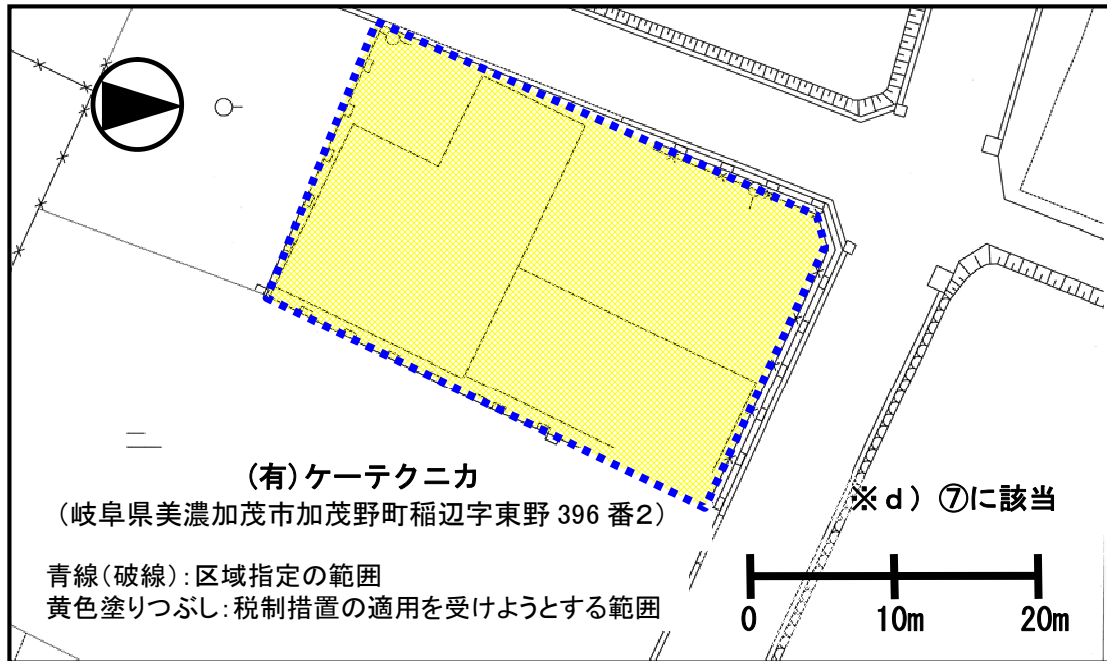
別添地図（別紙 1 - 2 【3 / 3】 関係）（その 21）

瑞浪市内地区



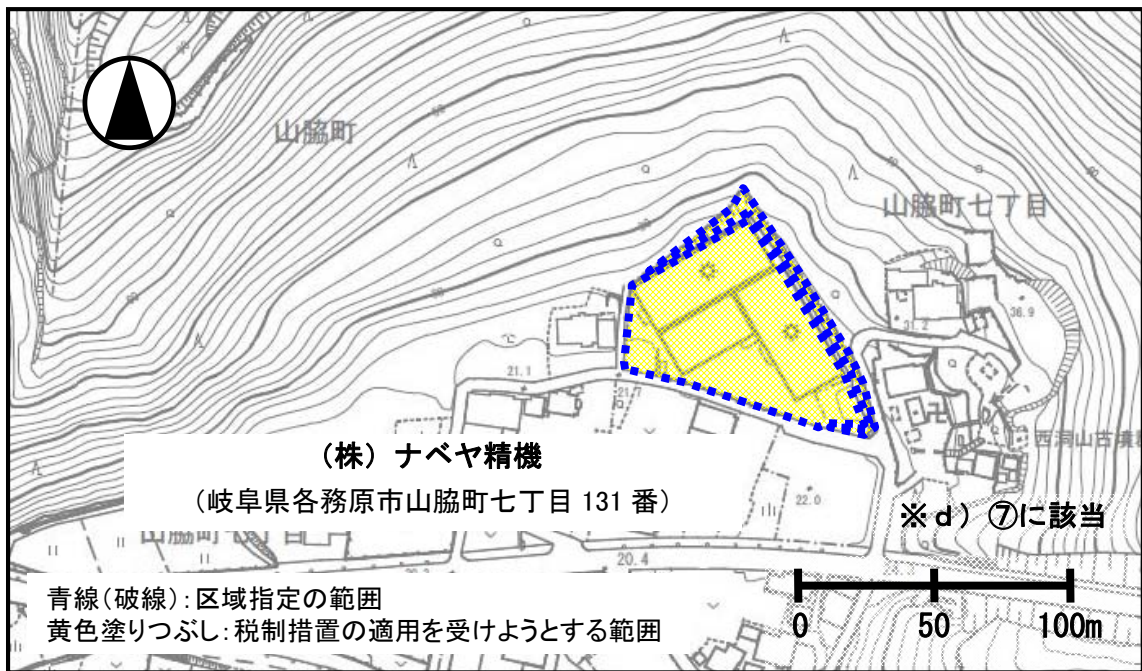
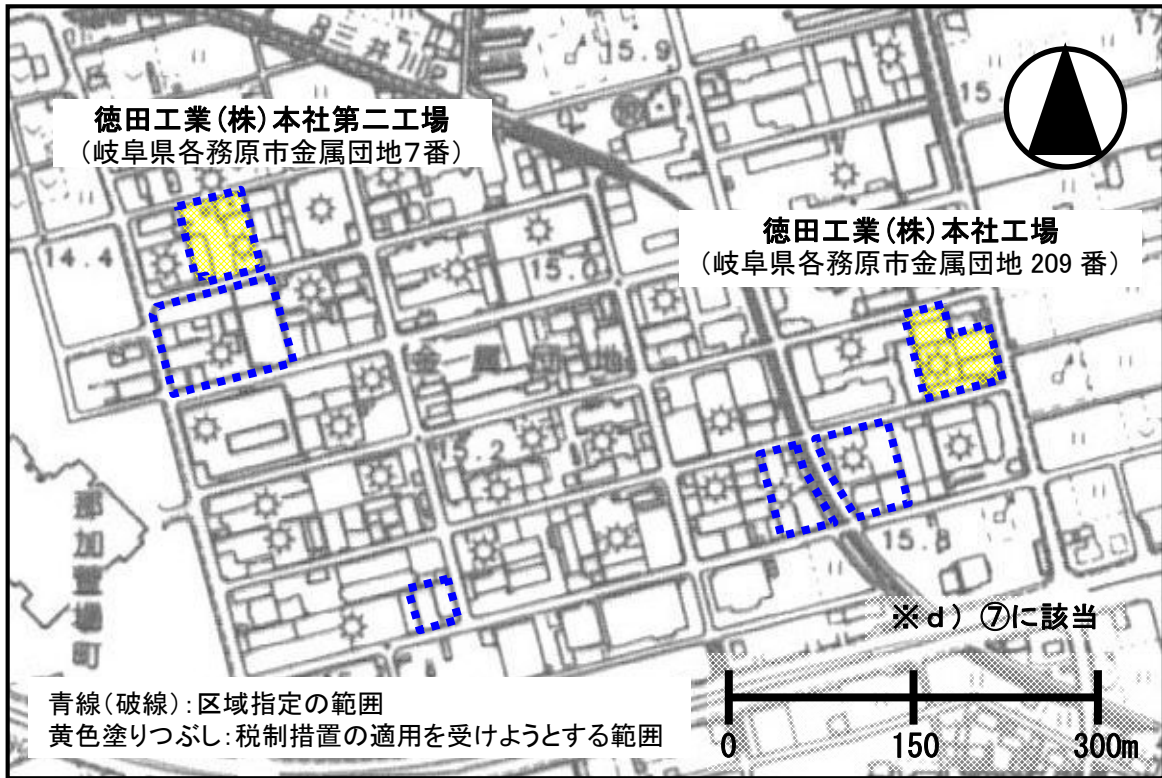
別添地図（別紙 1 - 2 【3 / 3】 関係）（その 22）

美濃加茂市内地区

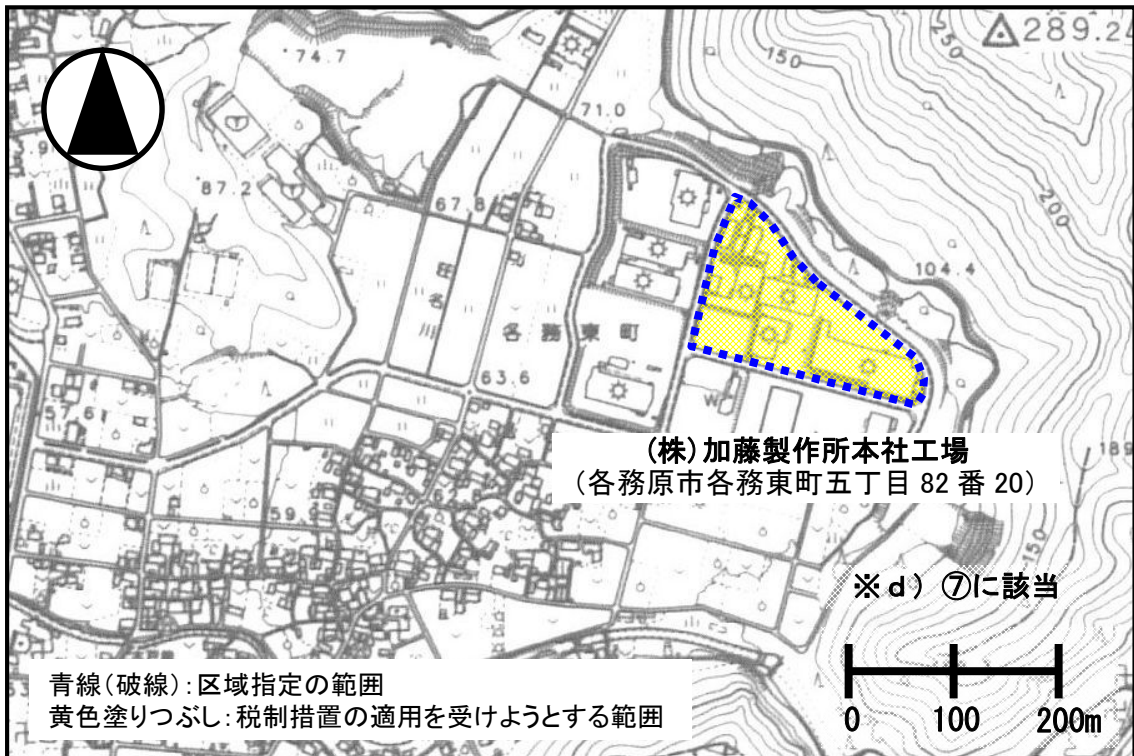
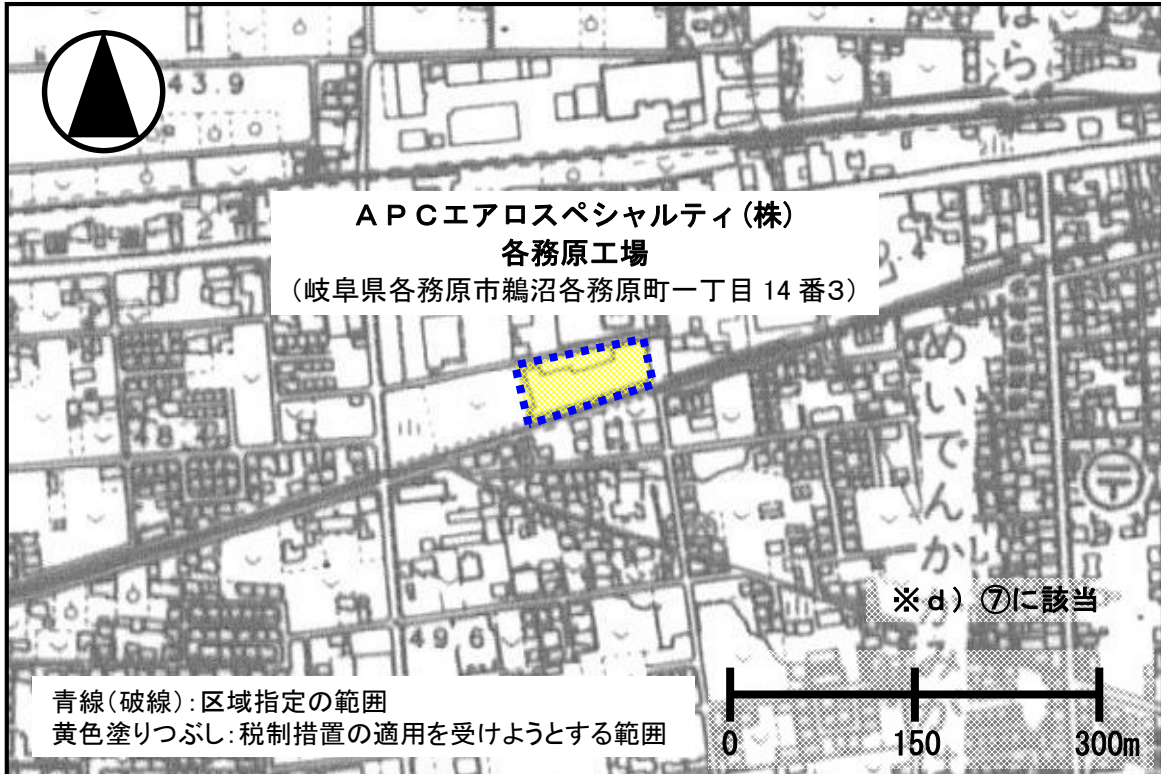


別添地図（別紙 1 - 2 【3 / 3】 関係）（その 23）

各務原市内地区（その 1）

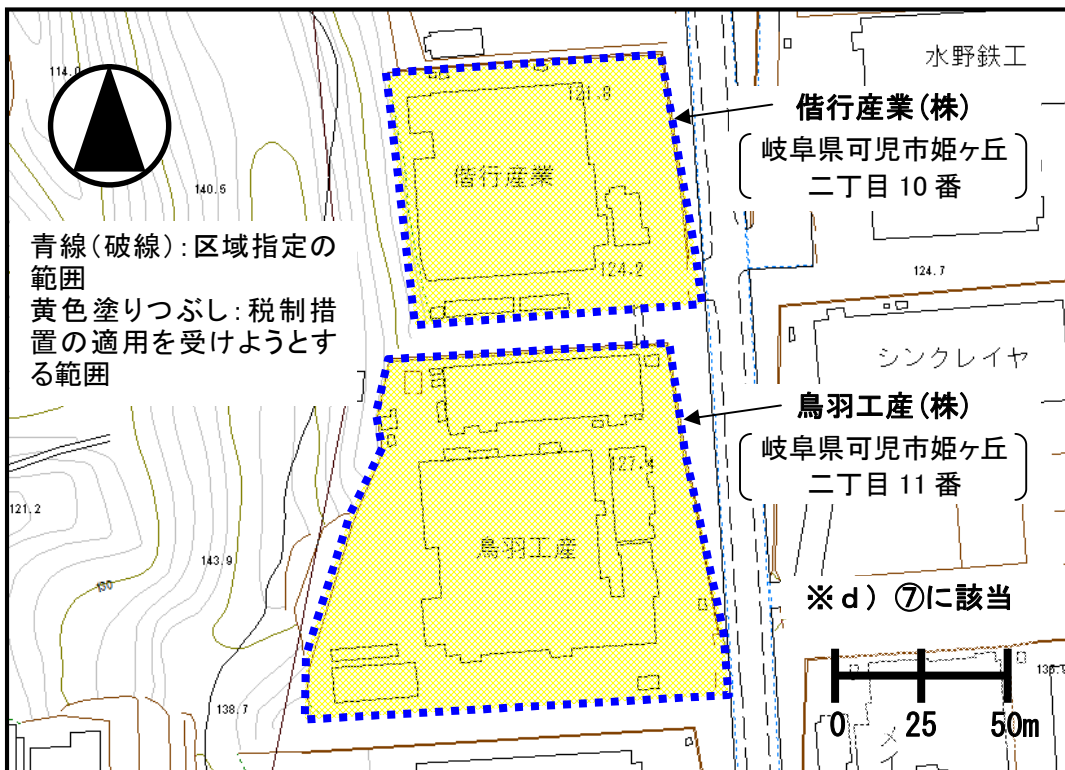
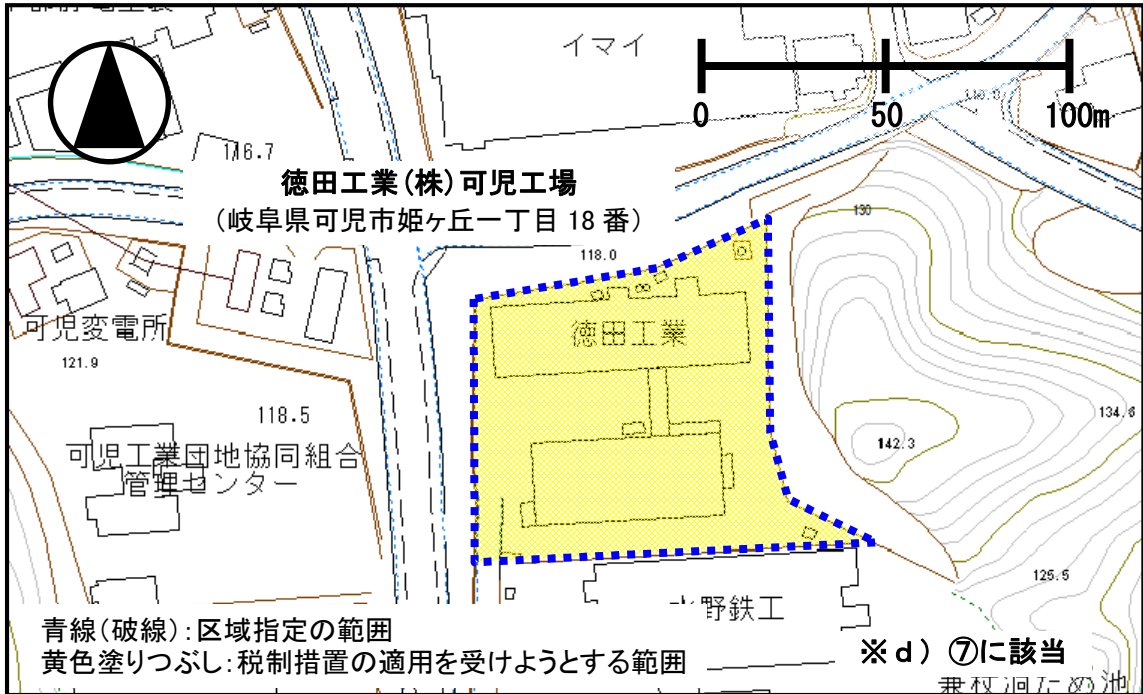


各務原市内地区（その2）



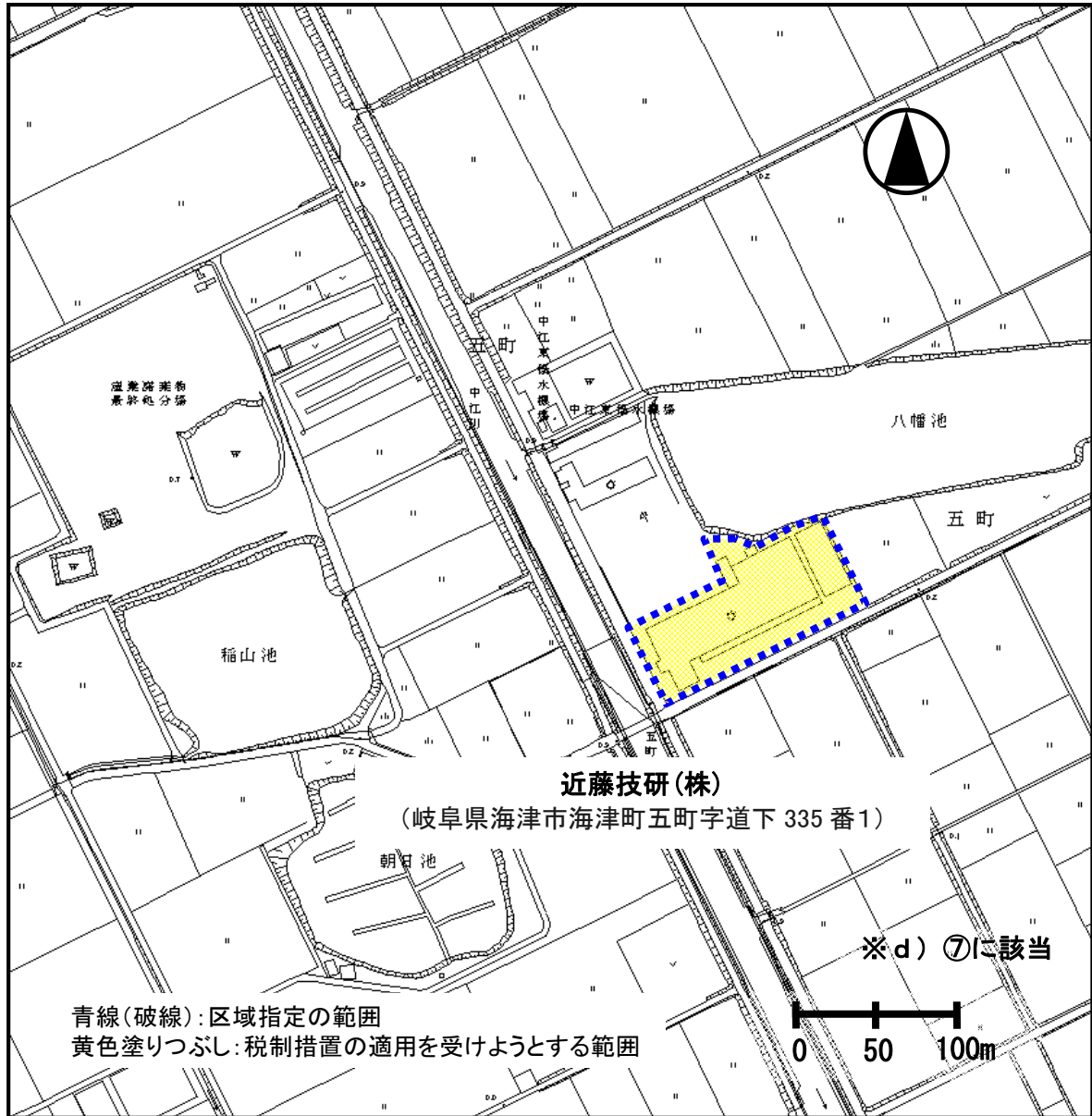
別添地図（別紙1-2【3/3】関係）（その24）

可児市内地区



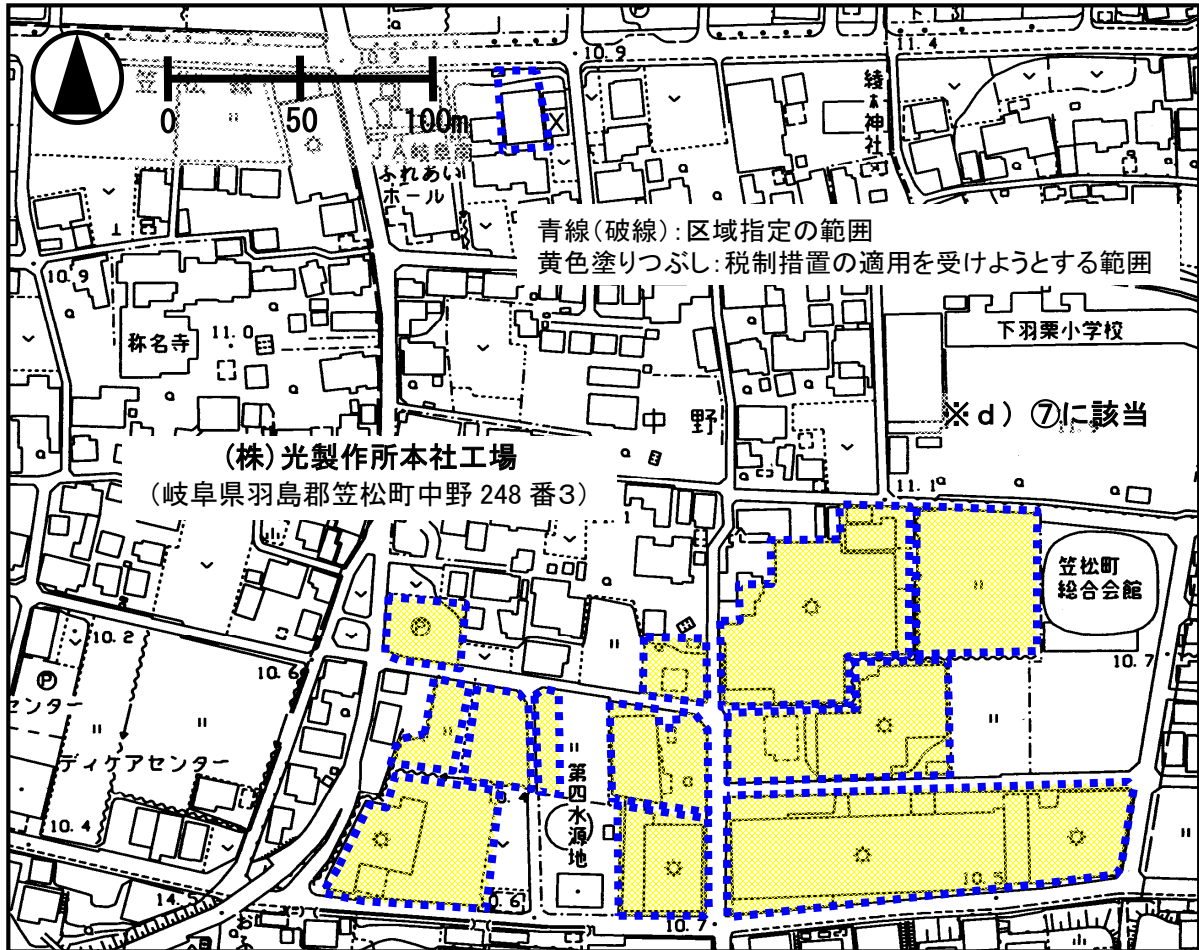
別添地図（別紙 1 - 2 【3 / 3】 関係）（その 25）

海津市内地区



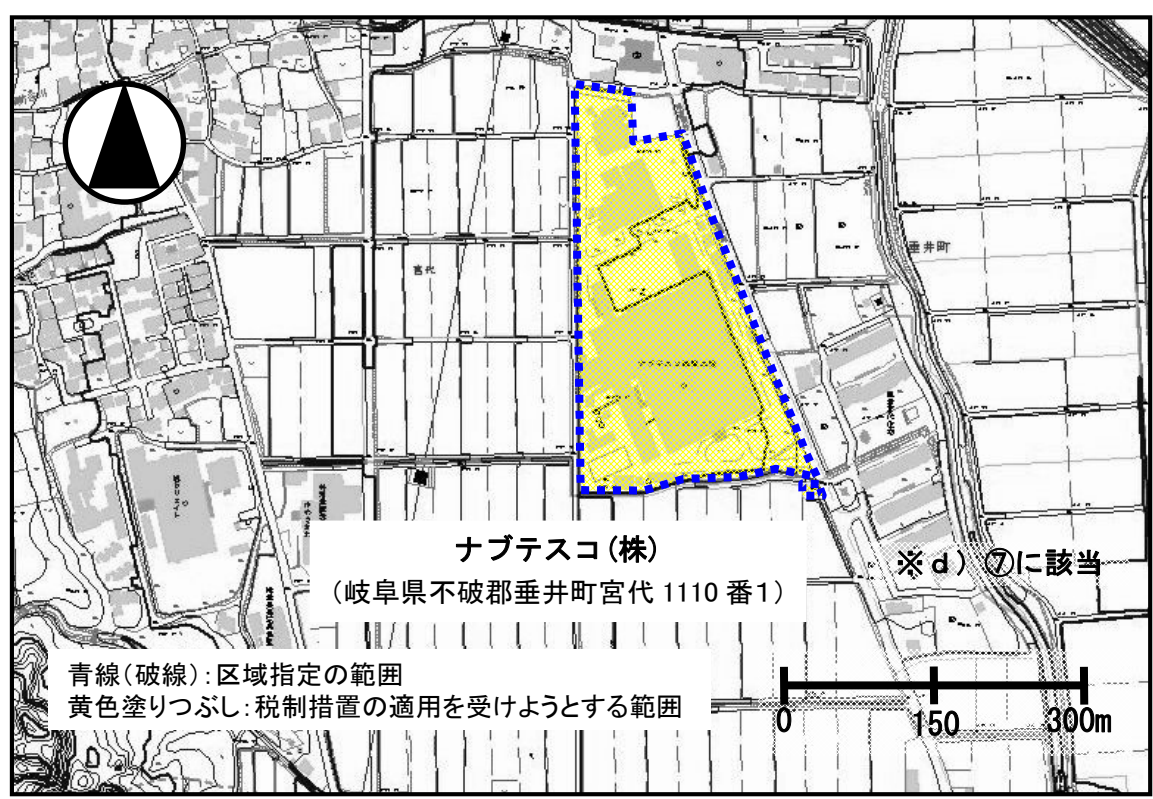
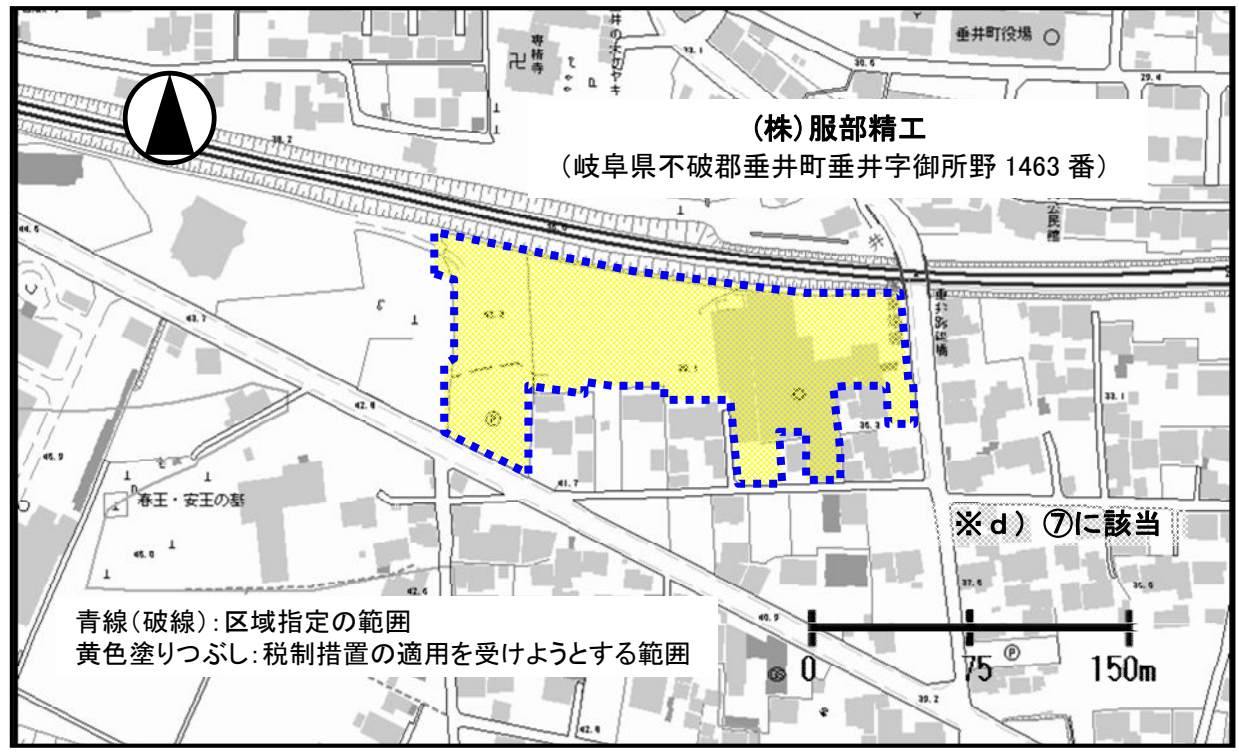
別添地図（別紙1-2【3/3】関係）（その26）

笠松町内地区



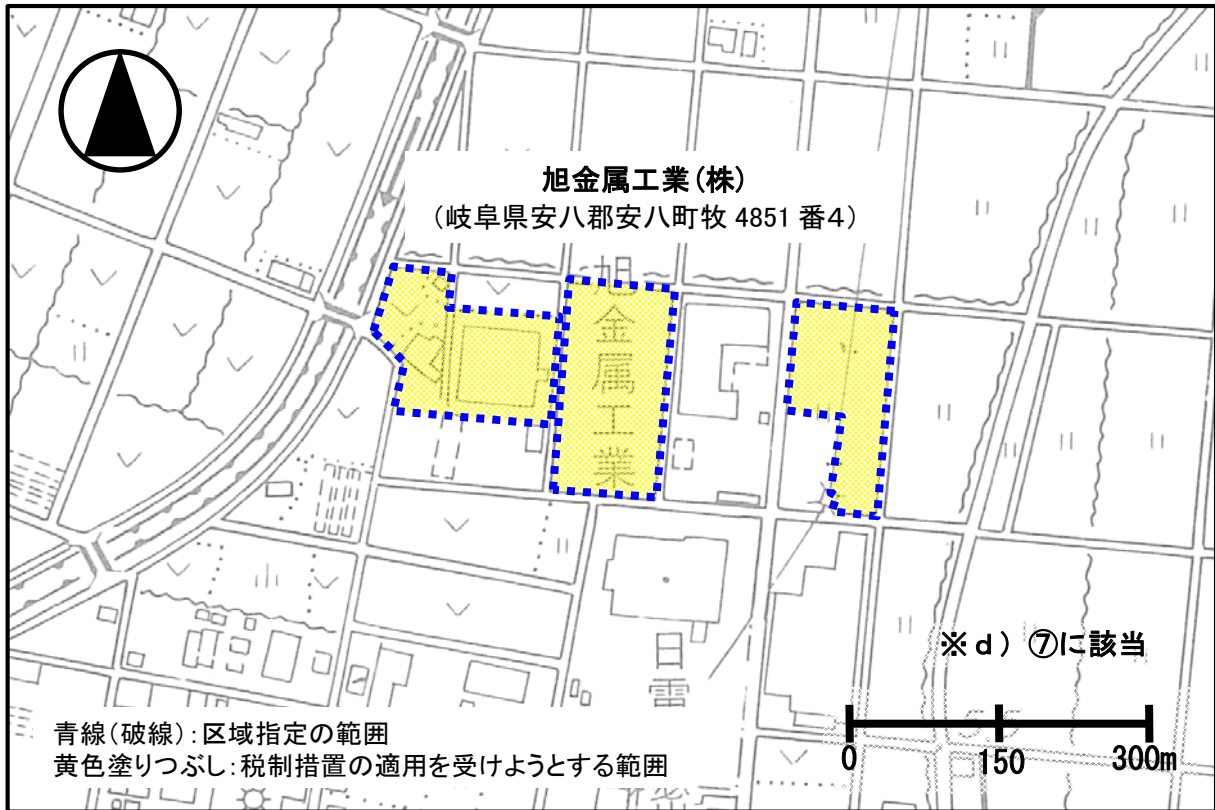
別添地図（別紙1-2【3/3】関係）（その27）

垂井町内地区



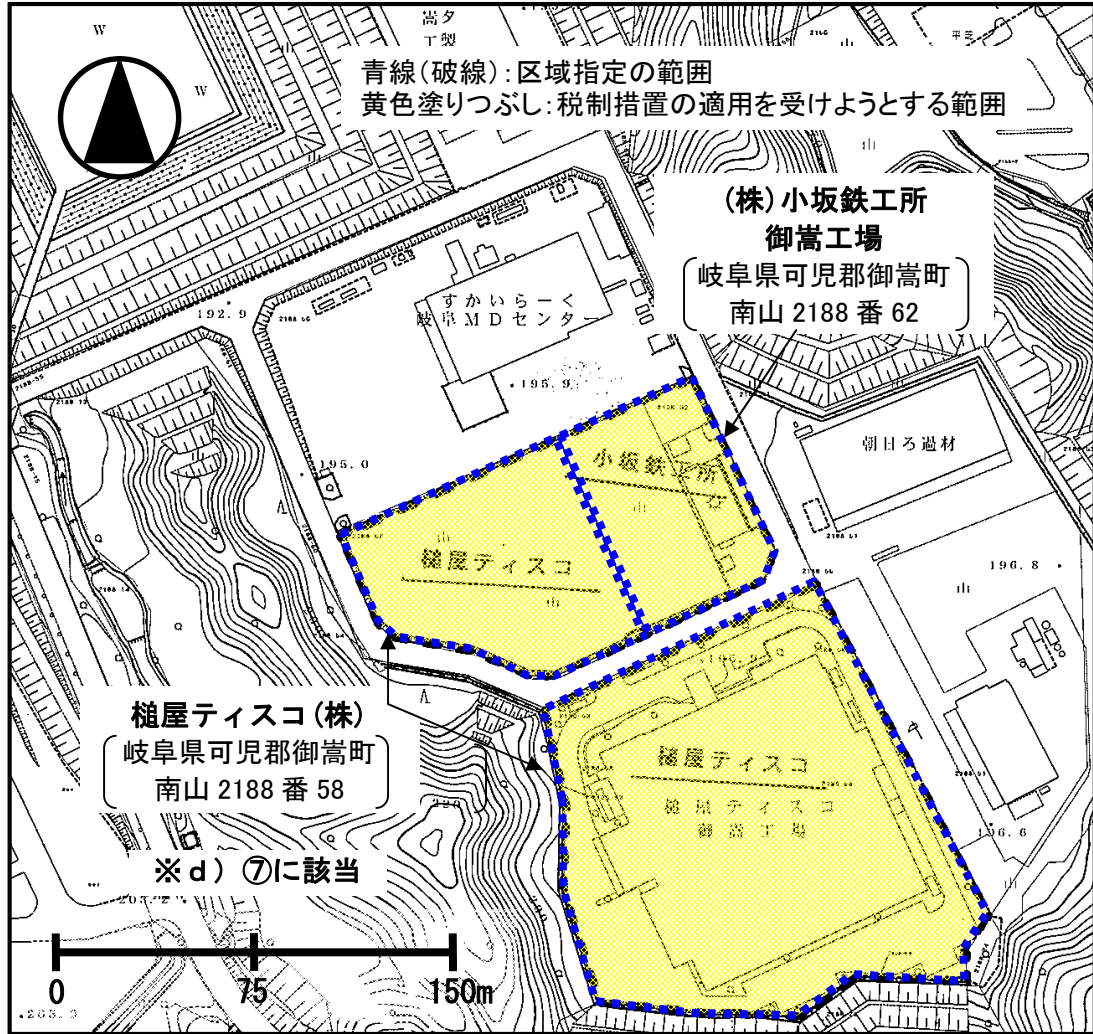
別添地図（別紙 1 - 2 【3 / 3】 関係）（その 28）

安八町内地区



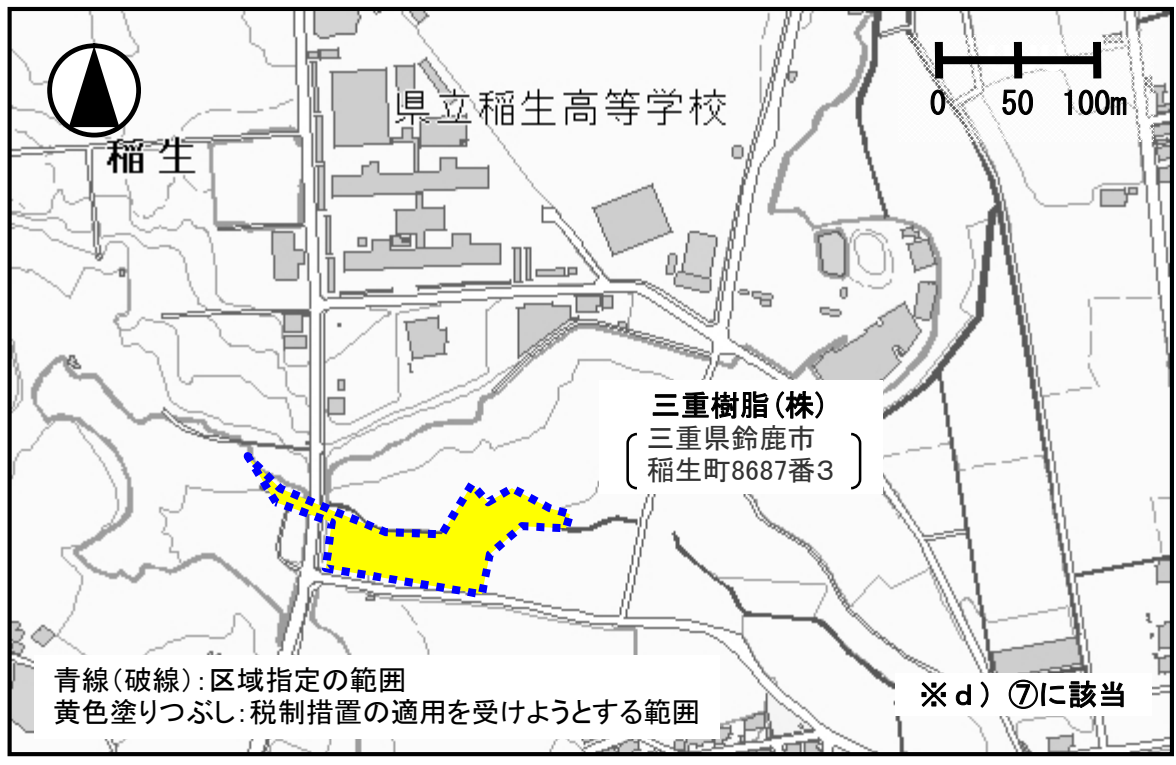
別添地図（別紙1-2【3/3】関係）（その29）

御嵩町内地区



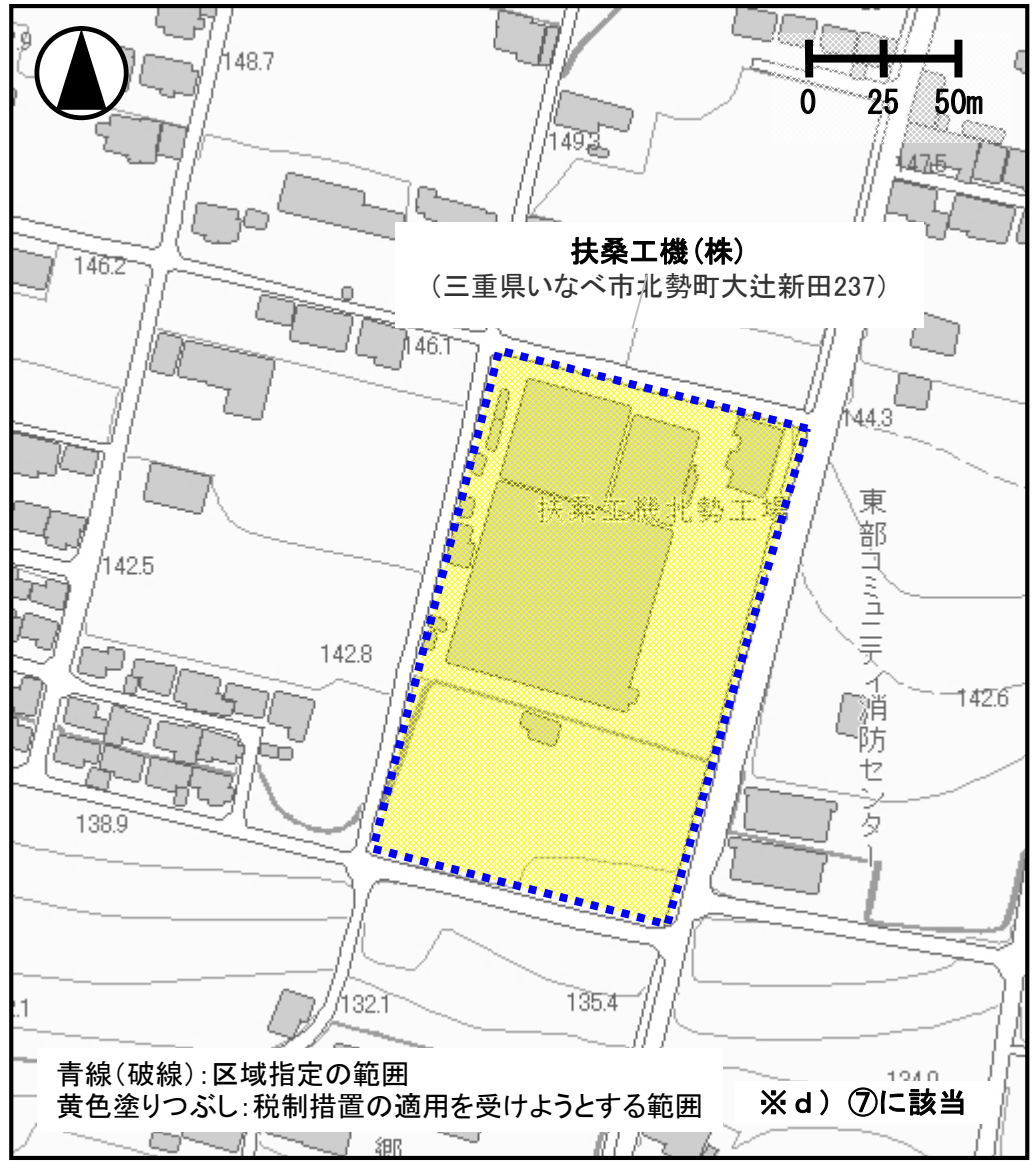
別添地図（別紙1-2【3/3】関係）（その30）

鈴鹿市内地区



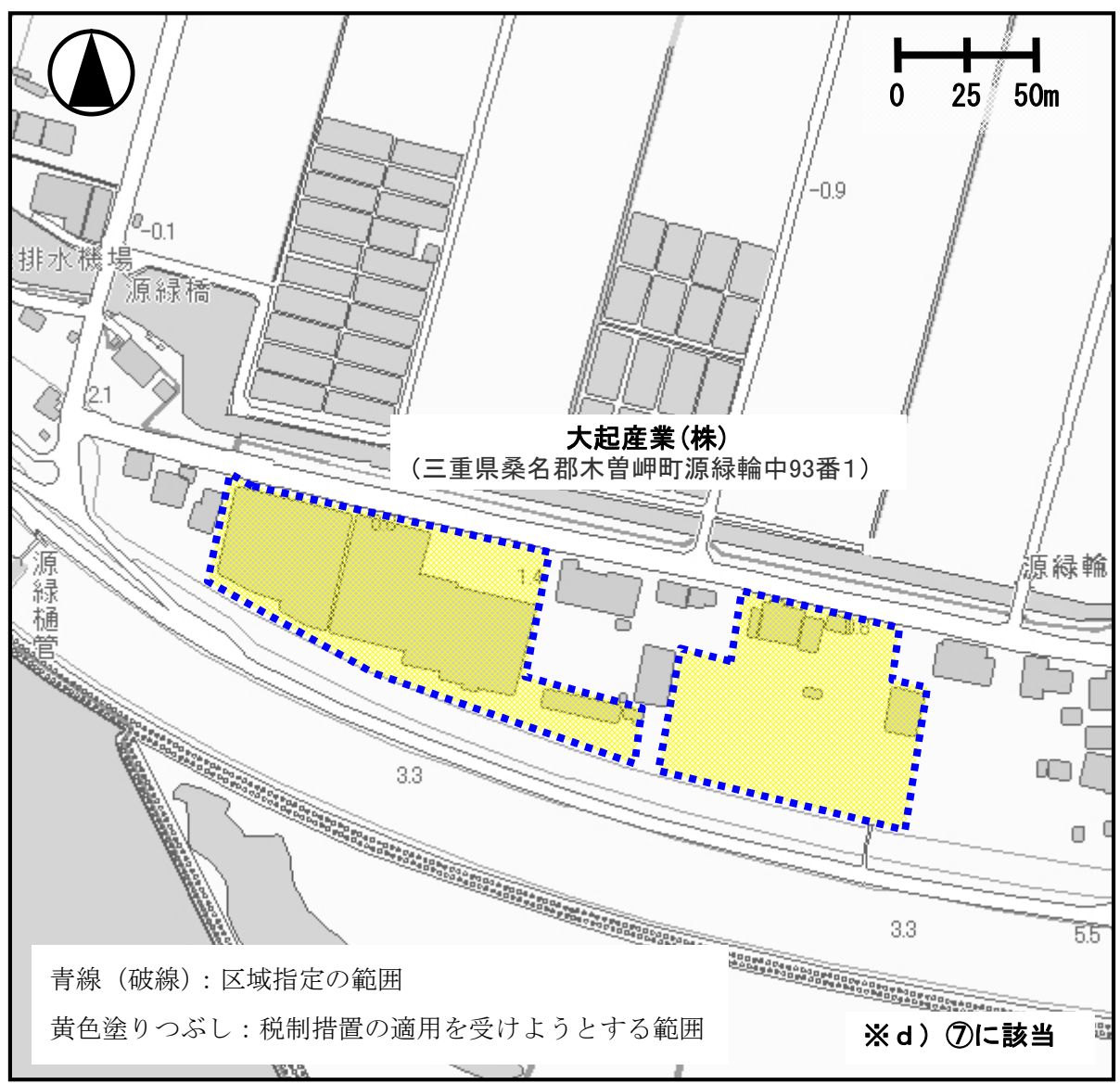
別添地図（別紙 1 - 2 【3 / 3】 関係）（その 31）

いなべ市内地区



別添地図（別紙 1 - 2 【3 / 3】 関係）（その 32）

木曾岬町内地区



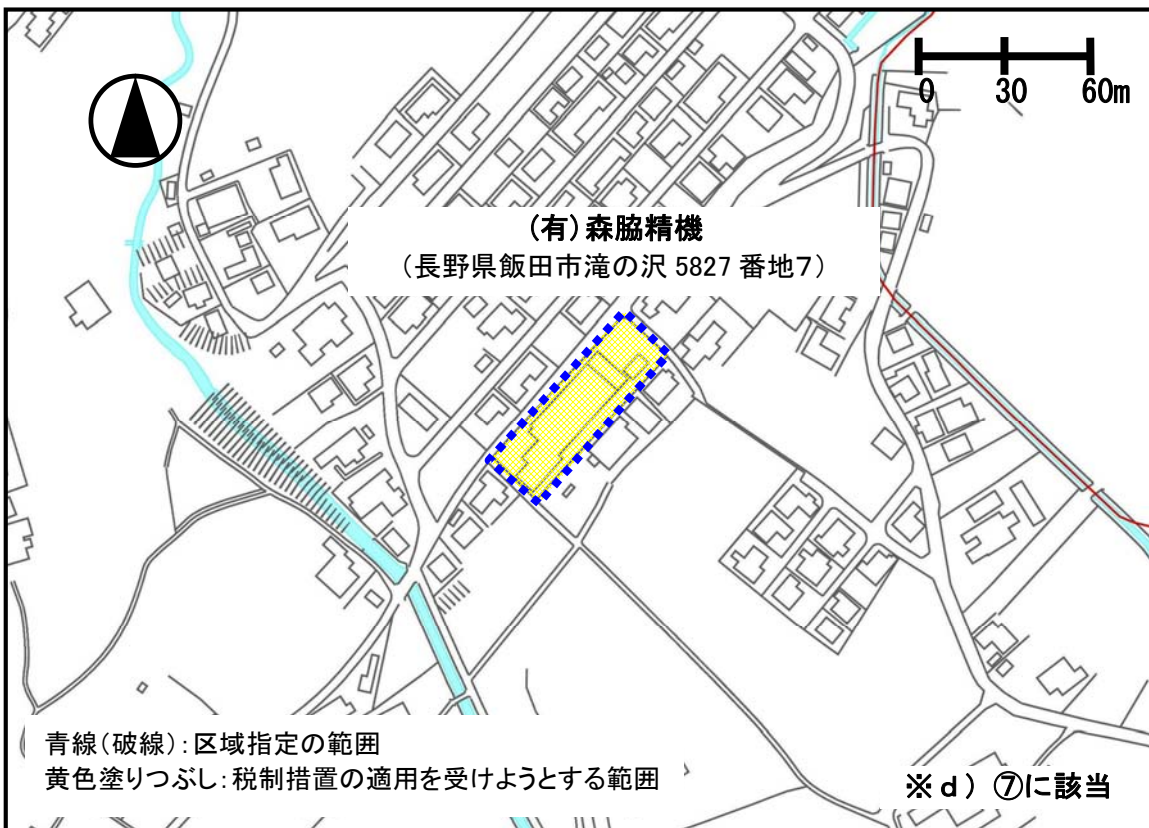
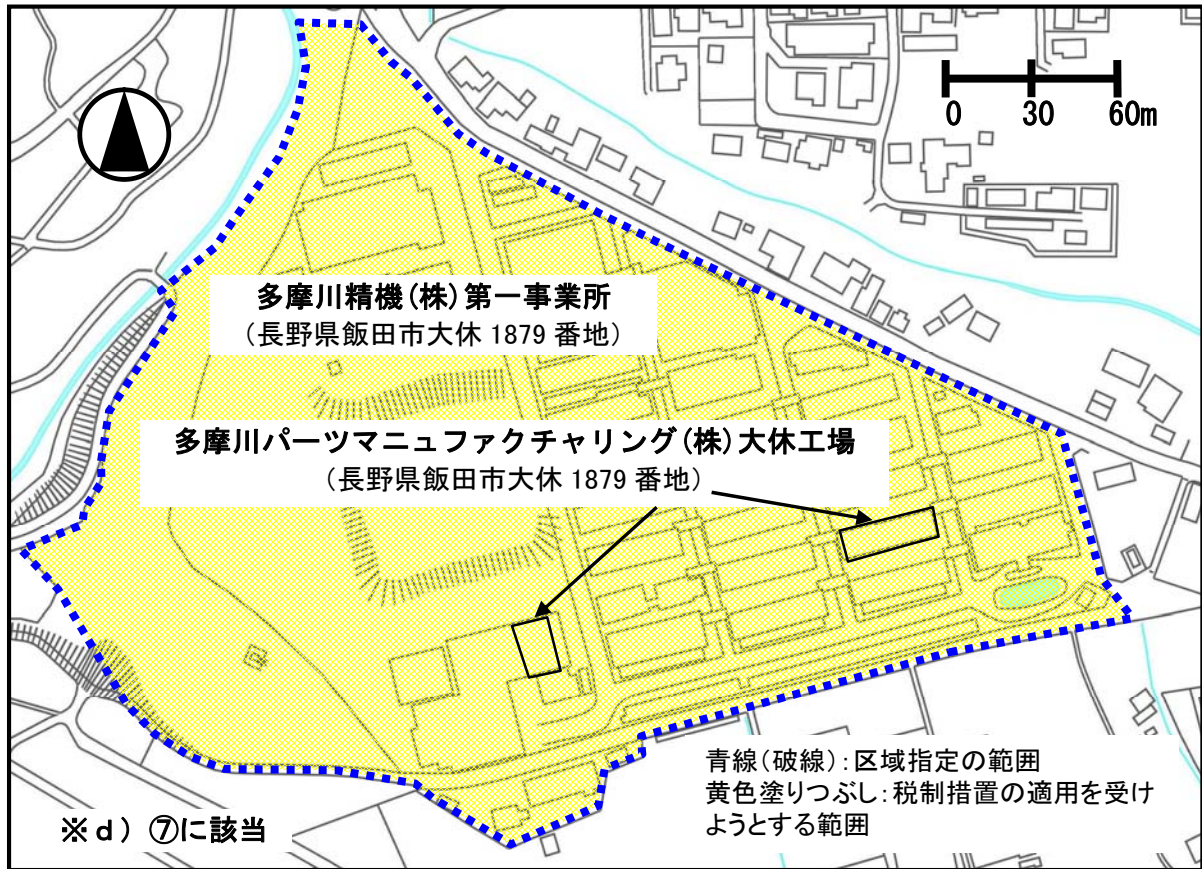
青線（破線）：区域指定の範囲

黄色塗りつぶし：税制措置の適用を受けようとする範囲

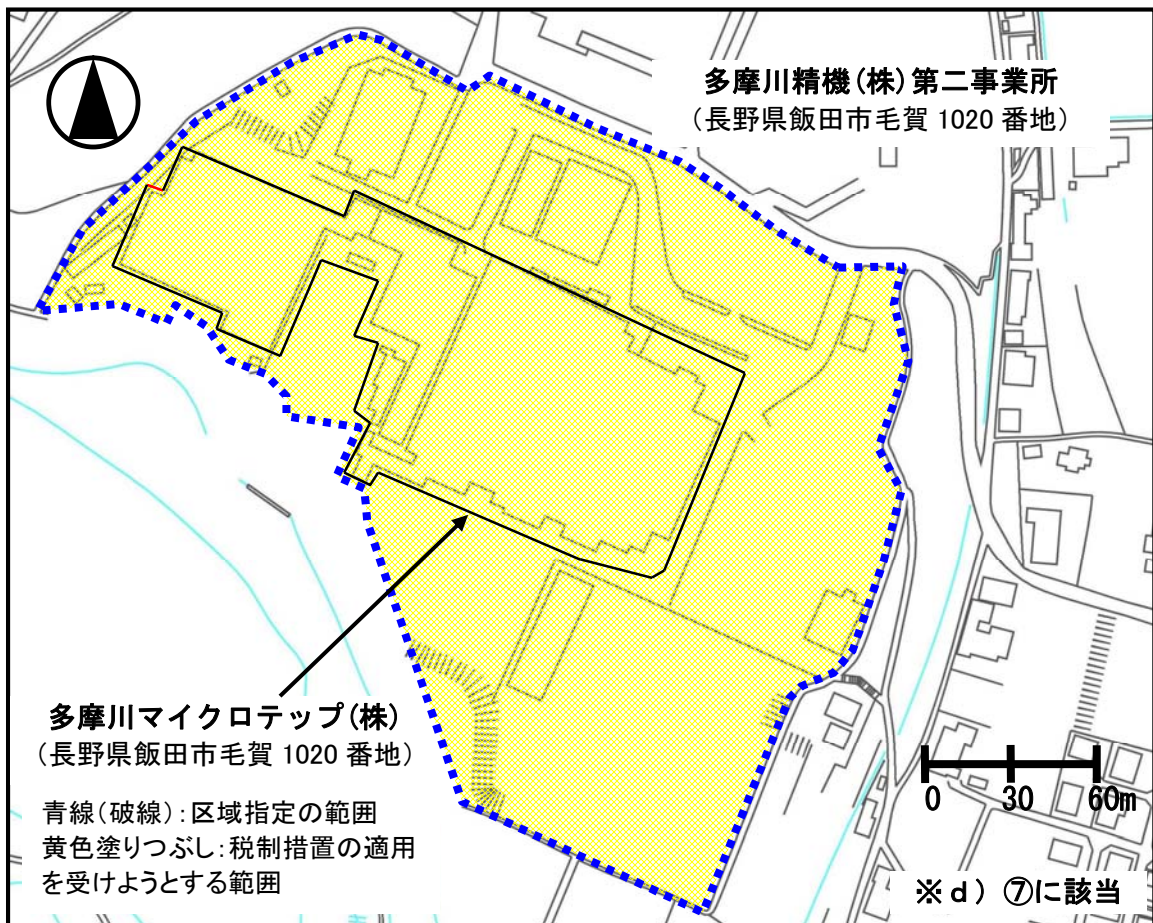
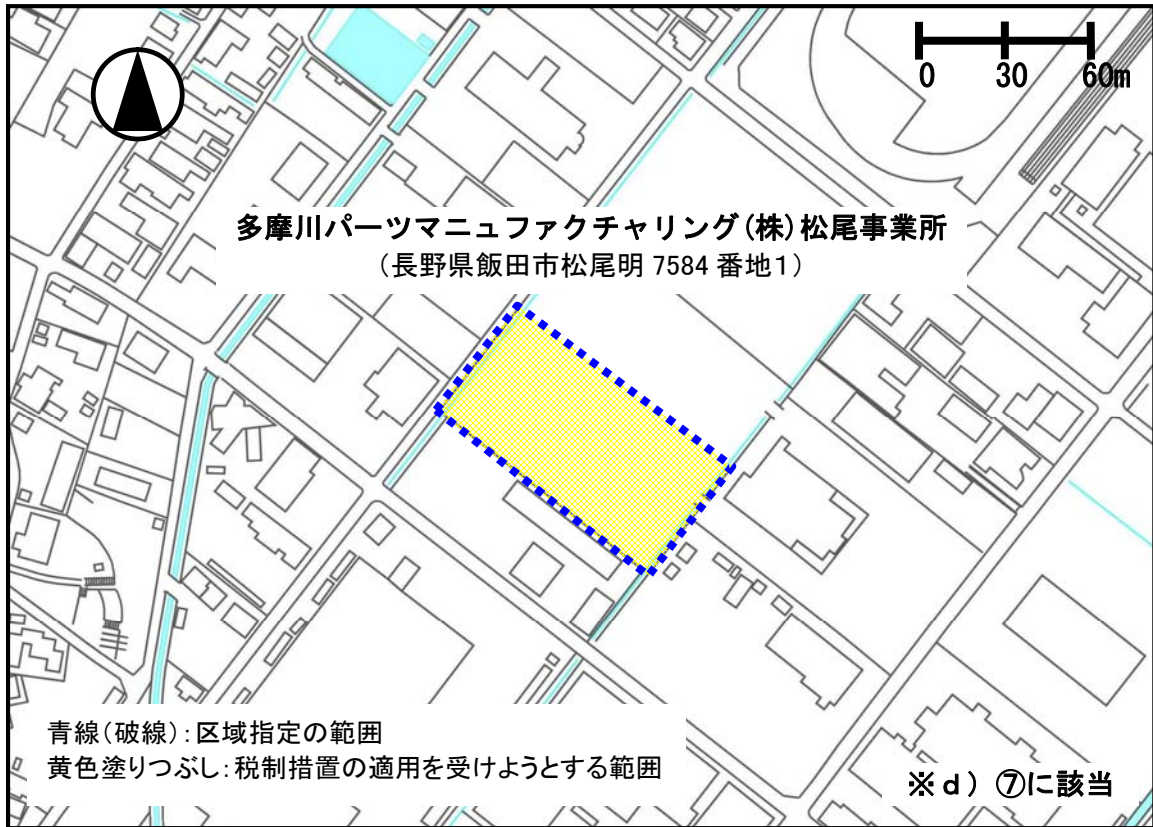
※ d) ⑦に該当

別添地図（別紙 1 - 2 【3 / 3】 関係）（その 33）

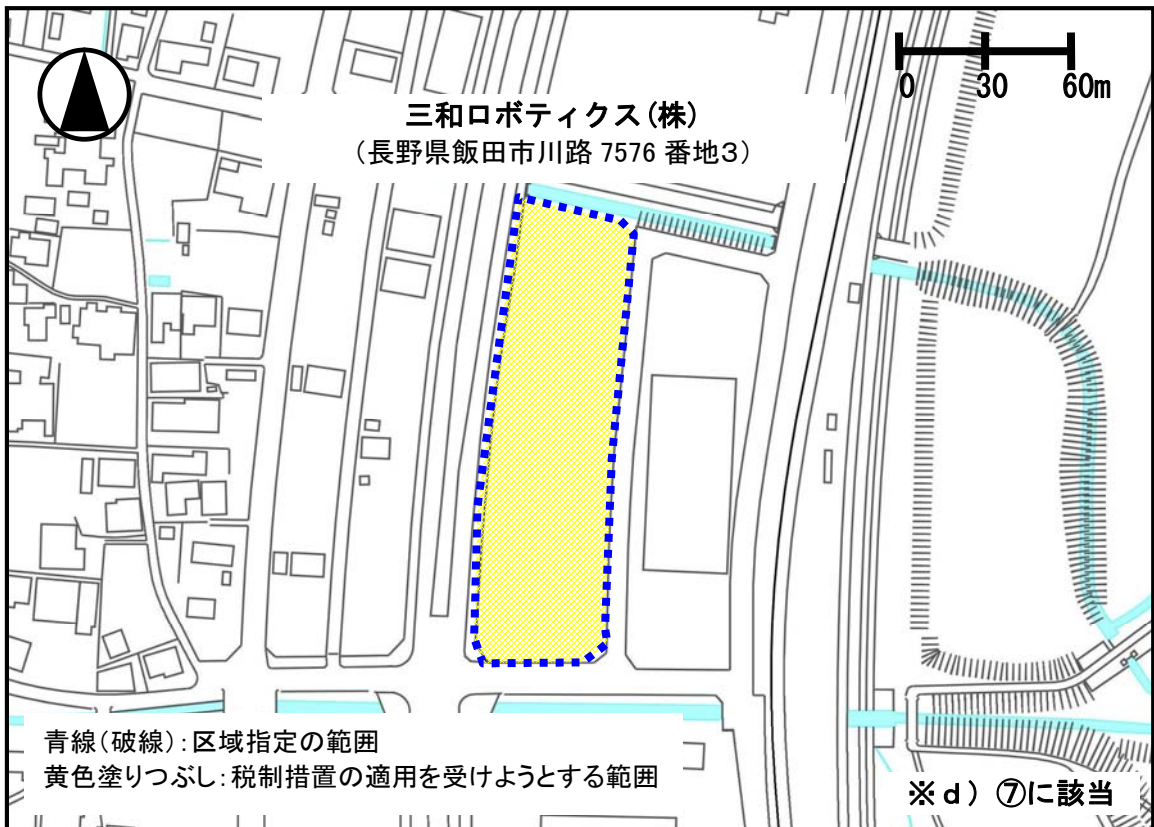
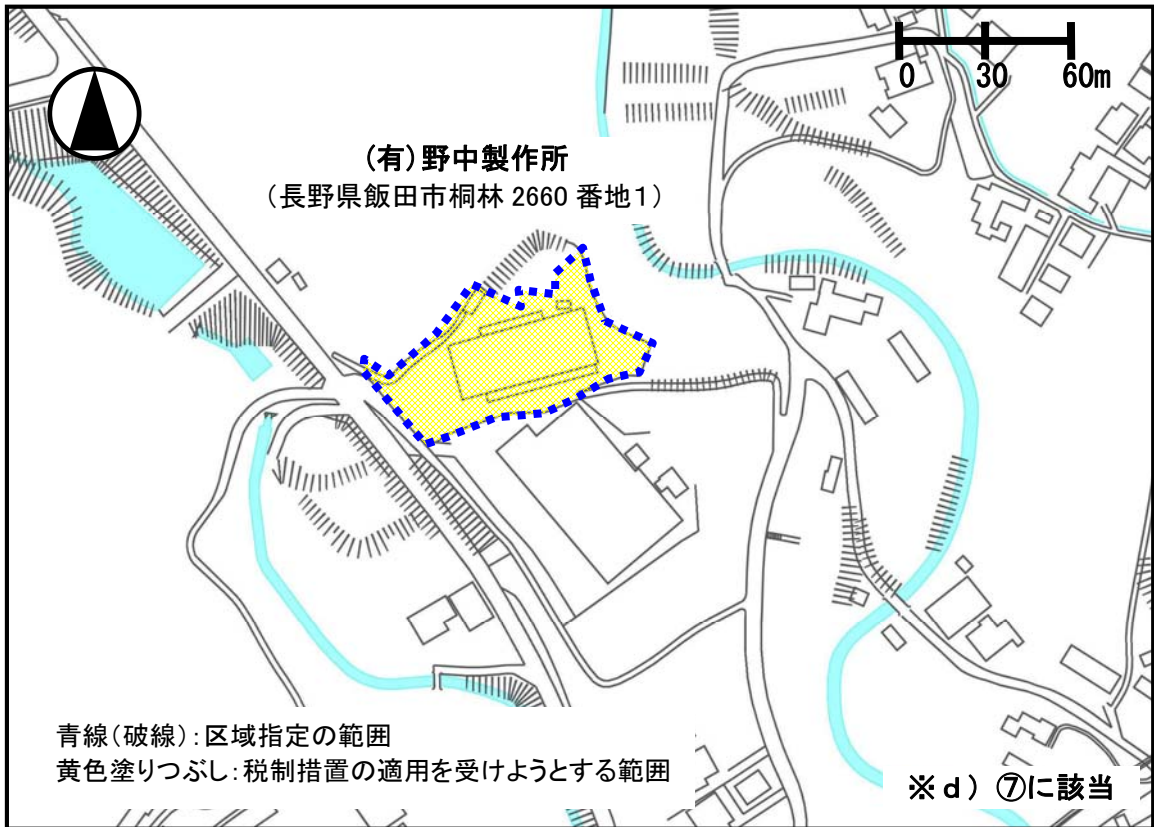
飯田市内地区（その 1）



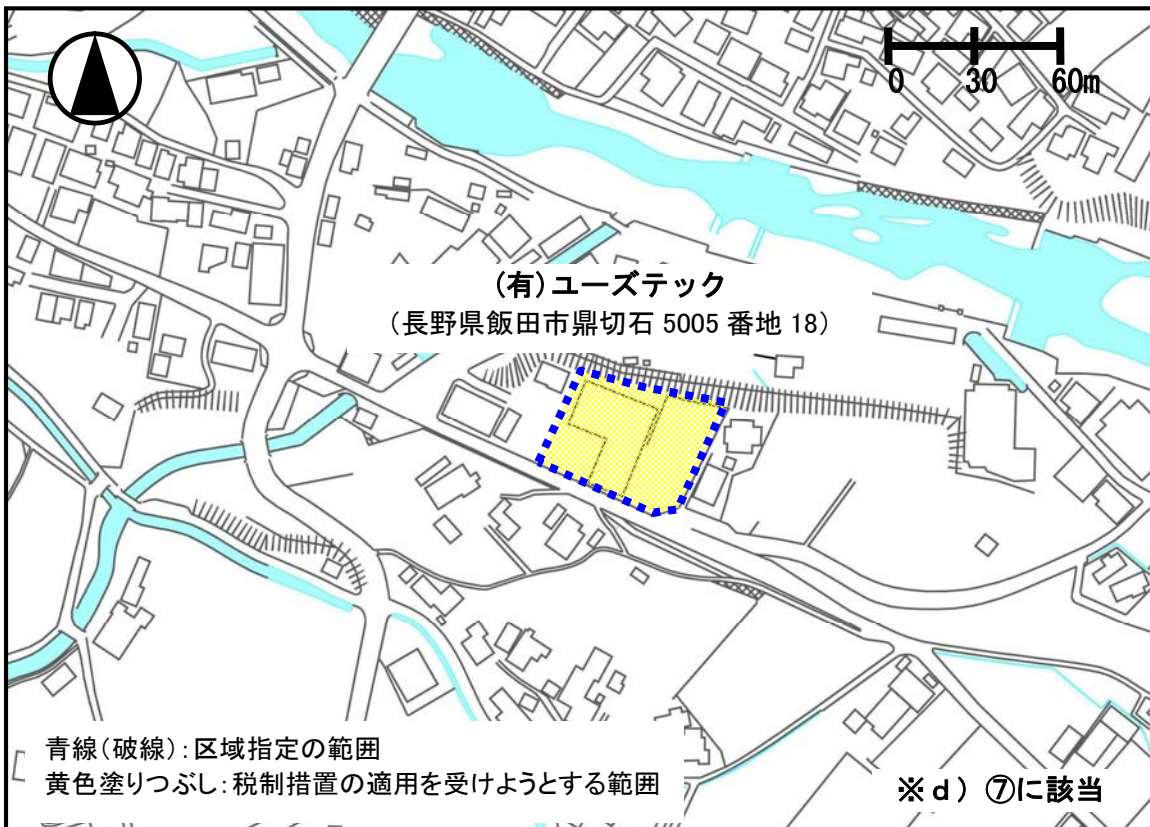
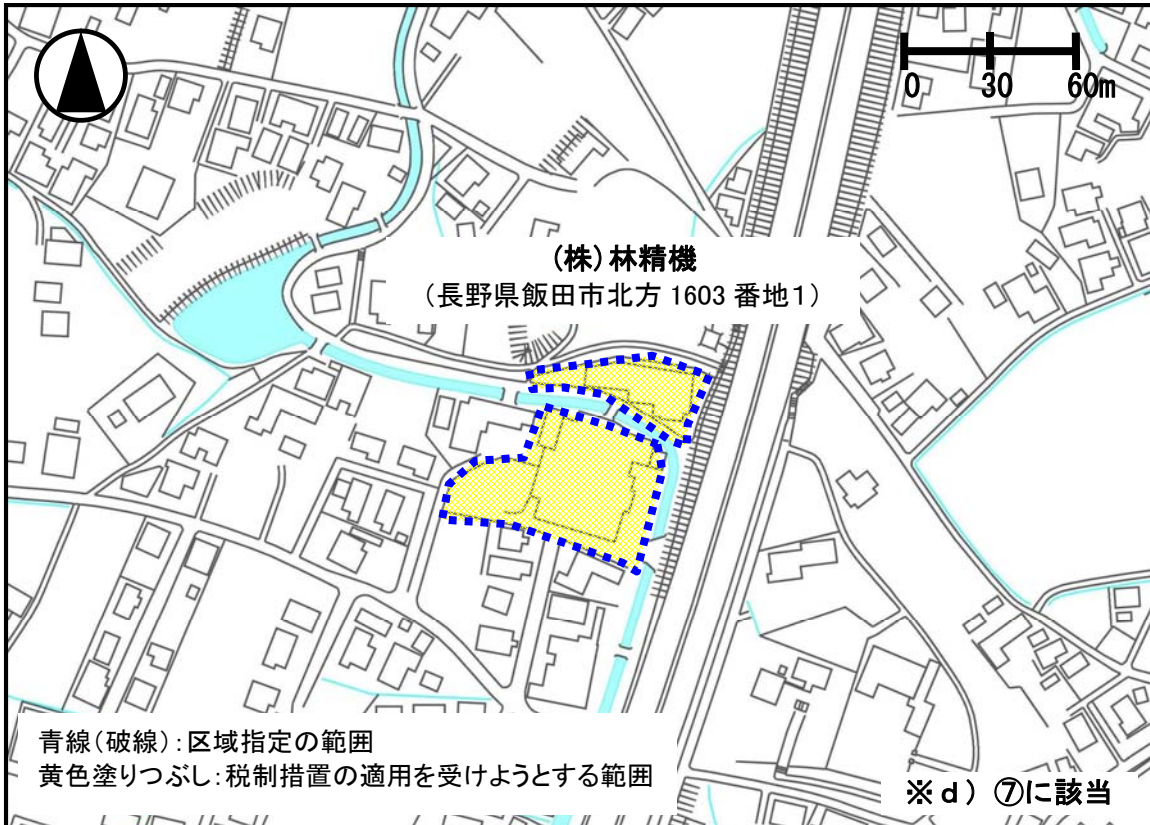
飯田市内地区（その2）



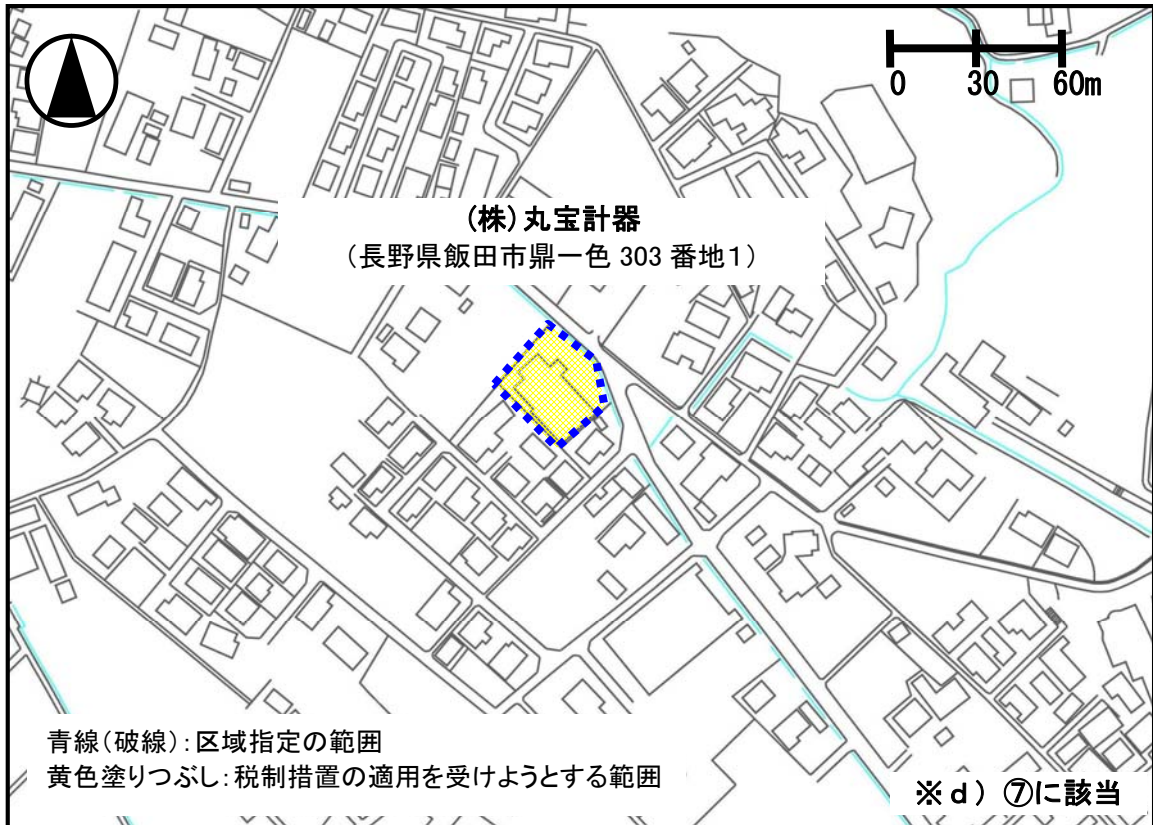
飯田市内地区（その3）



飯田市内地区（その4）

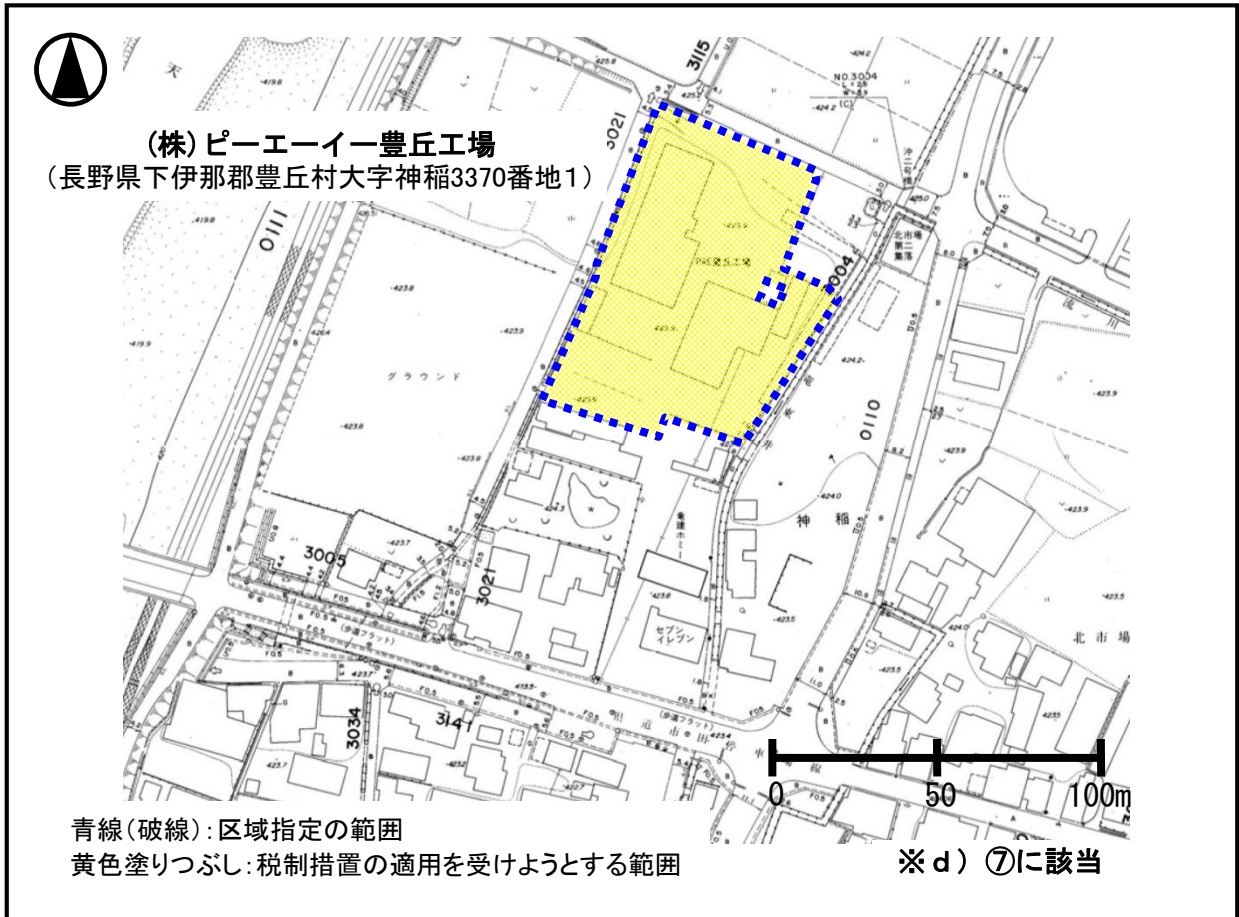


飯田市内地区（その5）



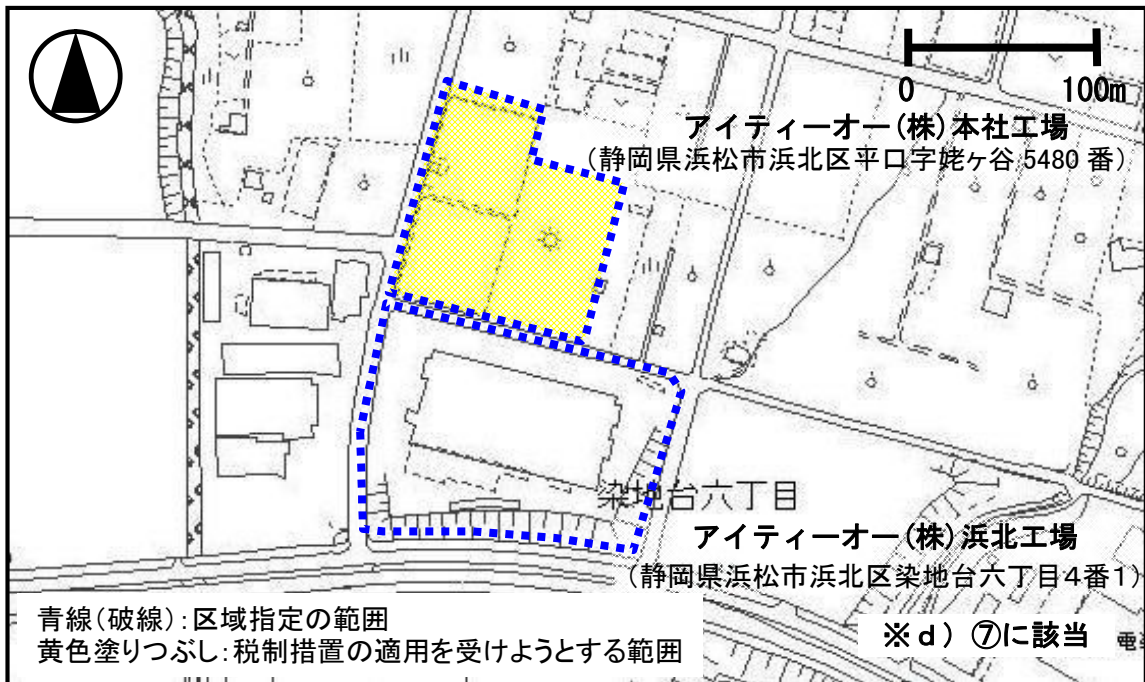
別添地図（別紙1-2【3/3】関係）（その34）

豊丘村内地区



別添地図（別紙1-2【3/3】関係）（その35）

浜松市内地区



アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区国際競争力強化方針

平成23年12月22日
内閣総理大臣決定

1. 産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

(1) 総合特区により実現を図る目標

アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターを形成し、先端技術集約型産業である「航空宇宙産業」を振興するとともに、自動車に続く次世代産業として育成し、「技術立国・日本」の成長・発展を牽引することを目指す。

(2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

航空機産業は、素材開発から部品加工、完成機の開発・試験、型式証明、製造、さらには整備保守・修理といった非常に長い経路、期間を要する産業であり、産業としての総合力が競争力の大きな源泉となる。このため、航空機の開発、飛行試験、生産等の各過程が同一地域に集約され、しかも航空機の開発・事業化に関して、その地域で機能が完結できるかが重要なポイントとなる。このことによって、航空機の継続的・連続的な開発と販売体制の確立が可能になり、航空機産業の発展継続性の確保に資することになる。また、こうした「完結性」としての強みを発揮するには、単なる関連産業の集積地から、地域の企業群、大学、研究機関、行政などが有機的に連携し、一体となって開発から製造・販売、保守管理までの取組が可能となるクラスター化(拠点化)を進めていくことが必要である。

2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

(1) 解決策

① 製造コスト低減による国際競争力アップ

海外からの部品調達コストを抑えるための環境整備や、機体メーカーを支える中小企業の集団化・共同化による部品の一貫生産・供給体制を構築することなどにより、製造コストの低減を図り、国際競争力強化につなげる。

② 企業が新規立地・設備投資しやすい環境整備

初期投資が膨大で、回収に時間を要するとともに、製品が大きく、生産・保管等の施設整備に広大な用地を要するという航空宇宙産業の特性を踏まえ、関連企業が新規立地・設備投資しやすい環境の整備を図る。

③ 産・学・官挙げたMRJプロジェクトの成功に向けた取組の推進

MRJについて、平成26年の初号機納入に向けた着実な開発・製造を推進するとともに、官民一体となったトップセールス等による販売促進など、普及拡大策の推進等を図る。

④ 中小企業の新規参入・販路開拓支援

専門家の派遣などによる航空機固有の認証の取得支援等、優れた技術力を有する中小企業の新規参入支援の促進を図る。

また、国際イベントを活用して、地元企業の高度な技術等を海外等への発信や海外企業とのマッチングなど、販路開拓を図る。

⑤ 専門的人材の育成・確保の推進

地域の産・学・官の役割分担と連携により、実践的専門人材をはじめ、航空機開発・設計、生産技術・技能、生産管理等に関わる人材の育成を図る。

⑥ 航空機イノベーション拠点の整備

先進的な研究開発を担い、新しい開発案件に対応できるような航空機に関するイノベーション拠点の整備を図る。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議の場における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし。